

付議部局：こども未来局こども未来部

1. 付議事案名 「千葉市こども・若者プラン」について（方針決定）

2. 決定事項

- 令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「千葉市こども・若者プラン」を別紙のとおり決定する。

3. 政策会議に付議する理由・背景

- 少子化、児童虐待やひきこもり等のこども・若者や子育て家庭を取り巻く様々な問題は依然として喫緊の課題となっており、本市における様々なこども・若者施策等を総合的に推進するためには庁内横断的な取り組みが重要であり、次期計画の策定にあたり庁内の共通理解を図る必要がある。

4. 方針決定後の課題

- 次期計画を着実に遂行するため、こども・若者や子育て家庭の様々な問題や、社会経済情勢の変化等に対応し、適切な進行管理を行う必要がある。

5. 市長マニフェスト等との関連

- 市長マニフェストへの記載 なし
- 第1次実施計画の位置付け なし

6. 対外公表の時期・方法

- 記者発表等 有り（令和7年1月下旬 記者投込み）（パブリックコメント手続）
- 会議資料等の公開 上記記者発表後に公表（情報公開条例第7条第5号に該当）

7. 関係部局との調整状況等

(1) 関係部局との調整状況

調整年月	関係課名	調整内容概要
R6.7	全庁	現行計画の方向性に関する事項（拡充、継続など）
R6.8	全庁	新規事業に関する事項
R6.10	庁内関係課 ※こども施策庁内連絡会議	骨子案に関する事項

(2) 副市長への報告

報告日	副市長名
R6.12.26	大木副市長
R6.12.26	橋本副市長

8. 添付資料

- 添付1 千葉市こども・若者プランについて
- 添付2 千葉市こども・若者プラン（素案）

次期千葉県市こどもプラン

「千葉県市こども・若者プラン」について

- 現行の第2期千葉市こどもプランからの継続を基本としつつ、社会経済情勢の変化やアンケート調査等から窺える新たな課題・ニーズに対応
- 新たに、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付け、策定に当たりこども大綱等を勘案
- R7.4施行予定の千葉市こども・若者基本条例の目的や基本理念等にも留意

こども基本法

【都道府県こども計画等（第10条）】

市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるように努めるものとする。

こども大綱

【こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」】

全てのこども・若者が（中略）身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

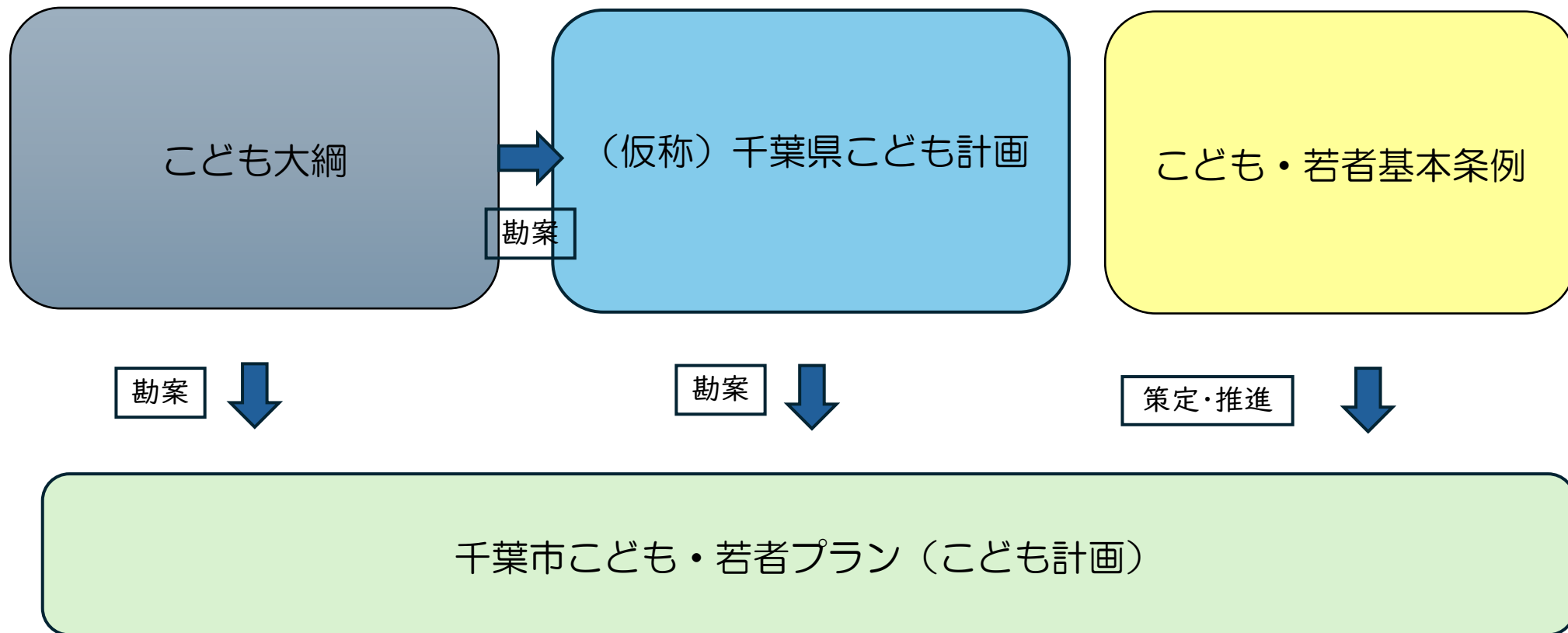
※以下の3大綱を統合

- ・ 少子化社会対策大綱
- ・ 子供・若者育成支援推進大綱
- ・ 子供の貧困対策に関する大綱

こども・若者基本条例

【こども計画の策定及び推進（第39条）】

市は、前条の方針に基づき、こどもや若者に関する施策を総合的・計画的に推進するため、こども基本法第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画を策定します。



現行プランの内容に加え、こどもや若者の権利保障に関する施策など、大綱に定められたこども施策に関する基本的な方針や重要事項、条例の内容等を踏まえた取組みを盛り込む

第2期千葉市こどもプラン

子ども・子育て支援事業
計画（策定義務）

子ども・若者育成支援に
ついての計画（策定努力
義務）

ひとり親家庭自立促進
計画（策定任意）

こどもの参画計画
（策定任意）



千葉市こども・若者プラン

子ども・子育て支援事業
計画（策定義務）

子ども・若者育成支援に
ついての計画（策定努力
義務）

ひとり親家庭自立促進
計画（策定任意）



別
冊

子どもの貧困対策推進計画
（策定努力義務）

大綱の基本的な方針や重要事項を踏まえた取組み

- 子ども・若者の権利保障
- **子ども・若者の社会参画** 等

※ 本市では「千葉市こども未来応援プラン」
として別に策定しているため、概要を掲載

○ 計画名等

こどもから若者にかけての切れ目のない支援の重要性やこどもや若者が現在と未来の社会を担う大切な存在であることに鑑み、名称を「千葉市こども・若者プラン」に改めるとともに、基本理念にも若者の視点を追加

○ 施策体系

こども大綱等を踏まえ、こどもや若者のライフステージを通じた取組み、こどもの誕生前から青年期までのライフステージ別の取組み、子育て当事者への支援に関する取組みなどを整理

○ 成果指標の設定

現行計画では、新規・拡充事業について計画期間の各年度における目標を掲げていたが、次期計画ではこれに加え、計画全体の成果指標を設定

○ 計画の対象

妊産婦等、新生児期から青年期までのこども・若者、子育て当事者

○ 計画期間

令和7年度～令和11年度までの5年間

○ 成果指標

①こども対象（小学生～18歳程度）

家庭・学校生活等において困り事がないと思う人の割合 ⇒ 7割以上
（R5アンケート：53.9%）

②若者対象（19歳～29歳程度）

自分の将来に希望があると思う人の割合 ⇒ 7割以上
（R5アンケート：58.6%）

③子育て当事者対象

千葉市が子育てしやすいまちだと思う人の割合 ⇒ 7割以上
（R5アンケート：54.3%）

基本理念



計画策定の視点

- ① 全てのこども・若者の権利が保障され、自分らしく健やかに成長し自立するための支援の推進
- ② 多様なニーズに対応し、誰一人取り残さないきめ細やかな支援
- ③ 誕生前から青年期までの成長に応じた切れ目のない支援
- ④ 子育て当事者を支えるための環境づくりの推進

施策体系

第1章 ライフステージを通じた取組み

- 基本施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 基本施策3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 基本施策4 こどもの貧困対策
- 基本施策5 障害のあるこども・若者への支援の充実
- 基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 基本施策7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み
- 基本施策8 相談体制の充実

第2章 ライフステージ別の取組み

- 基本施策1 こどもの誕生前から幼児期まで
- 基本施策2 学童期・思春期
- 基本施策3 青年期
- 基本施策4 相談体制の充実

第3章 子育て当事者への支援に関する取組み

- 基本施策1 子育てに関する情報提供
- 基本施策2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 基本施策3 ひとり親家庭への支援
- 基本施策4 相談体制の充実

第4章 子ども・子育て支援事業計画

- 基本施策1 教育・保育の提供(「量の見込み」及び「確保方策」)
- 基本施策2 地域子ども・子育て支援事業の提供(「量の見込み」及び「確保方策」)
- 基本施策3 認定こども園の普及促進
- 基本施策4 教育・保育等の「質」の確保・向上
- 基本施策5 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供
- 基本施策6 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

第5章 こども・若者施策の共通の基盤となる取組み

- 基本施策1 こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 基本施策2 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM(証拠に基づく政策立案)
- 基本施策3 施策の推進体制等

第1章 ライフステージを通じた取組み

基本施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

<目指すべき姿>

- こども・若者の自己肯定感や規範意識が高く、思いやりを持って他者とより良い関係を築くことができること。
- 全ての人がこども・若者の権利について理解するとともに、その権利が保障され、権利侵害に関する救済や社会参画の取組みが行われること。

<主な取組内容>

- (1) こども・若者の権利に関する周知啓発
- (2) こどもの権利の侵害に関する救済
- (3) こども・若者の社会参画の推進

<重要・新規・拡充事業>

重要 こどもの権利救済委員の配置

新規 こどもが権利の侵害その他の不利益を受けた場合において、迅速に救済し、権利の回復を支援するため、救済委員を配置します。

重要 (仮称)こども・若者会議

新規 こども・若者の意見表明の場として、また、こども・若者から市政に関する意見を聴き、施策等に反映するための仕組みとして、「(仮称)こども・若者会議」を設置します。

新規 こども週間

こどもを育む機運の醸成、こどもの権利の保障、社会参画等に関する周知啓発のため、こども週間を設け、イベント等を行います。

新規 保育所等、子どもルーム・アフタースクールにおけるこどもの権利等に関する研修事業

こども基本法や千葉市こども・若者基本条例を踏まえ、こどもの権利擁護やこどもの意見表明等に関する研修を実施します。

基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

<目指すべき姿>

- 多様な遊びや体験、活躍できる機会を確保し、子ども・若者が豊かな人間性と社会性を持てること。

<主な取組内容>

- (1) 遊びや体験活動の推進
- (2) 生活習慣の形成・定着
- (3) こどもまんなかまちづくりの推進
- (4) 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進
- (5) 持続可能な開発のための教育（ESD）、理数系教育、アントレプレナーシップ教育（起業家精神教育）、STEAM教育*等の推進
- (6) 教育を通じた男女共同参画の推進
- (7) 多様な性への理解促進・相談体制の整備等

*STEAM教育：「科学」、「技術」、「工学」、「芸術・リベラルアーツ」、「数学」の5つの分野を総合的に学ぶ教育。

<重要・新規・拡充事業>

新規 わんぱくの森整備

「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画」に基づき、子どもたちに「北谷津の豊かな自然を活用した遊び場」を提供することを目的に、2030年度の供用開始を目指し整備を進めます。

基本施策3 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

<目指すべき姿>

- 子ども・若者やこれから父親・母親になる方が、こどもの健康的な成長と発達を理解するとともに、子ども・若者が生活状況に関わらず質の高い保健・医療サービスを受けられること。

<主な取組内容>

- (1) プレコンセプションケアの推進
- (2) こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進
- (3) 子ども・若者への医療等の提供

<重要・新規・拡充事業>

拡充 プレコンセプションケアの推進

男女を問わず将来の妊娠・出産及び不妊等に関する理解を深め、主体的な健康管理を促す取組みを行います。

拡充 土日開催の両親学級

これから母親・父親になる方を対象に助産師が、お産や母乳についての講義や行政サービスの紹介のほか、妊娠中から産後の母親の心と体の変化に合わせた父親のサポート等、子育てを協力して行うことについて講義を行い、父親の育児への積極的な関わりを支援します。

基本施策4 こどもの貧困対策

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」として、「千葉市子ども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定しています。

<目指すべき姿>

- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されないこと。
- 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していきること。

<主な取組内容>

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の安定に資する切れ目のない支援
- (3) 経済的支援及び職業生活の安定と向上に資する就労の支援
- (4) 子ども・家庭に支援がつながる連携体制の強化

基本施策5 障害のある子ども・若者への支援の充実

<目指すべき姿>

- 障害のある子ども・若者が、成長に合わせた切れ目のない支援を受け、安心して共に暮らすことができること。

<主な取組内容>

- (1) 障害のある子ども・若者が安心して共に暮らすことができる体制づくり
- (2) 障害のある子ども・若者への教育・保育等の提供
- (3) 障害のある子ども・若者のスポーツ活動への参加促進

<重要・新規・拡充事業>

新規 療育機関との連携の強化

子どもの健やかな成長発達を図るため、認定子ども園、保育園等と療育機関等との連携を強化する方法を検討します。

基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

<目指すべき姿>

- 全てのこども・若者の権利が尊重され、「体罰等によらない子育て」により、こども・若者が安全に、安心して育まれること。
- 家庭での養育が困難なこども・若者が、社会との関わりを持ち、自立した生活を営めること。

<主な取組内容>

- (1) 児童虐待防止に関する周知啓発、相談体制の充実
- (2) 児童虐待防止に関する組織の体制強化
- (3) 児童虐待防止に関する施策の充実
- (4) 児童虐待防止の支援の質の向上及び関係機関の連携強化
- (5) 社会的養護における家庭養育等の推進
- (6) 社会的養護における専門的なケアの充実、児童の自立支援
- (7) ヤングケアラーへの支援体制の強化

<重要・新規・拡充事業>

重要 児童相談所の2所2施設化

東部児童相談所の移転整備により、西部児童相談所と同一施設内での2所1施設体制から、各管轄区域内での2所2施設体制とし、児童虐待に対応する体制を強化します。

重要 一時保護環境の改善・体制強化

子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への一時保護委託等を活用し、一時保護所の在所日数を短縮します。

新規 意見表明等支援事業

こどもの権利擁護を促進するため、意見表明等支援員が一時保護所や児童養護施設等を訪問し、入所児童の意見形成や関係機関等への意見表明を支援する仕組みを整備します。

基本施策7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み

<目指すべき姿>

- こども・若者のSOSを見逃さず、孤独・孤立を防ぎ、命が支えられること。
- こども・若者が犯罪等の被害に遭わず、安全・安心に暮らせること。
- こども・若者が、犯罪等から自分の身を守ることができること。

<主な取組内容>

- (1) こども・若者の自殺対策
- (2) 犯罪等から守る地域づくり
- (3) 犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上
- (4) 防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進

基本施策8 相談体制の充実

<目指すべき姿>

- 様々な悩み事を気軽に相談でき、不安を解消できること。

<主な取組内容>

- (1) 相談体制の充実

第2章 ライフステージ別の取組み

基本施策1 こどもの誕生前から幼児期まで

<目指すべき姿>

- 妊婦が安心して子どもを産み育てることができ、こどもが心身ともに健全に発達・成長できること。

<主な取組内容>

- (1) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化
- (2) 安心して妊娠・出産できる体制の強化
- (3) こどもが安心して健やかに育つための体制の充実

<重要・新規・拡充事業>

新規 むし歯予防フッ化物洗口導入支援事業

むし歯の予防に効果のあるフッ化物洗口の導入を促進するために、保育所、幼稚園等の中から希望する施設を選定し、フッ化物洗口の実施を支援します。各施設3年間を支援期間とし、支援期間終了後は自主実施への移行を目指します。

拡充 産後ケア事業

産後5か月未満（訪問型は1年未満）の母子を対象に、訪問や医療機関・助産所に宿泊又は日中滞在し、助産師による心身のケアや育児指導を行います。

拡充 乳児一般健康診査

乳児期の健康管理及び、疾病等の早期発見・早期治療のため、協力医療機関で健康診査を行います。

基本施策2 学童期・思春期

<目指すべき姿>

- こども・若者が夢と希望を持ち、意欲的に行動できること。
- こども・若者が安心して自分らしく過ごし、他者との信頼関係を育むことができること。

<主な取組内容>

- (1) こども・若者の居場所づくり
- (2) こども・若者の健全育成
- (3) 社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に関する支援

<重要・新規・拡充事業>

重要 こどもの居場所の提供

子ども交流館やプレーパークを運営するとともに、信頼できる大人が見守る第3の居場所であるどこでもこどもカフェや市民によるプレーパークの開催を支援し、こどもたちの身近な地域において気軽に立ち寄ることができ、信頼できる大人がこどもを見守る安全・安心な居場所を提供します。

拡充 子どもルームの拡充

既存の子どもルームでの受入れが困難な地域については、小学校の特別教室を活用した高学年ルームの開設、余裕教室利用や学校敷地内への増設等により、子どもルームの受入枠の拡大を行います。

拡充 アフタースクールの拡充

放課後子ども教室と子どもルームの運営を一体的に行い、希望する全ての児童を対象に放課後の「安全・安心な居場所」と「多様な体験・活動の機会」を提供するアフタースクール事業を拡充します。

基本施策3 青年期

<目指すべき姿>

- 若者に寄り添い、社会的な自立を多様な方法で支援することにより、次代を担う若者が自分らしく活躍できること。

<主な取組内容>

- (1)学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進
- (2)雇用・賃金等に関する取組み
- (3)結婚に伴う新生活への支援

<重要・新規・拡充事業>

重要 (仮称)こども・若者会議【再掲】

新規 こども・若者の意見表明の場として、また、こども・若者から市政に関する意見を聴き、施策等に反映するための仕組みとして、「(仮称)こども・若者会議」を設置します。

拡充 資格取得の支援

市内企業の事業継続や経営基盤の強化を支援するため、運送業、製造業、自動車整備業の従業員等が資格を取得した場合、その費用を助成します。また、一部の資格取得後に市内企業へ就職・転職した方に対しても、同様に資格取得費用を助成します。

基本施策4 相談体制の充実

<目指すべき姿>

- 様々な悩み事を気軽に相談でき、不安を解消できること。

<主な取組内容>

- (1)相談体制の充実

第3章 子育て当事者への支援に関する取組み

<目指すべき姿>

- こどもの心身の発達は、一番身近な養育者(父母等)の状況や生活環境と密接に関係があるため、養育者を支えることにより、親子が安心して育ち合えること。
- 子育てに関する情報が充実し、相談対応や経済的負担の軽減など、子育てに必要な支援が十分受けられること。

基本施策1 子育てに関する情報提供

<主な取組内容>

- (1) 子育てに関する情報提供

基本施策2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

<主な取組内容>

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

<重要・新規・拡充事業>

新規 多子世帯の保育料軽減(第2子以降の保育料負担軽減)

第2子以降の保育料について、所得制限や年齢制限等の不公平を解消するとともに、子育て世帯を経済的に支援し、子育てしやすい環境を整えることを目的として、軽減対象の拡充を検討します。

基本施策4 相談体制の充実

<目指すべき姿>

- 様々な悩み事を気軽に相談でき、不安を解消できること。

基本施策3 ひとり親家庭への支援

<主な取組内容>

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 子育て支援、生活の場の整備
- (3) 就業支援
- (4) 養育費の確保及び親子交流に関する取決めの促進
- (5) 経済的支援

<主な取組内容>

- (1) 相談体制の充実

第4章 子ども・子育て支援事業計画

市町村は「子ども・子育て支援法」に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を定め、子ども・子育て支援施策を計画的に提供する役割を担います。

事業計画においては、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（需要量の見込み）及び「確保方策」（需要量の見込みに対する供給量）、教育・保育等の質の確保・向上のための取組み等を定めます。

<目指すべき姿>

- 保護者の就労等の家庭状況にかかわらず、全ての子どもが、質の高い幼児教育・保育を受けることができること。
- 全ての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った子ども・子育て支援施策を、円滑に利用することができること。
- 出産・子育て期にある父親・母親が、ともに子育てに関わり、子育てと仕事を両立できること。

<主な取組内容>

- (1) 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）
- (3) 認定こども園の普及促進
 - 3-1 私立幼稚園及び民間保育園に対する移行支援
 - 3-2 保護者に対する普及啓発
- (4) 教育・保育等の「質」の確保・向上
 - 4-1 教育・保育人材の資質の向上
 - 4-2 教育・保育人材の確保
 - 4-3 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保こ小連携）
 - 4-4 市による認可・指導監査等を通じた教育・保育の質の確保・向上
 - 4-5 運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上
 - 4-6 保育環境の改善等による質の向上
 - 4-7 放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上
- (5) 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供
 - 5-1 障害のある子どもの受入れ
 - 5-2 医療的ケアが必要な子どもの受入れ
 - 5-3 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上
 - 5-4 障害児保育・特別支援教育実施施設等に対する支援
 - 5-5 外国につながる子どもへの支援
- (6) 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進
 - 6-1 ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及啓発
 - 6-2 男性の子育てへの関わりの促進
 - 6-3 子育てと仕事の両立のための基盤整備

<重要・新規・拡充事業>

拡充 保育士等給与改善事業

保育士等の給与改善を行う認定こども園、保育園等事業者に対し、上限の範囲内で費用を助成します。

拡充 公立保育施設での3歳以上児への主食提供

保育の質の向上と保護者負担の軽減のため、公立保育施設において、3歳以上児への主食提供を実施します。

拡充 認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な子どもへの対応

「千葉市保育園・認定こども園における医療的ケア実施ガイドライン」を活用し、認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な子どもの受入体制を整備し、受入れを促進します。

拡充 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院、保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

<量の見込みと確保方策>

◆ 教育・保育

計画最終年度の令和11年4月までに、「量の見込み」に対応した教育・保育が提供されるよう、私立幼稚園の認定こども園移行、認可外保育施設の認可化など、既存資源を最大限に活用し、受け皿を拡充していきます。

令和7年度 (単位:人)	3~5歳			0~2歳		
	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育利用	保育利用	2歳	1歳	0歳
量の見込み	6,408	1,549	11,168	3,921	3,750	1,414
確保方策	6,408	1,549	12,139	3,624	3,065	1,935
教育・保育施設※1	4,188	1,037	12,139	3,158	2,653	1,686
私学助成幼稚園	2,220	512				
地域型保育事業※2				466	412	249



令和11年度 (単位:人)	3~5歳			0~2歳		
	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育利用	保育利用	2歳	1歳	0歳
量の見込み	4,770	1,459	11,745	4,373	4,244	1,534
確保方策	4,770	1,459	12,868	3,901	3,342	2,103
教育・保育施設※1	2,639	858	12,868	3,378	2,873	1,818
私学助成幼稚園	2,131	601				
地域型保育事業※2				523	469	285

※1:教育・保育施設 … 認定こども園、幼稚園、保育園 ※2:地域型保育事業 … 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

基本施策の取組内容（つづき）

◆ **地域子ども・子育て支援事業** 「量の見込み」が現状を上回る事業については、計画最終年度の令和11年4月までに、「量の見込み」に対応した事業量を供給することができるよう、確保方策を講じていきます。

事業名	令和7年度		令和11年度		指標	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策		
① 放課後児童クラブ (子どもルーム・アフタースクール)	小学1～3年	10,108	10,108	10,493	10,493	利用者数
	小学4～6年	3,335	3,335	3,774	3,774	
② 時間外保育事業		7,040	7,040	6,797	6,797	年間延べ利用人数
③-1 幼稚園預かり保育(1号認定子どもによる不定期の利用)		81,024	81,024	75,941	75,941	年間延べ利用人数
③-2 幼稚園預かり保育(2号認定子どもによる定期的な利用)		287,820	287,820	271,071	271,071	年間延べ利用人数
③-3 一時預かり(不定期利用分)		34,235	12,597	33,087	16,373	年間延べ利用人数
③-4 一時預かり(定期利用分)		29,085	15,721	27,893	19,239	年間延べ利用人数
④ ファミリー・サポート・センター (子育て援助活動支援事業)	未就学児	7,641	2,967	7,850	4,825	年間延べ利用人数
	就学児	10,430	4,097	9,450	5,898	
⑤ 病児保育事業		17,325	7,560	17,773	14,400	年間延べ利用人数
⑥ 地域子育て支援拠点事業		208,808	215,636	206,882	213,679	年間延べ利用人数
⑦-1 利用者支援事業(子育て支援コンシェルジュ)		8	7	8	8	箇所数
⑦-2 利用者支援事業(こども家庭センター)		6	6	6	6	箇所数
⑧-1 子育て短期支援事業(ショートステイ)		1,351	1,351	1,351	1,351	年間延べ利用人数
⑧-2 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)		759	759	707	707	年間延べ利用人数
⑨ 妊婦健康診査	対象者数	5,760	5,760	5,545	5,545	対象者数
	受診回数	69,120	69,120	66,540	66,540	年間延べ受診回数
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業		4,980	4,980	4,899	4,899	訪問件数
⑪ 養育支援訪問事業		1,561	1,561	1,478	1,478	訪問件数
⑫ 子育て世帯訪問支援事業		7,720	1,544	7,720	7,720	年間延べ利用人数
⑬ 親子関係形成支援事業		117	24	117	117	利用者数
⑭ 妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出数	5,760	5,760	5,545	5,545	年間延べ件数
	1組当たり面談回数	2.51	2.51	2.56	2.56	年間延べ利用回数
	面談実施合計回数	14,478	14,478	14,195	14,195	年間延べ利用回数
⑮ 産後ケア事業		11,082	11,082	13,883	13,883	年間延べ利用人数
⑯ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		令和7年度中に設定		令和7年度中に設定		



第5章 こども・若者施策の共通の基盤となる取組み

基本施策1 こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

<主な取組内容>

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| (1) 教育・保育人材の資質の向上(再掲) | (6) 児童相談所の人員体制強化・専門性の向上 |
| (2) 教育・保育人材の確保(再掲) | (7) 児童養護施設等の質の確保 |
| (3) 市による認可・指導監査等を通じた教育・保育の質の確保・向上(再掲) | (8) 困難を抱える児童等に対応する職員の質の確保 |
| (4) 運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上(再掲) | (9) 障害児(者)に関わる職員の質の確保 |
| (5) 放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上(再掲) | (10) こども・若者への支援や家庭に関わる人材の育成・支援 |

<重要・新規・拡充事業>

新規 こども家庭ソーシャルワーカー資格取得促進

児童養護施設等に入所しているこども及びその家庭への支援の質を確保するため、児童養護施設等の職員が「こども家庭ソーシャルワーカー」資格を取得する際に必要な経費を助成します。

基本施策2 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM(証拠に基づく政策立案)

<主な取組内容>

(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM(証拠に基づく政策立案)

<重要・新規・拡充事業>

重要 (仮称)こども・若者会議【再掲】

新規 こども・若者の意見表明の場として、また、こども・若者から市政に関する意見を聴き、施策等に反映するための仕組みとして、「(仮称)こども・若者会議」を設置します。

新規 こども・若者施策に関する外部有識者の活用

外部有識者から意見を聴取するなど、専門的な知見を活用し、こども・若者施策の推進を図ります。

基本施策3 施策の推進体制等

<主な取組内容>

(1) こども・若者に関する施策推進のための体制整備

<重要・新規・拡充事業>

新規 成果指標と数値目標の設定

計画全体の成果指標を設定するとともに、重要・新規・拡充事業については具体的な実施内容・目標値を設定して、計画的に推進します。

新規 (仮称)こども・若者施策推進本部

庁内横断的な会議等を設置し、情報共有や連携強化を図り、必要な方針決定や調整を行うなど、こども・若者に関する施策の推進を図るための体制を整備します。

新規 こども・若者施策に関する外部有識者の活用【再掲】

外部有識者から意見を聴取するなど、専門的な知見を活用し、こども・若者施策の推進を図ります。

策定までのスケジュール（予定）

日時	会議等	審議事項
令和6年10月23日（水）	（庁内）こども施策庁内連絡会議（※1）	骨子案に係る審議
令和6年11月21日（木）	（外部）子ども・子育て会議（※2）	
令和6年11月22日（金）	（外部）社会福祉審議会児童福祉専門分科会（※3）	
令和6年12月18日（水）	（外部）子ども・子育て会議	素案に係る審議
令和6年12月24日（火）	（外部）社会福祉審議会児童福祉専門分科会	
会議後～ 令和7年1月中旬	社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び子ども・子育て会議の意見を踏まえた政策会議（※4）の実施	
令和7年1月下旬～2月下旬	パブリックコメント手続	2種類の資料を作成し、パブリックコメントを実施予定。 ①一般向け ②こども向け
令和7年3月中旬～下旬	（庁内）こども施策庁内連絡会議	策定に係る審議
令和7年3月中旬～下旬	（外部）子ども・子育て会議	
令和7年3月中旬～下旬	（外部）社会福祉審議会児童福祉専門分科会	
令和7年3月下旬	計画策定	
令和7年4月1日～	計画期間の開始	

※1…庁内における関係課での情報共有・共通理解の促進等を図る会議

※2…次期計画 第4章にあたる「子ども・子育て支援事業計画」を所管する審議会

※3…次期計画 第1章～第3章、第5章を所管する審議会

※4…市政運営の基本方針及び全庁に跨る重要施策の決定を行うことを目的とした会議

【1月16日更新】

千葉県こども・若者プラン
(素案)

千葉県

目次

総論	1
1 計画策定にあたって.....	3
2 千葉市の現状.....	11
3 基本理念.....	19
4 計画策定の視点.....	20
5 施策体系.....	21
6 計画の推進（PDCAサイクル）.....	25
各論	27
第1章 ライフステージを通じた取組み	29
基本施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等.....	29
基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり.....	35
基本施策3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	43
基本施策4 こどもの貧困対策.....	49
基本施策5 障害のあるこども・若者への支援の充実.....	51
基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援.....	58
基本施策7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み.....	74
基本施策8 相談体制の充実.....	90
第2章 ライフステージ別の取組み	95
基本施策1 こどもの誕生前から幼児期まで.....	95
基本施策2 学童期・思春期.....	103
基本施策3 青年期.....	116
基本施策4 相談体制の充実.....	121
第3章 子育て当事者への支援に関する取組み	127
基本施策1 子育てに関する情報提供.....	135
基本施策2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	136
基本施策3 ひとり親家庭への支援.....	137
基本施策4 相談体制の充実.....	140

第4章 子ども・子育て支援事業計画	143
1 「子ども・子育て支援事業計画」の趣旨	143
2 子ども・子育て支援制度の概要	144
3 現状と課題	148
4 目指すべき姿	159
5 主な取組内容	159
4-1 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）	159
4-2 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）	165
4-3 認定こども園の普及促進	176
4-4 教育・保育等の「質」の確保・向上	177
4-5 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供	186
4-6 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進	189
第5章 こども・若者施策の共通の基盤となる取組み	212
基本施策1 こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	212
基本施策2 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（証拠に基づく政策立案）	215
基本施策3 施策の推進体制等	216
索引	217
資料編	231
1 計画の策定経過	233
2 千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿	234
3 千葉市子ども・子育て会議委員名簿	235
4 千葉市青少年問題協議会委員名簿	236
5 子ども・子育て支援ニーズ調査結果（概要）	237
6 「（次期）ひとり親家庭自立促進計画」策定に係るアンケート調査結果（概要）	240
7 ヤングケアラーに関する実態調査結果（概要）	242
8 「（次期）千葉市こどもプラン」策定に係るアンケート調査結果（概要）	244
9 （仮称）千葉市こども基本条例アンケート調査結果（概要）	248
10 パブリックコメント手続の実施結果（概要）	250

総論

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

我が国では、出生率の低下等に伴う少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こども・若者とその家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、児童虐待や有害情報の氾濫、こども・若者による犯罪や非行など、こども・若者を取り巻く環境が悪化しているほか、不登校・ひきこもり・ニートなど、こども・若者が抱える問題が深刻化しています。

特に、こども・子育て支援の分野においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上での重要性に鑑み、質の高い幼児教育や保育を、地域ニーズに応じて総合的に提供することが求められ、平成24年8月にいわゆる「こども・子育て関連3法^{*1}」が制定され、平成27年度から『こども・子育て支援新制度』がスタートしました。

その後、「こども・子育て支援法」の一部改正等により、認定こども園、保育園等^{*2}や放課後児童クラブの待機児童の解消や、質の高い幼児教育・保育の機会の保障と子育て家庭の経済的負担の軽減のための「幼児教育・保育の無償化」の実施など、更なるこども・子育て支援と少子化対策が進められています。

また、国では令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、こどもの利益を最優先に考えた政策や取組みを国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。令和5年4月には、こども基本法の施行及びこども家庭庁の創設が行われ、さらに、同年12月にはこども大綱の閣議決定により、こども施策を総合的に推進するための基本方針が示されました。こども家庭庁を司令塔とした新体制のもと、こども・若者が直面する様々な課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていく取組みが進められています。

新たな制度のもと、「一人ひとりのこども・若者が健やかに成長することができる社会」の実現を図るためには、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の健やかな発達・成長が保障されるよう、良質かつ適切なこども・子育て支援施策を進めることが必要となっています。

千葉市では、平成27年3月に「千葉市こどもプラン」を策定し、様々な施策を推進してきました。令和2年に策定した「千葉市こどもプラン（第2期）」が改定の時期を迎えたことから、今般の社会・経済情勢やこども・若者を取り巻く様々な問題に対応し、引き続き全てのこども・若者と子育て家庭への支援などを体系的・総合的に一層推進するために、「千葉市こども・若者プラン^{*3}」を策定します。

^{*1} 次の3法を総称して「こども・子育て関連3法」という。

①こども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正認定こども園法）、③こども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関係整備法）

^{*2} 保育園等：保育園等とは、保育園、地域型保育事業をいう。

^{*3} こども基本法及びこども大綱等の趣旨を踏まえ、こどもとともに若者に関する施策についても計画的に推進することが重要であるため、計画の名称に若者を加えます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「千葉市基本計画」を上位計画とする個別部門計画として位置付け、こども基本法に基づく「市町村こども計画」(策定努力義務)として、こども大綱等を勘案するとともに、千葉市こども・若者基本条例に留意し、こども・若者の権利保障や社会参画に関する施策を盛り込むほか、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」(策定努力義務)、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」(策定任意。以下「ひとり親家庭自立促進計画」という。)、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」(策定義務)を一体的なものとして策定します。

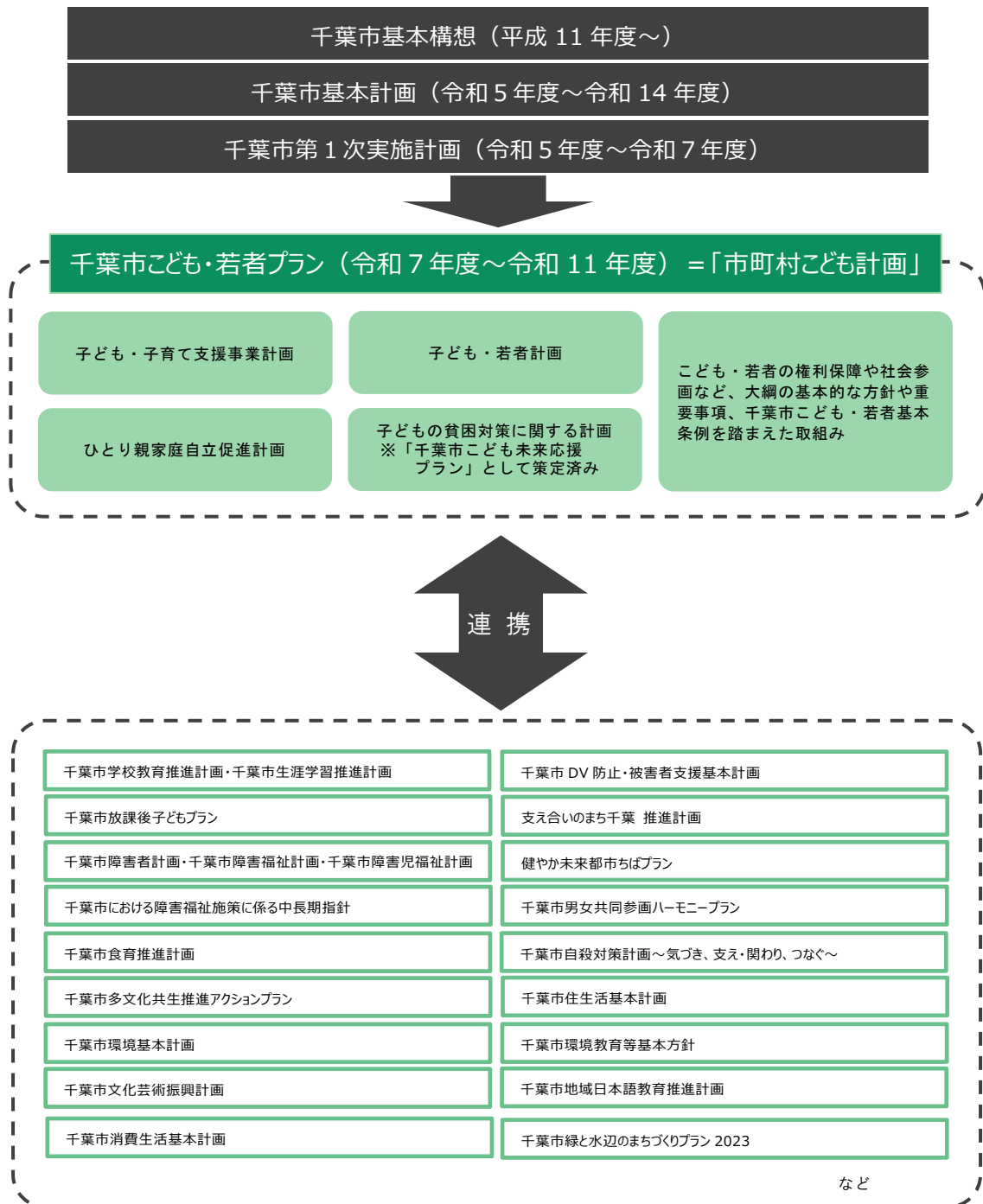
また、「千葉市学校教育推進計画・千葉市生涯学習推進計画」、「千葉市放課後子どもプラン」、「千葉市障害者計画・千葉市障害福祉計画・千葉市障害児福祉計画」等の関連計画と整合を図ります。

なお、こどもの貧困対策に関する事項については、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」として、「千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を令和5年3月に策定済みであることから、「千葉市こども・若者プラン」では概要を示すこととします。

(※「第1章 ライフステージを通じた取組み」の「1-6-1 児童虐待防止に関する周知啓発、相談体制の充実(P66～)」「1-6-2 児童虐待防止に関する組織の体制強化(P67～)」「1-6-3 児童虐待防止に関する施策の充実(P69～)」「1-6-4 児童虐待防止の支援の質の向上及び関係機関の連携強化(P71～)」「1-6-5 社会的養護における家庭養育等の推進(P71～)」、「第2章 ライフステージ別の取組み」の「2-1-3 こどもが安心して健やかに育つための体制の充実(P100～)」「2-2-1 こども・若者の居場所づくり(P109～)」については、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画[※]」としても策定します。)

[※] 行動計画策定指針(令和元年11月告示)において、次世代育成支援行動計画は、各地域の事情に応じ、必要な特定の事項のみの策定とすることも差し支えない、としている。

<関連する主な計画>



(3) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(4) 計画の対象

- ・妊産婦等
- ・新生児期から青年期までのこども・若者
- ・子育て当事者

◇「こども」等の表記について

こども基本法や千葉県こども・若者基本条例では「心身の発達過程にある者」を「こども」と定義していますが、本計画では、一般的な意味で用いる場合は「こども」と表記することを基本とし、特に年齢や趣旨等に留意して用いる場合は、以下のとおり表記することとします。

また、「若者」については、国のこども大綱や千葉県こども・若者基本条例を踏まえ、本計画では、思春期及び青年期にある者を指すこととします（「こども」と「若者」は重なる部分があります）。

子ども	概ね18歳までの者
-----	-----------

児童	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律上の児童
----	--------------------------

児童生徒	主に小学生と中学生等
------	------------

※このほか、法令や国制度、本市事業等で用いられている場合は、その表記とすることを基本とします。また、実際の施策や事業については、それぞれの趣旨等を踏まえ、個別に対象年齢等を定めています。

《参考》

- | | |
|-----|--|
| 妊産婦 | — 母子保健法では、妊娠中又は出産後1年以内の女子。 |
| 新生児 | — 母子保健法では、生後28日未満の者。 |
| 乳児 | — 母子保健法や児童福祉法では、1歳未満の者。 |
| 幼児 | — 母子保健法や児童福祉法では、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者。 |
| 児童 | — 児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律では、満18歳に達するまでの者。
(学校教育法では、小学校課程等に在籍し初等教育を受けている者で、主に6歳から12歳までの者) |
| 学童期 | — こども大綱では、小学生年代の者。 |
| 思春期 | — こども大綱では、中学生年代から概ね18歳までの者。 |
| 青年期 | — こども大綱では、概ね18歳以降から概ね30歳未満の者。
施策によってはポスト青年期の者も対象。 |

(5) 計画の策定経緯

① 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

幼稚園、保育所、その他の子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び今後の利用意向、また放課後児童クラブその他の放課後の過ごし方に係る現状及び今後の希望を把握するため、「子ども・子育て支援ニーズ調査」を行いました。

※本文中では、「千葉市令和4年度ニーズ調査」と表記しています。

【小学校就学前児童向け】

調査対象	市内在住の小学校就学前児童（0～5歳・平成28年4月2日～令和4年4月1日生まれ）から無作為抽出した児童の保護者 ※地域及び年齢ごとの特性を把握できるよう、行政区及び年齢により区分した児童を無作為抽出。		
調査方法	郵送による配布・回収		
実施期間	令和4年6月27日～8月1日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	8,530件	3,563件	41.77%

【小学生向け】

調査対象	市内在住の小学生（6～11歳・平成22年4月2日～平成28年4月1日生まれ）から無作為抽出した児童の保護者 ※地域及び年齢ごとの特性を把握できるよう、行政区及び年齢により区分した児童を無作為抽出。		
調査方法	郵送による配布・回収		
実施期間	令和4年6月27日～8月1日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	8,670件	3,515件	40.54%

② 「(次期)ひとり親家庭自立促進計画」策定に係るアンケート調査の実施

ひとり親家庭の生活の実情や子育てと仕事の両立の状況などについて把握し、ひとり親家庭等への支援策を検討するため、「『(次期)ひとり親家庭自立促進計画』策定に係るアンケート」を行いました。

※本文中では、「千葉市令和5年度ひとり親アンケート」と表記しています。

調査対象	市内に住む児童扶養手当の受給資格を持つ全世帯		
調査方法	インターネット (児童扶養手当の現況調査における決定通知を郵送する際に、二次元バーコードを記載した調査依頼を同封し、回答を得た)		
実施期間	令和5年10月16日～12月8日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	5,207件	930件	17.86%

③ ヤングケアラーに関する実態調査の実施

学校や家庭での生活の中で抱える悩みや困りごとなどに対する設問を通じ、支援が必要と思われる児童生徒（ヤングケアラー）の状況を調査するとともに、今後それらを解決するために必要な支援策を検討するための基礎資料として、「ヤングケアラーに関する実態調査」を行いました。

※本文中では、「千葉市令和3年度ヤングケアラー調査」と表記しています。

調査対象	市立学校の小学5年、中学2年、高校1・2年の児童生徒		
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット（端末（ギガタブ）、パソコン、スマートフォン等で、回答を得た） ・郵送による配布・回収 		
実施期間	令和4年1月24日～2月7日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	16,991件	2,977件	17.52%

④ 「(次期) 千葉市こどもプラン」策定に係るアンケート調査の実施

子育て環境などの実態やニーズを把握し、本市の子育て施策をより良いものとするために、「『(次期) 千葉市こどもプラン』策定に係るアンケート」を行いました。

※本文中では、「千葉市令和5年度こどもプランアンケート」と表記しています。

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ①市内在住でこどもを養育していない16歳～25歳（平成9年8月2日～平成19年8月1日生まれ）から無作為抽出した若者 ②市内在住の子育て世帯の保護者（父、母、祖父、祖母など） 		
調査方法	インターネット （①は二次元バーコードを記載した依頼文を郵送、②は子ども医療費助成受給券の送付封筒に二次元バーコードを記載したほか、各種健診（4か月健診など）の案内への同封や地域子育て支援拠点等に配架をしたチラシに二次元バーコードを記載し、回答を得た）		
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ①令和5年7月24日～8月31日 ②令和5年7月24日～9月18日 		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	① 4,968件	1,031件	20.75%
	② 70,649件※	4,668件	6.61%※

※より多くの回答を確保するため、様々な方法によりアンケートの周知を行っていますが、配布数及び有効回収率は、子ども医療費助成受給券の発送数を基にしています。

⑤ (仮称) 千葉市子ども基本条例アンケート調査の実施

社会全体で子どもや子育て家庭を支援する機運の醸成に資する条例とするため、当事者である子どもや若者をはじめ、広く市民の意見等を聴き、可能な限り反映できるよう、「(仮称) 千葉市子ども基本条例アンケート」を行いました。

※本文中では、「千葉市令和5年度子ども基本条例アンケート」と表記しています。

調査対象	市内在住・在勤・在学の小学生以上の方
調査方法	入力フォーム（千葉市子ども企画課ホームページ内、学校用タブレット端末）、PDF、紙媒体 （市立小・中学校等については、区ごとに抽出校を選定し、各学校において専用端末により調査を実施するとともに、その保護者に対して連絡システムを活用して回答を依頼した。抽出校以外と市立高校については、各学校を通じて児童生徒と保護者へWebアンケートの周知を行った。市立養護学校、第二養護学校、高等特別支援学校については、アンケート用紙により調査を実施した。その他については、本市のホームページやSNSでの広報のほか、関係団体等を通じ周知を行い、回答を得た）
実施期間	令和5年9月1日～11月8日
回収状況	回収数
	(1)小学1～3年生 2,505件 (2)小学4～6年生 2,607件 (3)中学生～18歳程度 3,246件 (4)18歳程度までの子どもを養育していない19歳から29歳 70件 (5)18歳程度までの子どもを養育していない30歳以上 156件 (6)18歳程度までの子どもを養育している方 13,009件 (7)子ども・若者に関する施設の職員 2,017件

※より多くの回答を確保するため、様々な方法によりアンケートの周知を行ったことから、回収数のみ記載しています。

①～⑤の調査結果については P237以降に掲載。

⑥ 意見聴取

計画策定にあたり、以下の3会議において、計画の方向性や施策体系、各施策における取組内容等の意見聴取を行いました。

○千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

「千葉県こどもプラン（第2期）」の進捗・評価及び「千葉県こども・若者プラン」の策定方針、施策の方向性などについて意見を伺いました。

委員は、子ども・子育て支援事業（認定こども園、幼稚園、保育園等）や社会福祉事業の従事者及び学識経験者等で構成されています。

○千葉県子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の進捗・評価及び「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」の策定方針、施策の方向性などについて意見を伺いました。

委員は、子どもの保護者（公募）、事業主代表、労働者代表、子ども・子育て支援事業（認定こども園、幼稚園、保育園等）の従事者及び学識経験者で構成されています。

○千葉県青少年問題協議会

「子ども・若者の健全育成及び支援施策」に関する取組みの方向性などについて意見を伺いました。

委員は、関係行政機関の職員、学識経験者、青少年育成団体の構成員で構成されています。

また、計画素案はこども版とともにホームページ等で公表し、パブリックコメント手続により広く市民の意見を伺いました（パブリックコメント手続の実施状況についてはP250に掲載）。

2 千葉市の現状

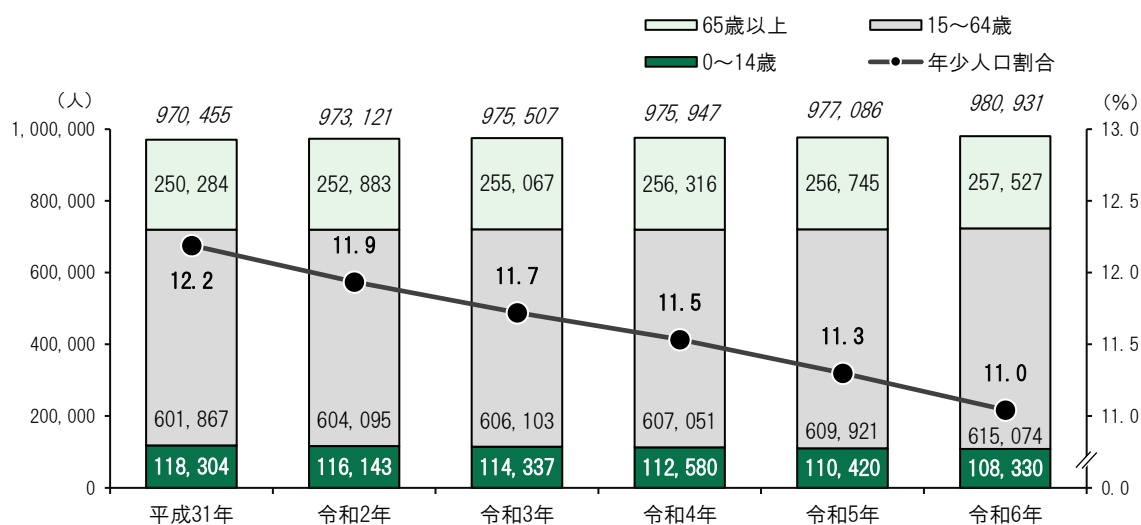
(1) 総人口と年少人口

本市の総人口はわずかに増加傾向となっており、令和6年3月末現在980,931人となっています。年齢3区分別に内訳をみると、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口が増加し、14歳以下の年少人口は減少傾向となっています。

総人口に占める年少人口の割合は低下が続いており、令和6年3月末現在11.0%となっています（図表0-1）。

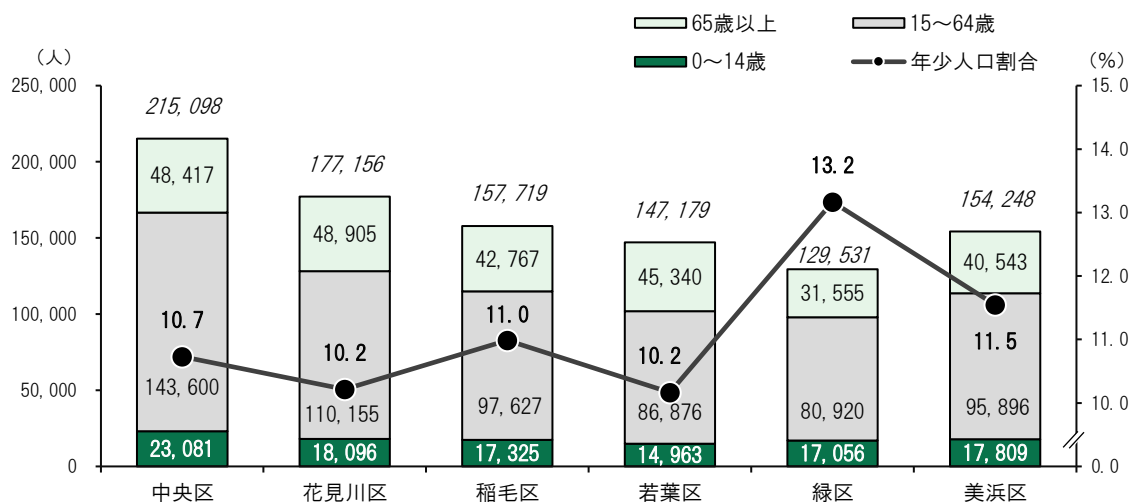
区別にみると、年少人口割合が最も高いのは緑区で13.2%、最も低いのは花見川区と若葉区で10.2%となっており、地域差がみられます（図表0-2）。

▼図表 0-1 総人口と年少人口の推移



資料：千葉市住民基本台帳人口（各年3月31日）

▼図表 0-2 区別人口と年少人口割合（令和6年）



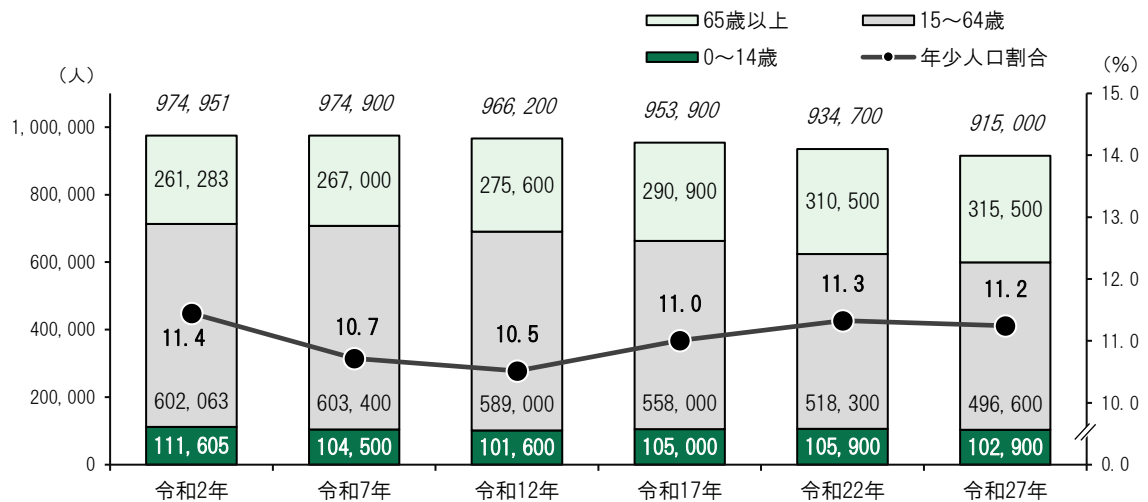
資料：千葉市住民基本台帳人口（令和6年3月31日）

(2) 総人口と年少人口の将来推計

本市の総人口は、今後減少に転じると推計されています。年齢3区分別人口では、高齢者人口の増加傾向、生産年齢人口の減少傾向が続く見通しとなっています。

一方、年少人口割合は令和12年には10.5%程度まで低下するものの、東京都心部を中心としたマンション価格の高騰などを背景として、若い世代の転入増加が続く可能性があることから、令和17年以降は11.0%以上となると見込まれています（図表0-3）。

▼図表 0-3 総人口と年少人口の将来推計



資料：千葉市将来推計人口 令和4年3月推計（千葉市作成）

注）令和2年は国勢調査の人口等基本集計結果（確報値）

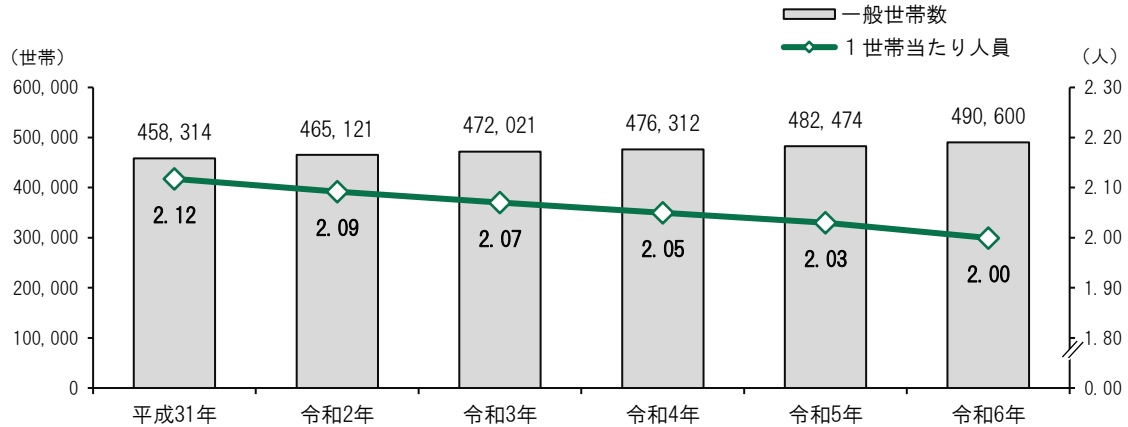
(3) 世帯の状況

① 世帯数と1世帯当たり人員

本市の一般世帯数は増加傾向にあり、令和6年3月末現在で490,600世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、2.00人となっています(図表0-4)。

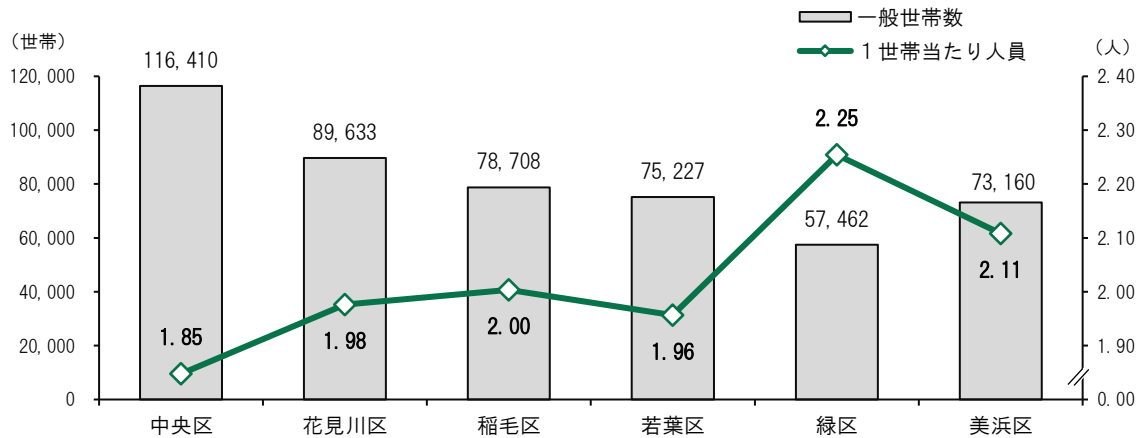
区別にみると、1世帯当たり人員が最も多いのは緑区で2.25人、最も少ないのは中央区で1.85人となっています(図表0-5)。

▼図表0-4 一般世帯数と世帯人員の推移



資料：千葉市住民基本台簿人口（各年3月31日）

▼図表0-5 区別一般世帯数と世帯人員（令和6年）



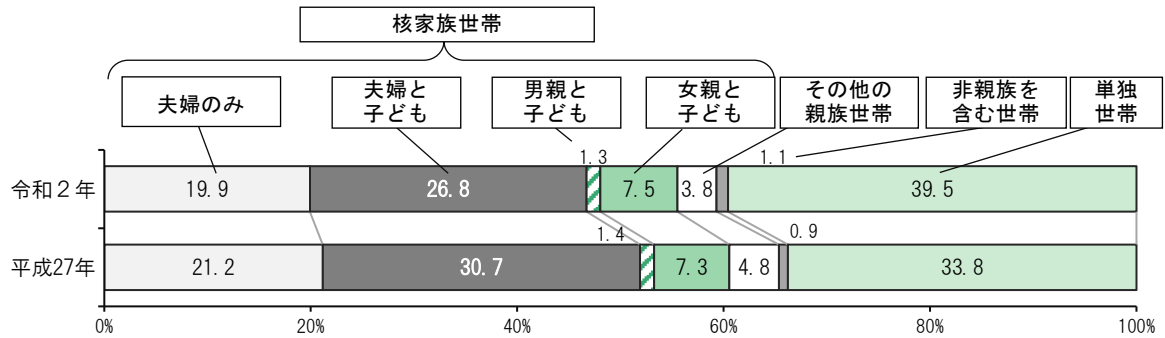
資料：千葉市住民基本台帳人口（令和6年3月31日）

② 世帯の家族類型

本市の令和2年度の世帯の家族類型は、「夫婦と子ども」世帯の占める割合が平成27年から3.9ポイント減少し、「単独世帯」の割合が5.7ポイント増加しています（図表0-6）。

区別にみると、6歳未満の子どものいる世帯の割合は、緑区が9.8%で最も高く、次いで美浜区が7.1%となっています。18歳未満の子どものいる世帯の割合は、緑区が26.3%で最も高く、次いで美浜区が21.4%となっています（図表0-7）。

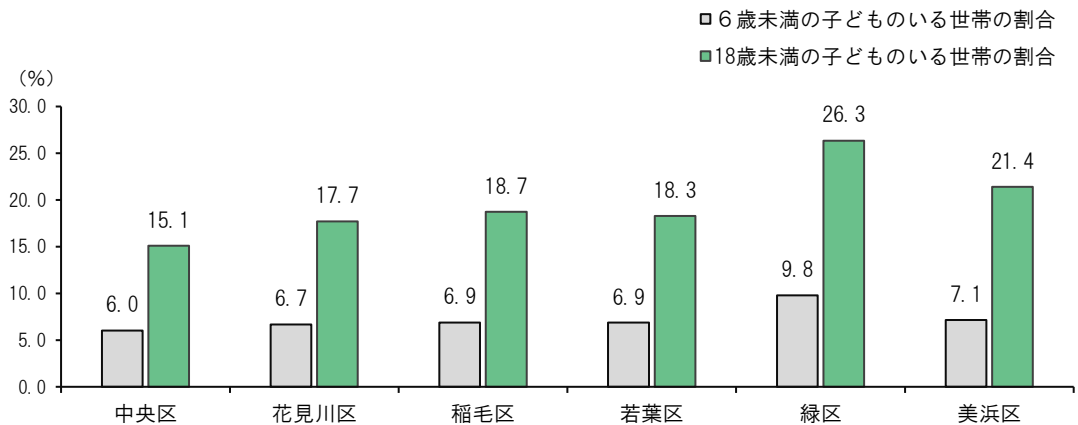
▼図表 0-6 世帯の家族類型



資料：総務省 国勢調査

注)「男(女)親と子ども」世帯は、親の配偶関係や子どもの年齢に制限がなく、単身赴任などで長期間同居していない場合なども含まれる。

▼図表 0-7 区別子どものいる世帯の状況（令和2年）



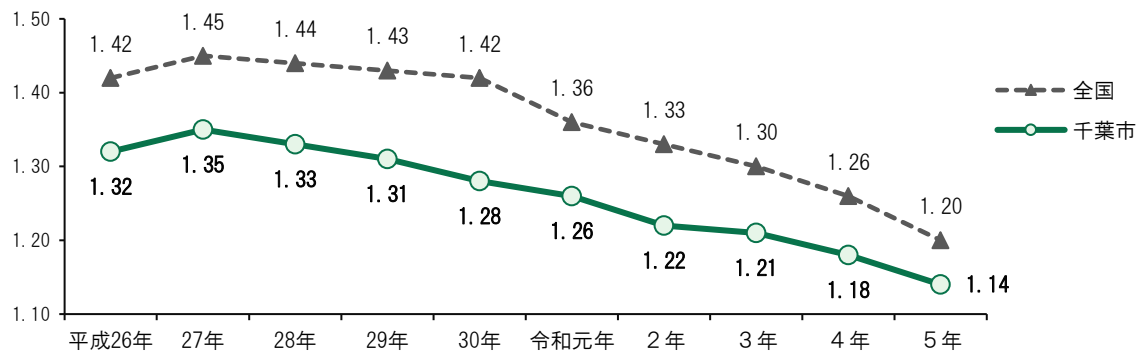
資料：総務省 国勢調査（令和2年）

(4) 少子化の動向

① 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率^{※1}は、平成27年の1.35から低下が続いており、令和5年は1.14となっています。全国より下回って推移しており、人口規模が維持される水準^{※2}とは大きな開きがあります。(図表0-8)。

▼図表0-8 合計特殊出生率の推移

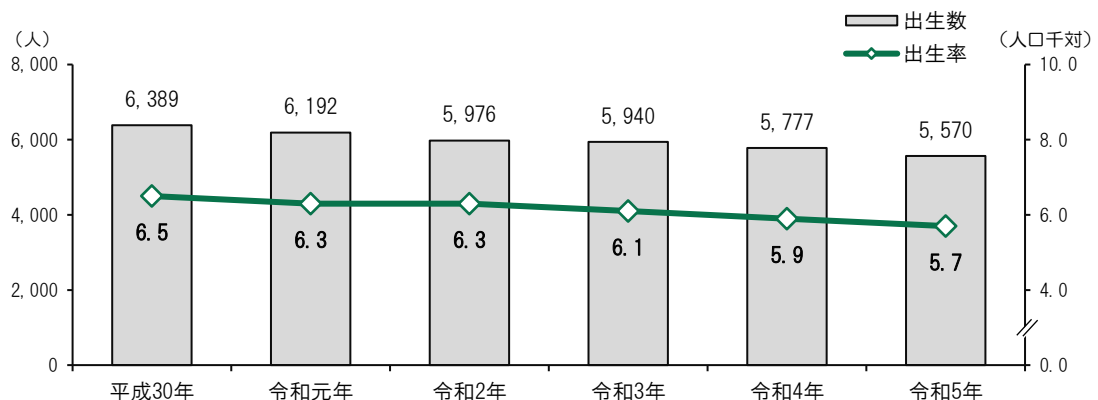


資料：全国は厚生労働省 人口動態統計、千葉県は千葉県保健統計

② 出生数、出生率

本市の出生数は減少傾向にあり、令和5年は出生数5,570人、出生率5.7(人口千対)となっています(図表0-9)。

▼図表0-9 出生数、出生率の推移



資料：千葉県保健統計

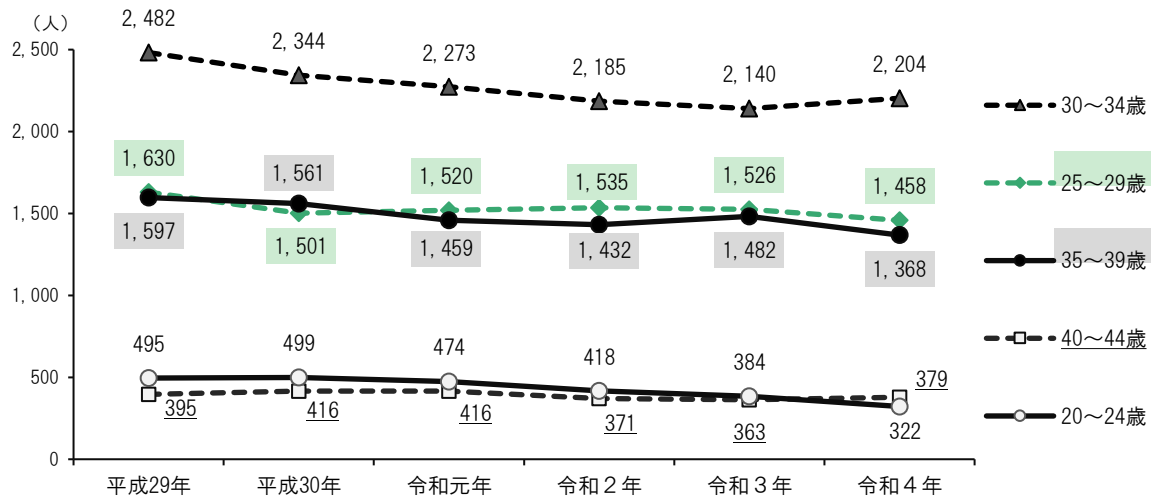
※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当する。一般にはその年の各年齢の出生率を合計した「期間」合計特殊出生率が用いられる。

※2 近年では2.07で推移している。

③ 母の年齢階級別出生数

本市の母の年齢階級別出生数は、令和4年は30～34歳の出生数が最も多く、次いで25～29歳となっています。また、25～29歳と35～39歳の出生数の差、20～24歳と40～44歳の出生数の差が小さくなっています（図表0-10）。

▼図表0-10 母の年齢階級別出生数の推移

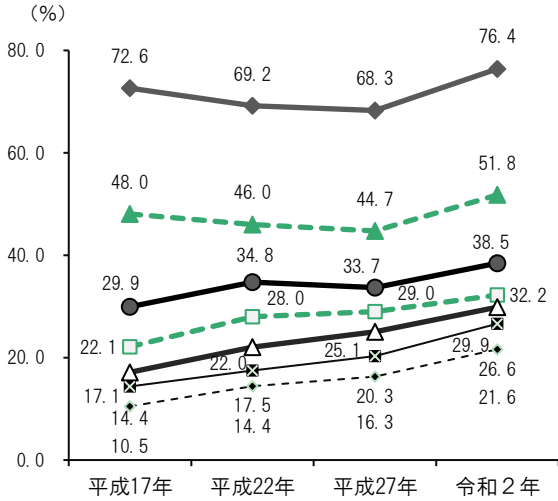


資料：千葉市保健統計
注) 20歳未満、45歳以上は省略している。

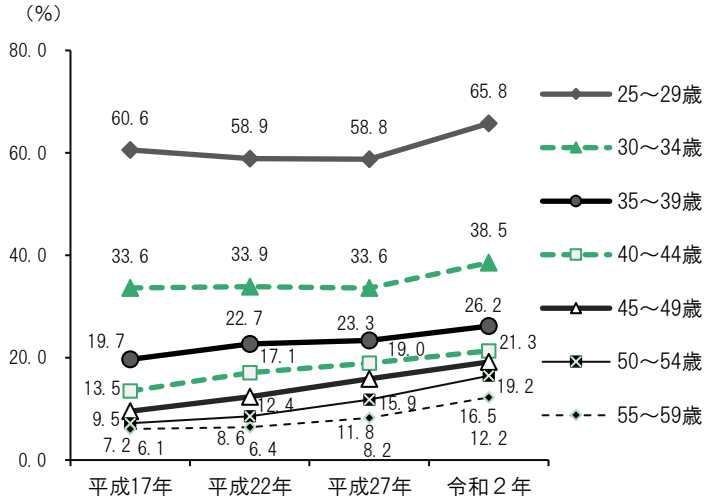
④ 未婚率

本市の未婚率は、男性・女性ともに平成17年と比べて、令和2年は上昇しており、全国、本市ともに晩婚化、非婚化の傾向がうかがえます（図表0-11-1、0-11-2、0-11-3、0-11-4）。

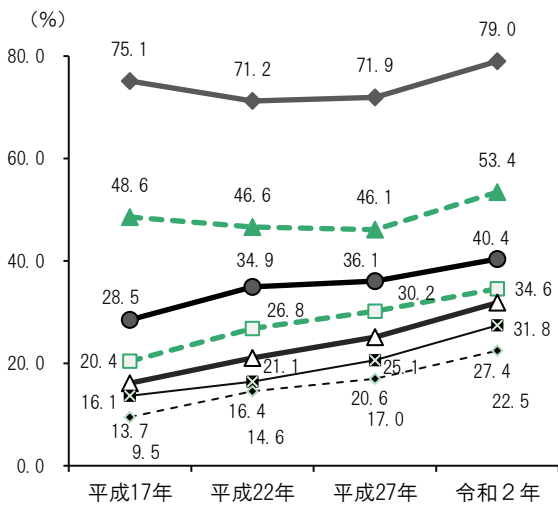
▼図表0-11-1 未婚率（男性）の推移（全国）



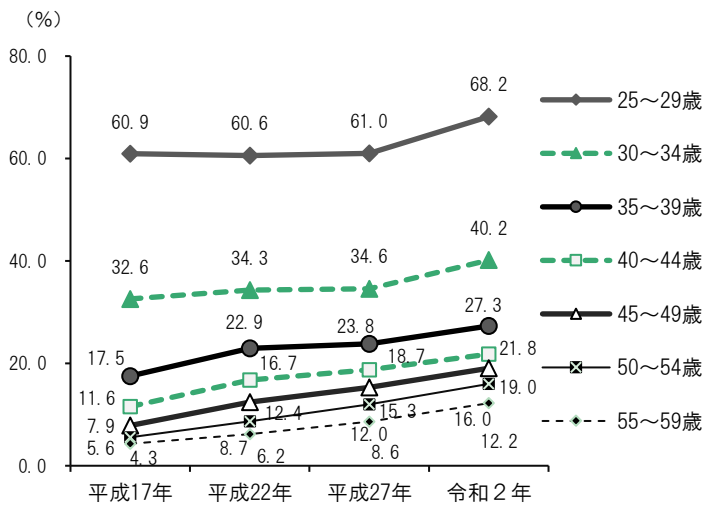
▼図表0-11-2 未婚率（女性）の推移（全国）



▼図表0-11-3 未婚率（男性）の推移（千葉市）



▼図表0-11-4 未婚率（女性）の推移（千葉市）



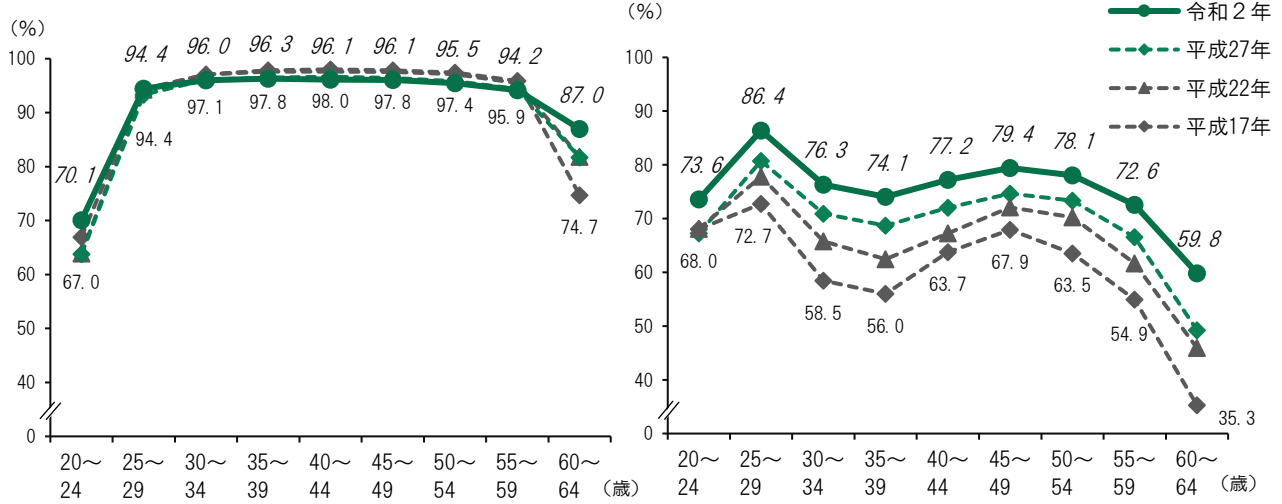
資料：総務省 国勢調査

注) 配偶関係「不詳」を除く、人口総数における「未婚」の割合。20歳未満、60歳以上は省略している。

⑤ 年齢別労働力率

本市の年齢別労働力率※は、男性では60歳～64歳の年齢階級、女性では各年齢階級の労働力率が上昇傾向にあります。60歳～64歳の男性の労働力は87.0%で、平成17年より12.3ポイント増加しています。30歳代の女性の労働力率は、平成17年は50%台であったのに比べ、令和2年は70%を超えています(図表0-12-1、0-12-2)。

▼図表0-12-1 年齢別労働力率(男性)の推移 ▼図表0-12-2 年齢別労働力率(女性)の推移



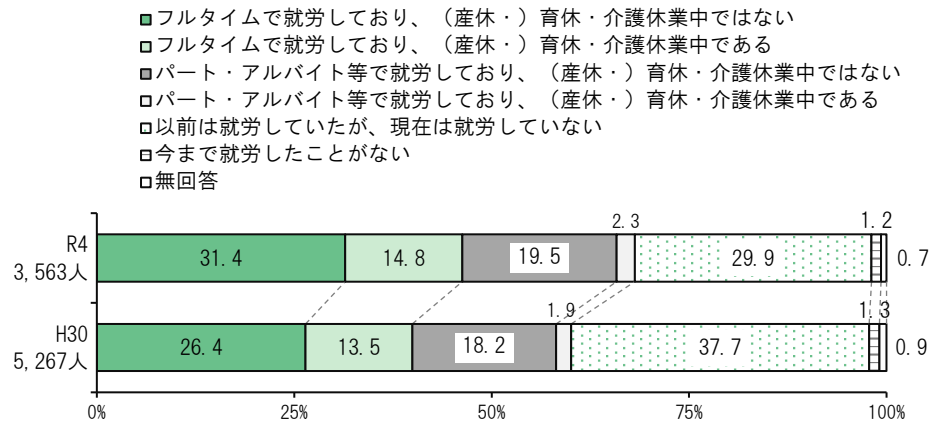
資料：総務省 国勢調査

⑥ 育児をしている女性の就労状況

本市の小学校就学前児童の母親のうち、(産休・)育休・介護休業中ではなくフルタイムで就労しているのは31.4%で、平成30年度調査より5.0ポイント増加しています。(産休・)育休・介護休業中である割合を合わせると、46.2%がフルタイムで就労しています。

また、(産休・)育休・介護休業中ではなくパート・アルバイト等で就労しているのは19.5%で、育休・介護休業中である割合を合わせると、21.8%がパート・アルバイト等で就労しています(図表0-13)。

▼図表0-13 小学校就学前児童の母親の就労状況



資料：千葉市平成30年度・令和4年度ニーズ調査

※ 年齢別労働力率：年齢別人口に占める労働力人口(休業者を含む就業者と完全失業者の合計)の割合。これに対し、非労働力人口は、家事・通学・その他(高齢者など)となる。

こどもを産み育てたい、 こども・若者がここで育ち暮らしたい と思うまち「ちば」の実現

本計画では、少子化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化している状況を踏まえ、こども・若者は保護や支援の対象であるとともに、現在と未来の社会を作っていく大切な存在であるとの認識の下、全てのこども・若者が健やかに成長できる環境の整備と、全ての子育て家庭への支援の充実を図るため、「こどもを産み育てたい、こども・若者がここで育ち暮らしたいと思うまち『ちば』の実現」を基本理念とし、引き続き全てのこども・若者と子育て家庭に関する様々な施策を体系的・総合的に推進していきます。



4 計画策定の視点

① 全てのこども・若者の権利が保障され、自分らしく健やかに成長し自立するための支援の推進

こども・若者が、かけがえのない個人として尊重され、生きている喜びや充実感が得られるような経験を積み重ねることによって、健やかな成長と発達、自立が図られます。こども・若者の自尊感情を育み、豊かな学びと成長へつながるよう、こども・若者の幸せのために、個々のこども・若者の最善の利益を尊重し、こども・若者の視点に立った取組みを進めます。

② 多様なニーズに対応し、誰一人取り残さないきめ細やかな支援

家族形態やライフスタイル、文化的背景、教育環境や情報環境などが多様化する社会において、こども・若者のニーズも多様化しており、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が求められています。全てのこども・若者が健やかに成長し、自立できるよう、こども・若者一人ひとりに寄り添う包括的な支援体制の構築を進めます。

③ 誕生前から青年期までの成長に応じた切れ目のない支援

こどもは、生まれる前から母親の心身の健康や生活習慣などの影響を受けながら育ちます。誕生後には、新生児期から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期と、こども・若者一人ひとりの個性や持って生まれた資質、また生活環境に大きく影響を受けながら、様々な学びや体験を通じて、身体的、精神的、社会的に成長していきます。

こども・若者やその保護者の状況に応じた必要な支援が、義務教育の終了年齢や、18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、行政、地域、関係機関等が連携して切れ目なく支えていく取組みを進めます。

④ 子育て当事者を支えるための環境づくりの推進

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育て家庭が祖父母や近隣住民からの協力や支援を得ることが難しくなっている状況にある中、子育てを行う当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で気持ちにゆとりを持ってこどもに向き合えるよう、多様な支援や地域の見守りなど、子育て当事者を支えるための環境づくりを進めます。

5 施策体系

●第1章 ライフステージを通じた取組み

基本施策	取組内容	掲載ページ	
1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	1-1-1 こども・若者の権利に関する周知啓発	31	
	1-1-2 こどもの権利の侵害に関する救済	32	
	1-1-3 こども・若者の社会参画の推進	33	
	1-2-1 遊びや体験活動の推進	36	
	1-2-2 生活習慣の形成・定着	39	
	1-2-3 こどもまんなかまちづくりの推進	40	
	1-2-4 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進	40	
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	1-2-5 持続可能な開発のための教育（ESD）、理数系教育、アントレプレナーシップ教育（起業家精神教育）、STEAM教育 ^{※1} 等の推進	41	
	1-2-6 教育を通じた男女共同参画の推進	42	
	1-2-7 多様な性への理解促進・相談体制の整備等	42	
	3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供	1-3-1 プレコンセプションケアの推進	45
	1-3-2 こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進	46	
	1-3-3 こども・若者への医療等の提供	48	
	4 こどもの貧困対策	1-4 こどもの貧困対策（千葉県こども未来応援プラン）	49
5 障害のあるこども・若者への支援の充実	1-5-1 障害のあるこども・若者が安心して共に暮らすことができる体制づくり	52	
	1-5-2 障害のあるこども・若者への教育・保育等の提供	55	
	1-5-3 障害のあるこども・若者のスポーツ活動への参加促進	57	
6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	1-6-1 児童虐待防止に関する周知啓発、相談体制の充実	66	
	1-6-2 児童虐待防止に関する組織の体制強化	67	
	1-6-3 児童虐待防止に関する施策の充実	69	
	1-6-4 児童虐待防止の支援の質の向上及び関係機関の連携強化	71	
	1-6-5 社会的養護における家庭養育等の推進	71	
	1-6-6 社会的養護における専門的なケアの充実、児童の自立支援	72	
	1-6-7 ヤングケアラーへの支援体制の強化	72	
7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み	1-7-1 こども・若者の自殺対策	84	
	1-7-2 犯罪等から守る地域づくり	86	
	1-7-3 犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上	87	
	1-7-4 防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進	88	
8 相談体制の充実	1-8-1 相談体制の充実	90	

※1 STEAM教育：「科学」、「技術」、「工学」、「芸術・リベラルアーツ」、「数学」の5つの分野を総合的に学ぶ教育。

●第2章 ライフステージ別の取組み

基本施策	取組内容	掲載ページ
1 こどもの誕生前から幼児期まで	2-1-1 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	98
	2-1-2 安心して妊娠・出産できる体制の強化	99
	2-1-3 こどもが安心して健やかに育つための体制の充実	100
2 学童期・思春期	2-2-1 こども・若者の居場所づくり	109
	2-2-2 こども・若者の健全育成	111
	2-2-3 社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に関する支援	113
3 青年期	2-3-1 学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進	119
	2-3-2 雇用・賃金等に関する取組み	119
	2-3-3 結婚に伴う新生活への支援	120
4 相談体制の充実	2-4-1 相談体制の充実	121

●第3章 子育て当事者への支援に関する取組み

基本施策	取組内容	掲載ページ
1 子育てに関する情報提供	3-1-1 子育てに関する情報提供	135
2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	3-2-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	136
3 ひとり親家庭への支援	3-3-1 相談支援体制の整備	137
	3-3-2 子育て支援、生活の場の整備	137
	3-3-3 就業支援	138
	3-3-4 養育費の確保及び親子交流に関する取決めの促進	138
	3-3-5 経済的支援	139
4 相談体制の充実	3-4-1 相談体制の充実	140

●第4章 子ども・子育て支援事業計画

基本施策	取組内容	掲載ページ
1 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）		
2 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）		
3 認定こども園の普及促進	4-3-1 私立幼稚園及び民間保育園に対する移行支援	176
	4-3-2 保護者に対する普及啓発	176
4 教育・保育等の「質」の確保・向上	4-4-1 教育・保育人材の資質の向上	177
	4-4-2 教育・保育人材の確保	178
	4-4-3 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保こ小連携）	180
	4-4-4 市による認可・指導監査等を通じた教育・保育の質の確保・向上	181
	4-4-5 運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上	181
	4-4-6 保育環境の改善等による質の向上	182
	4-4-7 放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上	184
5 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供	4-5-1 障害のある子どもの受入れ	186
	4-5-2 医療的ケアが必要な子どもの受入れ	187
	4-5-3 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上	187
	4-5-4 障害児保育・特別支援教育実施施設等に対する支援	187
	4-5-5 外国につながる子どもへの支援	188
6 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進	4-6-1 ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及啓発	189
	4-6-2 男性の子育てへの関わりの促進	189
	4-6-3 子育てと仕事の両立のための基盤整備	190

●第5章 こども・若者施策の共通の基盤となる取組み

基本施策	取組内容	掲載ページ
1 こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	5-1-1 教育・保育人材の資質の向上（P178再掲）	212
	5-1-2 教育・保育人材の確保（P179再掲）	212
	5-1-3 市による認可・指導監査等を通じた教育・保育の質の確保・向上（P182再掲）	212
	5-1-4 運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上（P183再掲）	212
	5-1-5 放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上（P185再掲）	212
	5-1-6 児童相談所の人員体制強化・専門性の向上	212
	5-1-7 児童養護施設等の質の確保	213
	5-1-8 困難を抱える児童等に対応する職員の質の確保	213
	5-1-9 障害児（者）に関わる職員の質の確保	213
	5-1-10 こども・若者や家庭への支援に関わる人材の育成・支援	214
2 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM(証拠に基づく政策立案)	5-2-1 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（証拠に基づく政策立案）	215
3 施策の推進体制等	5-3-1 こども・若者に関する施策推進のための体制整備	216

全事業数

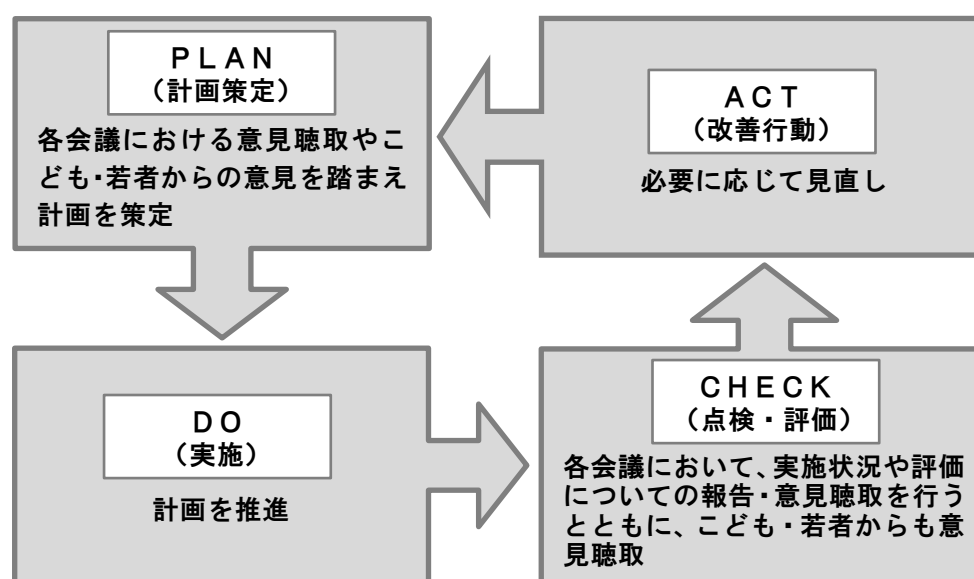
事業数（再掲を含む事業数）
440事業（736事業）

6 計画の推進（PDCAサイクル）




本計画では、重要事業及び令和7年度以降の新規・拡充事業については、あらかじめ設定した目標数値や取組予定内容に基づき、毎年度、点検・評価を行います。

また、計画策定にあたり、意見聴取を行った「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」、「子ども・子育て会議」、「青少年問題協議会」において、引き続き、計画における実施状況や評価についての報告・意見聴取を行うとともに、子ども・若者から意見を聴き、計画の推進に活用するほか、計画の進捗状況をホームページなどで公表していきます。

なお、社会・経済情勢の変化や制度改正等に適切に対応するため、計画中間年度を目途に、必要に応じて計画の見直しを図ります。



【成果指標】

①子ども対象	②若者対象	③子育て当事者対象
家庭・学校生活等において 困り事がないと思う人の割合	自分の将来に希望があると 思う人の割合	千葉市が子育てしやすいまち だと思う人の割合
 7割以上 (R5 アンケート：53.9%)	 7割以上 (R5 アンケート：58.6%)	 7割以上 (R5 アンケート：54.3%)

【各会議における意見聴取】

施策体系	策定、点検・評価		
	社会福祉 審議会	子ども・ 子育て会議	青少年問題 協議会
第1章 ライフステージを通じた取組み			
1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	◎	△	
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	◎	△	
3 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供	◎	△	
4 子どもの貧困対策	◎	△	
5 障害のある子ども・若者への支援の充実	◎	△	
6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	◎	△	
7 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組み	◎	△	△
8 相談体制の充実	◎	△	
第2章 ライフステージ別の取組み			
1 子どもの誕生前から幼児期まで	◎	△	
2 学童期・思春期	◎	△	△
3 青年期	◎	△	△
4 相談体制の充実	◎	△	
第3章 子育て当事者への支援に関する取組み			
1 子育てに関する情報提供	◎	△	
2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	◎	△	
3 ひとり親家庭への支援	◎	△	
4 相談体制の充実	◎	△	
第4章 子ども・子育て支援事業計画	△	◎	
第5章 子ども・若者施策の共通の基盤となる取組み	◎	△	

(※役割分担： ◎… 策定、点検・評価について意見聴取、 △… 審議結果を報告)

各 論

第1章

基本施策1

1 現状と課題

現

状

課

題

2 目指すべき姿

3 主な取組内容

1-1-1

主な取組内容

① ←

<div style="border: 1px solid #8bc34a; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 5px;">新規</div>	事業名	所管課			
	現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値			
<div style="border: 1px solid #8bc34a; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 5px;">拡充</div>	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度

重要

※1 主な取組内容を構成する事業名及び事業内容を示しています。

※2 重要事業及び令和7年度以降の新規・拡充事業については、今後5年間の実施内容・目標値を記載しています。なお、令和7年度以降も継続して事業を実施する予定の場合は、事業名及び事業内容を記載するのみとし、今後5年間の実施内容の記載を省略しています。

第1章 ライフステージを通じた取組み

基本施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

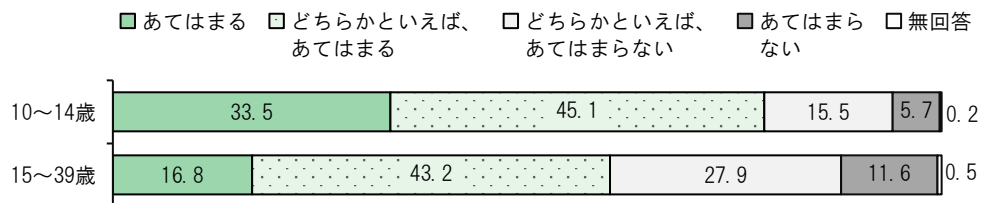
1 現状と課題

(1) こども・若者の自己肯定感、自己有用感や将来への希望

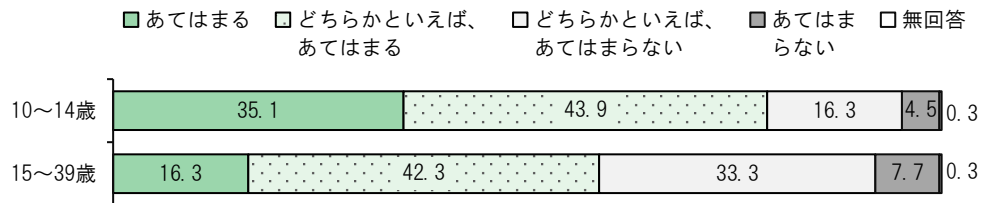
現 状

- 全国的に、自己肯定感、自己有用感や将来への希望は、年齢が上がるほど低くなる傾向がみられます（図表1-1-1(1)～1-1-1(4)）。

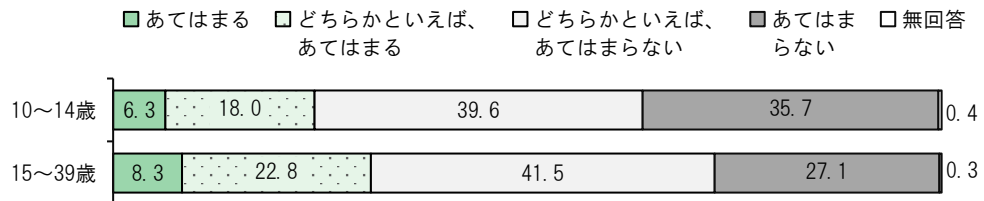
▼図表 1-1-1(1) 「今の自分が好きだ」（全国）



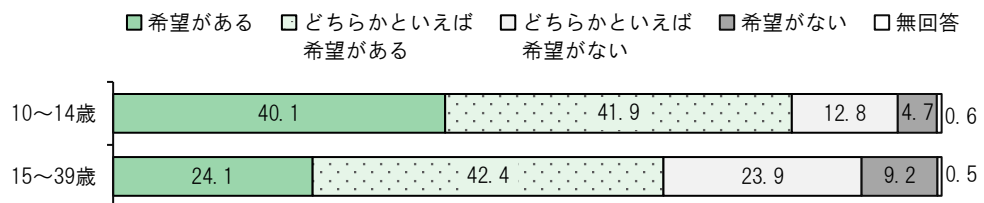
▼図表 1-1-1(2) 「うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む」（全国）



▼図表 1-1-1(3) 「自分は役に立たないと強く感じる」（全国）



▼図表 1-1-1(4) 「自分の将来について明るい希望を持っているか」（全国）



資料：内閣府 こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）

課題

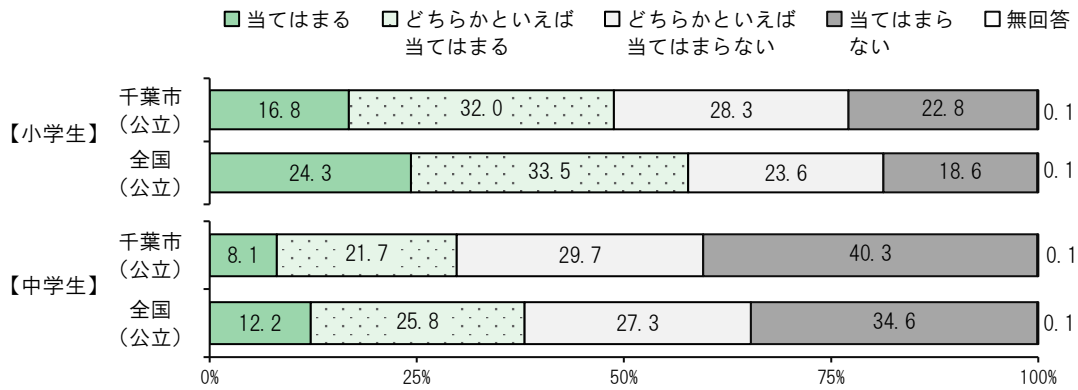
- ◎ こどもが自信を持ち、前向きに未来を見据えられるよう、親や周囲の大人はこどもの考えや行動を受入れて認め、肯定的な関わりをすることが必要です。
- ◎ こども自身が、自分の長所や努力を認識し、自己評価を高めることや、他者との関わりを通じて自己理解を深めることができるよう働きかけることが大切です。

(2) こども・若者の地域との関わり

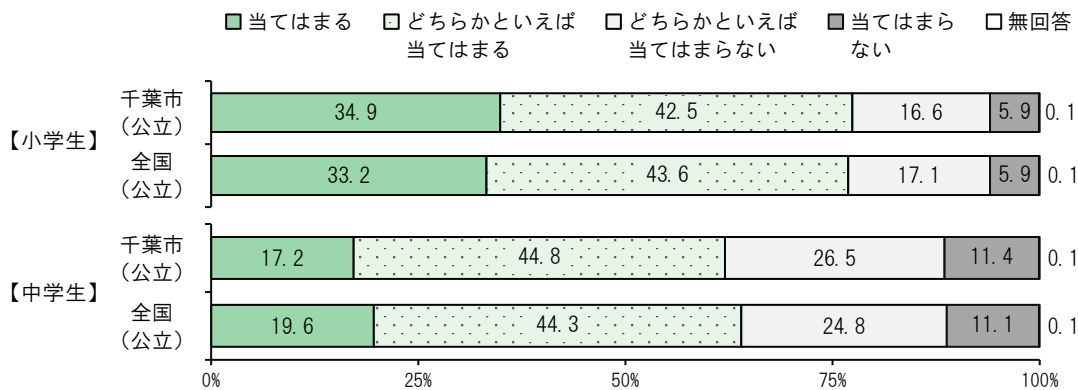
現状

- 地域の行事に参加するこどもの割合は、小学生、中学生ともに全国平均よりも千葉市の方が低い傾向がみられます。
- 地域や社会のことを考えているこどもの割合は、小学生では全国平均よりも千葉市の方がわずかに高い傾向がみられます。(図表1-1-2、1-1-3)。

▼図表 1-1-2 「今住んでいる地域の行事に参加している」



▼図表 1-1-3 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うことがある」



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査（令和5年度）」

課題

- ◎ 全ての子ども・若者が自分らしく健やかに成長・自立できる環境を整える必要があります。
- ◎ 自分たちの未来は自分たちが決めていくとの認識を持ってもらうことが必要です。
- ◎ 子どもの参画の推進に向けて、子どもの意見をより施策に反映させるための体制づくりと、幅広い世代の機運の醸成に取り組む必要があります。

2 目指すべき姿

- 子ども・若者の自己肯定感や規範意識が高く、思いやりを持って他者とより良い関係を築くことができること。
- 全ての人が子ども・若者の権利について理解するとともに、その権利が保障され、権利侵害に関する救済や社会参画の取組みが行われること。

3 主な取組内容

1-1-1 子ども・若者の権利に関する周知啓発

- ① 千葉市子ども・若者基本条例リーフレット等による周知啓発 【子ども企画課】
リーフレット等を作成し、子どもから大人まで広く条例の趣旨について周知啓発します。

新規

事業名	千葉市子ども・若者基本条例リーフレット等による周知啓発				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
準備	実施	継続	継続	継続	継続

- ② 子ども週間 【子ども企画課】
子どもを育む機運の醸成、子どもの権利の保障、社会参画等に関する周知啓発のため、子ども週間を設け、イベント等を行います。

新規

事業名	子ども週間				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
準備	実施	継続	継続	継続	継続

- ③ 子どもルーム・アフタースクールにおけるこどもの権利等に関する研修事業
【健全育成課、生涯学習振興課】
こども基本法や千葉市こども・若者基本条例を踏まえ、こどもの権利擁護やこどもの意見表明等に関する研修を実施します。(第4章後掲 P184)
- ④ 配偶者暴力(DV)関連職員研修等の実施 【こども家庭支援課】
保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校の職員に対し、DV 被害者・児童への具体的支援方法について、学ぶ機会が持てるように図ります。
- ⑤ 暴力によらない子育ての市民向け講座実施 【こども家庭支援課】
暴力や暴言を使わずにこどものしつけを行う市民を対象としたプログラムを実施します。
- ⑥ デート DV 予防の啓発 【こども家庭支援課】
主に中学生に対し、デート DV や暴力を防止すること、相談先を周知啓発するリーフレットを配布します。
- ⑦ 保育所等におけるこどもの権利等に関する研修事業 【幼保指導課】
こども基本法や千葉市こども・若者基本条例を踏まえ、こどもの権利擁護やこどもの意見表明等に関する研修を実施します。(第4章後掲 P177)
- ⑧ 生命(いのち)の安全教育の推進 【教育職員課】
毎年4月を「生命(いのち)の安全教育月間」とし、子どもたちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、教育・啓発活動等を推進します。
- ⑨ 管理職等への人権に関する研修の実施 【教育職員課】
管理職その他各職層等を対象とした研修を実施し、人権に関する理解を促進します。
- ⑩ 学校における人権教育の実施 【教育職員課】
児童生徒に対し、性暴力等から自分を守るための人権教育プログラムを実施します。

1-1-2 こどもの権利の侵害に関する救済

- ① こどもの権利救済委員制度 【こども企画課】
こどもが権利の侵害その他の不利益を受けた場合において、迅速に救済し、権利の回復を支援するため、救済委員制度を設けます。

重要

新規

事業名	こどもの権利救済委員制度				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
準備	設置	継続	継続	継続	継続

1-1-3 こども・若者の社会参画の推進

① (仮称) こども・若者会議 【こども企画課】

こども・若者の意見表明の場として、また、こども・若者から市政に関する意見を聴き、施策等に反映するための仕組みとして、「(仮称) こども・若者会議」を設置します。

重要

事業名	(仮称) こども・若者会議				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
準備	設置	継続	継続	継続	継続

新規

② (仮称) こども・若者センター 【こども企画課】

こども・若者が交流や社会参画活動を行うとともに、自由に過ごすことができるスペースを備え、スタッフが必要な助言等を行うなど、多様な機能を有する居場所を設置します。

新規

事業名	(仮称) こども・若者センター				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
検討	準備	設置	継続	継続	継続

③ こどものまちCBT 【こども企画課】

開催前の企画段階から、こどもが主体的に関与し、こどもたちだけでまちを運営し、働いたり、遊んだり、まちの市長選挙を行う等、疑似社会体験を行う中で、協働作業や協議による課題解決を経験し、社会へ参加することを学ぶことのできる“こどものまち”の取組みを市民と協力して進めます。

④ こども・若者のカワークショップ 【こども企画課】

小・中学生のこども・若者が、自分が住むまちや社会の身近な課題などについて、こども・若者の目線で検討し実践するためのワークショップを開催します。

⑤ こども・若者市役所 【こども企画課】

高校生から大学生程度のこども・若者が、身近な地域の課題や社会問題について、こども・若者の目線で検討し実践する取組みを行います。

⑥ 小・中学校等における社会参画活動の支援 【こども企画課】

学校における社会参画活動を推進するため、小・中学校等を対象に出張授業、助言及び情報提供等の支援を行います。

⑦ こども・若者の社会参画の支援 【こども企画課】

こども・若者が社会参画の活動を行うにあたり、助言、関係課との調整、イベント等の後援・共催等の支援を行います。

⑧ こども・若者フォーラム 【こども企画課】

こども・若者の社会参画を周知啓発するため、取組事例の発表及び市長・有識者・参加者による意見交換等を公開で実施します。

⑨ 庁内におけるこども・若者の参画事業の推進 【こども企画課】

庁内におけるこども・若者の参画の取組状況を把握し、情報共有を行うことなどにより、こども・若者の参画事業の全庁的な推進を図ります。

⑩ 子ども議会 【教育指導課】

市内在住の小学校と特別支援学校の5・6年生児童を対象に、市政に対する提言を幅広く募り、議会形式で、市長等との意見交換を行います。

⑪ 小・中・高校生の社会参画意識の育成 【選挙管理委員会事務局】

将来を担うこどもに、社会の一員としての自覚を促し、選挙の意義の理解を促進するため、小・中学校の児童・生徒会役員選挙などに選挙機材を貸し出すとともに、小・中・高等学校における出前授業等を推進します。また、高校生を対象に、実際の選挙事務に従事する事業を通して政治的教養を育成します。

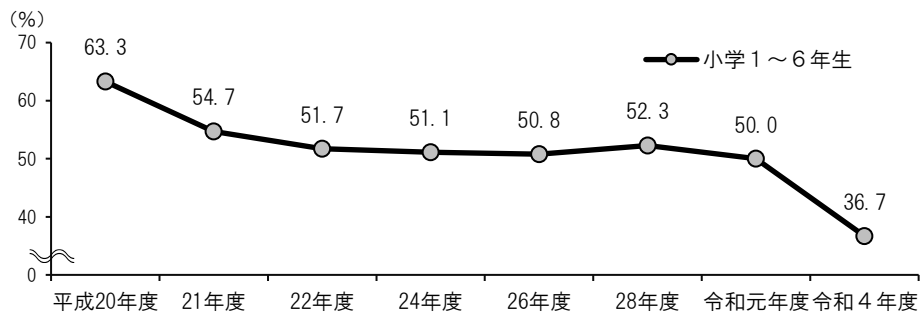
基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

1 現状と課題

現 状

○ 全国的に、学校以外の団体などが行う自然体験活動への小学生の参加率は、平成22年度から令和元年度まで50%程度で推移しています（図表1-2-1）。また、自然体験や生活体験を多く経験したこどものほうが、積極性や協調性といった自立的行動習慣が身についている傾向があることがうかがえます（図表1-2-2）。

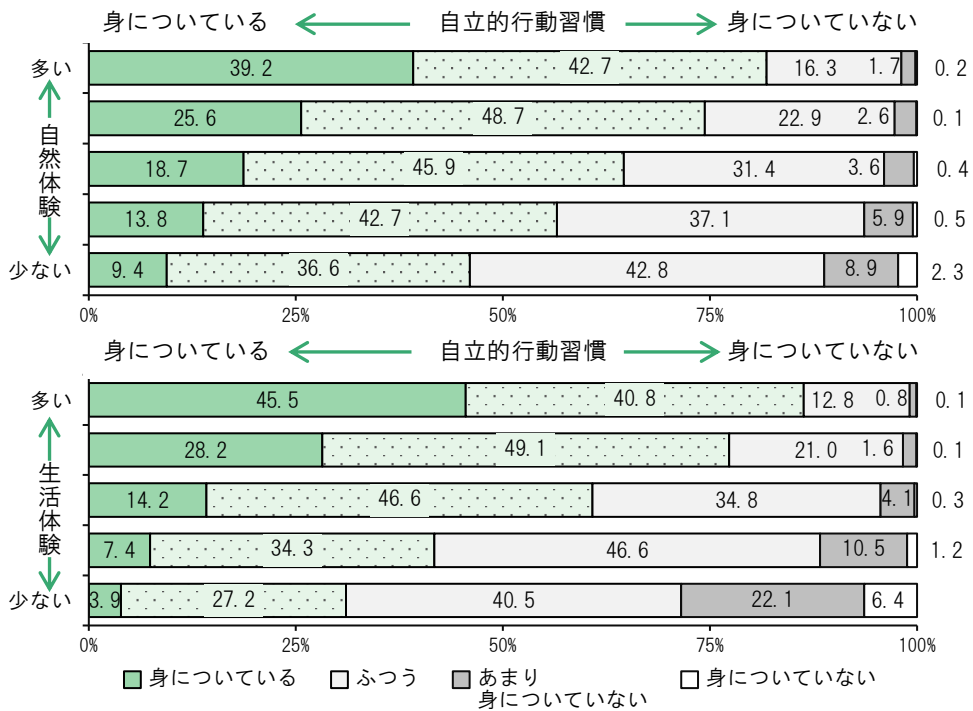
▼図表 1-2-1 学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率（全国）



資料：内閣府 令和4年版子供・若者白書

注：平成23年度、平成25年度、平成27年度、平成29年度及び平成30年度は調査が実施されていない。

▼図表 1-2-2 自然体験・生活体験と自立的行動習慣との関係（全国）



資料：内閣府 令和4年版子供・若者白書

課題

- ◎ 自然体験活動をはじめ、多様な遊びや体験等を通じて子どもが日常生活では得られないことを経験することにより、子どもが自己肯定感を高め、自立的な行動習慣を身につけさせることが重要です。
- ◎ 子どもが自己肯定感を高め、自立的な行動習慣が身につけるため、家庭の経済状況等にかかわらず、全ての子どもたちに自然体験をはじめ、多様な遊びや体験等の機会が提供できるようにする必要があります。

2 目指すべき姿

- 多様な遊びや体験、活躍できる機会を確保し、子ども・若者が豊かな人間性と社会性を持てること。

3 主な取組内容

1-2-1 遊びや体験活動の推進

① わんぱくの森整備 【廃棄物施設整備課】

「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画」に基づき、子どもたちに「北谷津の豊かな自然を活用した遊び場」を提供することを目的に、2030年度の供用開始を目指し整備を進めます。

新規

事業名	わんぱくの森整備				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
運営体制の検討	検討	プレオープン	プレオープン	プレオープン	開業準備 プレオープン

② メディア芸術振興事業 【文化振興課】

個性豊かな新しい千葉文化の創造を図るため、将来の文化を担う子どもや若者を主な対象とし、映像メディアを中心としたメディア芸術に関する人材育成、普及啓発などの事業を実施します。

③ こどもミュージックプロムナード 【文化振興課】

次世代を担う子どもに文化芸術を身近に感じて貰うため、「こどもミュージックプロムナード」と題して多くの園児を対象とした体験型のワークショップを実施します。

④ Cフェス 【文化振興課】

音楽のジャンルを問わず活動している学生を対象に幅広く参加を促し、練習から成果披露までをサポートすることで、地域における若者文化の集約と発信を図ります。

- ⑤ 子ども交流館の運営 【こども企画課】
こどもの健全な育成と交流を図るため、こどもたちに健全な遊びと居場所を提供し、様々な活動を支援します。
- ⑥ 子どもたちの森公園プレーパークの運営 【こども企画課】
こどもたちが自然の中で、自分の責任でのびのびと自由に遊べる常設型のプレーパークを運営します。
- ⑦ プレーパーク開催団体への支援 【こども企画課】
都市公園等におけるプレーパークの開催促進のため、プレーリーダーの派遣等により支援を行います。
- ⑧ 少年自然の家運営事業 【健全育成課】
こどもが生活体験、自然体験、共同宿泊体験等の教育的体験活動を行うための場を提供します。
- ⑨ 大草谷津田いきものの里自然観察会 【環境保全課】
自然に親しむとともに、自然環境に配慮した生活や行動につながるきっかけづくりとして、大草谷津田いきものの里で自然観察会を開催します。
- ⑩ ふれあい自然観察会 【環境保全課】
自然に親しむとともに、自然環境に配慮した生活や行動につながるきっかけづくりとして、市内の自然を身近に感じられる場をフィールドとして自然観察会を開催します。
- ⑪ 木育の推進 【脱炭素推進課】
千葉県産材を利用したおもちゃや木工作等の体験を通して、幼児～小学生に木に親しんでもらうとともに、森林の健全な育成や温暖化対策における吸収源の整備等、森林の大切さについて理解を深めてもらうことを目的としてイベントを開催します。
- ⑫ 環境学習重点実施校 【脱炭素推進課】
市内の小・中学校から各6校ずつ環境学習重点実施校として1年間指定し、各校における環境学習を推進します。また、その取組事例等を市内全小・中学校に共有し、環境教育の質の底上げを図ります。
- ⑬ 環境教育教材 【脱炭素推進課】
小学生及び中学生に各種環境問題等についてまとめた、環境教育教材を作成配布します。教材については、紙媒体のものに限らず、デジタル教材や動画等、授業の中で活用できるものを教育委員会と協力して作成します。
- ⑭ 省エネ教育プログラム 【脱炭素推進課】
家庭におけるCO2削減に向けた行動変容を図るため、小学校の授業において省エネ教育プログラムをモデル的に実施します。
- ⑮ へらそうくんルーム 【廃棄物対策課】
市内の保育所(園)・幼稚園に出向き、幼児用3R啓発紙芝居の読み聞かせやごみ分別体験ゲームなど、3R啓発活動を実施します。

- ⑩⑥ ごみ分別スクール 【廃棄物対策課】
市立小学校4年生を対象に、ごみの分別方法や再資源化について体験学習する「ごみ分別スクール」を実施します。
- ⑩⑦ リサイクル体験教室 【廃棄物対策課】
小学生を対象に、携帯電話を分解する体験学習を通じて、希少な金属資源に触れ、リサイクルの大切さを学ぶ体験教室を実施します。
- ⑩⑧ 千葉市夏休みおしごと感動体験 【雇用推進課】
産業人材の育成を目的とし、小学生に対して、多様な職業の実体験を通して経済の仕組みや地域との関わりを学ぶ場を提供します。
- ⑩⑨ 次世代農育講座 【農業経営支援課】
小・中学生向けの農業及びその周辺の自然科学などに関する講座等を行うことで、本市農業を身近に感じる体験や学習の機会を提供し、児童生徒の本市の農業への理解を深めます。
- ⑩⑩ 地域との交流体験活動の推進 【教育指導課】
各学校において地域との交流体験活動を実施します。
- ⑩⑪ 宿泊を伴う体験学習の実施 【教育指導課】
宿泊を伴う体験学習（移動教室、修学旅行、自然教室等）を充実します。
- ⑩⑫ こころの劇場 【教育指導課】
優れた演劇鑑賞を通して、命の大切さ、人を思いやる心、信じあう喜びなど、情操を育てるため、劇団四季の協力による「こころの劇場」に小学6年生を招待します。
- ⑩⑬ 未来への夢を育む音楽芸術体験教室 【教育指導課】
中学生を対象に、音楽文化への興味や理解を深め、我が国や諸外国の芸術文化へのグローバルな視野を広げるとともに、情操を育てるため、オーケストラ・邦楽・能楽・声楽アンサンブルなどの鑑賞及び体験活動を実施します。
- ⑩⑭ ときめきサタディ 【南部青少年センター】
小・中学生と親子を対象とした講座を開催し、体験活動を通じて子どもの健全育成と異年齢交流を図ります。
- ⑩⑮ わくわくカレッジ 【南部青少年センター】
青少年（16歳以上）や一般市民を対象とした講座を開催し、生活文化の向上を図るとともに、異世代交流を通じて仲間づくりを支援します。
- ⑩⑯ サマーチャレンジ 【南部青少年センター】
夏休み期間中に、学校では体験できない異学年での体験学習の場を提供し、物の見方、考え方、道具の正しい使い方の学習の場を設けます。

1-2-2 生活習慣の形成・定着

- ① 乳幼児健康診査（健康教育） 【健康支援課】
乳幼児健康診査の機会に規則正しい生活リズムや、食事、口腔ケアについて正しい知識の普及啓発を行います。
- ② 一人ひとりにとって望ましい食生活の推進 【健康推進課】
健康教育やイベント、食育推進員の地区組織活動等において、食事バランスガイド等を用い、市民にバランスの良い食事をする事の大切さを広めます。また、外食や中食（なかしょく）の正しい選択方法等を伝えます。
- ③ 朝ごはんをとることの普及啓発 【健康推進課】
朝ごはんレシピを配布するなど、食育活動の中で普及啓発をします。
- ④ 野菜をとることの普及啓発 【健康推進課】
バランスの良い食事をするため、簡単野菜レシピを紹介するなど、野菜のとり方について食育活動の中で普及啓発をします。
- ⑤ 管理栄養士による相談 【健康推進課】
食生活の見直し、調理方法や工夫の仕方、健康状態にあわせた食事内容など保健福祉センターの管理栄養士が個別相談に応じます。
- ⑥ 調理実習を通じた望ましい食生活の啓発 【健康推進課】
食の実践教室等において、生活習慣病予防や各ライフステージにおける望ましい食生活について、調理実習を通じて、普及啓発します。
- ⑦ 家庭教育資料作成事業 【健全育成課】
小・中学校入学時と小学5年生の保護者に、子育て支援の一環として家庭教育の手引きを配布します。
- ⑧ 青少年問題協議会 【健全育成課】
青少年の指導・育成・保護及び矯正に関し、重要事項の調査審議や、関係機関相互の連絡調整を行い、青少年の健全育成を推進します。
- ⑨ 子どもナビゲーター事業 【こども家庭支援課】
複合的な課題を抱える生活困窮家庭等のこどもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。
- ⑩ 睡眠リズムを整える学習 【保健体育課】
より良い生活を送ることができるよう、全市立学校において決まった時間に寝起きすることのよさについて学び、実践することができるようにします。
- ⑪ 歯と口の健康づくりの推進 【保健体育課】
市立小・中学校において、歯科医師による「歯と口の健康づくり啓発事業」を実施します。また、市立小・中・中等教育・特別支援学校において、歯科衛生士による「口腔衛生指導」を実施し、児童生徒が自分の歯と口の健康に関心を持ち、生涯を通して歯と口の健康づくりを実践していく基礎を作ります。

1-2-3 こどもまんなかまちづくりの推進

- ① 地区別バリアフリー基本構想の策定 【交通政策課】
バリアフリーマスタープランに基づき、鉄道駅等を中心とした促進地区の面的・一体的なバリアフリー化を促進するとともに、具体的なバリアフリー事業を検討・調整し、地区毎にバリアフリー基本構想を策定し、重点整備地区に位置付けます。
- ② 団地住替え支援事業 【住宅政策課】
高齢化が進む住宅団地の活性化を図るため、子育て世帯や新婚世帯などが高経年住宅団地内に転居する場合に、住替えに係る住居費などを助成します。
- ③ だれもが遊べる広場づくり事業 【公園管理課】
インクルーシブなまちづくりを推進するため、モデル公園（花島公園）において、障害の有無などにかかわらず、だれもが一緒に遊べる広場を整備します。
- ④ 身近な公園における新たな滞在環境の創出事業 【公園管理課】
身近な公園の居心地の良さを高めるため、ベンチ等の休憩施設の改善や広場の芝生化などの取組みをモデル的に進めます。また、都公園において保育所と公園広場の一体的な整備を行います。
- ⑤ 街区公園等整備事業 【公園建設課】
こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園を整備します。
- ⑥ 通学路の合同点検 【学事課】
通学路等における危険箇所を学校関係者、道路管理者、交通管理者の関係機関が合同で点検し、それぞれの立場から交通安全対策について検討し、実施します。
- ⑦ 学校セーフティウォッチ事業 【学事課】
子どもたちの安全確保に取り組むため、登下校の見守りや巡回の活動を行う市民(学校セーフティウォッチャー)に対し、腕章の配布、講習会の開催等を行うほか、スクールガード・アドバイザーが巡回して助言や情報提供等を行います。

1-2-4 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進

- ① 青少年交流の実施 【国際交流課】
次代を担う青少年の派遣・受入及び市立学校での交流を実施し、お互いの都市に滞在、また、オンラインで繋がることで、文化・歴史などについて理解を深め、広く市民との交流を図ります。
- ② こころの劇場 【教育指導課】
優れた演劇鑑賞を通して、命の大切さ、人を思いやる心、信じあう喜びなど、情操を育てるため、劇団四季の協力による「こころの劇場」に小学6年生を招待します。(P38再掲)

- ③ 未来への夢を育む音楽芸術体験教室 【教育指導課】
中学生を対象に、音楽文化への興味や理解を深め、我が国や諸外国の芸術文化へのグローバルな視野を広げるとともに、情操を育てるため、オーケストラ・邦楽・能楽・声楽アンサンブルなどの鑑賞及び体験活動を実施します。(P38再掲)
- ④ 国際理解教育研究推進協議会の実施 【教育指導課】
千葉市の国際理解教育及び帰国児童生徒教育について、当面の課題について協議するとともに、「千葉市の国際理解教育主任の手引き」及び「国際理解教育ホームページ」を通して、一層の充実・発展を図ります。
- ⑤ 小学校外国語活動・外国語教育の推進 【教育指導課】
児童に豊かな国際感覚を身に付けさせるとともに、異文化理解の推進やコミュニケーション能力を育成するため、引き続き外国人講師を活用するなどして、外国の文化や生活習慣に親しむ体験的な外国語活動と教科型外国語教育の充実を図ります。

1-2-5 持続可能な開発のための教育（ESD）、理数系教育、アントレプレナーシップ教育（起業家精神教育）、STEAM教育等の推進

- ① ESDを踏まえた環境教育の推進 【脱炭素推進課】
家庭・学校等・社会（地域、事業者、NPO等）・行政がそれぞれの立場から、環境の保全・創造に向けて取り組むまちの実現を目指し、ESDを踏まえた環境教育を推進します。
- ② 脱炭素への意識向上を図る多様な主体との連携事業 【脱炭素推進課】
大学生を対象に、「自治体や企業等への学生の派遣」や「自治体職員や企業等社員の授業への参加」などを行い、脱炭素への意識向上を図ります。
- ③ ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアムSeedlings of Chiba 【雇用推進課】
アントレプレナーシップ教育を通じて産業人材の育成を進めるため、小・中・高校生を対象に、様々な教育プログラムを実施します。
- ④ スーパーサイエンスハイスクール事業 【教育改革推進課】
カリキュラム・マネジメントの深化による持続可能な「分野融合型科学技術人材育成法」の実践をねらいとします。市立千葉高校において、「分野融合型人材育成に向けた教育課程の深化と普及」、「課題研究の先進的指導法とエビデンスのある評価法の確立と普及」及び「フィールドワークの開発及び指導法の継承」に向けた実践をベースに、世界で活躍する理系人材の育成を目指します。
- ⑤ 理数サポーター、理科サポーターの配置 【教育指導課】
理科及び算数の指導等を支援する理数教育サポーターを配置し、児童の自然事象を探究する意欲や技能、自然科学や科学技術への関心を高め、算数の基礎的・基本的な知識技能を定着させることを目的とし、環境整備や教材開発、理科授業における観察・実験活動の補助及び算数授業で個別の支援を行うことで理数教育の充実を図ります。
- ⑥ 未来の科学者育成プログラムの充実 【生涯学習振興課】
科学に高い興味・関心を持つ小・中・高校生に対し、市内の大学等研究機関や企業などが有する高度な科学技術を体験させることにより、未来の科学者を目指す意欲を高めます。

1-2-6 教育を通じた男女共同参画の推進

- ① 女性リーダーの育成 【男女共同参画課】
次代を担う女性リーダーを育成するため、市内の女性を対象に、女性の能力の開発・発揮のための支援を実施します。
- ② 男女共同参画に関する講座の開催 【男女共同参画課】
男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する講座を開催します。
- ③ 人権教育研究協議会 【教育指導課、教育センター】
人権教育の推進を図るとともに、全市立学校における推進上の諸問題について研究協議を行い、人権教育の充実を図ります。
- ④ 初任者研修、専門研修 【教育センター】
教職員に対して、LGBTQや性の多様性についての理解を深めるとともに、人間尊重の態度を育みます。また、児童生徒に対して授業実践ができるような研修内容を実施します。

1-2-7 多様な性への理解促進・相談体制の整備等

- ① 多様な性への理解促進 【男女共同参画課】
多様な性への理解促進のため、男女共同参画センターにおいて講座を開催します。
- ② LGBTQ（性的少数者）専門相談 【男女共同参画課】
多様な性について理解のある相談員が、LGBTの方はもちろん、その周囲の方からの相談を受け、適切に対応します。
- ③ LGBTQ交流・居場所づくり事業 【男女共同参画課】
当事者の方々が、孤立せず、悩みや情報を共有できるよう、交流事業を行います。また、当事者及び支援者が気軽に集えてコミュニケーションや情報交換などできる場を設けます。
- ④ 人権教育研究協議会 【教育指導課、教育センター】
人権教育の推進を図るとともに、全市立学校における推進上の諸問題について研究協議を行い、人権教育の充実を図ります。（P42再掲）
- ⑤ 初任者研修、専門研修 【教育センター】
教職員に対して、LGBTQや性の多様性についての理解を深めるとともに、人間尊重の態度を育みます。また、児童生徒に対して授業実践ができるような研修内容を実施します。（P42再掲）

基本施策3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

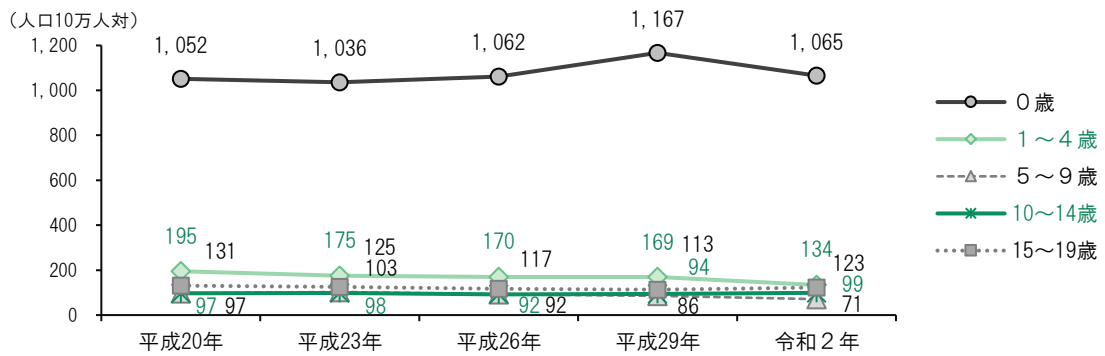
1 現状と課題

(1) こども・若者を取り巻く医療や子育てに関わる状況

現 状

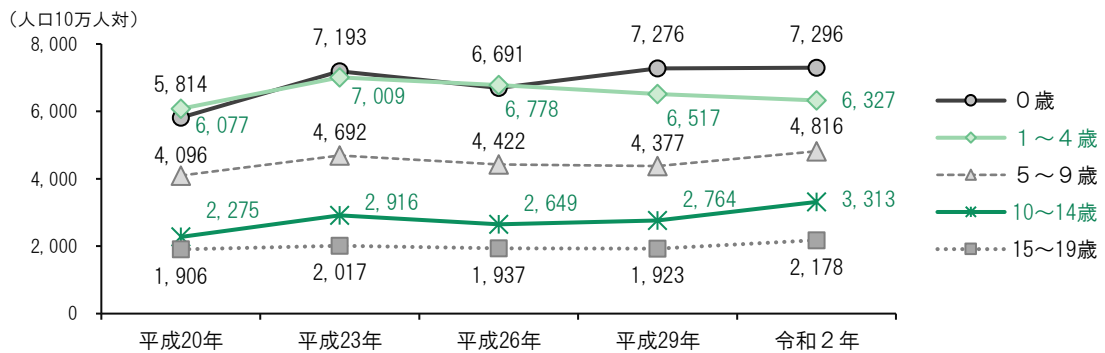
○ 全国的に、19歳以下の受療率（推計患者数を人口10万対であらわした数）は、入院では0歳が令和2年で1,065と、他の年代を大きく上回っています。また、1～4歳では平成20年の195から令和2年には134と減少傾向がみられます（図表1-3-1(1)）。外来では、1～4歳を除いた全ての年代で増加傾向がみられます。特に、0歳及び1～4歳は受療率が他の年代を上回っています（図表1-3-1(2)）。

▼図表 1-3-1(1) 入院の受療率（人口10万対）（全国）



資料：厚生労働省 患者調査（令和2年）

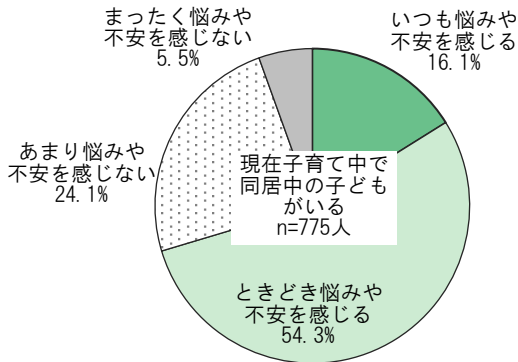
▼図表 1-3-1(2) 外来の受療率（人口10万対）（全国）



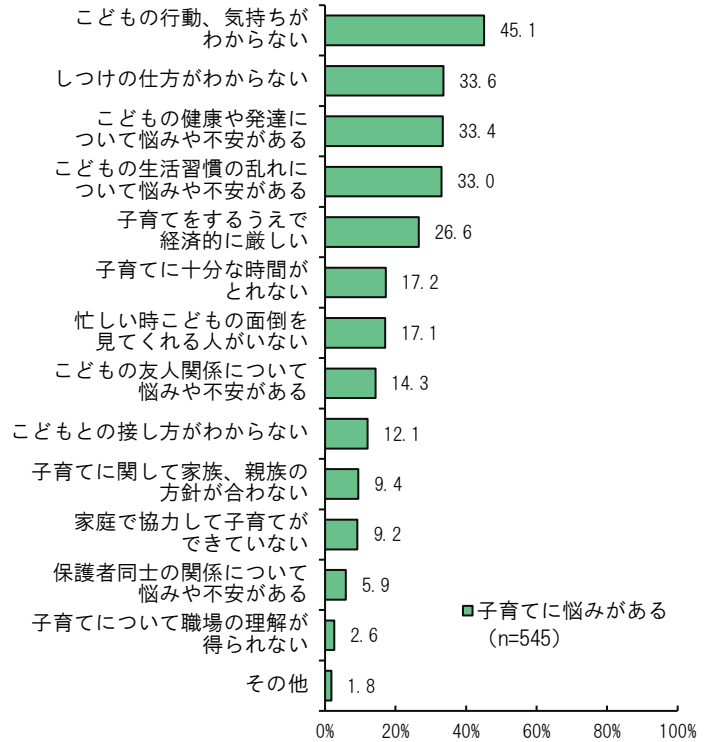
資料：厚生労働省 患者調査（令和2年）

- 子育てをされていて悩みや不安をいつも感じているのは16.1%、ときどき感じているのは54.3%となっています（図表1-3-2(1)）。不安や悩みの内容は、「こどもの行動、気持ちがわからない」が最も高く、次いで「しつけの仕方がわからない」「こどもの健康や発達について悩みや不安がある」となっています（図表1-3-2(2)）。

▼図表 1-3-2(1) 子育てをされていて悩みや不安を感じている程度（全国）



▼図表 1-3-2(2) 子育てや家庭教育に関する不安や悩みの内容



資料：文部科学省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究（家庭教育についての保護者へのアンケート調査）」（令和5年度）

課題

- ◎ 乳幼児は大人に比べて免疫力が少なく、病気や感染症のリスクが高い時期です。急激な体調の変化に対応せざるを得ない場合が多く、こども自身が症状を言い表すことができないことから、子育てをされている親が不安や無力感を覚えたり、こどもの病気によって仕事などの社会活動を制限せざるを得ない場合が多くなります。
- ◎ 子育てに関する親の悩みや不安は、こどもの行動やしつけ、健康や発達に関する内容が多く、核家族化によって頼れる家族が少ないことや親自身の知識や経験の少なさなどから、こどもの育ち方に対する悩みや不安を家庭で抱え込んでいることが少なくありません。
- ◎ こどもが健やかに成長できるよう、こどもの成長や発達の妨げになるものを早期に発見し、親の不安に寄り添いながら専門家をはじめとする周囲の支援体制を構築することが重要です。

0

2 目指すべき姿

- こども・若者やこれから父親・母親になる方が、こどもの健康的な成長と発達を理解するとともに、こども・若者が生活状況にかかわらず質の高い保健・医療サービスを受けられること。

3 主な取組内容

1-3-1 プレコンセプションケアの推進

① プレコンセプションケアの推進 【健康支援課】

男女を問わず将来の妊娠・出産及び不妊等に関する理解を深め、主体的な健康管理を促す取組みを行います。

拡充

事業名	プレコンセプションケアの推進				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高校生、大学生に対して、リーフレット配付等妊孕性啓発を実施	啓発の対象に中学生を追加し、プレコンセプション検査費用助成事業を実施	継続	継続	継続	継続

② 性や健康に関する情報提供や講座の開催 【男女共同参画課】

性や健康、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい知識を習得するために情報提供を行います。また、男女共同参画センターにおいて、更年期など性や健康に関する講座を開催します。

③ 思春期保健対策事業 【健康支援課】

思春期のこども及びその親に対して、生命の尊厳について学び、父性母性の涵養を図ることを目的とし、赤ちゃんとふれあう体験学習を実施します。また、思春期の心とからだの発達とその特徴、対応について知識の普及及び相談を実施します。

④ 女性の健康支援事業 【健康支援課】

女性特有の健康問題について、助産師等による健康相談を実施するとともに、知識の普及啓発を図ります。

⑤ 学校における保健学習・指導の充実 【保健体育課】

児童生徒の健康課題に対応するため、性教育等、自他ともに大切にする教育を実施します。

1-3-2 こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進

① 産後ケア事業 【健康支援課】

産後5か月未満（訪問型は1年未満）の母子を対象に、訪問や医療機関・助産所に宿泊又は日中滞在し、助産師による心身のケアや育児指導を行います。

拡充

事業名	産後ケア事業				
現状	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問型、宿泊型、日帰り型を自己負担額総額の2割負担で1人7回ずつ利用可能	・多胎児を持つ母の利用回数増加 ・自己負担額1割に減額	継続	継続	継続	継続

② 乳児一般健康診査 【健康支援課】

乳児期の健康管理及び、疾病等の早期発見・早期治療のため、協力医療機関で健康診査を行います。

拡充

事業名	乳児一般健康診査				
現状	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
協力医療機関で健康診査を2回実施。推奨受診時期は、生後3～7か月、9～10か月	1か月児健康診査を追加	継続	継続	継続	継続

② 子育て支援コンシェルジュ 【幼保支援課】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

拡充

事業名	子育て支援コンシェルジュ				
現状	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て支援コンシェルジュ各区1名以上配置（稲毛区のみ2名）	継続	子育て支援コンシェルジュ各区1名以上配置（稲毛区及び中央区に2名）	継続	継続	継続

③ 離乳食教室 【健康推進課】

望ましい食習慣の形成に向けた準備や乳児の咀嚼力を獲得するため、発達に応じた調理形態や食品の選択等について、管理栄養士が支援します。

- ④ 2歳児むし歯予防教室 【健康推進課】
1歳6か月児健診で、むし歯があった、又はむし歯になる要因が多いと判定された2歳児とその保護者を対象に、歯科衛生士が個別歯科相談を行い、こどもの歯と口の健全な育成のために、年齢に応じた歯みがき方法やフッ化物の利用方法等について、わかりやすく指導します。
- ⑤ 育児支援事業 【健康支援課】
医師や臨床心理士を講師とし、乳幼児の成長発達や、病気、事故予防についてなど正しい知識の普及啓発を図るための講演会を実施します。
- ⑥ 母親&父親学級 【健康支援課】
これから母親・父親になる方を対象に保健師・管理栄養士・歯科衛生士・助産師が、妊娠中の生活、お産の準備、子育て、父親の役割などをわかりやすく説明します。
- ⑦ 土日開催の両親学級 【健康支援課】
これから母親・父親になる方を対象に助産師が、お産や母乳についての講義や行政サービスの紹介のほか、妊娠中から産後の母親の心と体の変化に合わせた父親のサポート等、子育てを協力して行うことについて講義を行い、父親の育児への積極的な関わりを支援します。(第4章後掲 P189ページ)
- ⑧ 新生児・妊産婦訪問指導 【健康支援課】
妊産婦及び新生児(生後28日未満の乳児)のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や子育てに関する相談等を行います。
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業 【健康支援課】
生後4か月未満の乳児のいる全家庭に対し、保健師や助産師等が訪問し、健康状態の確認、健康や子育てに関する相談、子育て支援に関する情報提供を行います。
- ⑩ 養育支援訪問事業 【健康支援課】
育児不安・育児ストレスや孤立感を抱える家庭や乳幼児健康診査未受診家庭に対し、養育支援員が家庭訪問し、乳幼児健康診査の受診勧奨等を行うとともに、必要な支援を行い、虐待予防に努めます。
- ⑪ 乳幼児健康診査 【健康支援課】
4か月・1歳6か月・3歳児健康診査等を実施し、疾病及び、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・早期治療等を促すとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。
- ⑫ 妊婦等包括相談支援事業 【健康支援課】
妊娠届出時に全妊婦へ保健師又は助産師による面接を実施するほか、妊娠・出産・子育ての相談に応じるとともに、保健福祉サービス等の情報提供を行い、関係機関と連携を図りながら安心して子育てができるよう包括的な支援を行います。
- ⑬ 育児相談 【健康支援課】
乳幼児が心身ともに健やかに発育し、保護者の育児不安や悩みを軽減することを目的に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を実施します。

1-3-3 こども・若者への医療等の提供

- ① 未熟児養育医療費の助成 【健康支援課】
 身体の発育が未熟なまま出生し、入院治療を必要とするこどもに対し、その治療に必要な医療費（保険診療の患者負担分）を助成します。
- ② 育成医療費の助成 【健康支援課】
 身体に障害があるか、また現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められる18歳未満のこどもに対し、手術などの治療により、障害の除去・軽減ができると認められる場合に、その治療に必要な医療費（保険診療の患者負担分）を助成します。
- ③ 小児慢性特定疾病医療費の助成 【健康支援課】
 こどもの慢性疾病のうち、その治療が長期にわたる特定の疾病にかかっている18歳未満のこどもの治療に必要な医療費（保険診療の患者負担分）を助成します。
- ④ 特定医療費（指定難病）の助成 【健康支援課】
 指定難病と診断され、その症状が一定程度以上の人に対し、指定された医療機関で治療を受けた際の医療費を助成します。
- ⑤ 新生児マススクリーニング検査 【健康支援課】
 疾病を早期に発見し治療につなげることにより、重篤な障害の発生などを未然に防止することを目的として、新生児に対して20疾患の先天性代謝異常等検査を実施します。また、重症複合免疫不全症（SCID）及び脊髄性筋萎縮症（SMA）の検査を加えた新生児マススクリーニング検査に関する実証事業を実施します。
- ⑥ 新生児聴覚検査費用助成事業 【健康支援課】
 新生児の聴覚障害の早期発見及び早期療育等により、こどもの健全な発達及び生活の質の向上を図ります。生後50日以内に初めて実施する保険診療外の、自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）、聴性脳幹反応検査（ABR）、耳音響放射検査（OAE）のいずれかによる検査に対し、検査費用を助成します。
- ⑦ 休日救急診療所 【医療政策課】
 小児科を含めた7診療科目について、日曜・祝日・年末年始の昼間における救急患者に対する初期診療を行います。
- ⑧ 心身障害者（児）医療費助成 【障害者自立支援課】
 重度の障害者（児）に対し保険診療の自己負担分について助成します。
- ⑨ 子ども医療費助成 【こども企画課】
 高校3年生相当年齢までのこどもが病気やけがなどにより、健康保険を使って受診した場合に、医療費の自己負担分の全部又は一部を助成します。
- ⑩ ひとり親家庭等医療費助成 【こども家庭支援課】
 母子及び父子家庭等に対し、医療費のうち保険診療の自己負担分を助成することで、経済的な負担の軽減を図ります。
- ⑪ 夜間応急診療（夜急診） 【市立海浜病院事務局】
 夜間における内科及び小児科の救急患者に対する初期診療を行います。

基本施策4 こどもの貧困対策

1 千葉市こども未来応援プラン

千葉市では、貧困の状況にある子どもと家庭の課題を踏まえ、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが将来に夢と希望を持って成長できる社会の実現を基本理念とした、「第2期千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定しています。

(1) 計画の対象

大学等を卒業し、自立に至るまでの概ね20代前半までの次に掲げる者としています。

- ・ 経済的困窮を理由として、教育機会が均等となっていない状況、又は、心身ともに健やかに育成される環境が保障されていない状況にある子ども
- ・ 若者とその家庭
- ・ 上記に陥るリスク要因がある子ども
- ・ 若者とその家庭

(2) 基本理念

「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」
「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会」の実現

(3) 課題と取組みの基本目標

基本目標1 教育の支援

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが大切です。しかしながら、現実には、経済的理由によって、塾や習い事に通うことが困難な家庭もあり、そのことが、子どもたちに将来の夢を断念させる原因ともなっています。

貧困を連鎖させないためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子どもの貧困対策を行うとともに、家庭の経済状況にかかわらず、子どもへの教育機会の均等化を図るべく、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や学習環境の整備を推進します。

- (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開
- (2) 教育の機会均等の推進

基本目標2 生活の安定に資する切れ目のない支援

子どもの心身の健全な成長を確保するためには、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいくことが必要です。そのためにも、貧困の状況にある家庭や子どもについて、社会的に孤立させることなく、身体的にも精神的にも安定した毎日を過ごせる環境が整っていることが重要です。

保護者の安定した生活や自立、健康確保に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備するとともに、困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成され、基本的な生活・学習習慣を確立し、自立を図るための支援を推進します。

- (1) 保護者の生活支援
- (2) 子どもの生活支援
- (3) 子どもの就労支援

基本目標3 経済的支援及び職業生活の安定と向上に資する就労の支援

保護者の就労支援では、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得ることにとどまらず、所得の増大など職業生活の安定と向上に資する支援が必要です。また、支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間の確保や、子どもも労働の価値や意味を学ぶことなどが、貧困の連鎖を防止するためにも重要であるということ踏まえ推進します。

保護者の学び直しや就労の機会の提供などを推進するとともに、各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせることに加え、ひとり親の養育費確保の支援など、世帯の生活の基礎を下支えしていくといったセーフティネット機能の強化に取り組んでいきます。

- (1) 保護者の就労支援
- (2) 経済的な支援

基本目標4 子ども・家庭に支援がつながる連携体制の強化

子どもの貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子どもの貧困に対する理解を深めることが重要です。また、幅広い分野での施策を総合的に実施する必要があることから、庁内での連携を図り、事業を進めるとともに、民間団体や当事者団体等と連携・協働して取り組む必要があります。

支援者としての資質向上を図るとともに、支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭にも十分に支援が届くよう、連携体制の一層の強化に取り組んでいきます。

- (1) 連携体制の強化
- (2) 支援人材の育成
- (3) 社会全体での子どもの支援
- (4) 子どもの貧困対策に関する情報の収集

基本施策5 障害のある子ども・若者への支援の充実

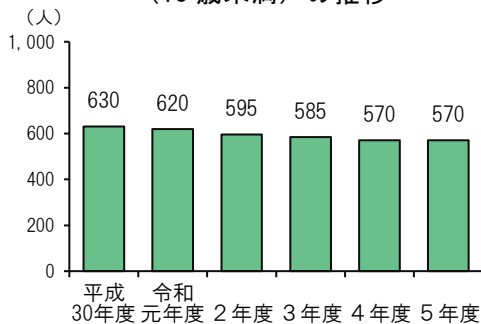
1 現状と課題

(1) 障害のある子どもに関する状況

現 状

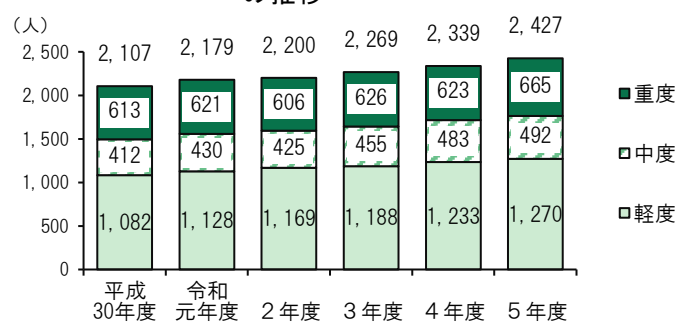
- 本市では、18歳未満の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年度末で570人となっています（図表1-5-1）。
- 18歳未満の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成30年度から令和5年度にかけて320人増となっています（図表1-5-2）。

▼図表 1-5-1 身体障害者手帳所持者数（18歳未満）の推移



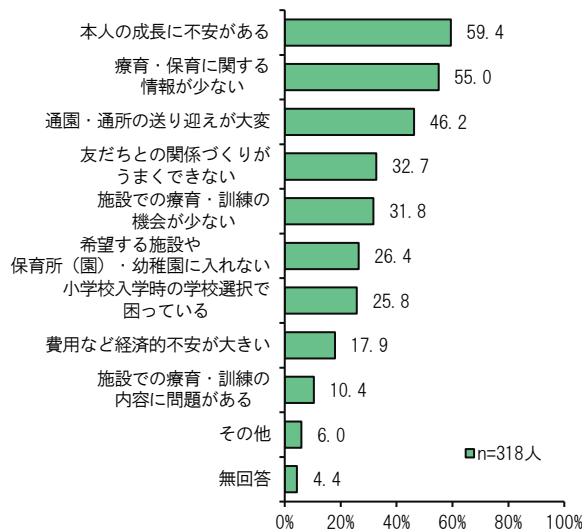
資料：千葉市障害者自立支援課（各年度末）

▼図表 1-5-2 療育手帳所持者数（18歳未満）の推移



- 18歳未満の身体障害・知的障害のある方の保護者等の59.4%が、子どもの成長に不安を感じています（図表1-5-3）。

▼図表 1-5-3 療育・保育について困っていること（困ったこと）（複数回答）



資料：第6次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査（令和4年度）

課題

- ◎ 障害のある子ども・若者が、子どもが持つ能力や可能性を最大限に発揮しながら共に育ち合えるよう、社会全体で支える環境づくりを進める必要があります。
- ◎ 発達障害等は早期発見・早期療育が重要であり、情報提供や相談体制の整備が必要となります。
- ◎ 「千葉県障害者計画・千葉県障害福祉計画・千葉県障害児福祉計画」と整合を図り、障害のある子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係機関と連携し、提供体制を確保する必要があります。
- ◎ そのためには、職員配置等の必要な受入体制を整えるとともに、教育・保育施設等における職員の専門知識や技能の向上を図ることが重要です。
- ◎ さらに、認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもについて、総合的な支援体制を構築することが求められます。

2 目指すべき姿

- 障害のある子ども・若者が、成長に合わせた切れ目のない支援を受け、安心して共に暮らすことができること。

3 主な取組内容

1-5-1 障害のある子ども・若者が安心して共に暮らすことができる体制づくり

- ① 未熟児養育医療費の助成 【健康支援課】
身体の発育が未熟なまま出生し、入院治療を必要とする子どもに対し、その治療に必要な医療費（保険診療の患者負担分）を助成します。（P48再掲）
- ② 育成医療費の助成 【健康支援課】
身体に障害があるか、また現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められる18歳未満の子どもに対し、手術などの治療により、障害の除去・軽減ができると認められる場合に、その治療に必要な医療費（保険診療の患者負担分）を助成します。（P48再掲）
- ③ 小児慢性特定疾病医療費の助成 【健康支援課】
子どもの慢性疾病のうち、その治療が長期にわたる特定の疾病にかかっている18歳未満の子どもの治療に必要な医療費（保険診療の患者負担分）を助成します。（P48再掲）
- ④ 特定医療費（指定難病）の助成 【健康支援課】
指定難病と診断され、その症状が一定程度以上の人に対し、指定された医療機関で治療を受けた際の医療費を助成します。（P48再掲）
- ⑤ 心身障害者（児）医療費助成 【障害者自立支援課】
重度の障害者（児）に対し保険診療の自己負担分について助成します。（P48再掲）

⑥ 発達障害者支援センター運営 【障害者自立支援課】

発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族等からの相談に応じるとともに、療育に関する指導や助言を行います。また、関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な支援体制の整備に努めます。加えて、こどもの発達への不安に早期に対応するため、こども発達相談室、養護教育センター、発達障害者支援センターの3施設を移転集積し、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図ります。

⑦ こども発達相談室の運営 【障害者自立支援課】

発達障害の早期発見及び早期支援体制の充実を図るため、未就学児の発達に関する相談窓口「こども発達相談室」を運営し、相談支援にあたります。また、こどもの発達への不安に早期に対応するため、こども発達相談室、養護教育センター、発達障害者支援センターの3施設を移転集積し、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図ります。

⑧ 軽度・中等度難聴児補聴器助成 【障害者自立支援課】

両耳の聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象とならず、補聴器の装用が必要と医師に判断された方に、補聴器購入費用を助成します。

⑨ 心身障害者（児）福祉手当支給事業 【障害者自立支援課】

特別障害者手当に該当しない在宅の20歳以上の重度の障害者及び障害児福祉手当に該当しない20歳未満の重度の障害児を監護する保護者に手当を支給します。

⑩ 福祉タクシー事業 【障害者自立支援課】

重度の障害者等がタクシーを利用する際に、その運賃の一部を助成します。

⑪ 自動車燃料費等助成事業 【障害者自立支援課】

重度の障害者等が自動車を利用する際に、その燃料費等の一部を助成します。

⑫ 自動車改造費助成事業 【障害者自立支援課】

身体障害者（上肢・下肢又は体幹機能障害1・2級）が、就労等の社会参加を行う目的で、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に自動車改造に係る費用の一部を助成します。

⑬ 自動車運転免許取得助成事業 【障害者自立支援課】

身体障害者が、就労等の社会参加のため、自動車免許を取得した場合に、その費用の一部を助成します。

⑭ 障害者差別解消の推進 【障害者自立支援課】

障害者差別に関する相談窓口を設置し相談に対応するとともに、講演会開催などの啓発活動を実施します。

⑮ 障害者基幹相談支援センター 【障害福祉サービス課】

障害のある方が住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関する様々な相談に応じます。また、地域の人や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。

- ⑯ 障害児通所支援事業 【障害福祉サービス課】
障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練など専門的な支援を行います。
- ⑰ 子ども医療費助成 【こども企画課】
高校3年生相当年齢までのこどもが病気やけがなどにより、健康保険を使って受診した場合に、医療費の自己負担分の全部又は一部を助成します。(P48再掲)
- ⑱ 特別支援教育就学奨励費 【学事課、保健体育課】
障害のある児童生徒の保護者に対し、世帯の経済状況(所得等)に応じて、学用品費等の支給や給食費等の援助を行います。
- ⑲ 養護教育センターの設備拡充 【養護教育センター】
人員を最大限稼働させる設備を備え、待ち日数を減らし、来所相談件数及び検査件数を増加させます。また、近年増加傾向の多様な教育的ニーズのあるケースに対応できるよう、専門的な相談に係る設備を強化します。また、こどもの発達への不安に早期に対応するため、こども発達相談室、養護教育センター、発達障害者支援センターの3施設を移転集積し、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図ります。
- ⑳ スクールメディカルサポート事業 【養護教育センター】
千葉市立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、医療行為を行う看護師を派遣します。
- ㉑ 特別支援教育指導員事業 【養護教育センター】
通常の学級に在籍する緊急に対応が必要なADHDなどの発達障害のある児童生徒が在籍する学校の支援体制充実や対象児童生徒の学習支援などを目的に特別支援教育指導員を配置します。
- ㉒ 特別支援教育介助員事業 【養護教育センター】
千葉市立小・中・中等教育学校(前期課程)に在籍する常時介助が必要な児童生徒の安全を確保するとともに、学級内の他の児童の学習保障及び教員の負担軽減のために、小・中・中等教育学校(前期課程)に特別支援教育介助員を派遣します。
- ㉓ 各種使用料等の減免 【各施設所管課】
市内の各種文化施設、スポーツ施設等を利用する際、身体・知的・精神の障害者手帳を提示した障害者に対し、使用料等の減免を行います。

1-5-2 障害のある子ども・若者への教育・保育等の提供

- ① 療育機関との連携の強化 【障害福祉サービス課、幼保支援課、幼保指導課】
 子どもの健やかな成長発達を図るため、認定こども園、保育園等と療育機関等との連携を強化する方法を検討します。



事業名	療育機関との連携の強化				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未実施	実施内容検討	実施	継続	継続	継続

- ② 養育支援訪問事業 【健康支援課】
 育児不安・育児ストレスや孤立感を抱える家庭や乳幼児健康診査未受診家庭に対し、養育支援員が家庭訪問し、乳幼児健康診査の受診勧奨等を行うとともに、必要な支援を行い、虐待予防に努めます。(P47再掲)
- ③ 乳幼児健康診査 【健康支援課】
 4か月・1歳6か月・3歳児健康診査等を実施し、疾病及び、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・早期治療等を促すとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。(P47再掲)
- ④ 発達障害者支援センター運営 【障害者自立支援課】
 発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族等からの相談に応じるとともに、療育に関する指導や助言を行います。また、関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な支援体制の整備に努めます。加えて、こどもの発達への不安に早期に対応するため、こども発達相談室、養護教育センター、発達障害者支援センターの3施設を移転集積し、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図ります。(P53再掲)
- ⑤ 発達障害等に関する巡回相談員事業 【障害者自立支援課】
 専門知識を有する相談員が認定こども園、幼稚園、保育園等を巡回し、施設職員や保護者等に対し、発達障害の疑いのある児童の早期発見・早期対応のための助言等を行います。
- ⑥ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 【障害者自立支援課】
 かかりつけ医等の医療関係者を対象に、発達障害に係る研修を開催し、地域における発達障害への対応力の向上を図ります。
- ⑦ 療育センター運営事業 【障害福祉サービス課】
 障害児の早期発見、早期療育の観点から、診断、検査等を行い、障害に応じた訓練等を行うとともに、個別指導や保護者への相談支援を行います。また、障害児とその保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のため、計画作成やサービス事業者との連絡調整等を行います。
- ⑧ 大宮学園運営事業 【障害福祉サービス課】
 障害児への指導、訓練等の専門的な療育を行います。

- ⑨ 桜木園運営事業 【障害福祉サービス課】
重症心身障害児に入所支援を通じて、治療や日常生活の指導を行います。
- ⑩ 障害児等療育支援事業 【障害福祉サービス課】
身近な地域で療育指導等が受けられるよう、訪問又は外来による療育相談等を行うほか、認定こども園、保育園等の職員に対し、療育に関する技術の指導を行います。
- ⑪ 子どもルーム・アフタースクールにおける障害のある子どもの受入れ
【健全育成課、生涯学習振興課】
原則として、全ての子どもルーム・アフタースクールにおいて、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。
- ⑫ 巡回アドバイザーによる支援員等への支援 【健全育成課、生涯学習振興課】
子どもルーム・アフタースクールを巡回アドバイザーが訪問し、個別の支援を行うことにより、支援員等の負担軽減を図ります。
- ⑬ 私立幼稚園特別支援教育事業補助 【幼保支援課】
障害のある子どもの就園機会の拡大と保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園が実施する特別支援教育事業に対し、補助金を交付します。
- ⑭ 障害児保育・特別支援教育に関する研修 【幼保支援課、幼保指導課】
認定こども園、幼稚園、保育園等が参加可能な研修を実施し、専門知識の習得や技能の向上を図ります。
- ⑮ 障害児保育・特別支援教育補助 【幼保運営課】
障害のある子どもを受け入れる認定こども園・保育所等に対し、障害児保育・特別支援教育の実施に必要な職員加配に係る経費に対する補助金を交付します。
- ⑯ 障害児保育の実施 【幼保運営課、幼保指導課】
原則として全ての認定こども園、保育園等において、障害のある児童の受入れが可能な体制を整えます。
- ⑰ 障害児保育等に係る巡回相談 【幼保指導課】
障害児保育・特別支援教育を実施する認定こども園、保育園等を市職員が巡回し、障害のある児童の経過観察、職員への助言・指導等を行います。
- ⑱ 「交流及び共同学習」の実施 【教育支援課】
小・中学校や特別支援学校の学校間における「交流及び共同学習」の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育みます。
- ⑲ 小・中学校内における「交流及び共同学習」の実施 【教育支援課】
特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学習や行事等における通常学級との交流を通して、インクルーシブ教育の推進を図ります。
- ⑳ LD等通級指導教室における巡回指導 【教育支援課】
通級による指導を必要とする児童生徒の潜在的なニーズに対応するため、巡回による指導を行います。

1-5-3 障害のある子ども・若者のスポーツ活動への参加促進

① ちばしパラスポーツコンシェルジュ 【スポーツ振興課】

障害児（者）が地域のスポーツ活動に参加するためのつなぎ役として、コーディネーターが障害の種類・程度に応じたスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングを行います。

② 身体障害者スポーツ大会 【障害者自立支援課】

身体障害児（者）の自立及び社会参加を促進するため、スポーツ大会を開催します。

③ ゆうあいピック 【障害者自立支援課】

知的障害児（者）のスポーツの発展を図るとともに、社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害児・者の自立と社会参加の促進を目的として開催します。

基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

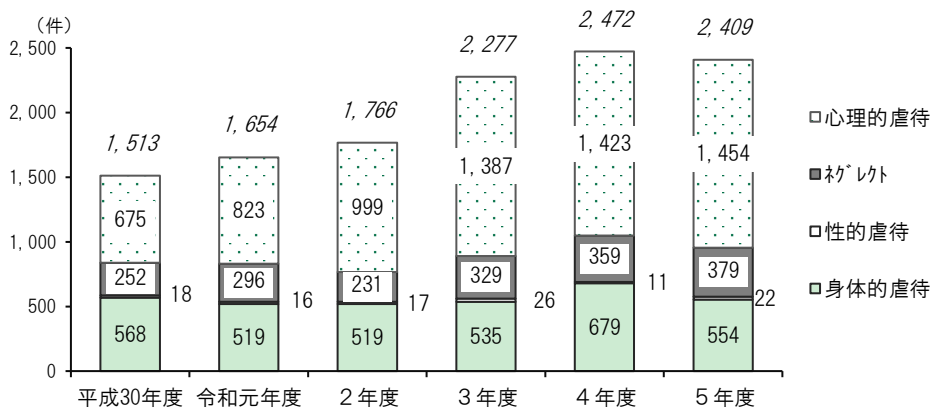
1 現状と課題

(1) 児童虐待に関する状況

現 状

○ 本市では、児童相談所の児童虐待相談対応件数は増加しており、令和5年度は2,409件で、平成30年度から896件の増加となっています。特に、心理的虐待は平成30年度の倍以上となっています（図表1-6-1）。

▼図表 1-6-1 児童相談所の虐待相談対応件数の推移

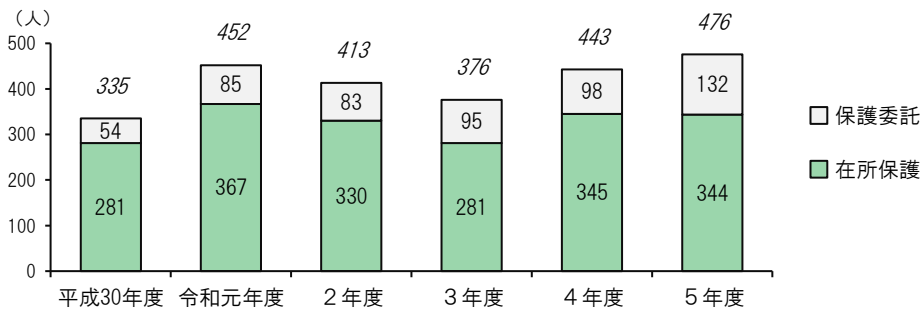


資料：千葉市児童相談所調べ
※児童虐待防止法 第2条

身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（例：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など）
性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。（例：児童への性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など）
ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。（例：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など）
心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（例：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、児童の目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など）

○ 保護児童数は令和元年度には452人まで増加しましたが、令和2年度に減少した後再び増加し、令和5年度は476人となっています（図表1-6-2）。

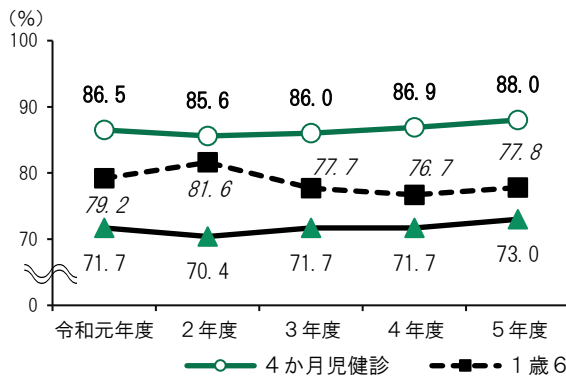
▼図表 1-6-2 一時保護児童数の推移



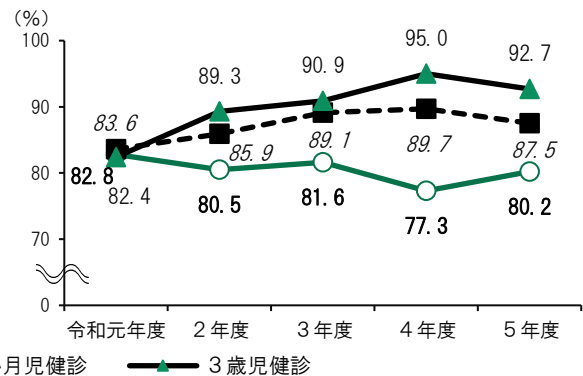
資料：千葉市児童相談所調べ
※「在所保護」：一時保護所への入所
「保護委託」：こどもの疾病や障害等の状況により、施設等で保護

○ 本市の調査では、ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある母親の割合は、3歳児健診では約7割で推移しており、4か月児健診より15ポイント程度低くなっています（図表1-6-3）。一方、育てにくさを感じたときに対処できる親の割合は、3歳児健診では上昇しているものの、4か月児健診では低下傾向となっています（図表1-6-4）。

▼図表 1-6-3 ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある母親の割合



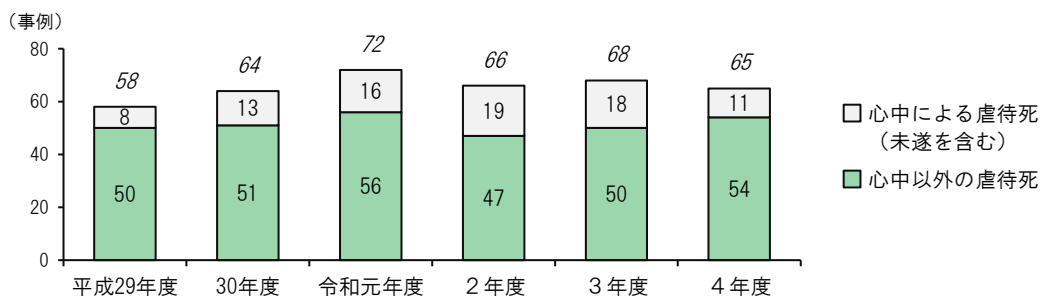
▼図表 1-6-4 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合



資料：千葉市健康支援課調べ

○ 全国の児童虐待による死亡事例は後を絶たず、令和4年度は全国で65事例となっています。児童虐待は、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与え、時には、生命にかかわる、極めて深刻な人権侵害であり、また、世代間連鎖により、次の世代にまで影響を及ぼすなど、社会全体で防止に取り組むべき問題となっています（図表1-6-5）。

▼図表 1-6-5 子ども虐待による死亡事例数の推移（全国）



資料：こども家庭庁「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第20次報告）
※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

課題

◎ こどもの心身の健やかな発達を妨げ、生命を脅かす児童虐待の発生は依然として増えており、近年においても悲惨な事件が後を絶ちません。このような中、児童福祉法の累次改正により、「子どもが権利の主体であること」「家庭と同様の環境における児童の養育の推進」「しつけを名目とした児童虐待の防止」等の理念が明確化されるなど、児童虐待防止対策が強化されています。

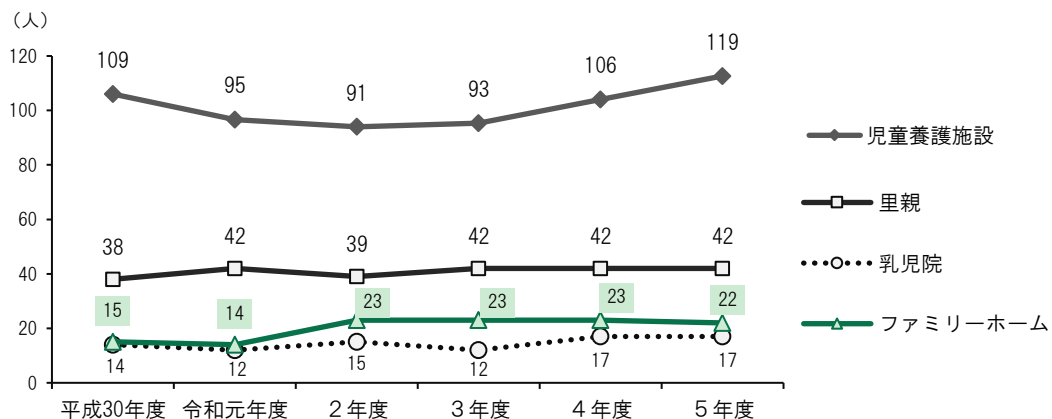
- ◎ 本市においても児童虐待相談対応件数が増加しており、一時保護児童数も増加傾向にあります。このため、児童相談所の機能を強化させるとともに、一時保護体制の充実を図ることが喫緊の課題です。
- ◎ 育児不安や孤立等から虐待につながるような、相談体制を強化し、発生予防と早期発見に努めることが重要です。
- ◎ 現に生じている虐待については、深刻化しないよう、早期に発見し、児童虐待相談につなげるとともに、迅速な児童の安全確認・保護、保護者指導等、早期に対応する必要があります。
- ◎ こどもに関わる様々な機関が、それぞれの専門性を高め、連携を図るとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む必要があります。

(2) 社会的養護におけるこどもの養育に関する状況

現 状

- 本市では、児童福祉施設等の年度末措置児童数は、令和5年度末時点で児童養護施設119人、里親42人、乳児院17人、ファミリーホーム22人となっています（図表1-6-6）。

▼図表 1-6-6 児童福祉施設等の年度末措置児童数の推移



資料：千葉市児童相談所調べ（各年度末）

※児童養護施設：保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

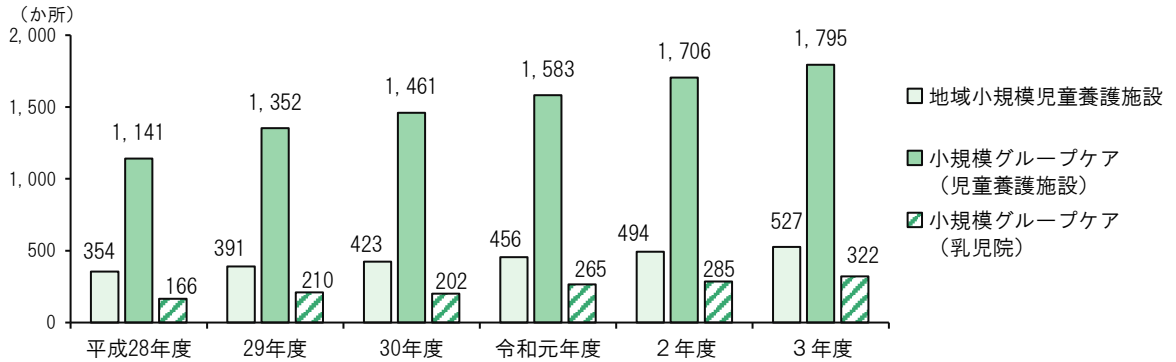
※里親：保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を、自分たちの家庭に迎え入れて養育する者。

※乳児院：乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

※ファミリーホーム：要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者などの住居において養育を行う事業。

○ 全国的に、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの実施箇所数は増加が続き、施設の小規模化が進んでいます（図表1-6-7）。

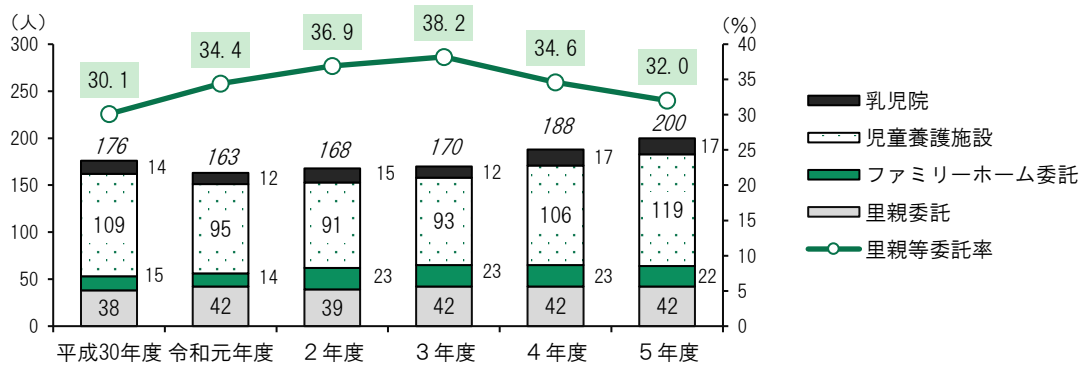
▼図表 1-6-7 地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの実施箇所数の推移（全国）



資料：こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて」資料（各年度 10月1日現在）より作図

○ 里親等委託率は令和3年度まで上昇傾向でしたが、その後低下しており、令和5年度末には32.0%となっています（図表1-6-8）。

▼図表 1-6-8 里親等委託率の推移

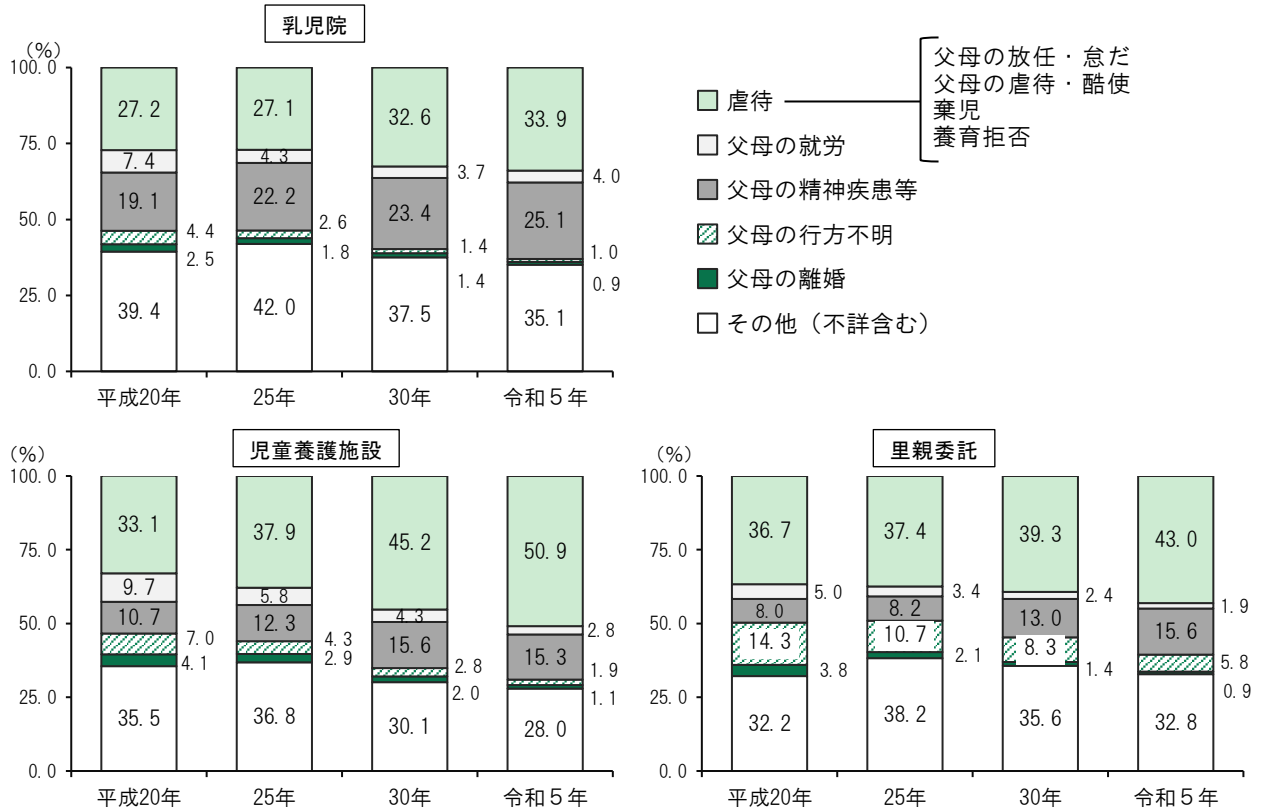


資料：千葉市児童相談所調べ（各年度末）

※里親等委託率 = $\frac{\text{里親措置児童数} + \text{ファミリーホーム措置児童数}}{\text{乳児院措置児童数} + \text{児童養護施設措置児童数} + \text{里親措置児童数} + \text{ファミリーホーム措置児童数}}$

○ 令和5年の児童養護施設等への入所理由は、一般的に虐待とされる「放任・怠だ」「虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合計すると、乳児院では33.9%、児童養護施設では50.9%、里親委託では43.0%と多くの割合を占めており、その割合が上昇傾向にあります（図表1-6-9）。

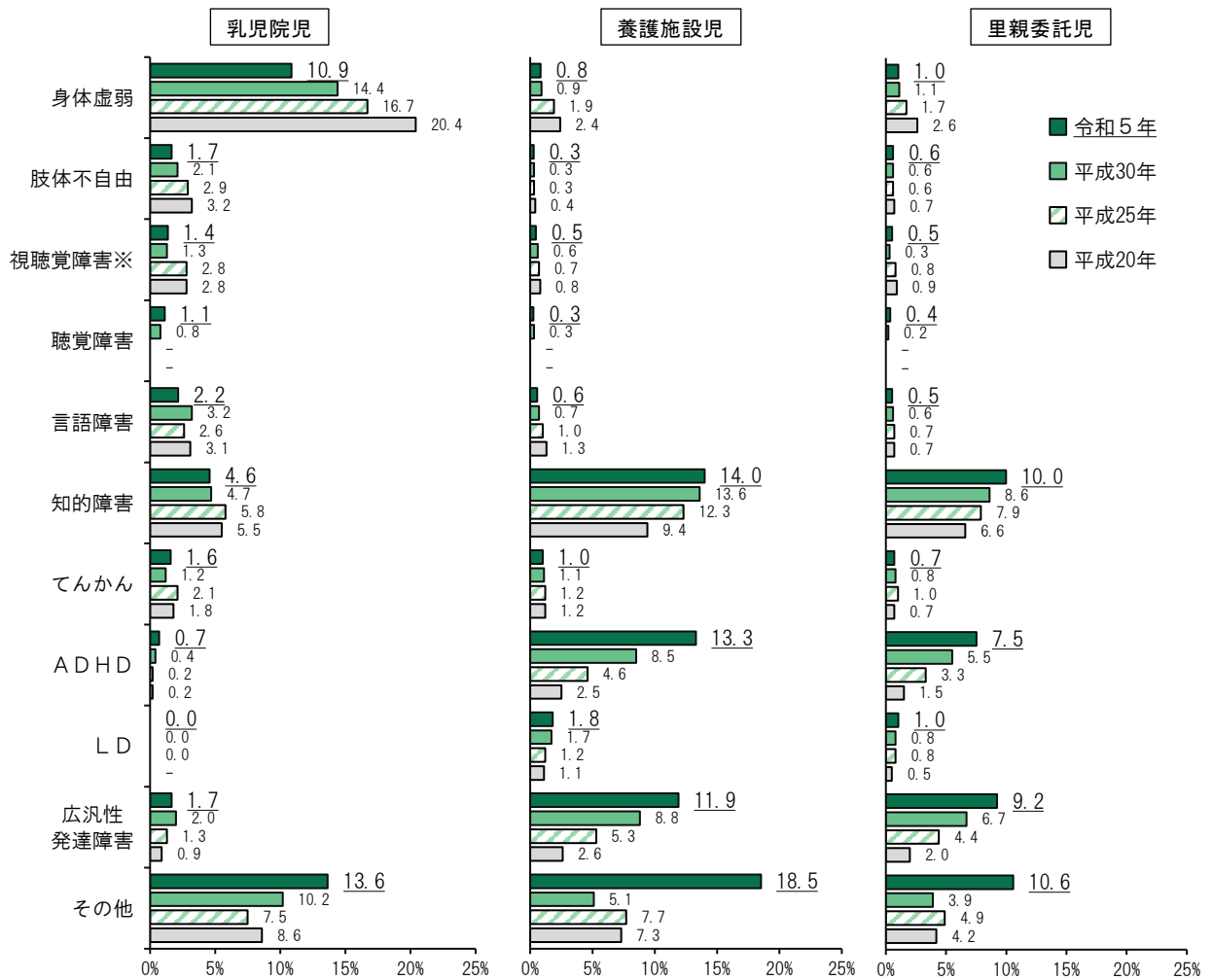
▼図表 1-6-9 児童養護施設等への入所理由（全国）



資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」、
こども家庭庁「児童養護施設入所児童等調査の概要」（令和5年2月1日現在）
注）「父母の放任・怠だ」「父母の虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合わせて「虐待」としている。

○ 養護施設児等の心身の状況をみると、養護施設児、里親委託児では、知的障害や発達障害などの障害がある児童の割合が高まっています（図表1-6-10）。

▼図表 1-6-10 養護施設児等の状況【心身の状況】（複数回答）（全国）



資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」
 こども家庭庁「児童養護施設入所児童等調査の概要」（令和5年2月1日現在）
 注）総数に対する割合である。
 ※平成30年からは視覚障害と聴覚障害に分かれている。

課題

- ◎ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられないこどもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもので、「こどもの最善の利益のために」と「社会全体でこどもを育む」という理念で行われています。また、児童福祉法では「より家庭に近い環境での養育が優先されること」とされており、里親やファミリーホームでの養育、施設の小規模化が進められています。
- ◎ 本市においても、里親・ファミリーホームの担い手の確保に努めてきた結果、里親等委託率が上昇しています。児童養護施設・乳児院の小規模化については、段階的に整備を進めてきた結果、市内の全定員が小規模グループケア化できる見通しとなっています。今後は、児童が健全に生まれ、自立していくためのより家庭的な養育を推進するため、里親等委託率の向上と施設の地域分散化等に努める必要があります。

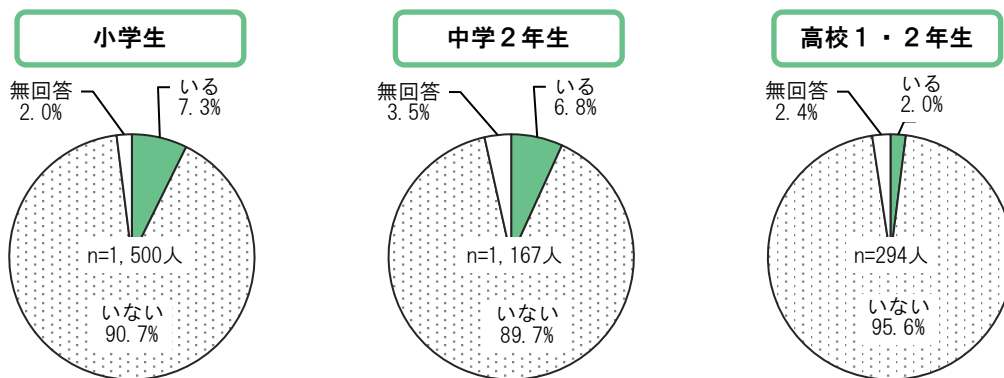
- ◎ 児童養護施設等への入所理由は虐待による割合が全国的に上昇しています。また、社会的養護を必要とする児童のうち、障害等のある児童が増加しているため、里親等に対する各種研修の開催等、専門的なケアの充実を図る必要があります。
- ◎ 就職や進学等の理由で施設等を退所した後の生活に向けて、安心できる場所で共同生活をし、自立生活能力を高めていくことが重要であり、自立援助ホームの開設に関する対応のほか、社会的養護自立支援事業により退所した児童に対する支援を行っています。十分な自立生活能力がないまま退所することがないように、引き続き、関係機関と連携し児童の自立支援に努めることが求められます。

(3) ヤングケアラーに関する状況

現 状

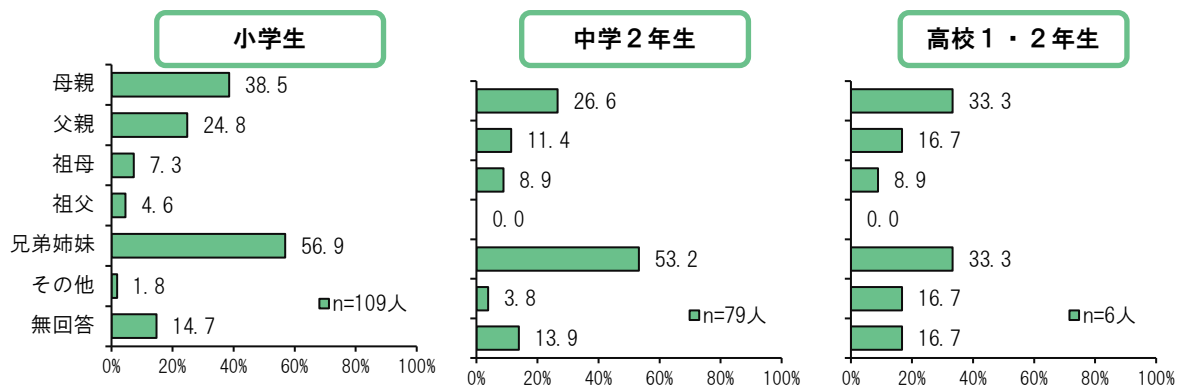
○ 本市の調査では、小中高校生で家族の中に世話をしている人がいる割合は、小学生では7.3%、中学2年生では6.9%、高校1・2年生では2.0%となっています（図表1-6-11）。また、世話をしている人は、兄弟姉妹や母親の割合が高くなっています（図表1-6-12）。

▼図表 1-6-11 家族の中に世話をしている人がいる



資料：千葉市令和3年度ヤングケアラー調査

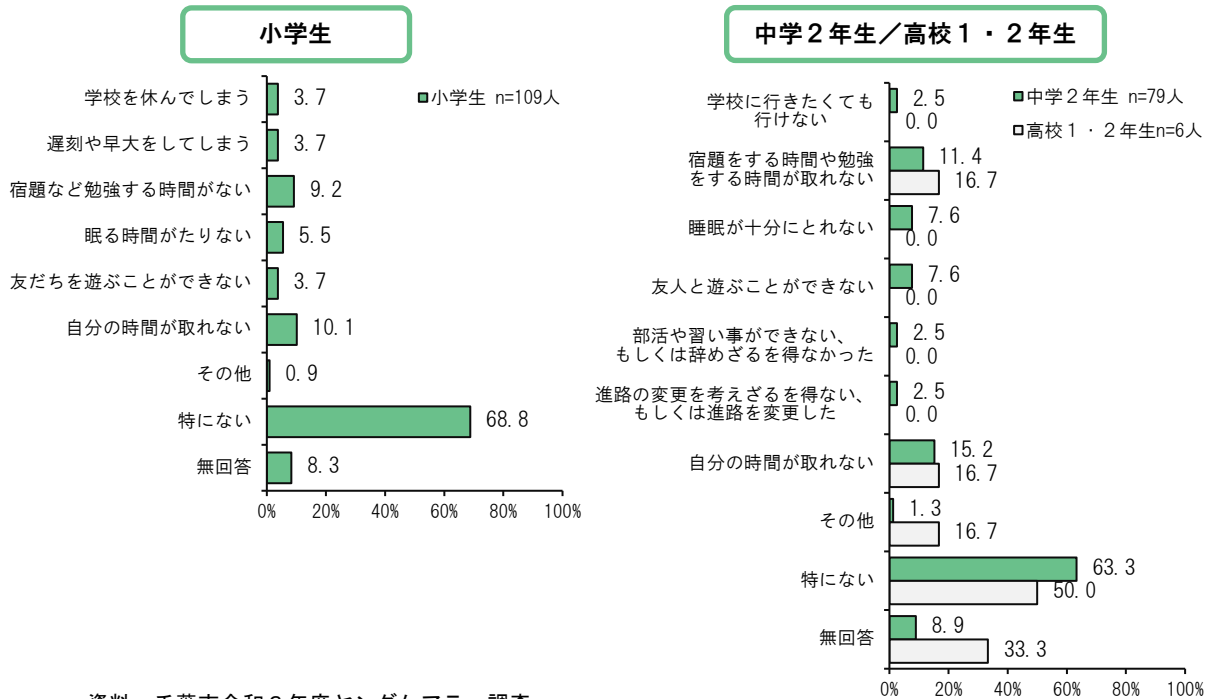
▼図表 1-6-12 世話をしている家族（複数回答）



資料：千葉市令和3年度ヤングケアラー調査

○ 世話をしているために、やりたいけれどできていないことは、「特にない」を除いて、小学生、中学2年生、高校1・2年生ともに「自分の時間が取れない」や「宿題をする時間や勉強をする時間が取れない」が高くなっています（図表1-6-13）。

▼図表 1-6-13 世話をしているために、やりたいけれどできていないこと（複数回答）



資料：千葉市令和3年度ヤングケアラー調査

課題

- ◎ 「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響を及ぼすことが懸念されています。令和6年に施行された子ども・若者育成支援推進法改正法では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国や地方公共団体などが支援に努めるべき対象とされています。
- ◎ こども・若者が自分らしい生活を送ることができるよう、ヤングケアラーに対する支援を行う必要があります。あわせて、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないなどの理由から、支援が必要であっても表面化しにくいことを認識し、その思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行うことが重要です。

2 目指すべき姿

- 全てのこども・若者の権利が尊重され、「体罰等によらない子育て」により、こども・若者が安全に、安心して育まれること。
- 家庭での養育が困難なこども・若者が、社会との関わりを持ち、自立した生活を営めること。

3 主な取組内容

1-6-1 児童虐待防止に関する周知啓発、相談体制の充実

① 意見表明等支援事業 【こども家庭支援課】

こどもの権利擁護を促進するため、意見表明等支援員が一時保護所や児童養護施設等を訪問し、入所児童の意見形成や関係機関等への意見表明を支援する仕組みを整備します。

新規

事業名	意見表明等支援事業				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
検討	実施	継続	継続	継続	継続

② 親子関係形成支援事業 【こども家庭支援課】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者・児童を対象とした、親子間における適切な関係性の構築を図るためのプログラムを実施します。

新規

事業名	親子関係形成支援事業				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未実施	実施	継続	継続	継続	継続

③ 妊婦等包括相談支援事業 【健康支援課】

妊娠届出時に全妊婦へ保健師又は助産師による面接を実施するほか、妊娠・出産・子育ての相談に応じるとともに、保健福祉サービス等の情報提供を行い、関係機関と連携を図りながら安心して子育てができるよう包括的な支援を行います。(P47再掲)

④ オレンジリボンキャンペーン 【こども家庭支援課】

児童虐待の防止に向け、市民の意識を高め、児童虐待防止の協力を呼びかける啓発活動を行います。

⑤ 暴力によらない子育ての市民向け講座実施 【こども家庭支援課】

暴力や暴言を使わずにこどものしつけを行う市民を対象としたプログラムを実施します。(P32再掲)

- ⑥ 暴力によらない子育ての周知啓発 【こども家庭支援課】
子育て中の保護者に対し、暴力によらない子育ての実践や育児不安の相談を推奨するリーフレットを配布します。
- ⑦ DV被害者・児童への心理教育プログラム事業 【こども家庭支援課】
DV被害者とそのこどもたちの自尊感情を回復し、暴力によらない対等な関係を学ぶ心理教育プログラムを実施します。
- ⑧ 子どもの意見聴取等措置 【東部児童相談所、西部児童相談所】
児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講じます。

1-6-2 児童虐待防止に関する組織の体制強化

- ① 児童相談所の2所2施設化 【こども家庭支援課】
東部児童相談所の移転整備により、西部児童相談所と同一施設内での2所1施設体制から、各管轄区域内での2所2施設体制とし、児童虐待に対応する体制を強化します。

重要

事業名	児童相談所の2所2施設化				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事	供用開始

- ② 一時保護環境の改善・体制強化 【東部児童相談所】
子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への一時保護委託等を活用し、一時保護所の在所日数を短縮します。

重要

事業名	一時保護環境の改善・体制強化				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
平均在所日数 60日	58日	56日	54日	52日	50日

- ③ こども家庭センター 【健康支援課、こども家庭支援課】
母子保健機能と児童福祉機能が一体的運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、切れ目ない支援を行います。

新規

事業名	こども家庭センター				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
検討	6区で 実施開始	継続	継続	継続	継続

④ 一時保護時の司法審査 【東部児童相談所、西部児童相談所】

一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため、一時保護開始後から7日以内に児童相談所は裁判所に一時保護状の請求を行います（ただし親権者等が一時保護に同意する場合等は除く）。

新規

事業名	一時保護時の司法審査				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
令和4年度法改正により、令和7年6月から実施	保護者の同意のない一時保護については全件実施	継続	継続	継続	継続

⑤ 一時保護所拡充整備 【東部児童相談所】

一時保護児童の増加に対応するため、新たに児童の居室や日中活動スペースを確保し、一時保護中の環境改善及び児童の権利擁護を図ります。

拡充

事業名	一時保護所拡充整備				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
検討	整備・居室等利用開始	継続	継続	継続	継続

⑥ 保健福祉センター児童虐待通告受理・対応 【こども家庭支援課】

保健福祉センターで、児童虐待相談を受理するとともに、泣き声通告や面前DV通告に対応します。

⑦ 児童虐待通告受理・対応(24時間365日体制) 【東部児童相談所、西部児童相談所】

児童相談所で、引き続き、休日・夜間を問わず、児童虐待相談を受け付け、対応していきます。

⑧ 弁護士・警察官OBの配置 【東部児童相談所、西部児童相談所】

児童相談所に、弁護士、警察OBを引き続き配置し、困難なケースに的確に対応していきます。

⑨ 児童福祉司の適切な配置 【東部児童相談所、西部児童相談所】

児童福祉法施行令による児童福祉司の配置標準に基づき、児童相談所に配置します。

⑩ 児童心理司の適切な配置 【東部児童相談所、西部児童相談所】

児童福祉法施行令による児童心理司の配置基準に基づき、児童相談所に配置します。

⑪ 一時保護所の環境改善 【東部児童相談所】

異なる年齢、異なる生活習慣の児童が、心身ともに健やかで安全な生活を送ることができるよう、学習や検診等の実施、教材や玩具等物品の購入などを行うことで、一時保護所の環境を改善します。

1-6-3 児童虐待防止に関する施策の充実

① スクールカウンセラー活用 【教育支援課】

全ての市立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、その保護者、教職員からの悩み等の相談にあたります。

拡充

事業名	スクールカウンセラー活用				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校					
大規模校 200h/校	200h/校				
中規模校 160h/校	190h/校				
小規模校 120h/校	150h/校				
中学校					
大規模校 420h/校	420h/校	拡充	拡充	継続	継続
その他 280h/校	280h/校				
高等学校 240h/校	240h/校				
特別支援学校 140h/校	140h/校				

② スクールソーシャルワーカー活用 【教育支援課】

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境に働きかけたり、関係機関との連携・調整を行ったりするスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談の充実を図ります。

拡充

事業名	スクールソーシャルワーカー活用				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
12人配置	13人配置	拡充	拡充	継続	継続

③ 母子健康手帳の交付・面接 【健康支援課】

保健師又は助産師が妊娠中の身体状況や家庭の状況を確認し、個々の状況に応じた応援プランを策定した上で、母子健康手帳を交付します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業 【健康支援課】

生後4か月未満の乳児のいる全家庭に対し、保健師や助産師等が訪問し、健康状態の確認、健康や子育てに関する相談、子育て支援に関する情報提供を行います。(P47再掲)

⑤ 乳幼児健康診査 【健康支援課】

4か月・1歳6か月・3歳児健康診査等を実施し、疾病及び、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・早期治療等を促すとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。(P47再掲)

⑥ 養育支援訪問事業 【健康支援課】

育児不安・育児ストレスや孤立感を抱える家庭や乳幼児健康診査未受診家庭に対し、養育支援員が家庭訪問し、乳幼児健康診査の受診勧奨等を行うとともに、必要な支援を行い、虐待予防に努めます。(P47再掲)

- ⑦ 育児相談 【健康支援課】
乳幼児が心身ともに健やかに発育し、保護者の育児不安や悩みを軽減することを目的に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を実施します。(P47再掲)
- ⑧ 育児ストレス相談 【健康支援課】
育児不安等で悩んでいる保護者を対象に臨床心理士が個別相談を実施します。
- ⑨ 家庭児童相談 【こども家庭支援課】
保健福祉センターに家庭相談員を配置し、こどもと家庭に関する様々な相談に応じます。
- ⑩ 児童家庭支援センター 【こども家庭支援課】
市内社会福祉法人に委託し、こどもに関する様々な相談に応じるとともに、児童相談所との連携を図ります。
- ⑪ 子育て世帯訪問支援事業 【こども家庭支援課】
家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
- ⑫ ショートステイ 【こども家庭支援課】
保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行います。(第4章後掲)
- ⑬ トワイライトステイ 【こども家庭支援課】
保護者の就労等の理由により、夜間や休日に家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行います。
- ⑭ 親子のためのSNS相談@ちば 【こども家庭支援課】
こどもや家庭からの相談をSNSで受け付けることで、こども本人や保護者自身がより相談しやすい体制を整備します。
- ⑮ 子ども電話相談 【東部児童相談所】
児童相談所に専用回線を設け、子どもや家庭に関わる様々な相談に応じます。
- ⑯ エンゼルヘルパー派遣事業 【幼保支援課】
妊娠中、出産後1年未満で昼間、他に家事や育児をする人がいない世帯に、委託業者からヘルパーを派遣し、家事及び育児に関するサービスを提供します。
- ⑰ ファミリー・サポート・センター事業 【幼保支援課】
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
- ⑱ 地域子育て支援拠点事業 【幼保支援課】
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

⑭ 一時預かり事業 【幼保支援課、幼保運営課】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

1-6-4 児童虐待防止の支援の質の向上及び関係機関の連携強化

- ① 千葉県警との情報共有 【こども家庭支援課、東部児童相談所、西部児童相談所】
千葉県警との間での、システムを活用した情報共有や、千葉県人身安全事案連絡会議の活用などにより、児童の安全確認と安全確保を的確に行います。

拡充

事業名	千葉県警との情報共有				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
システムを活用した情報共有の検討	実施	継続	継続	継続	継続

- ② 要保護児童対策及びDV防止地域協議会 【こども家庭支援課】
児童虐待・DVを防止するため、関係機関・団体等が要保護児童等の情報を共有し、支援内容を協議します。
- ③ 児童虐待防止研修 【こども家庭支援課、東部児童相談所、西部児童相談所】
保健福祉センター職員や認定こども園、幼稚園、保育所等職員、主任児童委員等に対し、児童虐待防止に向けた研修を実施します。

1-6-5 社会的養護における家庭養育等の推進

- ① 小規模グループケアでの養育 【こども家庭支援課】
社会的養護を要する児童・乳幼児の養育を行う児童養護施設・乳児院において、家庭的環境である小規模グループケアでの養育を推進します。
- ② 児童養護施設等の多機能化・地域分散化・環境改善 【こども家庭支援課】
児童養護施設等の多機能化・地域分散化（定員6人の地域小規模児童養護施設や分園型グループケア）を検討します。また、より良い養育環境を確保するため、施設の環境改善を図ります。
- ③ 母子生活支援施設での支援 【こども家庭支援課】
支援が必要な母子を入所させ、保護するとともに、母子の自立の促進のため、生活を支援し、あわせて退所者への相談その他の援助を行います。
- ④ 家庭養育の推進 【こども家庭支援課、東部児童相談所】
NPOと協働し、里親のリクルートから委託後の支援まで、包括的な支援を行うことにより、里親等の担い手を確保し、里親等委託を推進します。

1-6-6 社会的養護における専門的なケアの充実、児童の自立支援

① 親子再統合支援事業 【東部児童相談所、西部児童相談所】

措置児童等の親子関係再構築に向けた取組みを推進するため、児童相談所へ支援員を配置するとともに支援プログラムを実施します。



事業名	親子再統合支援事業				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
検討	実施	継続	継続	継続	継続

② 自立援助ホーム 【こども家庭支援課】

児童養護施設退所児童等、義務教育終了後15歳から20歳までの家庭がない児童や、家庭にいたることができない児童が共同で生活する場において、自立に向けた支援を行います。

③ 里親等研修の充実 【こども家庭支援課、東部児童相談所】

措置児童の個別の状況・課題にきめ細やかに対応するため、里親・施設職員の資質向上を図るための研修を実施します。

1-6-7 ヤングケアラーへの支援体制の強化

① 子ども・若者総合相談センター運営事業 【健全育成課】

様々な悩みを抱える30歳代までの子ども・若者とその家族の相談に応じる「子ども・若者総合相談センター（Link）」を運営します。電話、来所、訪問相談だけでなく出張相談やメール等電子ツールによる相談も実施します。また、相談者のニーズに対し、スムーズな支援を行うことができるようにするため、相談員を増員します。



事業名	子ども・若者総合相談センター運営事業				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
相談員 4人	継続	相談員 5人	継続	継続	継続

② こども家庭センター 【健康支援課、こども家庭支援課】

母子保健機能と児童福祉機能が一体的運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、切れ目ない支援を行います。(P67再掲)

③ ヤングケアラー連携支援体制の構築 【こども家庭支援課】

こども家庭センターや子ども・若者総合相談センターを中心として連携支援体制を構築します。

④ ヤングケアラーへの理解促進 【こども家庭支援課】

ヤングケアラーへの理解を促進するため、ヤングケアラーの支援者に対して、研修を実施します。また、主に市内の小・中・高校生に向けて、ヤングケアラーの周知啓発を行います。

⑤ 子育て世帯訪問支援事業 【こども家庭支援課】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。(P70再掲)

基本施策7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み

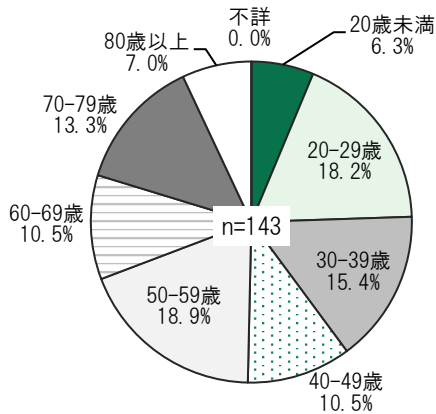
1 現状と課題

(1) こども・若者の自殺

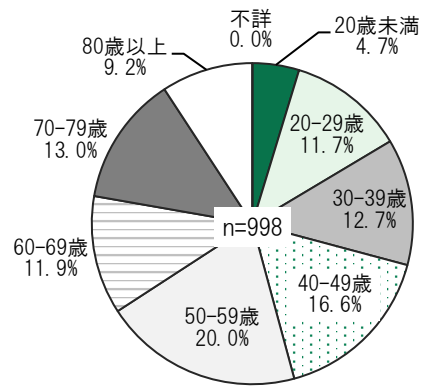
現 状

- 市内の自殺者数のうち20歳未満は6.3%、20～29歳は18.2%で、いずれも千葉県全体を上回っています（図表1-7-1(1)、1-7-1(2)）。
- 自殺者数の推移をみると、増減を繰り返し、令和5年時点で143人となっています。自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）をみると、令和2年以降上昇していたものが令和5年には14.64に減少し、千葉県全体を下回っています（図表1-7-2）。

▼図表 1-7-1(1) 年代別自殺者数(千葉市)

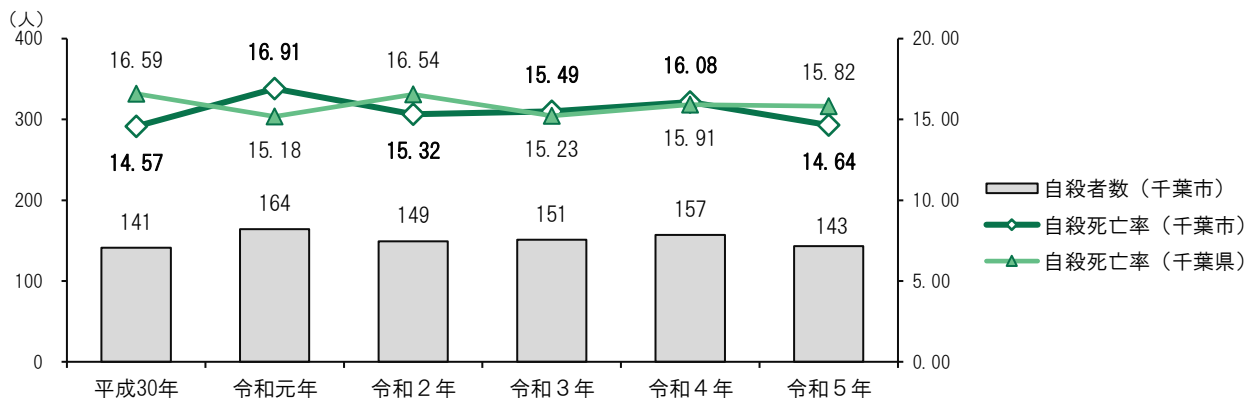


▼図表 1-7-1(2) 年代別自殺者数(千葉県)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（令和5年確定値）

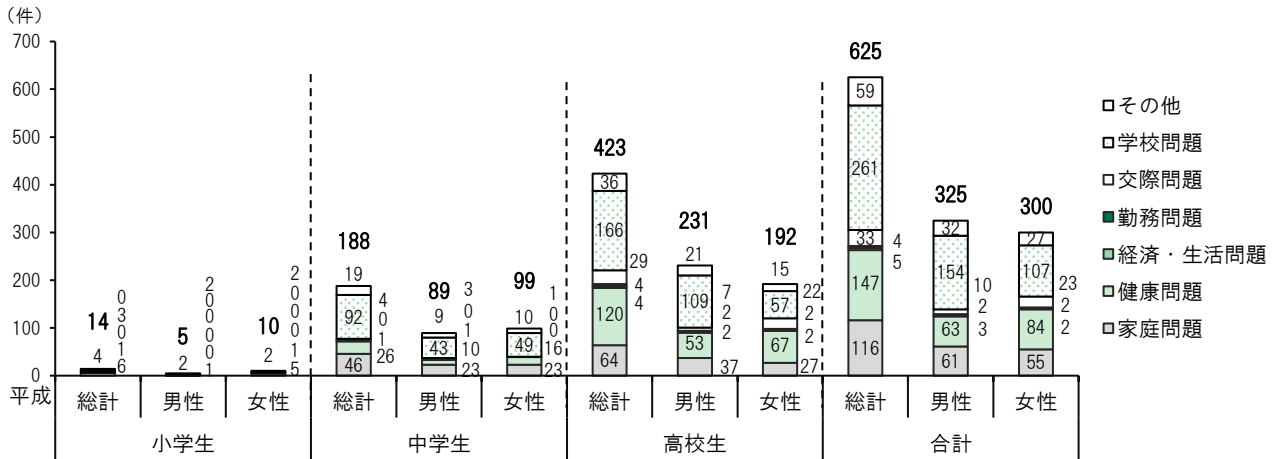
▼図表 1-7-2 自殺者数・自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住所地）

- 全国的に、小学生・中学生・高校生の自殺者の原因・動機をみると、小学生では家庭問題が最も多くなっています。中学生では学校問題が最も多く、次いで家庭問題が多くなっています。高校生では学校問題が最も多く、次いで健康問題が多くなっています
(図表1-7-3)。

▼図表 1-7-3 小中高生の自殺者の原因・動機 (全国)



資料：厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課「令和5年中における自殺の状況」

課題

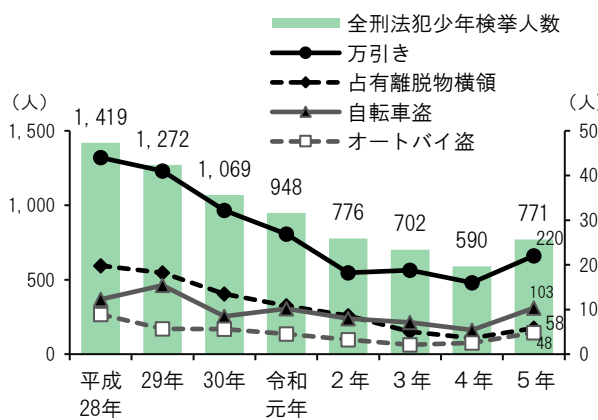
- ◎ こども・若者の自殺は深刻な社会問題であり、市内では20歳未満及び20～29歳における自殺死亡率は千葉県全体を上回り、若い年代の自殺者が多い傾向がみられます。その原因・動機は家庭環境によるものや学業・進路に関するものなど、様々な要因が挙げられます。
- ◎ こども・若者が悩みを抱え込まずに相談できるよう、こども・若者のSOSを見逃さず支援につなげる体制づくりを、家庭・地域・学校・行政が連携して取り組んでいく必要があります。

(2) こども・若者の非行

現状

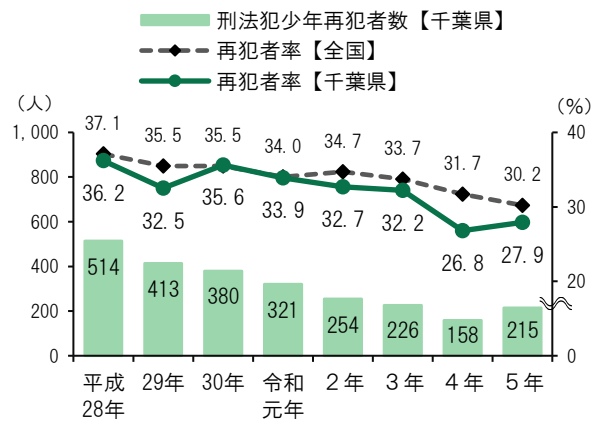
- 千葉県の子法犯で検挙された少年（14歳以上20歳未満）は令和4年まで減少傾向でしたが、令和5年は771人に増加しています。そのうち万引き等の初発型非行^{※1}で検挙された少年は429人で、子法犯で検挙された少年全体の55.6%を占めています（図表1-7-4(1)）。
- 千葉県の子法犯少年の再犯者数は令和4年まで減少傾向でしたが、令和5年は215人に増加しています。また、再犯者率^{※2}は、平成30年を除いて全国の再犯者率より低く推移しています（図表1-7-4(2)）。

▼図表 1-7-4(1) 子法犯少年検挙人員における初発型非行の推移（千葉県）



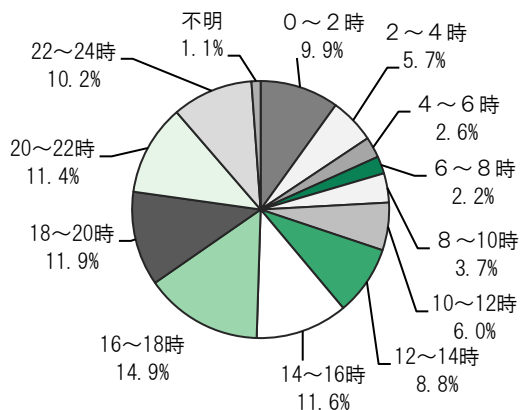
資料：千葉県警察本部「令和6年版 ちばの少年非行」

▼図表 1-7-4(2) 子法犯少年の再犯者率の推移（全国・千葉県）

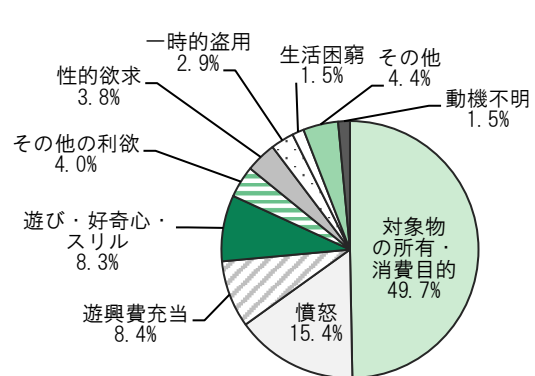


- 子法犯少年の非行時間帯は、16時から18時が最も多くなっています（図表1-7-5(1)）。また、子法犯少年の非行原因・動機をみると、「対象物の所有・消費目的」が最も多く、「憤怒」「遊興費充当」「遊び・好奇心・スリル」と続いています（図表1-7-5(2)）。

▼図表 1-7-5(1) 子法犯少年の非行時間帯（全国） ▼ 図表 1-7-5(2) 子法犯少年の非行原因・動機（全国）



資料：警察庁「令和4年中における少年の補導及び保護の概況」より作図



資料：警視庁「令和4年中 少年育成活動の概況」第28表より作図

※1 初発型非行：犯行手段が容易で、動機が単純であることを特徴とするもので、本格的な非行へ深化していく危険性が高い非行をいい、統計上は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。

※2 再犯者率：検挙人員に占める再犯者の割合をいう（過去の非行の罪種等は問わない）。

課題

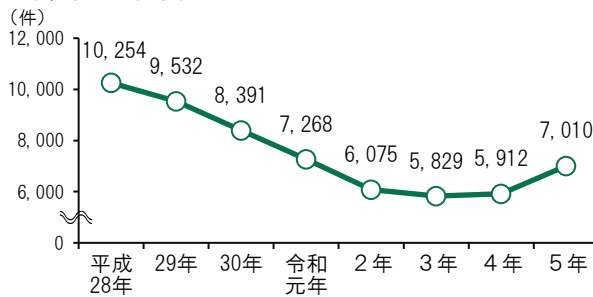
- ◎ 次代を担う子ども・若者が健やかに成長し、道徳観があり自己肯定感が高く思いやりのある大人に成長していくためには、家庭・地域・学校・行政が連携して社会全体で子ども・若者の健全育成及び非行防止に取り組んでいくことが必要です。
- ◎ こどもの規範意識の醸成を担ってきた家庭の教育力を高めるため、保護者を支援する必要があります。

(3) 子ども・若者を取り巻く犯罪の発生状況

現状

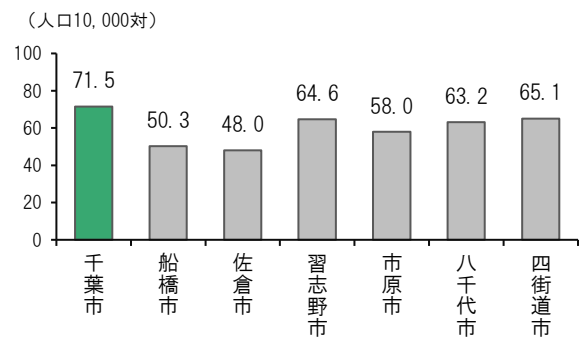
- 本市の刑法犯認知件数は令和4年まで減少傾向でしたが、令和5年は7,010件に増加しています。県内各市町村の人口1万人当たりの犯罪発生件数をみると、本市は近隣他市に比べ多くなっています（図表1-7-6、1-7-7）。

▼図表 1-7-6 刑法犯認知件数の推移
〔令和5年中〕



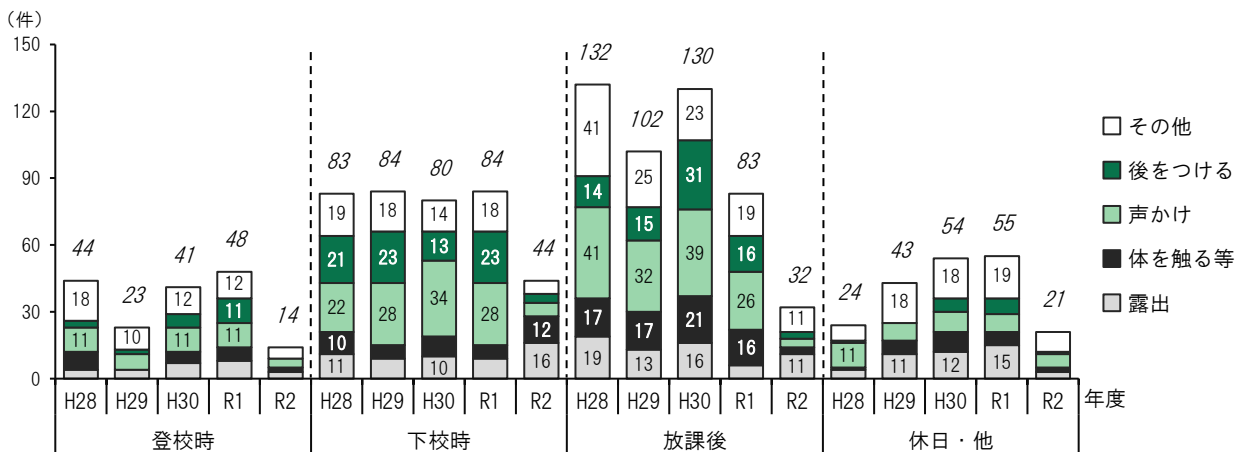
資料：千葉県警察本部「犯罪統計」

▼図表 1-7-7 人口1万人当たりの犯罪発生件数



- 市内の小・中学校から教育委員会に寄せられた不審者情報数は、令和2年にはいずれの時間帯も減少していますが、「下校時」や「放課後」の件数は「登校時」や「休日・他」を上回る傾向がみられます（図表1-7-8）。

▼図表 1-7-8 教育委員会へ寄せられた不審者情報数



資料：千葉市教育委員会学事課調べ

課題

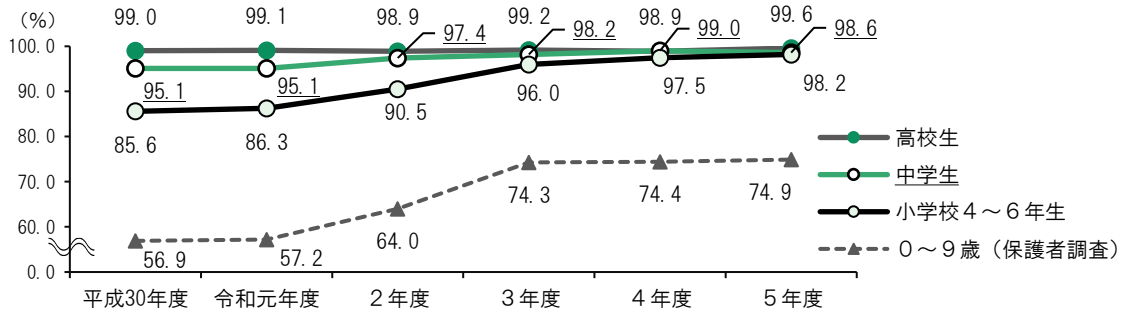
- ◎ 近年、こども・若者が巻き込まれる事故や事件が後を絶たず、本市でも不審者情報が増えている状況です。
- ◎ こども・若者が犯罪等の被害に遭わないためには、こども・若者が自分の身を守るができる力を高める必要があります。また、こども・若者や保護者に対して不審者情報等を提供するとともに、家庭、地域、学校、関係機関などが連携する必要があります。

(4) ソーシャルメディアのこども・若者への普及

現状

- 全国的に、近年、こども・若者のスマートフォン・携帯電話の所有・利用やインターネット利用率が上昇しており、スマートフォン・携帯電話の所有・利用は小学校4年生以上では90%を超えています。(図表1-7-9)

▼図表 1-7-9 青少年の年齢別インターネット利用率(全国)

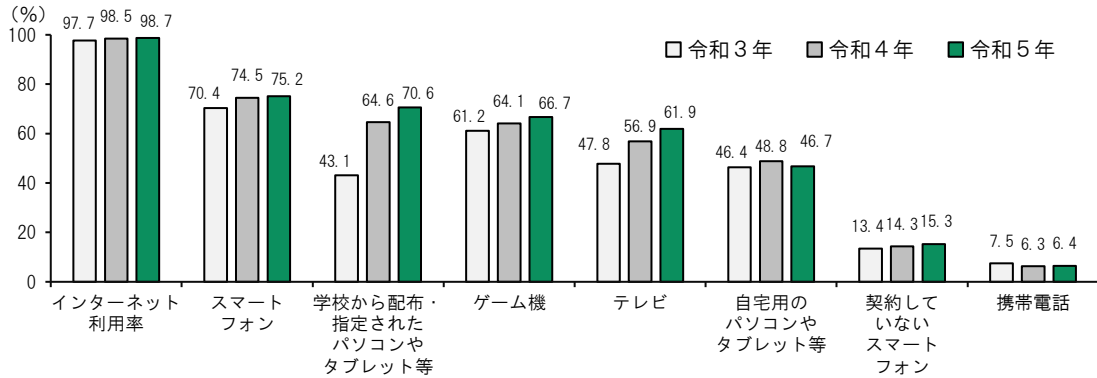


資料：こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」(令和5年度)

注)「インターネットを利用している」とは、サイトやコンテンツを見たり、文章を書き込んだりすることで、インターネットには、WEBサービス及びアプリケーションを含む。

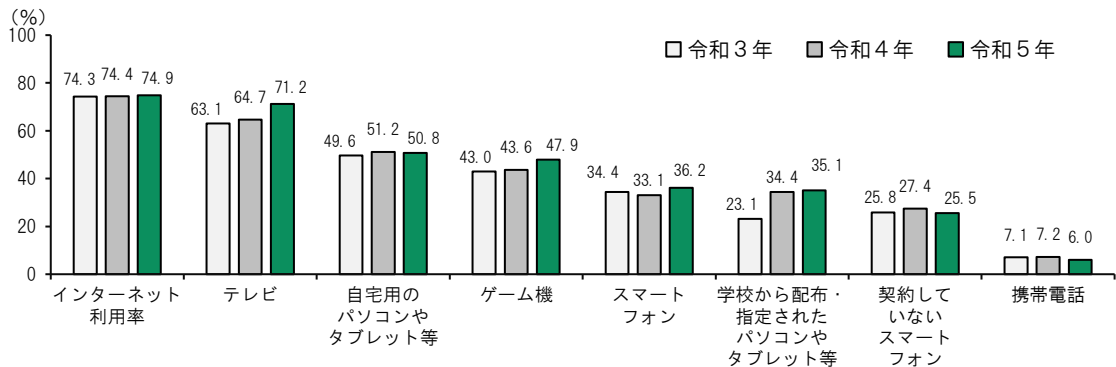
○ インターネット利用率は、令和5年度は小学校高学年から高校生では100%に近く、9歳までの子どもも約75%の利用率となっています(図表1-7-10(1)、1-7-10(2))。

▼図表 1-7-10(1) 青少年(0～9歳を除く)の機器ごとのインターネット利用率(全国)



資料：子ども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」(令和5年度)

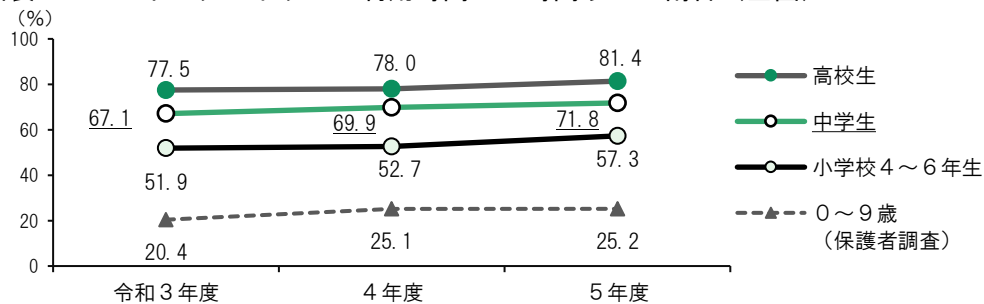
▼図表 1-7-10(2) 0～9歳の子どもの機器ごとのインターネット利用率(全国)



資料：子ども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」(令和5年度)

○ インターネット利用者のうち、1日に3時間以上利用する割合も上昇傾向にあります(図表1-7-11)。

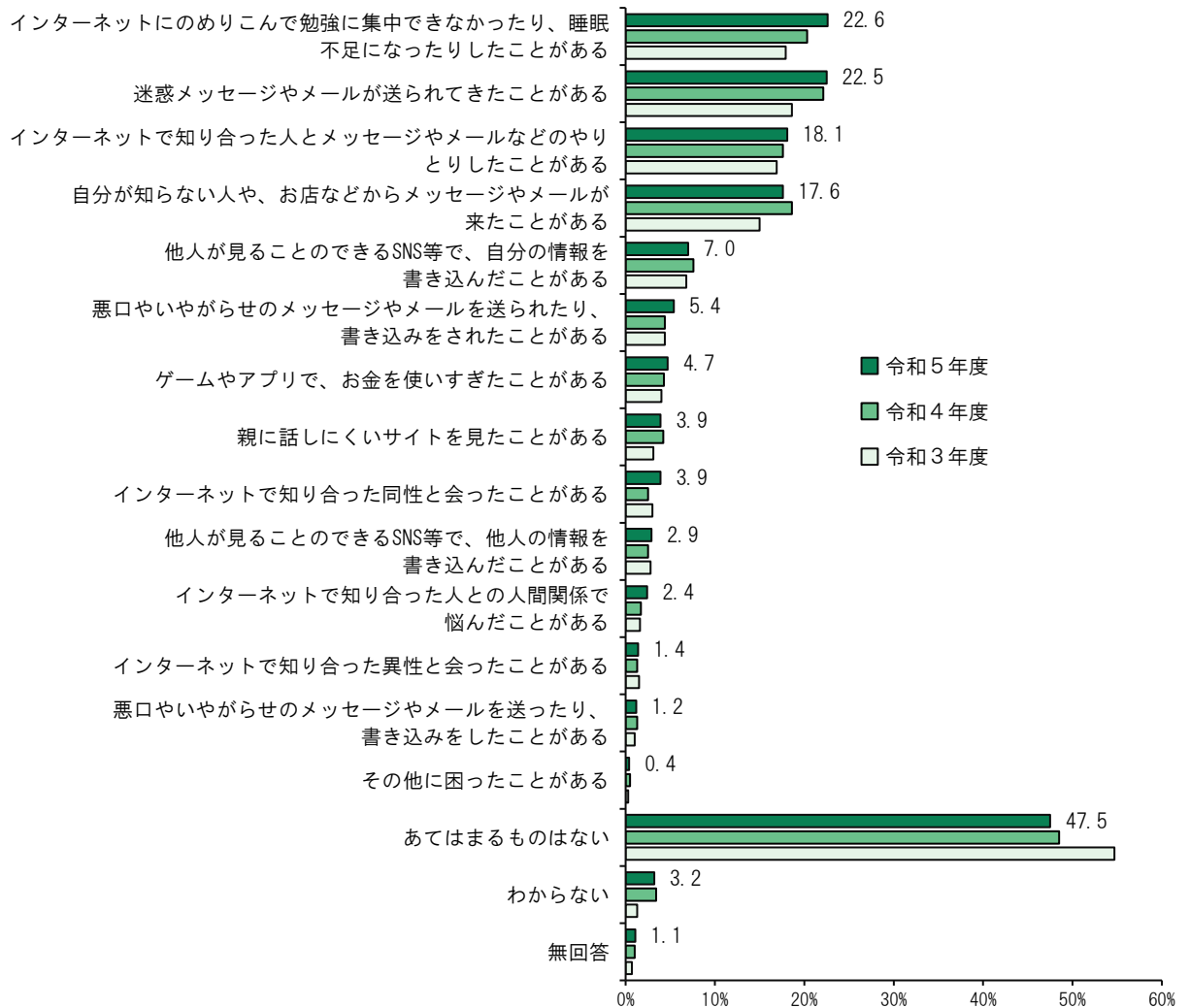
▼図表 1-7-11 インターネットの利用時間が3時間以上の割合(全国)



資料：子ども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」(令和5年度)

- インターネットを利用する中で、「インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかつたり、睡眠不足になったりしたことがある」「迷惑メッセージやメールが送られてきたことがある」「インターネットで知り合った人とメッセージやメールなどのやりとりしたことがある」「自分が知らない人や、お店などからメッセージやメールが来たことがある」者が10%以上となっており、およそ半数が何らかの経験をしていることがわかります（図表1-7-12）。

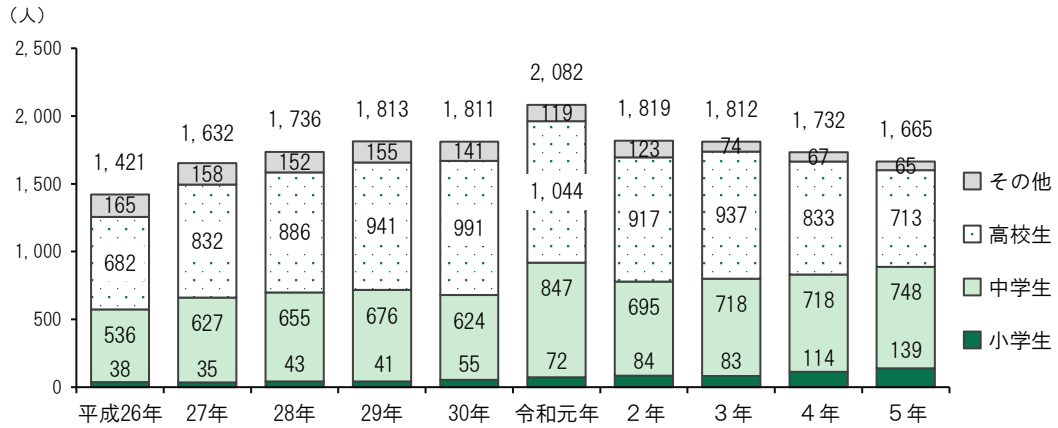
▼図表 1-7-12 インターネット上の経験（複数回答）（全国）



資料：こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」（令和5年度）

- SNSに起因した犯罪被害児童数は令和元年をピークに減少傾向にありますが、令和5年には小学生139人、中学生748人となっており、低年齢化が進んでいます（図表1-7-13）。

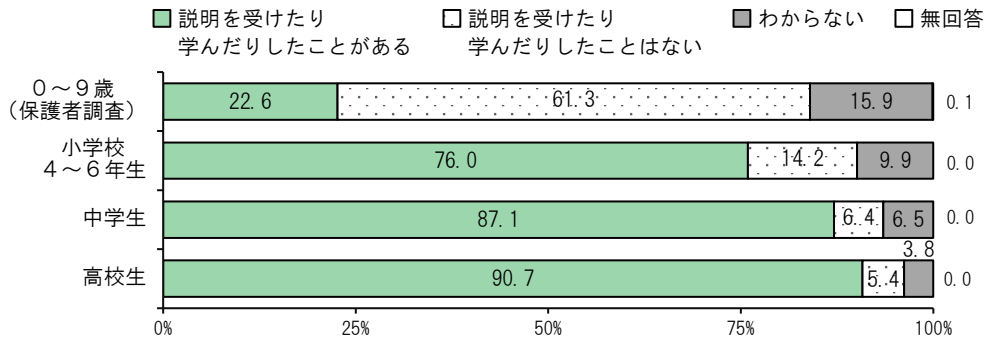
▼図表 1-7-13 SNSに起因する事犯の学職別被害児童数の推移（全国）



資料：警察庁生活安全局人身安全・少年課「令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況」
 注1）SNSとは、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。
 注2）SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。

- インターネットの危険性に関する何らかの学習の経験がある中学生・高校生は約9割となっていますが、小学校4～6年生は76.0%という状況です（図表1-7-14）。

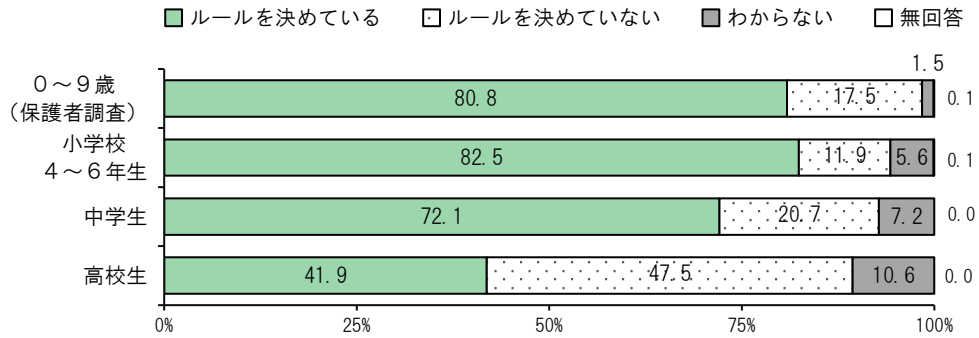
▼図表 1-7-14 インターネットの危険性に関する学習の経験〔令和5年度〕（全国）



資料：こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査（令和5年度）」

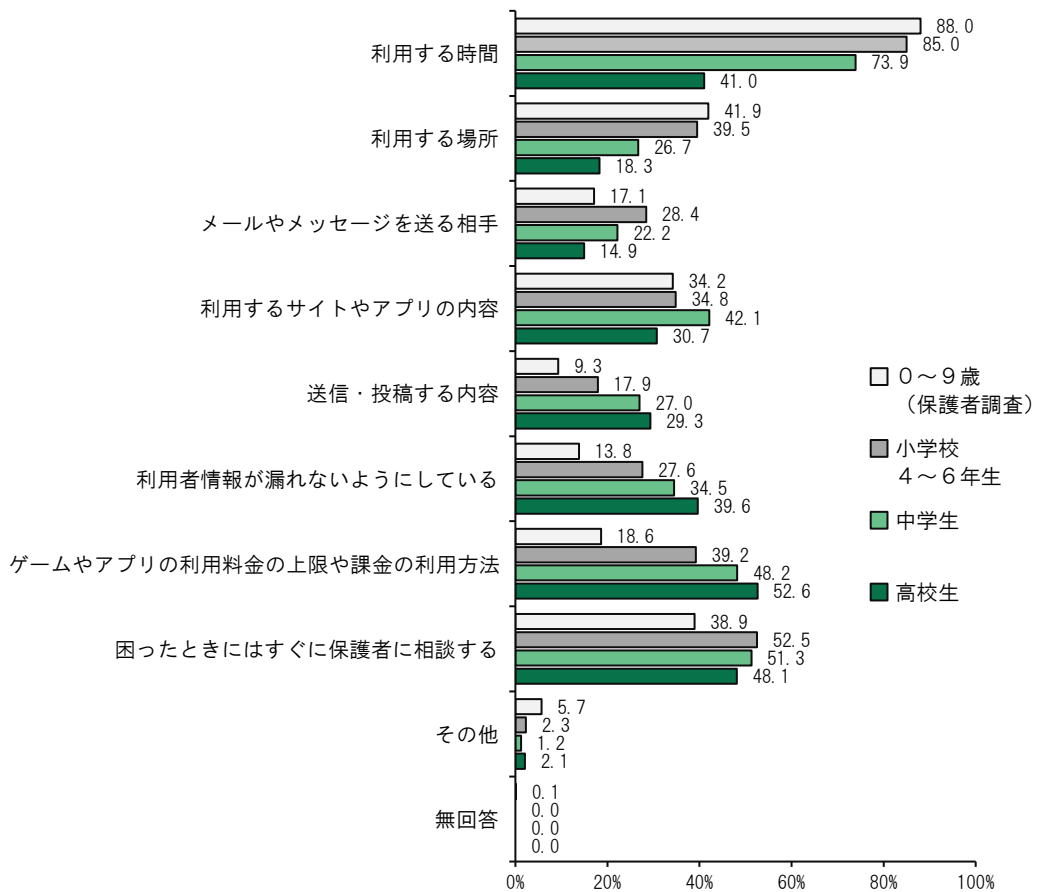
○ インターネットの使い方について、家庭で「ルールを決めている」割合は0～9歳、小学校4～6年生では約8割、中学生が72.1%、高校生が41.9%となっています。また、その内容は0～9歳、小学校4～6年生、中学生では「利用する時間」が最も多く、高校生では「ゲームやアプリの利用料金の上限や課金の利用方法」が最も多くなっています（図表1-7-15、1-7-16）。

▼図表 1-7-15 インターネットの使い方についての家庭のルール〔令和5年度〕（全国）



資料：こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」(令和5年度)

▼図表 1-7-16 家庭で決めているインターネットの使い方についてのルール（複数回答）〔令和5年度〕（全国）



資料：こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」(令和5年度)

課題

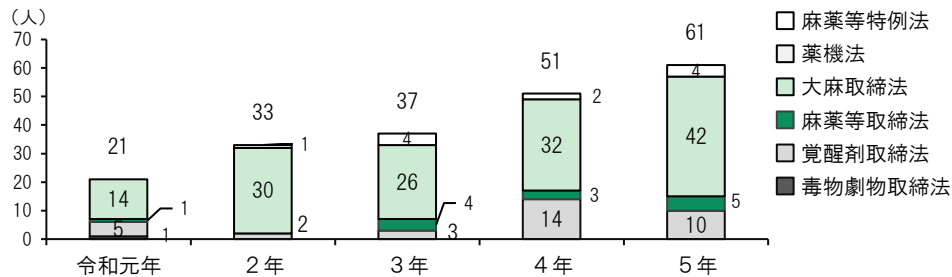
- ◎ スマートフォン・携帯電話の普及によりインターネットの利用率が上昇し、それに伴う危険も高まりつつあります。本市でも「子どもの情報モラル啓発」として、インターネット利用のルール・マナーについてのホームページを作成し、役立つサイトや資料を掲載しています。今後も中高生はもとより、小学生に対してもインターネットの危険性についての学習機会を増やしたり、家庭でのルールづくり等を促進したりすることが求められます。

(5) 薬物乱用者の検挙状況

現状

- 千葉県警察本部によると、覚醒剤や大麻などの薬物乱用で検挙された少年の人数は増加傾向にあり、令和5年は61人で、前年より10人増えています（図表1-7-17）。

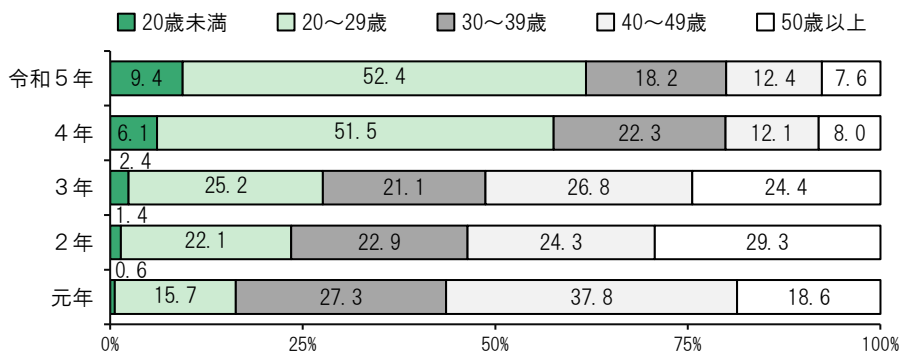
▼図表 1-7-17 薬物乱用少年の推移（千葉県）



資料：千葉県警察本部「令和6年版 ちばの少年非行」
 ※薬物乱用少年とは、主たる犯罪が薬物事犯で検挙された少年をいう。

- 危険ドラッグ乱用者の年齢別検挙人員は、20歳未満と20～29歳の占める割合が上昇傾向にあります（図表1-7-18）。

▼図表 1-7-18 危険ドラッグ乱用者の年齢別検挙人員の推移（全国）



資料：警察庁「令和5年における組織犯罪の情勢」令和6年3月
 注) 危険ドラッグ乱用者の検挙とは、危険ドラッグに係る検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側を除いた検挙をいう。

課題

- ◎ 大麻等の薬物については、その危険性や有害性、勧誘への対応方法などの啓発を強化する必要があります。

2 目指すべき姿

- こども・若者のSOSを見逃さず、孤独・孤立を防ぎ、命が支えられること。
- こども・若者が犯罪等の被害に遭わず、安全・安心に暮らせること。
- こども・若者が、犯罪等から自分の身を守ることができること。

3 主な取組内容

1-7-1 こども・若者の自殺対策

- ① 自殺予防キャンペーンの実施 【精神保健福祉課】
自殺予防の普及啓発のため、自殺予防に関するキャンペーンを、関係機関と連携を図りながら実施します。
- ② 自殺予防週間と自殺対策強化月間における普及啓発 【精神保健福祉課】
自殺予防週間や自殺対策強化月間などのあらゆる機会に普及啓発活動を行い、自殺の防止等に関する市民の理解の促進を図ります。
- ③ 九都県市自殺対策強化月間に関連した事業の実施 【精神保健福祉課】
自殺の防止等に関する啓発を効率的かつ効果的に進めるため、九都県市で協働・連携して、広域的な取組みを推進します。
- ④ 各種統計資料等の利活用 【精神保健福祉課】
いのち支える自殺対策推進センターや千葉県自殺対策推進センターから提供される各種統計資料等を活用し、地域分析を行うことで、市内の自殺の状況を把握し、効果的な自殺対策を推進します。
- ⑤ 相談情報の収集・分析 【精神保健福祉課】
庁内・外部の各種相談窓口等から、自殺対策に関連する可能性のある相談事例等を収集・分析し、相談の実態を把握します。
- ⑥ 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
【精神保健福祉課、こころの健康センター】
インターネットを積極的に活用して、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及を推進します。
- ⑦ 地域精神保健福祉講演会の実施 【精神保健福祉課、こころの健康センター】
市民を対象に、こころの健康に関する知識と精神障害の正しい知識と理解の普及を目的に、地域精神保健福祉講演会を実施します。
- ⑧ うつ病、自殺予防に対する普及啓発 【精神保健福祉課、こころの健康センター】
うつ病、自殺予防に対する知識の普及・啓発を行うことで、早期相談・早期受診を促進します。

- ⑨ 自殺の防止等に関する資料の収集・分析・情報提供
【精神保健福祉課、こころの健康センター】
既存の自殺統計資料や、警察、消防をはじめとする関係機関が保有する自殺の防止等に関する資料を収集・分析し、その利活用を図るとともに、インターネット等を活用した情報提供を行います。
- ⑩ 自殺未遂者やその家族等に対する相談等の実施
【精神保健福祉課、こころの健康センター】
自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため、こころの健康センター等において自殺未遂者やその家族等を対象とした相談に応じるとともに、必要な情報提供を行います。
- ⑪ 自死遺族への相談・支援の実施 【精神保健福祉課、こころの健康センター】
こころの健康センターや各区保健福祉センター健康課の保健師等による自死遺族への相談・支援を実施します。
- ⑫ 自死遺族支援事業の助成 【精神保健福祉課】
民間団体が主催する遺族の自助グループ等への運営、相談機関の維持等への周知を支援します。
- ⑬ 遺児等に対するグリーフケアの実施 【こども家庭支援課】
親と死別（事故などによる重度の障害を含む。）した児童やその保護者等の深い悲しみや喪失感を軽減するグリーフケアとして、専門機関によるカウンセリングを実施します。
- ⑭ 明るい学校づくり推進週間の実施 【教育支援課】
児童生徒が明るく安心に学校生活を送るための取組みについて、教育現場における実態把握に努めます。
- ⑮ いじめ等の対策及び調査委員会 【教育支援課】
学校におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行うための審議・提言をします。また、教育委員会の諮問を受けて、学校がいじめ等による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。
- ⑯ いじめアンケートの実施 【教育支援課】
児童生徒の心理面や学級集団の状況等を客観的に把握し、学級経営や授業の改善に役立てるため、児童生徒を対象にいじめアンケートを実施します。
- ⑰ いじめ問題対策連絡会 【教育支援課】
教育委員会及び市役所関係各課・所等と警察関係者、校長会代表による連絡会を開催し、いじめ防止等に関係する機関等の連携を図ります。

1-7-2 犯罪等から守る地域づくり

- ① ちばし安全・安心メール 【地域安全課】
空き巣やひったくりなど市内の犯罪状況を携帯電話やパソコンに電子メールで配信し、防犯に対する注意喚起を行います。
- ② 青色防犯パトロール 【地域安全課、各区地域づくり支援課】
青色回転灯装着公用車による防犯パトロールを実施し、空き巣やひったくりなどの犯罪を抑止するとともに、通学時における子どもの安全を図ります。
- ③ 青少年育成委員会活動事業 【健全育成課】
市が委嘱した青少年育成委員が、青少年問題に対する共通の理解を深め、地域における青少年育成関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進します。
- ④ 青少年相談員活動事業 【健全育成課】
市と県が委嘱した青少年相談員が、青少年育成活動の積極的な推進を図るため、青少年とともに喜び、ともに語り、よき相談相手となることを目的とした活動を行います。
- ⑤ こども110番のいえ 【健全育成課】
児童生徒の安全を確保するため、「こども110番のいえ」の登録を依頼し、ステッカーを掲示してもらうことで、地域ぐるみで児童生徒の安全を守ります。
- ⑥ 家庭教育資料作成事業 【健全育成課】
小・中学校入学時と小学5年生の保護者に、子育て支援の一環として家庭教育の手引きを配布します。(P39再掲)
- ⑦ 広報・啓発活動 【青少年サポートセンター】
地域等で活動する青少年育成団体や学校が実施する非行防止に関する研修会等に講師を派遣します。また、広報誌やホームページなどによる情報発信を行います。
- ⑧ 補導活動事業 【青少年サポートセンター】
街頭補導を実施し、青少年の非行防止に努めます。
- ⑨ 学校警察連絡委員会 【青少年サポートセンター】
校内外における児童生徒の安全にして健全な育成を図るため学校と警察が常に連携をとり、児童生徒に対する適切な補導と地域社会の環境浄化を図ります。
- ⑩ 環境浄化活動 【青少年サポートセンター】
青少年非行の誘因となっている有害環境を調査、点検し、実態を把握するとともに、民間補導員等と連携して環境浄化に関する活動を実施します。
- ⑪ 立入調査事業 【青少年サポートセンター】
青少年健全育成条例に基づく立入調査事務権限に基づき、市内の図書等取扱店、青少年深夜入場禁止施設、携帯電話等販売店に対し、条例の遵守を図ります。

- ⑫ 防犯ウォーキング 【各区地域づくり支援課】
ジョギングや散歩等を兼ねて、パトロールを実施することで、地域の犯罪の抑止及び防犯の強化を図ります。ボランティアには帽子等の物品を貸与します。
- ⑬ 学校セーフティウォッチ事業 【学事課】
子どもたちの安全確保に取り組むため、登下校の見守りや巡回の活動を行う市民(学校セーフティウォッチャー)に対し、腕章の配布、講習会の開催等を行うほか、スクールガード・アドバイザーが巡回して助言や情報提供等を行います。(P40再掲)

1-7-3 犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上

- ① 性暴力被害者の支援 【男女共同参画課】
性暴力被害の予防と被害者支援のため、性暴力被害者支援センターの事業経費を助成します。
- ② 薬物乱用防止対策 【医療政策課】
ホームページ等で薬物乱用防止の広報及び啓発活動を実施します。
- ③ 青少年育成委員会活動事業 【健全育成課】
市が委嘱した青少年育成委員が、青少年問題に対する共通の理解を深め、地域における青少年育成関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進します。(P86再掲)
- ④ 青少年相談員活動事業 【健全育成課】
市と県が委嘱した青少年相談員が、青少年育成活動の積極的な推進を図るため、青少年とともに喜び、ともに語り、よき相談相手となることを目的とした活動をします。(P86再掲)
- ⑤ 家庭教育資料作成事業 【健全育成課】
小・中学校入学時と小学5年生の保護者に、子育て支援の一環として家庭教育の手引きを配布します。(P39再掲)
- ⑥ 子どもの情報モラル啓発 【青少年サポートセンター】
メディア利用時におけるルール・マナーについて周知し、家庭でのルールづくりを奨励します。
- ⑦ 生命(いのち)の安全教育の推進 【教育職員課】
毎年4月を「生命(いのち)の安全教育月間」とし、子どもたちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、教育・啓発活動等を推進します。(P32再掲)
- ⑧ 相談窓口(子どもにここサポート)の設置 【教育職員課】
学校におけるいじめ、体罰、性的ないやがらせ、家庭内での虐待などの問題に対応するために、小・中・中等教育・特別支援・高等学校の児童生徒に手紙相談用紙(切手不要)を配布します。

- ⑨ 健康教育推進事業 【保健体育課】
関係団体と連携した薬物乱用防止教室等、全市立学校において、心身の健康に重点をおいた健康教育を実施します。
- ⑩ 情報モラル教育の推進 【教育センター】
情報モラル教育カリキュラム（カリキュラム・情報モラルコンテンツ・指導教材・実践事例等）を作成し、全ての小・中学校において、インターネットや携帯電話による人権の侵害に関する指導等を実施するとともに、情報リテラシーの定着に向けた取組みを進めます。

1-7-4 防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進

- ① 防災行政無線機器の設置
【防災対策課、健全育成課、幼保支援課、幼保運営課、幼保指導課】
全ての公立保育所・公立認定こども園・小学校に、防災行政無線の戸別受信機を設置するとともに、全ての幼稚園・民間保育園・民間認定こども園・小学校外の公設子どもルームに、防災行政無線の緊急情報を聞くことができる防災ラジオを配備しています。
- ② 交通安全教育の実施 【地域安全課】
交通事故による被害を減らすことを目的に、交通安全教育を実施します。
- ③ 消費者被害防止に係る教育・啓発 【消費生活センター】
こどもの事故防止を含めた消費者被害防止のため、講座の開催や、情報紙・ホームページ・パンフレット配架等による情報提供を行います。
- ④ 消費生活用製品安全法に基づく立入検査 【消費生活センター】
消費者の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれが多いと政令により指定された「特定製品」について、PSCマークなど適正な表示がなされているか、市内販売事業者に立入検査を実施します。
- ⑤ 無電柱化推進事業 【土木保全課】
無電柱化を推進するため、基本方針、整備路線、期間等を定めた「千葉市無電柱化推進計画」に基づき、安全・安心なまちづくりを目指します。
- ⑥ 自転車走行環境の整備 【自転車政策課】
歩道上の安全性の向上と自転車が車道を走行できる環境の創出を図ることや、更なる自転車の利用促進を目的に、ちばチャリ・すいすいプラン（第3期改定版）に基づき整備を進めます。
- ⑦ 防災備蓄品の整備 【健全育成課】
非常災害時等に備え、全ての公設子どもルームに防災備蓄品を配備します。
- ⑧ 「保育所（園）防災マニュアル」の更新 【幼保運営課、幼保指導課】
公立保育所・公立認定こども園の「保育所（園）防災マニュアル」を更新・見直しを行います。

- ⑨ 民間保育園等の防災マニュアルの策定支援 【幼保運営課、幼保指導課】
非常災害等に備えるため、民間園の防災マニュアル等の整備を支援します。
- ⑩ 通学路の合同点検 【学事課】
通学路等における危険箇所を学校関係者、道路管理者、交通管理者の関係機関が合同で点検し、それぞれの立場から交通安全対策について検討し、実施します。(P40再掲)
- ⑪ 学校セーフティウォッチ事業 【学事課】
子どもたちの安全確保に取り組むため、登下校の見守りや巡回の活動を行う市民（学校セーフティウォッチャー）に対し、腕章の配布、講習会の開催等を行うほか、スクールガード・アドバイザーが巡回して助言や情報提供等を行います。(P40再掲)
- ⑫ 学校総合防災マニュアルの改訂 【学事課】
「千葉県地震・風水害ハザードマップ（WEB版）」の定期的な更新を踏まえて、自校学区内の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を再確認し、学校独自の学校総合防災マニュアルを改訂します。
- ⑬ 小・中学校におけるブラインド型避難訓練の実施 【学事課】
事前に予告することなく避難訓練を実施し、災害時において適切に行動できるようにします。実施後、課題等を整理し、学校総合防災マニュアルに反映します。

基本施策8 相談体制の充実

1 目指すべき姿

- 様々な悩み事を気軽に相談でき、不安を解消できること。

2 主な取組内容

1-8-1 相談体制の充実

① 重層的・包括的支援体制の構築 【地域福祉課】

年齢や属性を問わず、複雑化・複合化した課題をまるごと受けとめ、支援を行う「福祉まるごとサポートセンター」を運営します。

拡充

事業名	重層的・包括的支援体制の構築				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①包括的 相談支援 ②多機関協働 ③アウトリー チ等支援	①～③に加え、 ④参加支援	①～④に加え、 ⑤地域づくり 支援 →本格実施	継続	継続	継続

② L G B T（性的少数者）専門相談 【男女共同参画課】

多様な性について理解のある相談員が、L G B Tの方はもちろん、その周囲の方からの相談を受け、適切に対応します。(P42再掲)

③ 生活保護世帯等学習・生活支援事業 【保護課】

生活保護世帯及び生活困窮世帯のこどもに対し、高等学校等進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援を実施するとともに、こども及びその保護者に対し、当該こどもの生活習慣及び育成環境の改善を図るための生活支援を実施することで、親から子への貧困の連鎖を防ぐ取組みを行います。また、生活保護世帯のこどもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する課題について、訪問などにより当該世帯からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整などを行います。(P113後掲)

④ 思春期保健対策事業 【健康支援課】

思春期のこども及びその親に対して、生命の尊厳について学び、父性母性の涵養を図ることを目的とし、赤ちゃんとふれあう体験学習を実施します。また、思春期の心とからだの発達とその特徴、対応について知識の普及及び相談を実施します。(P45再掲)

⑤ 女性の健康支援事業 【健康支援課】

女性特有の健康問題について、助産師等による健康相談を実施するとともに、知識の普及啓発を図ります。(P45再掲)

- ⑥ 新生児・妊産婦訪問指導 【健康支援課】
妊産婦及び新生児（生後28日未満の乳児）のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や子育てに関する相談等を行います。（P47再掲）
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 【健康支援課】
生後4か月未満の乳児のいる全家庭に対し、保健師や助産師等が訪問し、健康状態の確認、健康や子育てに関する相談、子育て支援に関する情報提供を行います。（P47再掲）
- ⑧ 養育支援訪問事業 【健康支援課】
育児不安・育児ストレスや孤立感を抱える家庭や乳幼児健康診査未受診家庭に対し、養育支援員が家庭訪問し、乳幼児健康診査の受診勧奨等を行うとともに、必要な支援を行い、虐待予防に努めます。（P47再掲）
- ⑨ 妊婦等包括相談支援事業 【健康支援課】
妊娠届出時に全妊婦へ保健師又は助産師による面接を実施するほか、妊娠・出産・子育ての相談に応じるとともに、保健福祉サービス等の情報提供を行い、関係機関と連携を図りながら安心して子育てができるよう包括的な支援を行います。（P47再掲）
- ⑩ 育児ストレス相談 【健康支援課】
育児不安等で悩んでいる保護者を対象に臨床心理士が個別相談を実施します。（P70再掲）
- ⑪ 育児相談 【健康支援課】
乳幼児が心身ともに健やかに発育し、保護者の育児不安や悩みを軽減することを目的に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を実施します。（P47再掲）
- ⑫ 発達障害者支援センター運営 【障害者自立支援課】
発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族等からの相談に応じるとともに、療育に関する指導や助言を行います。また、関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な支援体制の整備に努めます。加えて、こどもの発達への不安に早期に対応するため、こども発達相談室、養護教育センター、発達障害者支援センターの3施設を移転集積し、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図ります。（P53再掲）
- ⑬ こども発達相談室の運営 【障害者自立支援課】
発達障害の早期発見及び早期支援体制の充実を図るため、未就学児の発達に関する相談窓口「こども発達相談室」を運営し、相談支援にあたります。また、こどもの発達への不安に早期に対応するため、こども発達相談室、養護教育センター、発達障害者支援センターの3施設を移転集積し、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図ります。（P53再掲）
- ⑭ 障害者差別解消の推進 【障害者自立支援課】
障害者差別に関する相談窓口を設置し相談に対応するとともに、講演会開催などの啓発活動を実施します。（P53再掲）
- ⑮ 障害者基幹相談支援センター 【障害福祉サービス課】
障害のある方が住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関する様々な相談に応じます。また、地域の人や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。（P53再掲）

- ⑩ 障害児等療育支援事業 【障害福祉サービス課】
 身近な地域で療育指導等が受けられるよう、訪問又は外来による療育相談等を行うほか、認定こども園、保育園等の職員に対し、療育に関する技術の指導を行います。(P56再掲)
- ⑪ ところと命の相談室 【精神保健福祉課】
 平日の昼間に相談に来られない方を対象に、こころの健康をはじめ様々な不安やストレスに関する対面相談を実施します。
- ⑫ 夜間・休日の心のケア相談 【精神保健福祉課】
 仕事や生活への不安やストレスなど精神上的の問題に対し、夜間・休日に利用できる電話及びSNSによる相談を実施します。
- ⑬ 精神保健福祉相談事業 【精神保健福祉課】
 市民の心の健康の保持増進や精神疾患の早期発見、早期治療及び精神障害者の社会復帰を促進するため、こころの健康センター及び保健福祉センターにおいて随時の相談に応じるとともに、予約制の精神科医師による対面相談を行います。
- ⑭ ひきこもり地域支援センターの設置・運営 【精神保健福祉課】
 子ども・若者総合相談センター（Link）をはじめ、関係機関との連携を図り、ひきこもり状態にある方やご家族からの相談に応じ、適切な助言や家庭訪問などの包括的な支援を行います。
- ⑮ 自殺未遂者やその家族等に対する相談等の実施
 【精神保健福祉課、こころの健康センター】
 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため、こころの健康センター等において自殺未遂者やその家族等を対象とした相談に応じるとともに、必要な情報提供を行います。(P85再掲)
- ⑯ 自死遺族への相談・支援の実施 【精神保健福祉課、こころの健康センター】
 こころの健康センターや各区保健福祉センター健康課の保健師等による自死遺族への相談・支援を実施します。(P85再掲)
- ⑰ こころの電話 【こころの健康センター】
 こころの相談に関して、専門の相談員による傾聴を主にした電話相談を行い、こころの健康の保持増進を図ります。
- ⑱ 青少年相談員活動事業 【健全育成課】
 市と県が委嘱した青少年相談員が、青少年育成活動の積極的な推進を図るため、青少年とともに喜び、ともに語り、よき相談相手となることを目的とした活動をします。(P86再掲)
- ⑲ 子ども・若者総合相談センター運営事業 【健全育成課】
 様々な悩みを抱える30歳代までの子ども・若者とその家族の相談に応じる「子ども・若者総合相談センター（Link）」を運営します。電話、来所、訪問相談だけでなく出張相談やメール等電子ツールによる相談も実施します。また、相談者のニーズに対し、スムーズな支援を行うことができるようにするため、相談員を増員します。(P72再掲)

- ②⑥ 相談活動事業 【青少年サポートセンター】
児童生徒・無職少年・保護者・学校等からの相談に対し、電話・来所・訪問等により対応し、青少年の健全育成を目指します。
- ②⑦ 親子のためのSNS相談@ちば 【こども家庭支援課】
こどもや家庭からの相談をSNSで受け付けることで、こども本人や保護者自身がより相談しやすい体制を整備します。(P70再掲)
- ②⑧ こども家庭センター 【健康支援課、こども家庭支援課】
母子保健機能と児童福祉機能が一体的運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、切れ目ない支援を行います。(P67再掲)
- ②⑨ 子どもナビゲーター事業 【こども家庭支援課】
複合的な課題を抱える生活困窮家庭等のこどもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。(P39再掲)
- ③⑩ 家庭児童相談 【こども家庭支援課】
保健福祉センターに家庭相談員を配置し、こどもと家庭に関する様々な相談に応じます。(P70再掲)
- ③⑪ 児童家庭支援センター 【こども家庭支援課】
市内社会福祉法人に委託し、こどもに関する様々な相談に応じるとともに、児童相談所との連携を図ります。(P70再掲)
- ③⑫ 子育て世帯訪問支援事業 【こども家庭支援課】
家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。(P70再掲)
- ③⑬ 遺児等に対するグリーフケアの実施 【こども家庭支援課】
親と死別（事故などによる重度の障害を含む。）した児童やその保護者等の深い悲しみや喪失感を軽減するグリーフケアとして、専門機関によるカウンセリングを実施します。(P85再掲)
- ③⑭ 子ども電話相談 【東部児童相談所】
児童相談所に専用回線を設け、子どもや家庭に関わる様々な相談に応じます。(P70再掲)
- ③⑮ 子育て支援コンシェルジュ 【幼保支援課】
子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。(P46再掲)
- ③⑯ 地域子育て支援拠点事業 【幼保支援課】
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。(P70再掲)

- ⑳ 相談窓口（子どもにここサポート）の設置 【教育職員課】
学校におけるいじめ、体罰、性的ないやがらせ、家庭内での虐待などの問題に対応するために、小・中・中等教育・特別支援・高等学校の児童生徒に手紙相談用紙（切手不要）を配布します。（P87再掲）
- ㉑ 24時間電話相談事業 【教育支援課】
児童生徒や保護者等からのいじめ等に関する相談について、24時間体制で相談を実施します。
- ㉒ SNSを活用した相談 【教育支援課】
小学校4年生以上、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の児童生徒のいじめや不登校などの様々な悩みにこたえるため、SNSを活用した教育相談を行います。
- ㉓ 1人1台端末活用によるSOSの早期把握 【教育支援課】
児童生徒の不安や悩み等を早期に把握し、適切な支援につなげるため、学校の状況に応じて、ギガタブを活用した健康観察・教育相談システムを活用します。
- ㉔ スクールカウンセラー活用 【教育支援課】
全ての市立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、その保護者、教職員からの悩み等の相談にあたります。（P69再掲）
- ㉕ スクールソーシャルワーカー活用 【教育支援課】
教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境に働きかけたり、関係機関との連携・調整を行ったりするスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談の充実を図ります。（P69再掲）
- ㉖ 家庭訪問相談員 【教育センター】
相談員が自宅等にひきこもりがちな不登校児童生徒の家庭を訪問して心のケアを図り、集団生活への復帰や社会的に自立することを支援します。

第2章 ライフステージ別の取組み

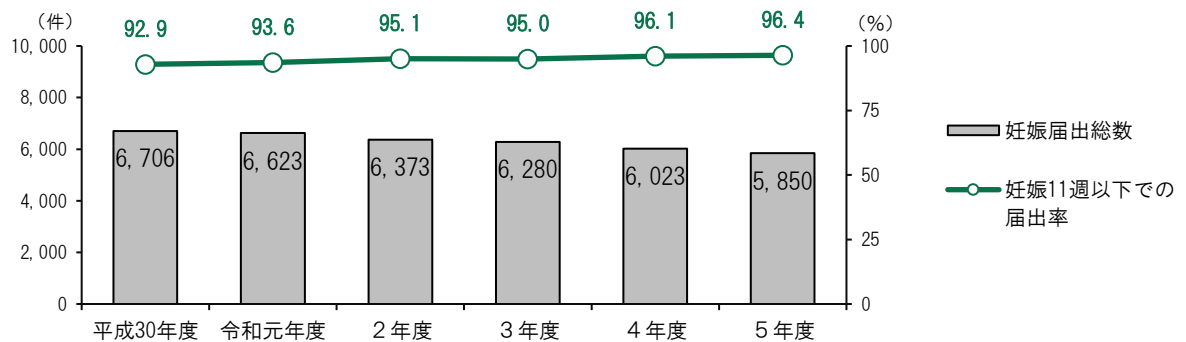
基本施策1 こどもの誕生前から幼児期まで

1 現状と課題

現 状

- 妊娠届出総数は年々減少していますが、妊娠11週以下での妊娠届出率は概ね上昇傾向にあり、令和5年度は96.4%となっています（図表2-1-1）。

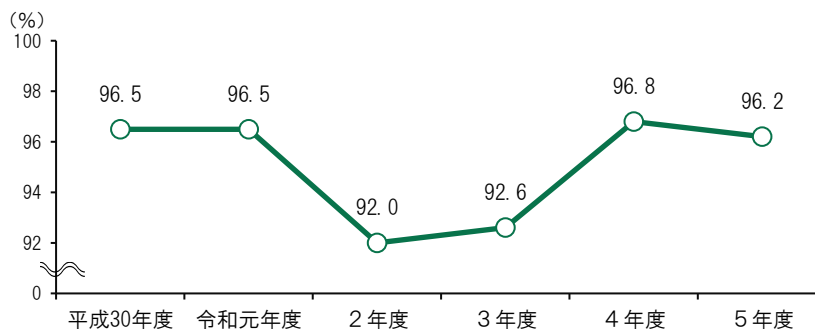
▼図表 2-1-1 妊娠届出総数と妊娠11週以下での妊娠届出率



資料：千葉市健康支援課調べ

- 4か月児健康診査の受診率は、令和2年度、3年度は92%台に低下しましたが、その後は96%台で推移しています（図表2-1-2）。

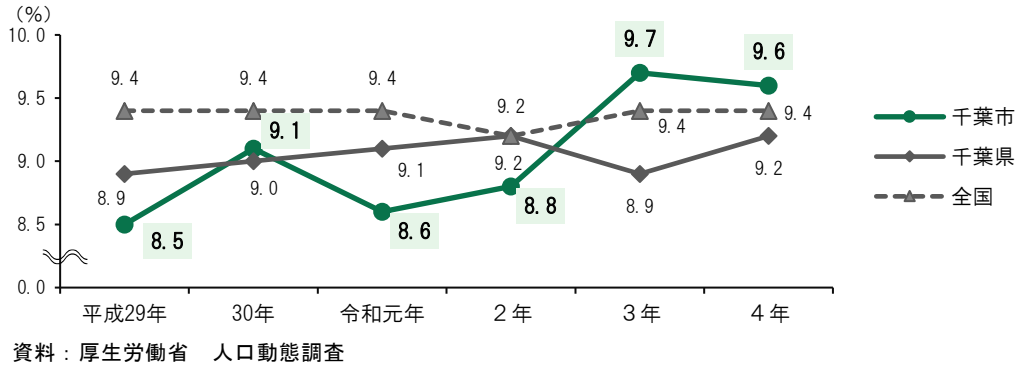
▼図表 2-1-2 4か月児健康診査の受診率の推移



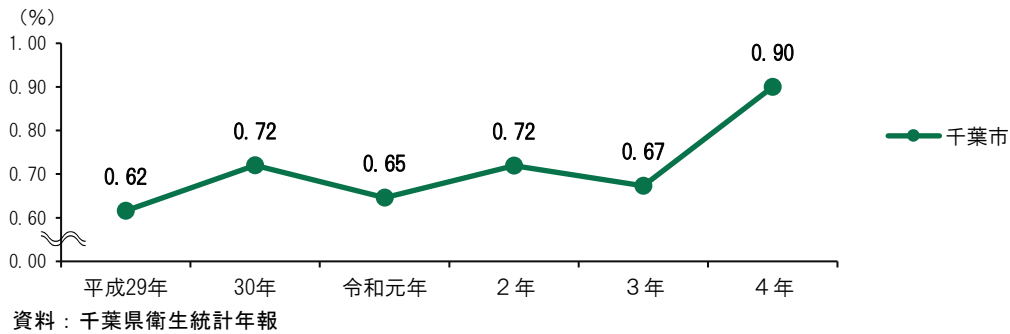
資料：千葉市健康支援課調べ

○ 本市の低出生体重児^{※1}の割合は令和3年、令和4年は千葉県・全国より高くなっています。また、極低出生体重児^{※2}の割合は令和4年に上昇しています（図表2-1-3、2-1-4）。

▼図表 2-1-3 低出生体重児の割合

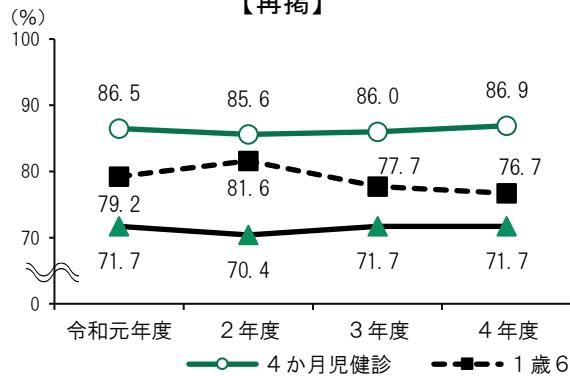


▼図表 2-1-4 極低出生体重児の割合

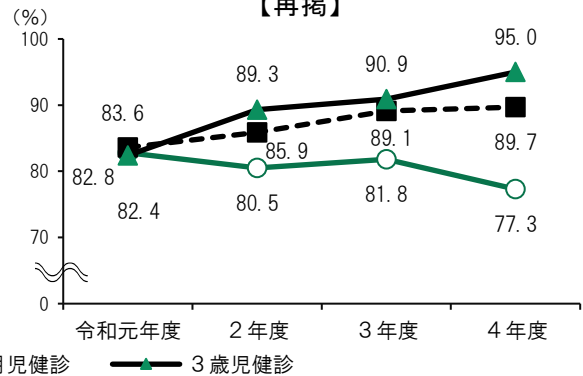


○ ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合は、3歳児健診では約7割で推移しており、4か月児健診より15ポイント程度低くなっています。一方、育てにくさを感じたときに対処できる親の割合は、3歳児健診では上昇しているものの、4か月児健診では低下傾向となっています（図表2-1-5(1)、2-1-5(2)）。

▼図表 2-1-5(1) ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合【再掲】



▼図表 2-1-5(2) 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合【再掲】



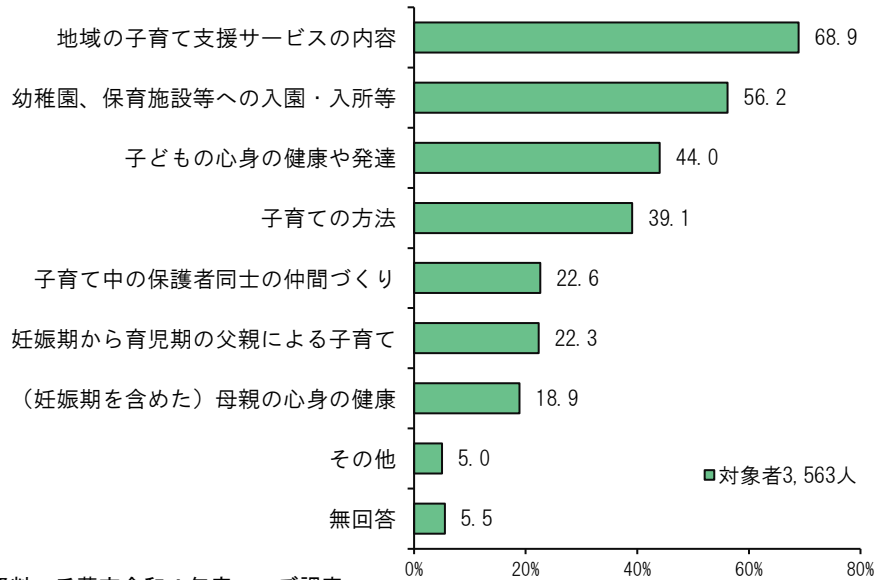
資料：千葉市健康支援課調べ

※1 低出生体重児：出生体重が2,500g未満で生まれた児

※2 極低出生体重児：出生体重が1,500g未満で生まれた児

- 小学校就学前児童保護者が子育てに関して市から受けたい情報提供、相談・支援は、「地域の子育て支援サービスの内容」が最も高く、次いで「幼稚園、保育施設等への入園・入所等」「子どもの心身の健康や発達」「子育ての方法」が続いています（図表2-1-6）。

▼図表 2-1-6 子育てに関して市から受けたい情報提供、相談・支援（複数回答）



課題

- ◎ 核家族化に加え、多様化するライフスタイルや社会・経済情勢の変化の中で、家庭における子育ての負担が高まり、特に妊娠・出産・子育て期の負担や不安が大きくなりがちです。また、インターネットの情報が氾濫し、混乱や誤解も生じることがあります。
- ◎ これまでも「乳児家庭全戸訪問事業」の実施など、母子保健と子育て支援の両面から、様々な支援の充実に努めてきましたが、これらの情報が必要な人にわかりやすく届くように、積極的に情報発信を行う必要があります。
- ◎ こどもの心身の健康や発達に関する情報提供、相談・支援が求められている一方で、母親自身の心身の健康についても正しい情報の提供、相談・支援を充実していくことが求められます。

2 目指すべき姿

- 妊婦が安心して子どもを産み育てる事ができ、子どもが心身ともに健全に発達・成長できること。

3 主な取組内容

以下の取組みについては、第4章「子ども・子育て支援事業計画」に後掲します。

【第4章 子ども・子育て支援事業計画】

- 基本施策1 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）
- 基本施策2 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）
- 基本施策3 認定こども園の普及促進
- 基本施策4 教育・保育等の「質」の確保・向上
- 基本施策5 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供
- 基本施策6 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

そのため、第2章 基本施策1「子どもの誕生前から幼児期まで」では、上記以外の取組みについて掲載します。

2-1-1 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

① プレコンセプションケアの推進 【健康支援課】

男女を問わず将来の妊娠・出産及び不妊等に関する理解を深め、主体的な健康管理を促す取組みを行います。（P45再掲）

② 不妊専門相談センター事業 【健康支援課】

不妊及び不育症に関する相談やこころの悩みについての相談に応じるほか、情報提供を行います。

③ 母子健康手帳に関する啓発 【健康支援課】

市内産婦人科医療機関及び助産所へ母子健康手帳の早期交付と妊婦健康診査の受診勧奨に関するリーフレットを送付し、医療機関や助産所を通じ妊婦へ配付するほか、市ホームページにおいても啓発を行います。

④ 母子健康手帳の交付・面接 【健康支援課】

保健師又は助産師が妊娠中の身体状況や家庭の状況を確認し、個々の状況に応じた応援プランを策定した上で、母子健康手帳を交付します。（P69再掲）

- ⑤ 妊婦健康診査 【健康支援課】
妊婦の健康の保持増進を図るため、医療機関に委託し、妊娠中の健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を行います。
- ⑥ 妊産婦歯科健診 【健康支援課】
妊娠中、出産後になりやすいむし歯や歯周疾患の予防と早期発見のため、医療機関に委託し歯科健診を実施します。健診時には、乳幼児の口腔ケアについて説明し普及啓発も行います。
- ⑦ 母親&父親学級 【健康支援課】
これから母親・父親になる方を対象に保健師・管理栄養士・歯科衛生士・助産師が、妊娠中の生活、お産の準備、子育て、父親の役割などをわかりやすく説明します。(P47再掲)
- ⑧ 土日開催の両親学級 【健康支援課】
これから母親・父親になる方を対象に助産師が、お産や母乳についての講義や行政サービスの紹介のほか、妊娠中から産後の母親の心と体の変化に合わせた父親のサポート等、子育てを協力して行うことについて講義を行い、父親の育児への積極的な関わりを支援します。(第4章後掲 P189再掲)
- ⑨ こども家庭センター 【健康支援課、こども家庭支援課】
母子保健機能と児童福祉機能とが一体的運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、切れ目ない支援を行います。(P67再掲)

2-1-2 安心して妊娠・出産できる体制の強化

- ① 新生児・妊産婦訪問指導 【健康支援課】
助産婦及び新生児（生後28日未満の乳児）のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や子育てに関する相談等を行います。(P47再掲)
- ② 乳児家庭全戸訪問事業 【健康支援課】
生後4か月未満の乳児のいる全家庭に対し、保健師や助産師等が訪問し、健康状態の確認、健康や子育てに関する相談、子育て支援に関する情報提供を行います。(P47再掲)
- ③ 養育支援訪問事業 【健康支援課】
育児不安・育児ストレスや孤立感を抱える家庭や乳幼児健康診査未受診家庭に対し、養育支援員が家庭訪問し、乳幼児健康診査の受診勧奨等を行うとともに、必要な支援を行い、虐待予防に努めます。(P47再掲)
- ④ 産後ケア事業 【健康支援課】
産後5か月未満（訪問型は1年未満）の母子を対象に、訪問や医療機関・助産所に宿泊又は日中滞在し、助産師による心身のケアや育児指導を行います。(P46再掲)
- ⑤ 育児相談 【健康支援課】
乳幼児が心身ともに健やかに発育し、保護者の育児不安や悩みを軽減することを目的に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を実施します。(P47再掲)

- ⑥ 妊婦等包括相談支援事業 【健康支援課】
妊娠届出時に全妊婦へ保健師又は助産師による面接を実施するほか、妊娠・出産・子育ての相談に応じるとともに、保健福祉サービス等の情報提供を行い、関係機関と連携を図りながら安心して子育てができるよう包括的な支援を行います。(P47再掲)
- ⑦ 母子健康手帳の交付・面接 【健康支援課】
保健師又は助産師が妊娠中の身体状況や家庭の状況を確認し、個々の状況に応じた応援プランを策定した上で、母子健康手帳を交付します。(P69再掲)
- ⑧ 乳幼児健康診査 【健康支援課】
4か月・1歳6か月・3歳児健康診査等を実施し、疾病及び、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・早期治療等を促すとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。(P47再掲)
- ⑨ 産婦健康診査 【健康支援課】
EPDS(産後うつ質問票)を実施した産婦健康診査について費用を助成します(1人あたり2回)。
- ⑩ 妊婦のための支援給付 【健康支援課】
妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を行うとともに経済的支援を行います。
- ⑪ エンゼルヘルパー派遣事業 【幼保支援課】
妊娠中、出産後1年未満で昼間、他に家事や育児をする人がいない世帯に、委託業者からヘルパーを派遣し、家事及び育児に関するサービスを提供します。(P70再掲)
- ⑫ 子育て支援コンシェルジュ 【幼保支援課】
子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。(P46再掲)

2-1-3 こどもが安心して健やかに育つための体制の充実

- ① むし歯予防フッ化物洗口導入支援事業 【健康推進課】
むし歯の予防に効果のあるフッ化物洗口の導入を促進するために、保育所、幼稚園等の中から希望する施設を選定し、フッ化物洗口の実施を支援します。各施設3年間を支援期間とし、支援期間終了後は自主実施への移行を目指します。

新規

事業名	むし歯予防フッ化物洗口導入支援事業				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未実施	支援実施 6園	支援実施 12園	支援実施 18園	支援実施18園 自主実施6園	支援実施18園 自主実施12園

② (仮称) 子育てひろばの整備 【幼保支援課】

東部児童相談所の整備に併せて幅広い年代のこどもを対象にした室内の遊び場を整備します。

新規

事業名	(仮称) 子育てひろばの整備				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未実施	調査・検討	調査・検討	調査・検討	工事	供用開始

③ 離乳食教室 【健康推進課】

望ましい食習慣の形成に向けた準備や乳児の咀嚼力を獲得するため、発達に応じた調理形態や食品の選択等について、管理栄養士が支援します。(P46再掲)

④ 2歳児むし歯予防教室 【健康推進課】

1歳6か月児健診で、むし歯があった、又はむし歯になる要因が多いと判定された2歳児とその保護者を対象に、歯科衛生士が個別歯科相談を行い、こどもの歯と口の健全な育成のために、年齢に応じた歯みがき方法やフッ化物の利用方法等について、わかりやすく指導します。(P47再掲)

⑤ 養育支援訪問事業 【健康支援課】

育児不安・育児ストレスや孤立感を抱える家庭や乳幼児健康診査未受診家庭に対し、養育支援員が家庭訪問し、乳幼児健康診査の受診勧奨等を行うとともに、必要な支援を行い、虐待予防に努めます。(P47再掲)

⑥ 乳児一般健康診査 【健康支援課】

乳児期の健康管理及び、疾病等の早期発見・早期治療のため、協力医療機関において健康診査を行います。(P46再掲)

⑦ 乳幼児健康診査 【健康支援課】

4か月・1歳6か月・3歳児健康診査等を実施し、疾病及び、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・早期治療等を促すとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。(P47再掲)

⑧ 育児相談 【健康支援課】

乳幼児が心身ともに健やかに発育し、保護者の育児不安や悩みを軽減することを目的に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を実施します。(P47再掲)

⑨ 乳幼児健康診査(屈折検査) 【健康支援課】

3歳児健康診査にて屈折検査を行います。

⑩ 新生児マススクリーニング検査 【健康支援課】

疾病を早期に発見し治療につなげることにより、重篤な障害の発生などを未然に防止することを目的として、新生児に対して20疾患の先天性代謝異常等検査を実施します。また、重症複合免疫不全症(SCID)及び脊髄性筋萎縮症(SMA)の検査を加えた新生児マススクリーニング検査に関する実証事業を実施します。(P48再掲)

⑪ 新生児聴覚検査費用助成事業 【健康支援課】

新生児の聴覚障害の早期発見及び早期療育等により、こどもの健全な発達及び生活の質の向上を図ります。生後50日以内に初めて実施する保険診療外の、自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）、聴性脳幹反応検査（ABR）、耳音響放射検査（OAE）のいずれかによる検査に対し、検査費用を助成します。（P48再掲）

⑫ 地域子育て支援拠点事業 【幼保支援課】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。（P70再掲）

基本施策2 学童期・思春期

1 現状と課題

(1) ひきこもりや不登校のこどもの状況

現 状

- 全国的に、ひきこもりの状態や外出頻度が低いと定義されるこども・若者は、15～39歳で約2%、10～14歳で約4%となっています（図表2-2-1、2-2-2）。

▼図表 2-2-1 広義のひきこもり群（全国）

	15～39 歳	有効回収数に占める割合	広義のひきこもり群において、現在の状態になった主な理由で「新型コロナウイルス感染症が流行したこと」をあげた者
狭義のひきこもり	普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74%（52人）	
	自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	0.36%（25人）	
準ひきこもり	普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0.95%（67人）	
計（広義のひきこもり）		2.05%（144人）	
			18.1%（26人）

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和4年度）

注1）15～39歳の5,000人を対象として3,115人（62.3%）から回答を得た。

注2）上記に該当する状態となって6か月以上の者であって、次の①～③のいずれにも該当しない者。

- ①「現在の状態になった主な理由」で統合失調症又は身体的病気の病名を記入した者、②①「現在の状態になった主な理由」で「妊娠したこと」「介護・看護を担うことになったこと」「出産・育児」と回答した者、又は②「現在の仕事」で「専業主婦・主夫」又は「家事手伝い」と回答した者、又は③「普段自宅にいるときには、どんなことに時間を使っているか」で「家事をする」、「育児をする」又は「介護・看護をする」を選択した者のいずれかで、かつ「最近6か月間に家族以外の人と会話したか」で「よく会話した」「ときどき会話した」を選択した者、③「現在の仕事」で「会社などの役員」「自営業・自由業」「家族従業者・内職」を選択した者、又は①「現在の仕事」で「パート・アルバイト」「派遣社員」「契約社員・嘱託」「正規の社員・職員・従業員」のいずれかを選択した者、又は②「現在の状態になった主な理由」で「自宅で仕事をしている」旨を記入した者、又は③「普段自宅にいるときには、どんなことに時間を使っているか」で「仕事をする」を選択した者のいずれかで、かつ「就業経験」で「現在、就業している」を選択した者

▼図表 2-2-2 外出頻度の低いこども群（全国）

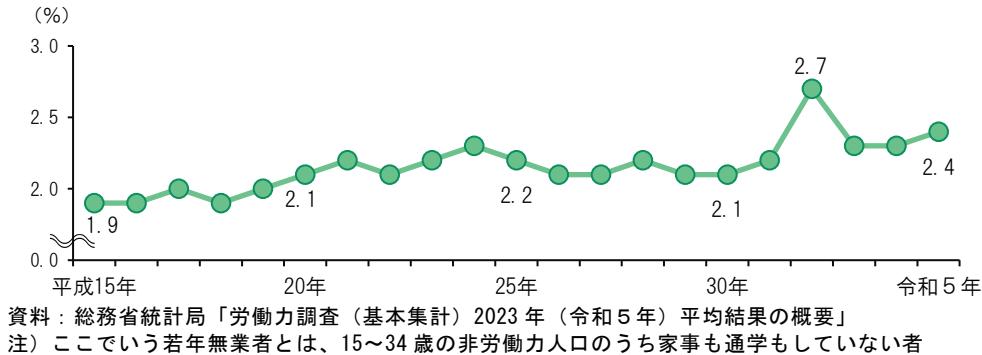
	10～14 歳	有効回収数に占める割合
ふだんどのくらい外に出かけますか	自分のしゅみなどの用事の時だけ外に出かける	4.14%（63人）
	近くのコンビニなどには出かける	
	自分の部屋からは出るが、家からは出ない	
	自分の部屋からほとんど出ない	

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和4年度）

注）上記に該当する状態となって6か月以上の者

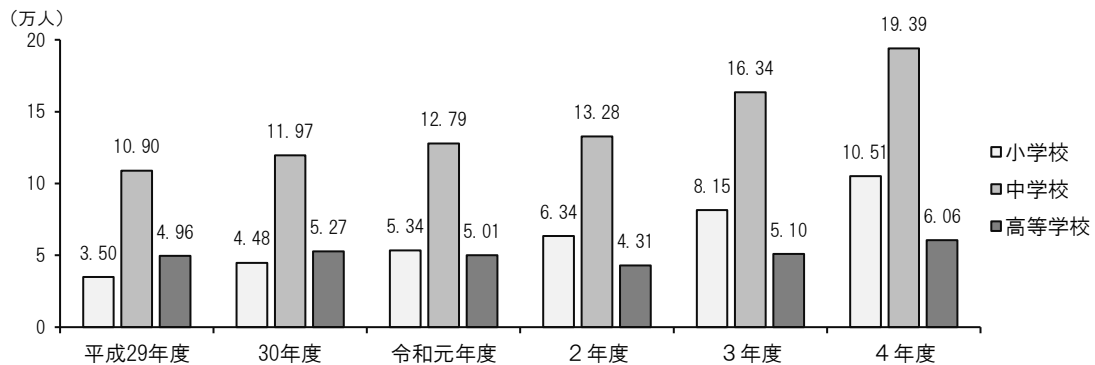
○ 全国の若年無業者の15～34歳人口に占める割合は、平成20年以降は2.1%程度で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年には2.7%に上昇し、令和5年は2.4%となっています（図表2-2-3）。

▼図表 2-2-3 若年無業者数及び15～34歳人口に占める割合（全国）



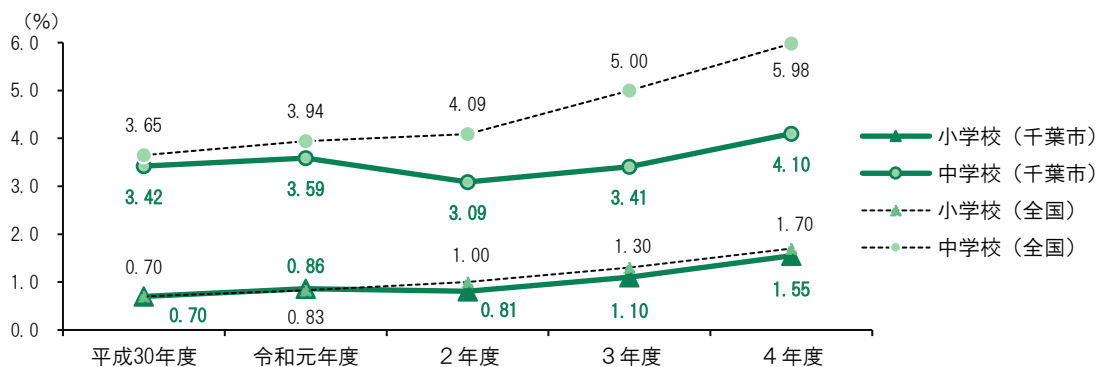
○ 全国の不登校のこどもの数は、小学校・中学校では増加傾向が続いており、高等学校でも令和2年度以降は増加に転じています（図表2-2-4）。

▼図表 2-2-4 不登校児童生徒数の推移（全国）



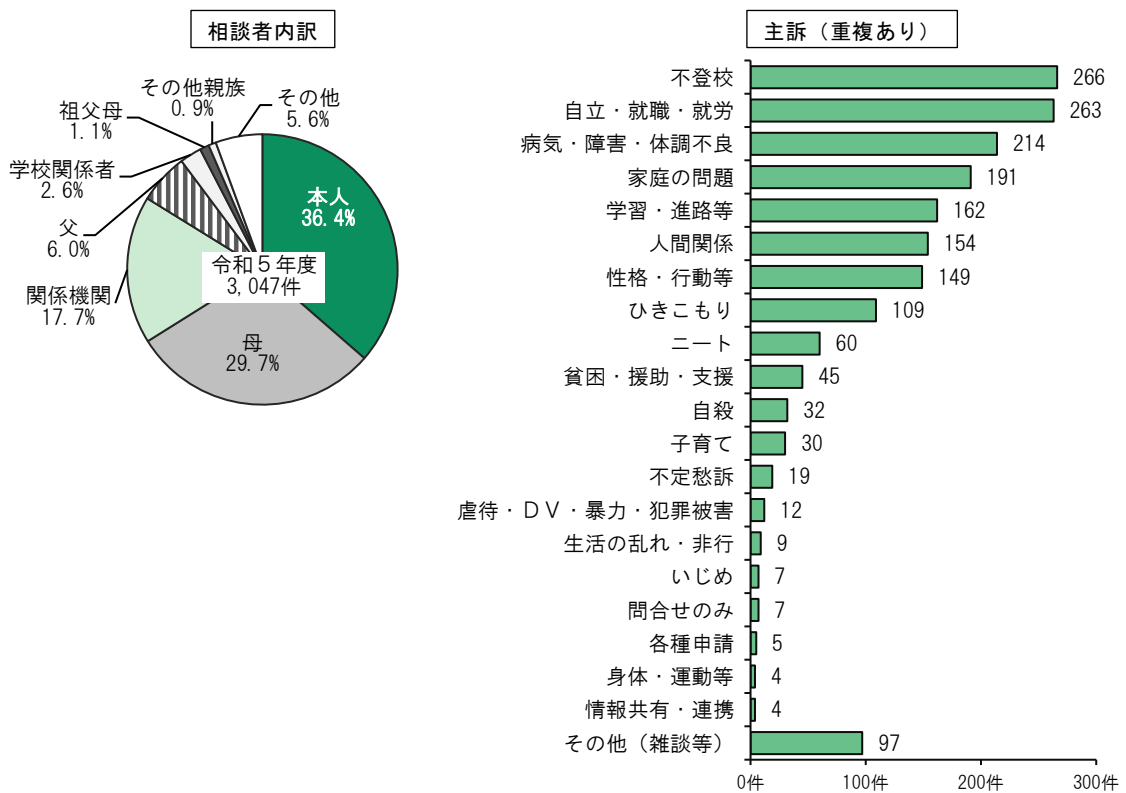
○ 千葉市の全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合は、令和2年度以降は増加傾向が続いていますが、小学校・中学校のいずれも全国を下回っています（図表2-2-5）。

▼図表 2-2-5 全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合の推移



- 「子ども・若者総合相談センター（Link）」への相談者の割合は本人が最も高く、主訴は「不登校」が最も多くなっています（図表2-2-6）。

▼図表 2-2-6 千葉市子ども・若者総合相談センター「Link（リンク）」の相談状況



資料：令和5年度千葉市子ども・若者総合相談センター「Link（リンク）」統計資料

課題

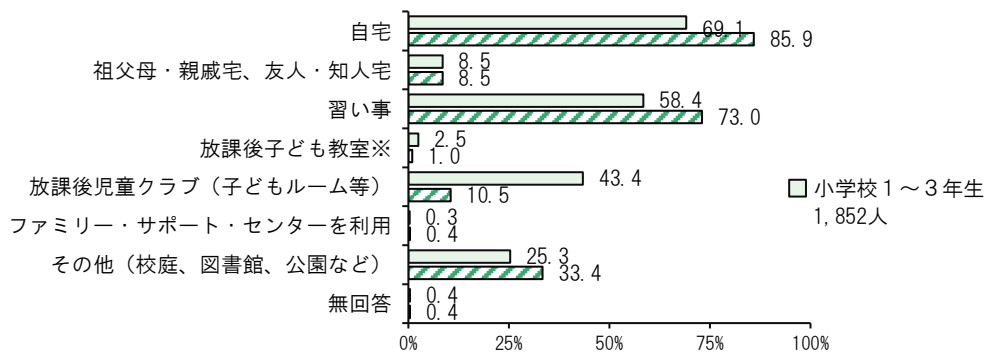
- ◎ こどもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化してきたため、平成28年の新たな「子供・若者育成支援推進大綱」では、重点課題の1つとして「困難を有する子供・若者やその家族の支援」があげられています。
- ◎ 多様化する問題に対応するため、「子ども・若者総合相談センター（Link）」の運営を平成30年度から民間に委託し、より専門的な知見から適切な支援ができるようになりました。今後も効果的な支援ができるよう、子ども・若者総合相談センターの運営を拡充し、相談員の養成、質の向上を図る必要があります。
- ◎ また、関係機関・団体等と連携し、支援が必要になった児童生徒に早期に対応できる体制の整備が必要です。
- ◎ 困難を有する子ども・若者にとって最も相談しやすい相手は家族であることから、本人の社会的自立のためには、家族に対する支援が必要です。

(2) こども・若者の居場所の状況

現 状

- 本市では、放課後児童クラブ※¹の利用者数は増加しており、令和2年度から令和6年度にかけて1,778人増となっています（P122「図表4-11」参照）。
- 女性の就労の増加や働き方の多様化、対象年齢の拡大などにより放課後児童クラブの需要は年々高まり、待機児童数は、令和2年度には408人まで増加しましたが、令和3年度以降は解消が進み、令和6年度には待機児童ゼロを達成しています（P123「図表4-12」参照）。
- 小学生の平日の放課後の過ごし方は、「自宅」「習い事」「その他（校庭、図書館、公園など）」が上位を占めていますが、小学校1～3年生では「放課後児童クラブ（子どもルーム等）」が43.4%と3番目に多くなっています（図表1-2-3）。

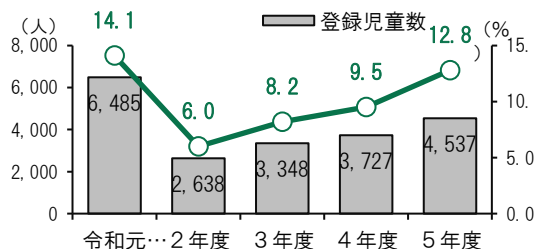
▼図表 1-2-3 放課後（平日の授業終了後）の過ごし方



資料：千葉市令和4年度ニーズ調査

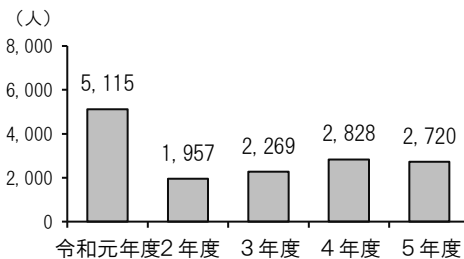
- 放課後子ども教室※²の登録率は令和元年度までは14%台でしたが、令和2年度に減少し登録率6.0%まで低下しました。その後再び増加傾向となり、令和5年度の登録率は12.8%となっています（図表1-2-4(1)）。
- 放課後子ども教室の協力員（無償ボランティア）の参加人数は令和元年度までは5,000人を超えていましたが、令和2年度には1,957人に減少し、その後やや回復したものの、令和5年度は2,720人となっています（図表1-2-4(2)）。

▼図表 1-2-4(1) 放課後子ども教室の登録児童数と登録率の推移



資料：千葉市生涯学習振興課調べ

▼図表 1-2-4(2) 協力員（無償ボランティア）参加人数の推移

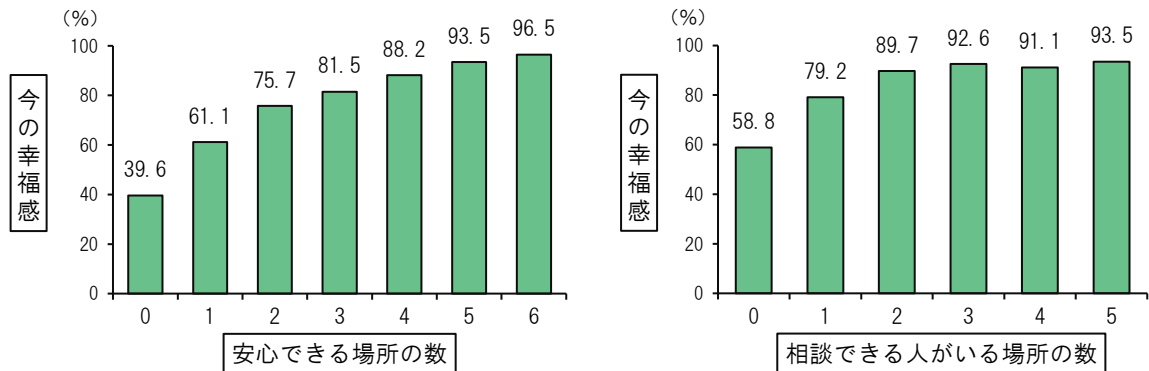


※¹ 本市の放課後児童クラブは、令和6年4月1日時点で、市が実施する「子どもルーム」136か所と「アフタースクール」44か所のほか、民設民営のクラブが16か所ある。
本計画において、「子どもルーム」とあるのは特段のことわりがない限り、原則として市が実施する「子どもルーム」及び民設民営のクラブをいう。

※² 新・放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」を、本市においては「放課後子ども教室」としている。

○ 「安心できる（居場所になっている）」場所が多いほど、「今の幸福感」が高い傾向にあります（図表1-2-5）。

▼図表 1-2-5 「安心できる場所」「相談できる人がいる場所」の数と「今の幸福感」（全国）



資料：内閣府 こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）

課題

- ◎ 全ての児童に対して安全・安心な居場所を確保する必要があり、子どもルームでは登録児童数が増加していますが、受け皿拡大のための指導員の確保のほか、一部の学校では余裕教室などの場所の確保が困難な状況があります。
- ◎ 地域の参画などにより放課後に多様な体験・活動を提供することができる放課後子ども教室に子どもルームの児童が参加する共通プログラムを、一部の学校で行っていますが、活動するための余裕教室や地域の担い手が不足している状況があります。
- ◎ 引き続き子どもルームの整備・拡充を図るとともに、子どもルームと放課後子ども教室を一体的に運営するアフタースクール事業への移行を推進する必要があります。また、学校施設のほか、公民館等の活用による多様な居場所の提供の必要性についても検討を行う必要があります。
- ◎ 市内全域で幅広い年齢の子どもたちに居場所を提供するために、市民団体等が取り組むこどもの居場所づくりを支援するとともに、「信頼できる身近な相談相手」となる大人を育成していく必要があります。

2 目指すべき姿

- こども・若者が夢と希望を持ち、意欲的に行動できること。
- こども・若者が安心して自分らしく過ごし、他者との信頼関係を育むことができること。

3 主な取組内容

第2章 基本施策2「学童期・思春期」では、以下のような学校における各施策について、「第3次千葉市学校教育推進計画」と連携して推進します。

◎第3次千葉市学校教育推進計画の概要

(1) 目指すべき子どもの姿

「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」

(2) 教育目標

「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」

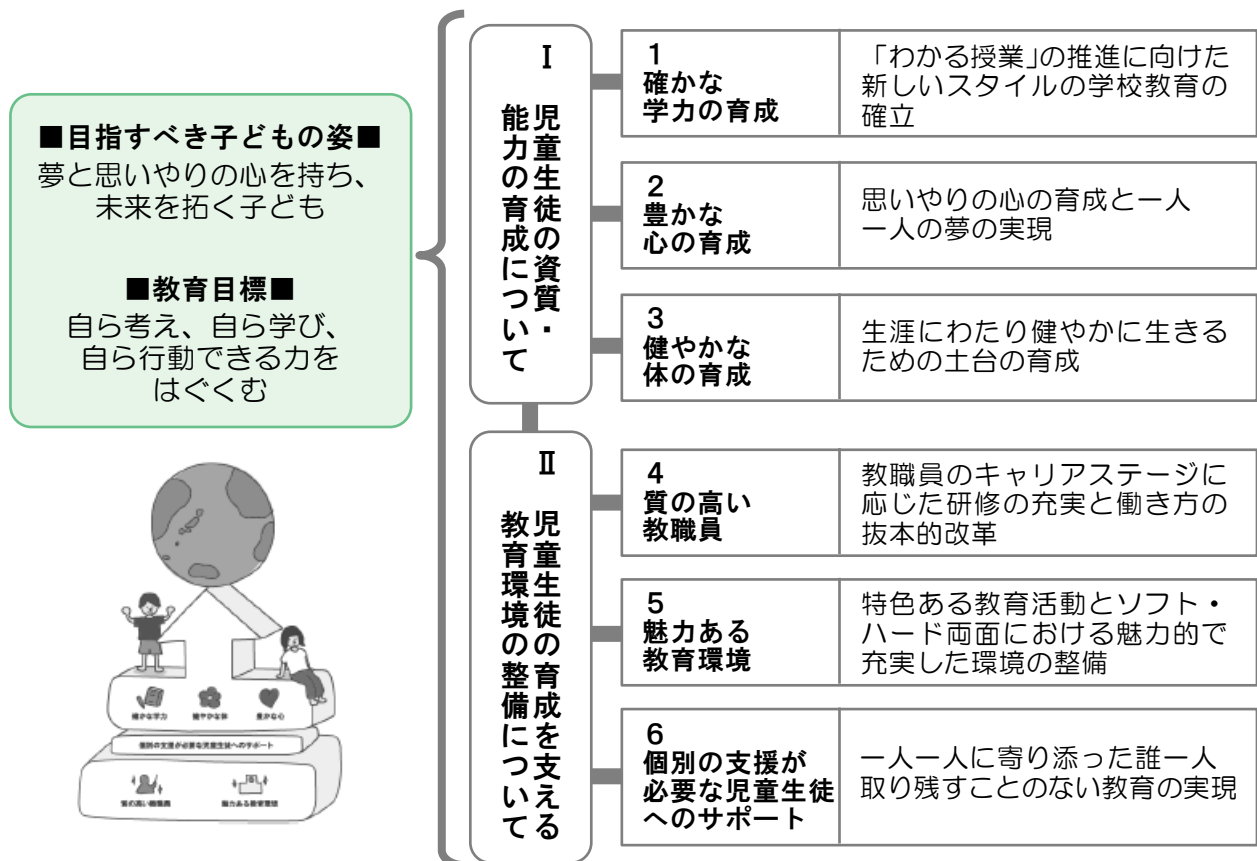
(3) 計画期間

令和5年度～令和14年度

(4) 計画の全体像

教育目標である「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」ために必要な資質・能力として、「1 確かな学力」、「2 豊かな心」、「3 健やかな体」の3つを柱として設定しその育成に努めます。また、それらの育成を支えるのは、「4 質の高い教職員」と「5 魅力ある教育環境」の両輪であると考え、これらを柱として設定し、家庭・地域との連携を基盤に取組みを進めます。さらに、「6 個別の支援が必要な児童生徒へのサポート」を柱として設定し、誰一人取り残すことのない教育環境の実現を目指していきます。

【計画の全体像】



2-2-1 こども・若者の居場所づくり

① こどもの居場所の提供 【こども企画課】

子ども交流館やプレーパークを運営するとともに、信頼できる大人が見守る第3の居場所であるどこでもこどもカフェや市民によるプレーパークの開催を支援し、こどもたちの身近な地域において気軽に立ち寄ることができ、信頼できる大人がこどもを見守る安全・安心な居場所を提供します。

重要

事業名	こどもの居場所の提供				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
どこでもこどもカフェ及びプレーパーク箇所数： 41か所	44か所	47か所	50か所	53か所	56か所

② 子どもルームの拡充 【健全育成課】

既存の子どもルームでの受入れが困難な地域については、小学校の特別教室を活用した高学年ルームの開設、余裕教室利用や学校敷地内への増設等により、子どもルームの受入枠の拡大を行います。

拡充

事業名	子どもルームの拡充				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校の特別教室等を活用した子どもルームの拡充により、4月時点の待機児童数を解消	受入枠の拡大	継続	継続	継続	継続

③ 夏季休業時利用枠（サマールーム） 【健全育成課】

夏季休業期間中の利用ニーズに対応するため、市が子どもルームを設置する全ての小学校において夏季休業期間の利用枠を設けます。

拡充

事業名	夏季休業時利用枠（サマールーム）				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定の小学校（7校）	市が子どもルームを設置する全ての小学校	継続	継続	継続	継続

④ アフタースクールの拡充 【生涯学習振興課】

放課後子ども教室と子どもルームの運営を一体的に行い、希望する全ての児童を対象に放課後の「安全・安心な居場所」と「多様な体験・活動の機会」を提供するアフタースクール事業を拡充します。

拡充

事業名	アフタースクールの拡充				
	実施内容・目標値				
現状 (令和6年度現在)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
44校	54校	64校	74校	84校	93校

⑤ (仮称) こども・若者センター 【こども企画課】

こども・若者が交流や社会参画活動を行うとともに、自由に過ごすことができるスペースを備え、スタッフが必要な助言等を行うなど、多様な機能を有する居場所を設置します。(P33再掲)

⑥ 子ども交流館の運営 【こども企画課】

こどもの健全な育成と交流を図るため、市内の中心部で、こどもたちに健全な遊びと居場所を提供し、様々な活動を支援します。(P37再掲)

⑦ 子どもたちの森公園プレーパークの運営 【こども企画課】

こどもたちが自然の中で、自分の責任でのびのびと自由に遊べる常設型のプレーパークを運営します。(P37再掲)

⑧ プレーパーク開催団体への支援 【こども企画課】

都市公園等におけるプレーパークの開催促進のため、プレーリーダーの派遣等により支援を行います。(P37再掲)

⑨ どこでもこどもカフェの開催支援 【こども企画課】

こどもが自由に過ごせる居場所であるどこでもこどもカフェの活動を市内全域に広めるために、ボランティア団体等に対し、こどもの見守り等に関する情報提供や運営のための補助等の支援を行います。

⑩ こども・若者の居場所で活躍する人材の育成 【こども企画課】

こども・若者の居場所の拡充を図るため、公開講座を開催し、こども・若者の居場所で活躍できる人材を育成します。

⑪ こども・若者の居場所を運営する団体の連携強化 【こども企画課】

地域のこども・若者の居場所を運営する団体同士や市との連携を強化するために、情報共有や意見交換を行う会議等を開催します。

⑫ 放課後子ども教室と子どもルームの連携 【健全育成課、生涯学習振興課】

全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、子どもルームの児童が参加する共通プログラムの実施にあたっては、放課後子ども教室と子どもルームで連携を図ります。

- ⑬ わんぱくの森整備 【廃棄物施設整備課】
「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画」に基づき、こどもたちに「北谷津の豊かな自然を活用した遊び場」を提供することを目的に、2030年度の供用開始を目指し整備を進めます。(P36再掲)
- ⑭ 放課後子ども教室の実施 【生涯学習振興課】
放課後子ども教室における学習支援・多様なプログラムの充実を図ります。
- ⑮ 総合的な放課後対策の推進 【生涯学習振興課】
教育委員会と市長部局との連携を強化し、総合的な放課後対策に取り組みます。
- ⑯ 放課後の校庭の開放 【生涯学習振興課】
小学校の放課後において、校庭を安全・安心な居場所として開放します。
- ⑰ 公民館における子どもの居場所の確保 【生涯学習振興課】
公民館の施設を開放し、気軽に安心・安全な子どもたちの居場所を確保します。

2-2-2 こども・若者の健全育成

- ① 家庭教育資料作成事業 【健全育成課】
小・中学校入学時と小学5年生の保護者に、子育て支援の一環として家庭教育の手引きを配布します。(P39再掲)
- ② 青少年問題協議会 【健全育成課】
青少年の指導・育成・保護及び矯正に関し、重要事項の調査審議や、関係機関相互の連絡調整を行い、青少年の健全育成を推進します。(P39再掲)
- ③ 青少年育成委員会活動事業 【健全育成課】
市が委嘱した青少年育成委員が、青少年問題に対する共通の理解を深め、地域における青少年育成関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進します。(P86再掲)
- ④ 青少年相談員活動事業 【健全育成課】
市と県が委嘱した青少年相談員が、青少年育成活動の積極的な推進を図るため、青少年とともに喜び、ともに語り、よき相談相手となることを目的とした活動をします。(P86再掲)
- ⑤ 「青少年の日」「家庭・地域の日」関連事業 【健全育成課】
毎年9月第3土曜日を「青少年の日」、毎月第3土曜日及び翌日曜日を「家庭・地域の日」、毎年9月第3土曜日から1週間を「青少年の日」つながりウィークと定め、青少年と家庭、地域、学校がつながりを持つための様々な活動を実施します。
- ⑥ 青少年育成団体等の支援事業 【健全育成課】
青少年育成団体等が、青少年の健全育成のために行う活動を支援します。

- ⑦ 二十歳のつどい 【健全育成課】
20歳を迎えた若者に改めて大人としての自覚を促し、旧友と語らい、郷土「千葉市」への関心を高める機会とします。
- ⑧ 少年自然の家運営事業 【健全育成課】
こどもが生活体験、自然体験、共同宿泊体験等の教育的体験活動を行うための場を提供します。(P37再掲)
- ⑨ 相談活動事業 【青少年サポートセンター】
児童生徒・無職少年・保護者・学校等からの相談に対し、電話・来所・訪問等により対応し、青少年の健全育成を目指します。(P93再掲)
- ⑩ 広報・啓発活動 【青少年サポートセンター】
地域等で活動する青少年育成団体や学校が実施する非行防止に関する研修会等に講師を派遣します。また、広報誌やホームページなどによる情報発信を行います。(P86再掲)
- ⑪ 関係機関との連携 【青少年サポートセンター】
学校、警察、千葉市青少年補導員連絡協議会等、関係機関、団体、近隣他市との協力を強化して、子ども・若者を支援します。
- ⑫ 補導活動事業 【青少年サポートセンター】
街頭補導を実施し、青少年の非行防止に努めます。(P86再掲)
- ⑬ ネットパトロール事業 【青少年サポートセンター】
ネットパトロールを実施し、千葉市内小・中学校等の児童生徒を対象に問題行動の早期発見や非行防止に努めます。
- ⑭ 学校支援地域本部事業 【学事課】
授業の補助、環境整備、登下校時の見守り活動などについて、地域住民がボランティアとして学校をサポートします。
- ⑮ ときめきサタディ 【南部青少年センター】
小・中学生と親子を対象とした講座を開催し、体験活動を通じて子どもの健全育成と異年齢交流を図ります。(P38再掲)
- ⑯ わくわくカレッジ 【南部青少年センター】
青少年(16歳以上)や一般市民を対象とした講座を開催し、生活文化の向上を図るとともに、異世代交流を通じて仲間づくりを支援します。(P38再掲)
- ⑰ サマーチャレンジ 【南部青少年センター】
夏休み期間中に、学校では体験できない異学年での体験学習の場を提供し、物の見方、考え方、道具の正しい使い方の学習の場を設けます。(P38再掲)

2-2-3 社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に関する支援

① 生活保護世帯等学習・生活支援事業 【保護課】

生活保護世帯及び生活困窮世帯のこどもに対し、高等学校等進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援を実施するとともに、こども及びその保護者に対し、当該こどもの生活習慣及び育成環境の改善を図るための生活支援を実施することで、親から子への貧困の連鎖を防ぐ取組みを行います。また、生活保護世帯のこどもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する課題について、訪問などにより当該世帯からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整などを行います。

拡充

事業名	生活保護世帯等学習・生活支援事業				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①生活困窮世帯の中学2年生、3年生を対象とした学習・生活支援を実施 ②被保護世帯の中学1年生を対象とした利用勧奨を実施	左記①②に加え、中学校を卒業したこどものいる生活保護世帯を対象としたこどもの進路選択に関する支援を実施	継続	継続	継続	継続

② ステップルームティーチャー活用 【教育支援課】

様々な理由で教室に入ることができずに、校内教育支援センター（教室以外の別室）に登校する児童生徒に対して、学習支援や相談支援を継続的に行います。

拡充

事業名	ステップルームティーチャー活用				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
7人配置	13人配置	拡充	拡充	継続	継続

③ 教育支援センター「ライトポート」 【教育センター】

教育支援センター「ライトポート」における少人数での活動を通じて、不登校児童生徒の集団生活への適応や社会的に自立することを支援します。

拡充

事業名	教育支援センター「ライトポート」				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
各行政区1か所（全6か所）設置 そのうち2か所に カウンセラー配置	カウンセラーを全6か所に配置	LP数拡充	LP数拡充	継続	継続

④ 転入外国人向け案内冊子の発行 【国際交流課】

本市に転入した外国人市民のために、生活に必要な情報を集約したリーフレットを多言語及びやさしい日本語で作成し、本市HPの「やさしい日本語」ページに誘導します。

- ⑤ 国際交流プラザでの生活相談 【国際交流課】
 言語や習慣の違いから生じる外国人市民の日常生活の悩み等について、窓口及び電話等で対応します。
- ⑥ 日本語学習支援 【国際交流課、教育指導課】
 外国人市民が地域社会の構成員として社会参加できるよう、日常生活を営む上で必要となる日本語の学習機会を確保します。
- ⑦ 生活自立・仕事相談センター 【保護課】
 生活困窮者の困窮状態からの早期脱却に向けて「包括的」かつ「継続的」な相談支援等を実施し、自立を促進します。また、就労その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供及び助言等の支援を行います。
- ⑧ ひきこもり家族セミナー 【精神保健福祉課】
 家族に、不登校やひきこもりの若者がいる方を対象に、「家族の対応を考える」をテーマにして、参加者が悩んでいることを話し、助言を受けるセミナーを実施します。
- ⑨ ひきこもり地域支援センターの設置・運営 【精神保健福祉課】
 子ども・若者総合相談センター（Link）をはじめ、関係機関との連携を図り、ひきこもり状態にある方やご家族からの相談に応じ、適切な助言や家庭訪問などの包括的な支援を行います。（P92再掲）
- ⑩ 子ども・若者総合相談センター運営事業 【健全育成課】
 様々な悩みを抱える30歳代までの子ども・若者とその家族の相談に応じる「子ども・若者総合相談センター（Link）」を運営します。電話、来所、訪問相談だけでなく出張相談やメール等電子ツールによる相談も実施します。また、相談者のニーズに対し、スムーズな支援を行うことができるようにするため、相談員を増員します。（P72再掲）
- ⑪ 青少年サポート事業 【青少年サポートセンター】
 関係機関・団体等と連携を図りながら、課題を抱えている児童生徒、無職少年に対し、立ち直りに向けての支援を行います。
- ⑫ 青少年育成委員会活動事業 【健全育成課】
 市が委嘱した青少年育成委員が、青少年問題に対する共通の理解を深め、地域における青少年育成関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進します。（P86再掲）
- ⑬ 青少年相談員活動事業 【健全育成課】
 市と県が委嘱した青少年相談員が、青少年育成活動の積極的な推進を図るため、青少年とともに喜び、ともに語り、よき相談相手となることを目的とした活動をします。（P86再掲）
- ⑭ 子ども・若者支援協議会 【健全育成課、青少年サポートセンター】
 困難を有する子ども・若者に対し効果的かつ円滑な支援を行うため、必要な情報交換を行うとともに、支援内容に関する協議を行います。

- ⑮ こども家庭センター 【健康支援課、こども家庭支援課】
母子保健機能と児童福祉機能が一体的運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、切れ目ない支援を行います。(P67再掲)
- ⑯ ヤングケアラー連携支援体制の構築 【こども家庭支援課】
こども家庭センターや子ども・若者総合相談センターを中心として連携支援体制を構築します。(P73再掲)
- ⑰ ヤングケアラーへの理解促進 【こども家庭支援課】
ヤングケアラーへの理解を促進するため、ヤングケアラーの支援者に対して、研修を実施します。また、主に市内の小・中・高校生に向けて、ヤングケアラーの周知啓発を行います。(P73再掲)
- ⑱ 子育て世帯訪問支援事業 【こども家庭支援課】
家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。(P70再掲)
- ⑲ 子どもナビゲーター事業 【こども家庭支援課】
複合的な課題を抱える生活困窮家庭等のこどもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。(P39再掲)
- ⑳ 公立夜間中学の運営 【学事課、教育指導課】
義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国において十分に教育を受けられなかった外国籍の方などが、義務教育の学習内容を夜間に学ぶ場所として、公立夜間中学を運営します。
- ㉑ 日本語指導通級教室 【教育指導課】
日本語指導を必要とする生徒に対して、日本語で授業に無理なく参加できる力を養うことを目的に開設しています。
- ㉒ スクールカウンセラー活用 【教育支援課】
全ての市立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、その保護者、教職員からの悩み等の相談にあたります。(P69再掲)
- ㉓ スクールソーシャルワーカー活用 【教育支援課】
教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境に働きかけたり、関係機関との連携・調整を行ったりするスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談の充実を図ります。(P69再掲)
- ㉔ 家庭訪問相談員 【教育センター】
相談員が自宅等にひきこもりがちな不登校児童生徒の家庭を訪問して心のケアを図り、集団生活への復帰や社会的に自立することを支援します。(P94再掲)

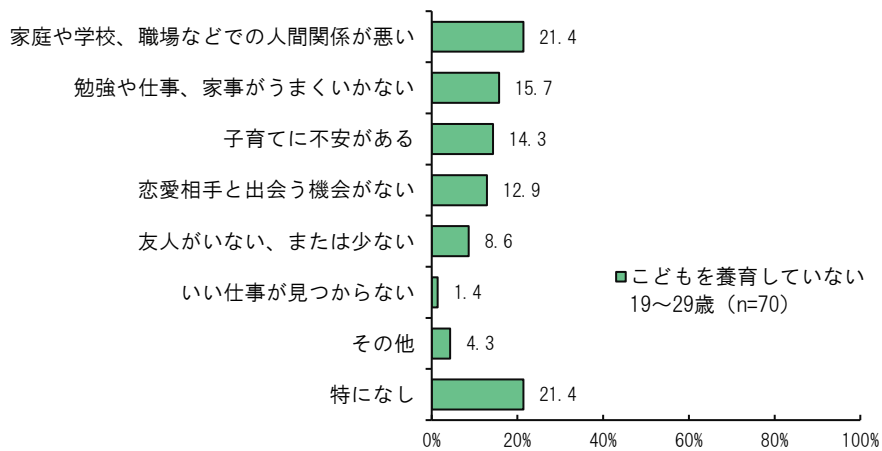
基本施策3 青年期

1 現状と課題

現 状

○ 本市の調査では、こどもを養育していない19～29歳で困っていることは、「家庭や学校、職場などでの人間関係が悪い」が最も高く、次いで「勉強や仕事、家事がうまくいかない」「子育てに不安がある」「恋愛相手と出会う機会がない」が続いています（図表2-3-1）。

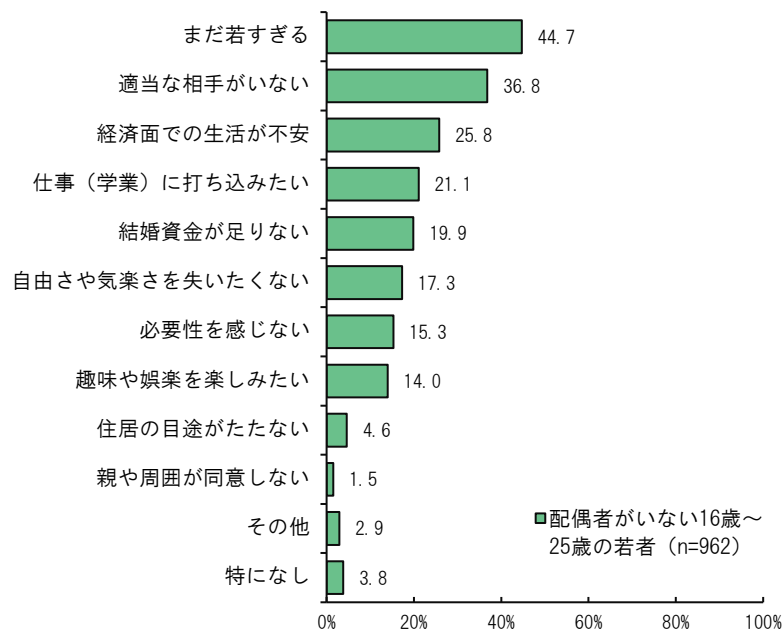
▼図表 2-3-1 困っていること（複数回答）



資料：千葉市令和5年度こども基本条例アンケート

○ 結婚（事実婚を含む）をしていない理由は、「まだ若すぎる」が最も高く、次いで「適当な相手がない」「経済面での生活が不安」が続いています（図表2-3-2）。

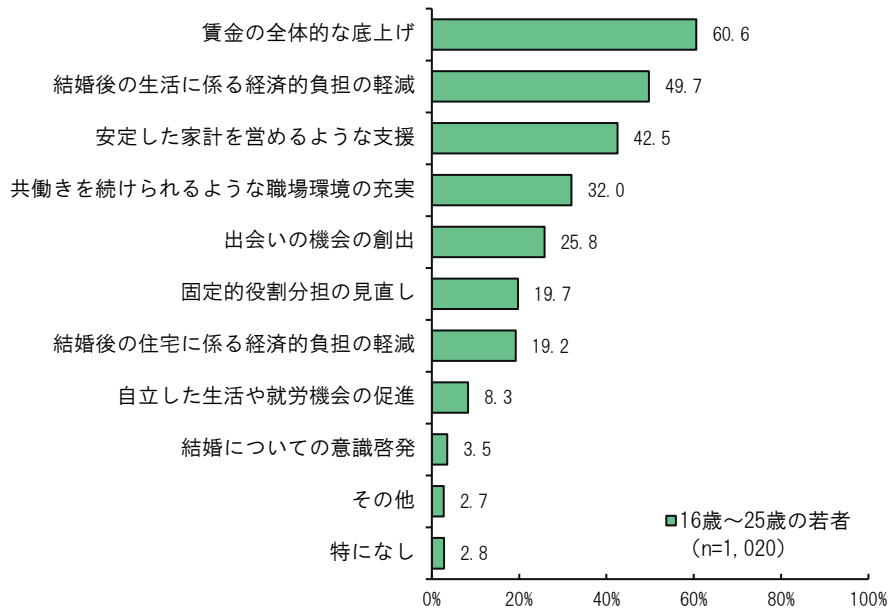
▼図表 2-3-2 結婚（事実婚を含む）をしていない理由（3つまで回答）



資料：千葉市令和5年度こどもプランアンケート

- 結婚を促進するため有効だと思う支援策は、「賃金の全体的な底上げ」が最も高く、次いで「結婚後の生活に係る経済的負担の軽減」「安定した家計を営めるような支援」が続いています（図表2-3-3）。

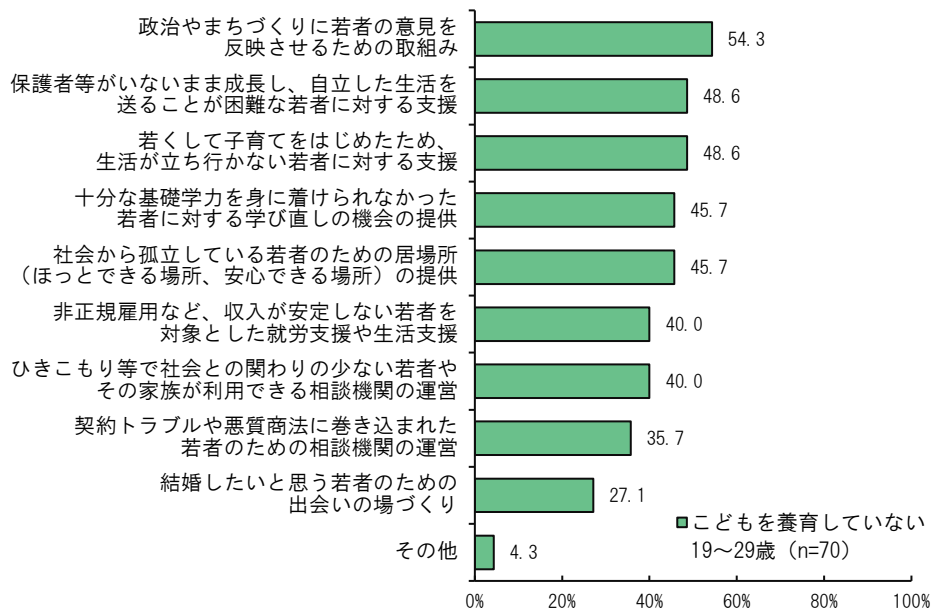
▼図表 2-3-3 結婚を促進するため有効だと思う支援策（3つまで回答）



資料：千葉市令和5年度こどもプランアンケート

- 若者の自立を保障するため、市が取り組むべきだと思うことは、「政治やまちづくりに若者の意見を反映させるための取組み」が最も高く、次いで「保護者等がないまま成長し、自立した生活を送ることが困難な若者に対する支援」「若くして子育てをはじめたため、生活が立ち行かない若者に対する支援」が続いています（図表2-3-4）。

▼図表 2-3-4 若者の自立を保障するため、市が取り組むべきだと思うこと（複数回答）



資料：千葉市令和5年度こども基本条例アンケート

課題

- ◎ 青年期では、進学や就職、結婚などの新たなライフステージに差しかかり、社会的な自立を求められる時期となります。他者との関わりやコミュニティに属して役割を得ることにより、社会から必要とされることを自覚するとともに、「自分は何者であるのか」「どのような価値観を持ち、将来どのような方向に進むべきか」を思い悩む時期でもあります。
- ◎ 若者の結婚をしていない主な理由には、相手との出会いに関することや、生活を営む上での経済的問題が挙げられています。
- ◎ これまでも「千葉市子ども・若者総合相談センター【Link（リンク）】」などによる子ども・若者の総合相談などの支援を行っていますが、社会に出て間もない若者の不安を理解した上で、相談・支援の更なる充実や積極的な情報発信を行うことが求められます。また、若者の生活基盤を確立するため、キャリア形成や経済的自立を促進する支援が求められます。

2 目指すべき姿

- 若者に寄り添い、社会的な自立を多様な方法で支援することにより、次代を担う若者が自分らしく活躍できること。

3 主な取組内容

第2章 基本施策3「青年期」では、第2章 基本施策2「学童期・思春期」の取組みに加えて、各施策に取り組みます。

【第2章 基本施策2 学童期・思春期】

- 2-2-1 こども・若者の居場所づくり
- 2-2-2 こども・若者の健全育成
- 2-2-3 社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に関する支援

そのため、上記以外の取組みについて掲載します。

2-3-1 学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進

① インターンシップ推進委員会事業 【雇用推進課】

千葉県インターンシップ推進委員会に加盟する産学官の各団体が連携し、インターンシップ等の情報発信と専門人材の育成を図ります。企業・学生とのマッチングイベント、インターンシップの成果発表会及び意見交換等を実施します。

② 農業インターンシップ 【農政課】

高校生・大学生向けに農業者の元で就農体験し、職業としての農業（アグリビジネス）を知り、選択肢に加えてもらう機会を創出する「農業インターンシップ」を実施します。

③ 教員奨学金返還サポート事業 【教育職員課】

未来を担う子どもの教育を支える優れた人材を確保するため、本市の公立小・中・中等教育学校・特別支援学校の教諭として採用された方に、一定期間勤務すること等を条件として、日本学生支援機構から貸与を受けた第一種奨学金の返還を全額補助します。

2-3-2 雇用・賃金等に関する取組み

① 資格取得の支援 【雇用推進課】

市内企業の事業継続や経営基盤の強化を支援するため、運送業、建設業、製造業、自動車整備業の従業員等が資格を取得した場合、その費用を助成します。また、一部の資格取得後に市内企業へ就職・転職した方に対しても、同様に資格取得費用を助成します。

拡充

事業名	資格取得の支援				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資格取得経費の一部助成	補助対象業種及び資格の拡充	継続・補助対象や上限額等の検討	継続・補助対象や上限額等の検討	継続・補助対象や上限額等の検討	継続・補助対象や上限額等の検討

② 女性活躍推進アドバイザー派遣 【男女共同参画課】

市内事業所における女性活躍を推進するため、アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、一般事業主行動計画の策定や職場環境の整備に向けた助言・提案等を行います。

③ 男女雇用機会均等法などの法律や制度の周知 【男女共同参画課】

男女共同参画センターにおいて、講演会や講座、情報誌などにより、情報提供を行い、雇用分野の法制度を周知します。

④ 事業所等における研修の支援 【男女共同参画課】

出前講座や資料の提供など、事業所等における研修を支援し、女性活躍の重要性を事業所等へ周知・啓発します。

⑤ リスキリングの支援 【雇用推進課】

市内中小企業の経営基盤強化や新分野進出等のため、企業内部での人材育成・能力開発制度整備を促進します。従業員へのリスキリングとして、時代に求められるDXの知識や生産性向上に資するスキル等を習得するための研修・セミナー等の受講に対する取組みを支援します。

⑥ 新規学校卒業者就職面接会の共催 【雇用推進課】

「新規学校卒業者就職面接会」を千葉労働局と共催します。

⑦ ふるさとハローワーク 【雇用推進課】

公共職業安定所の求人検索システムによる職業紹介と、市の就労・生活相談をワンストップで対応することにより、就労を支援します。

⑧ (仮称) 就活スクール事業 【雇用推進課】

千葉市ふるさとハローワーク及び公共職業安定所と連携し、求職者が就職活動の基礎から実践までを一貫して学ぶことができる事業を実施します。

⑨ ちば地域若者サポートステーションとの連携 【雇用推進課】

ちば地域若者サポートステーションが行う就労支援サービスを周知・広報します。また、「合同企業説明会」をちば地域若者サポートステーションと共催します。

⑩ 企業立地促進事業 【企業立地課】

「市外企業の立地」及び「市内企業の追加投資」を促進することで、「税源の涵養」と「雇用の創出」、「地域経済の活性化」による都市活力の維持・向上を図ります。

⑪ ニューファーマー育成研修 【農業経営支援課】

地域の担い手となる新規就農者(後継者を含む)を育成するため、栽培の基礎から経営的視点の育成までを一貫した総合的な研修を実施します。

2-3-3 結婚に伴う新生活への支援

① 団地住替え支援事業 【住宅政策課】

高齢化が進む住宅団地の活性化を図るため、子育て世帯や新婚世帯などが高経年住宅団地内に転居する場合に、住替えに係る住居費などを助成します。(P40再掲)

基本施策4 相談体制の充実

1 目指すべき姿

- 様々な悩み事を気軽に相談でき、不安を解消できること。

2 主な取組内容

2-4-1 相談体制の充実

- ① L G B T（性的少数者）専門相談 【男女共同参画課】
多様な性について理解のある相談員が、L G B Tの方はもちろん、その周囲の方からの相談を受け、適切に対応します。（P42再掲）
- ② 生活保護世帯等学習・生活支援事業 【保護課】
生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、高等学校等進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援を実施するとともに、子ども及びその保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善を図るための生活支援を実施することで、親から子への貧困の連鎖を防ぐ取組みを行います。また、生活保護世帯の子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する課題について、訪問などにより当該世帯からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整などを行います。（P113再掲）
- ③ 生活自立・仕事相談センター 【保護課】
生活困窮者の困窮状態からの早期脱却に向けて「包括的」かつ「継続的」な相談支援等を実施し、自立を促進します。また、就労その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供及び助言等の支援を行います。（P114再掲）
- ④ 重層的・包括的支援体制の構築 【地域福祉課】
年齢や属性を問わず、複雑化・複合化した課題をまるごと受けとめ、支援を行う「福祉まるごとサポートセンター」を運営します。（P90再掲）
- ⑤ 思春期保健対策事業 【健康支援課】
思春期の子ども及びその親に対して、生命の尊厳について学び、父性母性の涵養を図ることを目的とし、赤ちゃんとふれあう体験学習を実施します。また、思春期の心とからだの発達とその特徴、対応について知識の普及及び相談を実施します。（P45再掲）
- ⑥ 女性の健康支援事業 【健康支援課】
女性特有の健康問題について、助産師等による健康相談を実施するとともに、知識の普及啓発を図ります。（P45再掲）
- ⑦ 新生児・妊産婦訪問指導 【健康支援課】
妊産婦及び新生児（生後28日未満の乳児）のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や子育てに関する相談等を行います。（P47再掲）

- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業 【健康支援課】
生後4か月未満の乳児のいる全家庭に対し、保健師や助産師等が訪問し、健康状態の確認、健康や子育てに関する相談、子育て支援に関する情報提供を行います。(P47再掲)
- ⑨ 養育支援訪問事業 【健康支援課】
育児不安・育児ストレスや孤立感を抱える家庭や乳幼児健康診査未受診家庭に対し、養育支援員が家庭訪問し、乳幼児健康診査の受診勧奨等を行うとともに、必要な支援を行い、虐待予防に努めます。(P47再掲)
- ⑩ 妊婦等包括相談支援事業 【健康支援課】
妊娠届出時に全妊婦へ保健師又は助産師による面接を実施するほか、妊娠・出産・子育ての相談に応じるとともに、保健福祉サービス等の情報提供を行い、関係機関と連携を図りながら安心して子育てができるよう包括的な支援を行います。(P47再掲)
- ⑪ 育児ストレス相談 【健康支援課】
育児不安等で悩んでいる保護者を対象に臨床心理士が個別相談を実施します。(P70再掲)
- ⑫ 育児相談 【健康支援課】
乳幼児が心身ともに健やかに発育し、保護者の育児不安や悩みを軽減することを目的に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を実施します。(P47再掲)
- ⑬ 発達障害者支援センター運営 【障害者自立支援課】
発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族等からの相談に応じるとともに、療育に関する指導や助言を行います。また、関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な支援体制の整備に努めます。加えて、こどもの発達への不安に早期に対応するため、こども発達相談室、養護教育センター、発達障害者支援センターの3施設を移転集積し、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図ります。(P53再掲)
- ⑭ こども発達相談室の運営 【障害者自立支援課】
発達障害の早期発見及び早期支援体制の充実を図るため、未就学児の発達に関する相談窓口「こども発達相談室」を運営し、相談支援にあたります。また、こどもの発達への不安に早期に対応するため、こども発達相談室、養護教育センター、発達障害者支援センターの3施設を移転集積し、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図ります。(P53再掲)
- ⑮ 障害者差別解消の推進 【障害者自立支援課】
障害者差別に関する相談窓口を設置し相談に対応するとともに、講演会開催などの啓発活動を実施します。(P53再掲)
- ⑯ 障害者基幹相談支援センター 【障害福祉サービス課】
障害のある方が住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関する様々な相談に応じます。また、地域の人や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。(P53再掲)
- ⑰ 障害児等療育支援事業 【障害福祉サービス課】
身近な地域で療育指導等が受けられるよう、訪問又は外来による療育相談等を行うほか、認定こども園、保育園等の職員に対し、療育に関する技術の指導を行います。(P56再掲)

- ⑱ 心と命の相談室 【精神保健福祉課】
平日の昼間に相談に来られない方を対象に、こころの健康をはじめ様々な不安やストレスに関する対面相談を実施します。(P92再掲)
- ⑲ 夜間・休日の心のケア相談 【精神保健福祉課】
仕事や生活への不安やストレスなど精神上の問題に対し、夜間・休日に利用できる電話及びSNSによる相談を実施します。(P92再掲)
- ⑳ 精神保健福祉相談事業 【精神保健福祉課】
市民の心の健康の保持増進や精神疾患の早期発見、早期治療及び精神障害者の社会復帰を促進するため、こころの健康センター及び保健福祉センターにおいて随時の相談に応じるとともに、予約制の精神科医師による対面相談を行います。(P92再掲)
- ㉑ ひきこもり地域支援センターの設置・運営 【精神保健福祉課】
子ども・若者総合相談センター（Link）をはじめ、関係機関との連携を図り、ひきこもり状態にある方やご家族からの相談に応じ、適切な助言や家庭訪問などの包括的な支援を行います。(P92再掲)
- ㉒ 自殺未遂者やその家族等に対する相談等の実施
【精神保健福祉課、こころの健康センター】
自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため、こころの健康センター等において自殺未遂者やその家族等を対象とした相談に応じるとともに、必要な情報提供を行います。(P85再掲)
- ㉓ 自死遺族への相談・支援の実施 【精神保健福祉課、こころの健康センター】
こころの健康センターや各区保健福祉センター健康課の保健師等による自死遺族への相談・支援を実施します。(P85再掲)
- ㉔ こころの電話 【こころの健康センター】
こころの相談に関して、専門の相談員による傾聴を主にした電話相談を行い、こころの健康の保持増進を図ります。(P92再掲)
- ㉕ 青少年相談員活動事業 【健全育成課】
市と県が委嘱した青少年相談員が、青少年育成活動の積極的な推進を図るため、青少年とともに喜び、ともに語り、よき相談相手となることを目的とした活動を行います。(P86再掲)
- ㉖ 子ども・若者総合相談センター運営事業 【健全育成課】
様々な悩みを抱える30歳代までの子ども・若者とその家族の相談に応じる「子ども・若者総合相談センター（Link）」を運営します。電話、来所、訪問相談だけでなく出張相談やメール等電子ツールによる相談も実施します。また、相談者のニーズに対し、スムーズな支援を行うことができるようにするため、相談員を増員します。(P72再掲)
- ㉗ 相談活動事業 【青少年サポートセンター】
児童生徒・無職少年・保護者・学校等からの相談に対し、電話・来所・訪問等により対応し、青少年の健全育成を目指します。(P93再掲)

- ⑳ 親子のためのSNS相談@ちば 【こども家庭支援課】
こどもや家庭からの相談をSNSで受け付けることで、こども本人や保護者自身がより相談しやすい体制を整備します。(P70再掲)
- ㉑ こども家庭センター 【健康支援課、こども家庭支援課】
母子保健機能と児童福祉機能が一体的運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、切れ目ない支援を行います。(P67再掲)
- ㉒ 子どもナビゲーター事業 【こども家庭支援課】
複合的な課題を抱える生活困窮家庭等のこどもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。(P39再掲)
- ㉓ 家庭児童相談 【こども家庭支援課】
保健福祉センターに家庭相談員を配置し、こどもと家庭に関する様々な相談に応じます。(P70再掲)
- ㉔ 児童家庭支援センター 【こども家庭支援課】
市内社会福祉法人に委託し、こどもに関する様々な相談に応じるとともに、児童相談所との連携を図ります。(P70再掲)
- ㉕ 子育て世帯訪問支援事業 【こども家庭支援課】
家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。(P70再掲)
- ㉖ 遺児等に対するグリーフケアの実施 【こども家庭支援課】
親と死別（事故などによる重度の障害を含む。）した児童やその保護者等の深い悲しみや喪失感を軽減するグリーフケアとして、専門機関によるカウンセリングを実施します。(P85再掲)
- ㉗ 母子・父子自立支援員 【こども家庭支援課】
保健福祉センターに母子・父子自立支援員を配置し、生活・育児・福祉資金の貸付等についての相談に応じます。
- ㉘ 土日・夜間電話相談 【こども家庭支援課】
専門の相談員が、土日・夜間に、生活全般、児童のしつけ、育児に関することなどの相談に応じます。
- ㉙ 母子家庭等就業・自立支援センター 【こども家庭支援課】
就業と自立を支援するため、保健福祉センターに就業相談員を配置し、就業相談に応じるほか、労働局やハローワークと連携した就業支援を行います。
- ㉚ 弁護士による養育費相談 【こども家庭支援課】
こどものための養育費及び別居親との親子交流等について、弁護士による無料相談を実施します。

- ③⑨ 子ども電話相談 【東部児童相談所】
児童相談所に専用回線を設け、子どもや家庭に関わる様々な相談に応じます。(P70再掲)
- ④⑩ 子育て支援コンシェルジュ 【幼保支援課】
子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。(P46再掲)
- ④⑪ 地域子育て支援拠点事業 【幼保支援課】
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。(P70再掲)
- ④⑫ 子育て支援総合コーディネート事業 【幼保支援課】
「子育て支援館」に子育てコーディネーターを配置し、各種子育てサービスの情報収集、インターネット等を活用した情報提供を行います。また、子育てに関する相談を受け、サービスの提供に必要な援助や関係機関との連絡調整を行います。
- ④⑬ ちばし幼児教育・保育人材支援センターの運営 【幼保指導課】
幼児教育・保育人材の一層の資質向上、離職防止、人材確保を図るため、相談窓口機能と研修拠点機能を担う「ちばし幼児教育・保育人材支援センター」の運営を継続します。
- ④⑭ 相談窓口（子どもにここサポート）の設置 【教育職員課】
学校におけるいじめ、体罰、性的ないやがらせ、家庭内での虐待などの問題に対応するために、小・中・中等教育・特別支援・高等学校の児童生徒に手紙相談用紙（切手不要）を配布します。(P87再掲)
- ④⑮ 24時間電話相談事業 【教育支援課】
児童生徒や保護者等からのいじめ等に関する相談について、24時間体制で相談を実施します。(P94再掲)
- ④⑯ SNSを活用した相談 【教育支援課】
小学校4年生以上、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の児童生徒のいじめや不登校などの様々な悩みにこたえるため、SNSを活用した教育相談を行います。(P94再掲)
- ④⑰ 1人1台端末活用によるSOSの早期把握 【教育支援課】
児童生徒の不安や悩み等を早期に把握し、適切な支援につなげるため、学校の状況に応じて、ギガタブを活用した健康観察・教育相談システムを活用します。(P94再掲)
- ④⑱ スクールカウンセラー活用 【教育支援課】
全ての市立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、その保護者、教職員からの悩み等の相談にあたります。(P69再掲)
- ④⑲ スクールソーシャルワーカー活用 【教育支援課】
教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境に働きかけたり、関係機関との連携・調整を行ったりするスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談の充実を図ります。(P69再掲)

⑤⑩ 特別支援教育エリアコーディネーター 【教育支援課】

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級の担任等、特別支援に係る相談を学校から受け、訪問相談や授業参観等を通して、指導や助言を行い、学級支援を行います。

⑤⑪ 家庭訪問相談員 【教育センター】

相談員が自宅等にひきこもりがちな不登校児童生徒の家庭を訪問して心のケアを図り、集団生活への復帰や社会的に自立することを支援します。(P94再掲)

第3章 子育て当事者への支援に関する取組み

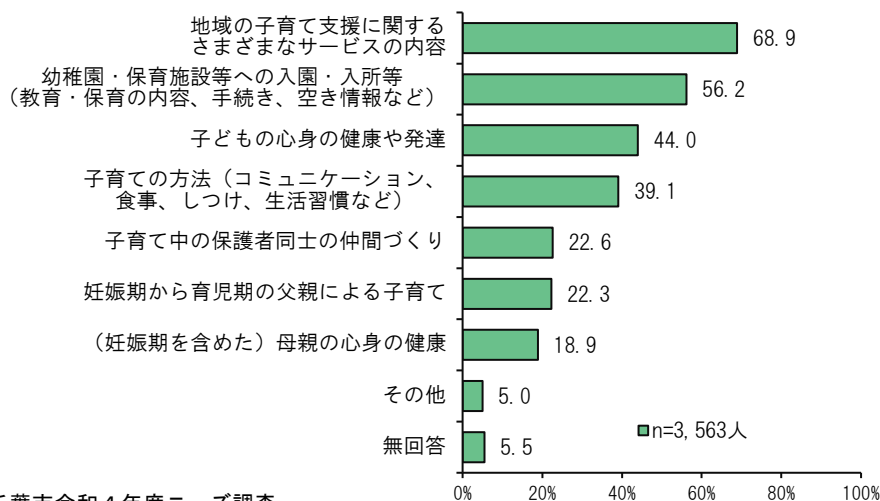
1 現状と課題

(1) 子育て当事者の状況

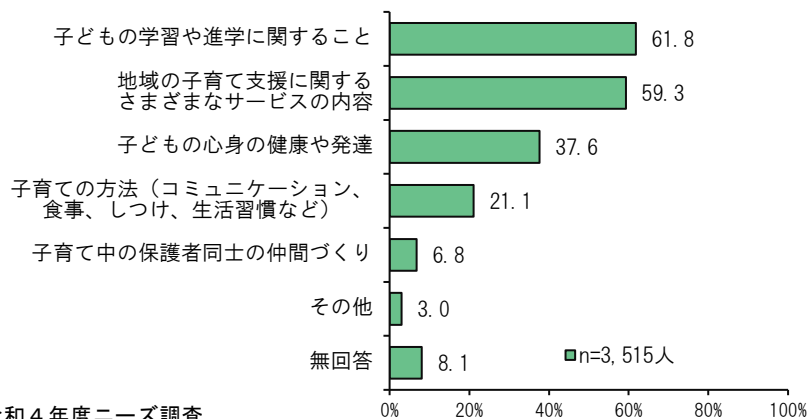
現 状

- 子育てに関して本市から受けたい情報提供や相談・支援は、小学校就学前では「地域の子育て支援に関するさまざまなサービスの内容」「幼稚園・保育施設等への入園・入所等（教育・保育の内容、手続き、空き情報など）」が5割を超えています（図表3-1-1(1)）。
- 小学生では、「子どもの学習や進学に関すること」「地域の子育て支援に関するさまざまなサービスの内容」が5割を超えています（図表3-1-1(2)）。

▼図表 3-1-1(1) 小学校就学前のこどもの子育てに関して、千葉市から受けたい情報提供や相談・支援（複数回答）



▼図表 3-1-1(2) 小学校のこどもの子育てに関して、千葉市から受けたい情報提供や相談・支援（複数回答）



課題

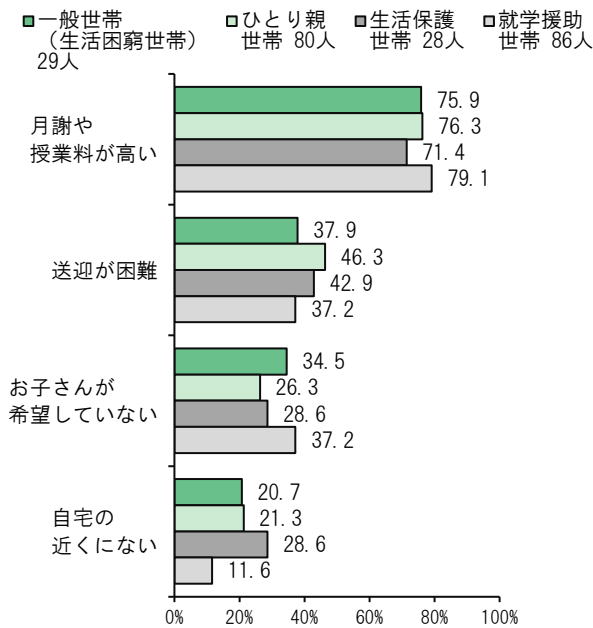
◎ 子育てをしている上で、子育てサービスに関するサービス内容の入手を求めている保護者が多く、子育てに関する地域支援への期待が大きいことがうかがえます。様々な子育て支援体制の充実とあわせて、こどもの発達段階に応じた適切な支援と相談体制の整備を進める必要があります。

(2) 生活困窮世帯等の生活状況

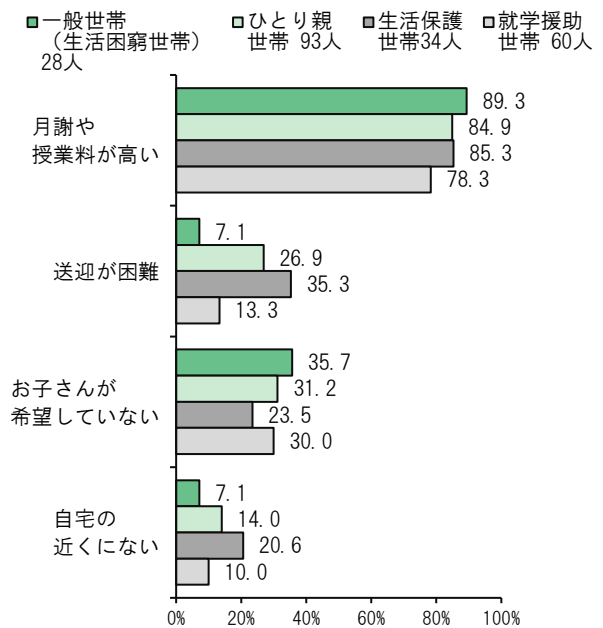
現状

○ 本市の生活困窮世帯・ひとり親家庭・生活保護世帯・就学援助世帯の保護者に対する調査では、こどもを塾や習い事に通わせていない理由について、小学生保護者、中学生保護者のいずれも「月謝や授業料が高い」が最も高くなっています（図表3-2-1(1)、3-2-1(2)）。

▼図表 3-2-1(1) 塾や習い事などに通わせていない理由 (小学生保護者) (複数回答)



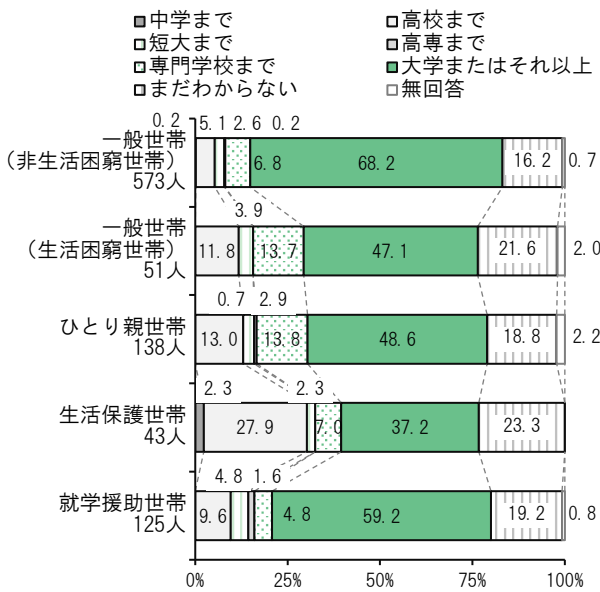
▼図表 3-2-1(2) 塾や習い事などに通わせていない理由 (中学生保護者) (複数回答)



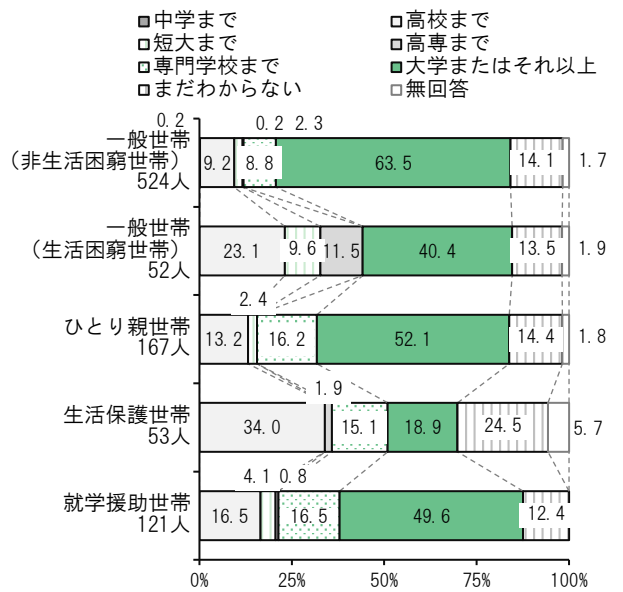
資料：千葉市令和2年度子どもの生活状況に関する実態調査

- 本市の生活困窮世帯・ひとり親家庭・生活保護世帯・就学援助世帯の保護者に対する調査では、こどもの将来の進学に関する保護者の希望と現実が異なる理由について、小学生保護者ではいずれの世帯も「大学以上」が最も高く、中学生保護者では生活保護世帯を除くいずれの世帯も「大学以上」が最も高くなっています(図表3-2-2(1)、3-2-2(2))。
- 一方、現実として子どもを将来どの学校まで卒業させられると考えるかについて、小学生保護者では、いずれの世帯も「大学以上」が希望よりも20.0ポイント以上の大幅な低下となっており、特に生活保護世帯では「高校まで」が最も高くなっています。中学生保護者でも、いずれの世帯も「大学以上」が希望よりも約20.0ポイントの低下がみられ、特にひとり親家庭・生活保護世帯では「高校まで」が20.0ポイント以上上昇しています(図表3-2-3(1)、3-2-3(2))。

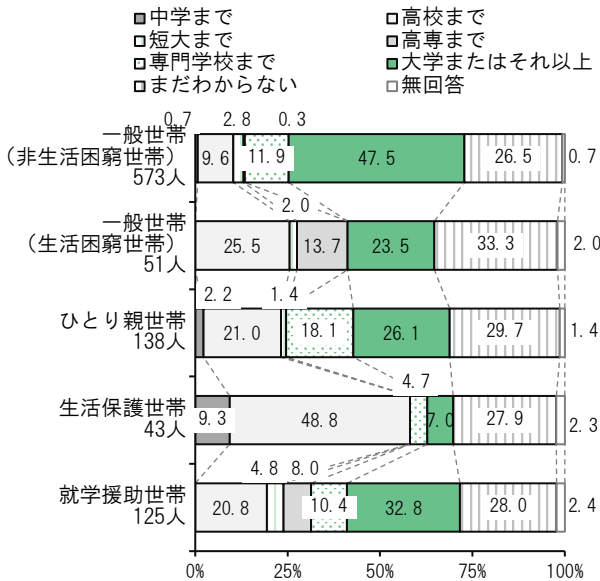
▼図表 3-2-2(1) 子どもの将来の進学希望 (小学生保護者)



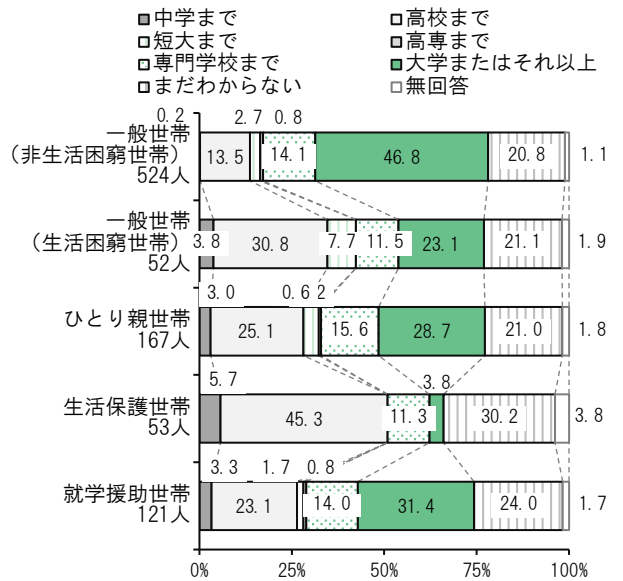
▼図表 3-2-2(2) 子どもの将来の進学希望 (中学生保護者)



▼図表 3-2-3(1) 子どもの現実的な進学の見通し (小学生保護者)



▼図表 3-2-3(2) 子どもの現実的な進学の見通し (中学生保護者)

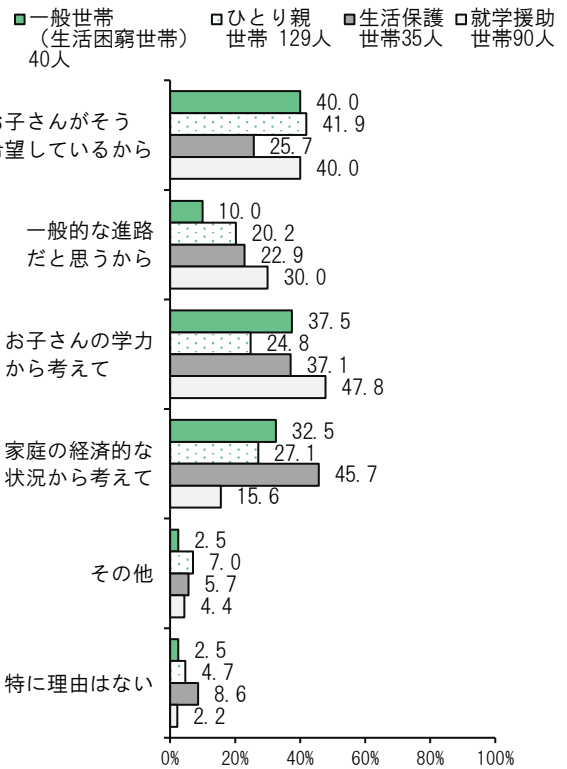
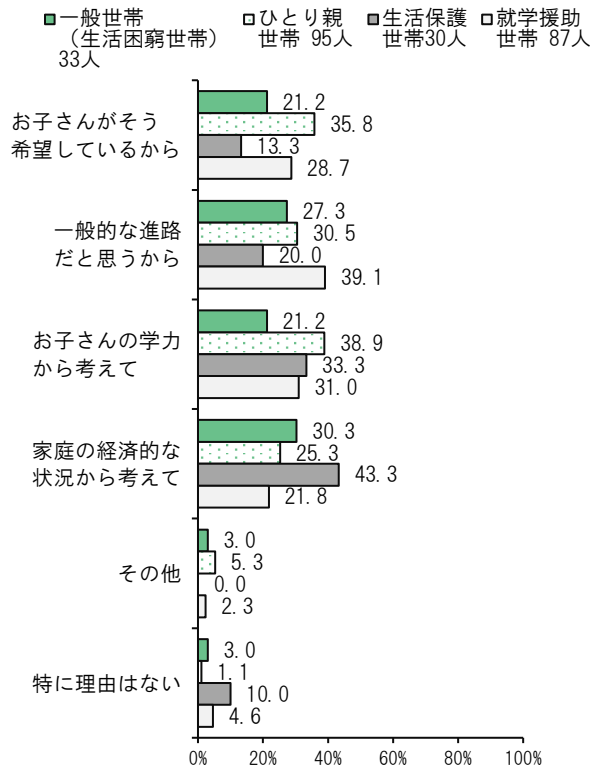


資料：千葉市令和2年度子どもの生活状況に関する実態調査

○ 本市の生活困窮世帯・ひとり親家庭・生活保護世帯・就学援助世帯の保護者に対する調査では、こどもの将来の進学が希望と現実が異なる理由について、「家庭の経済的な状況から考えて」は、小学生保護者、中学生保護者のいずれも生活保護世帯で最も高くなっています（図表3-2-4(1)、3-2-4(2)）。

▼図表 3-2-4(1) 子どもの将来の進学について、希望と現実が異なる理由（小学生保護者）（複数回答）

▼図表 3-2-4(2) 子どもの将来の進学について、希望と現実が異なる理由（中学生保護者）（複数回答）



資料：千葉市令和2年度子どもの生活状況に関する実態調査

課題

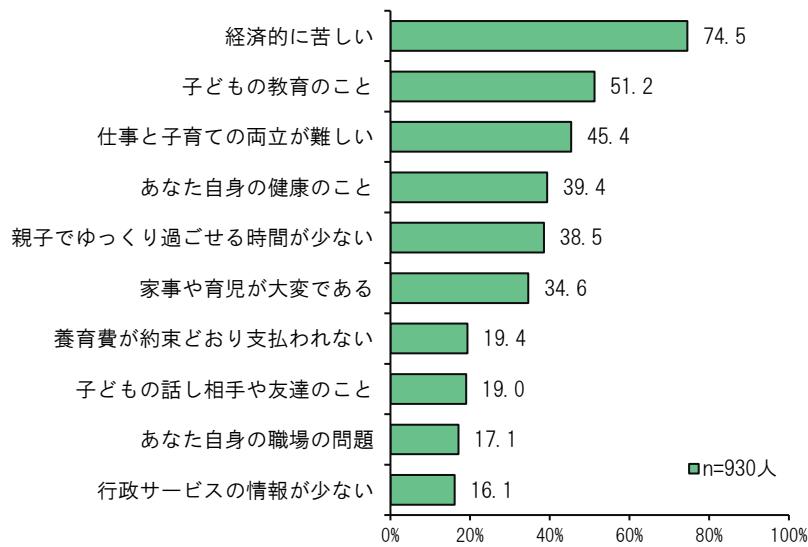
- ◎ こどもの教育や進路選択に関して、家庭の経済的な状況は重要な要素であり、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰などの最近の社会的背景が、多くの家庭の経済的な状況に影響を及ぼしている状況があります。
- ◎ 家庭の経済的な困窮を理由に、こどもの教育機会が失われることや健康が損なわれることはあってはならず、こどもの進路選択に関する相談支援や学習支援、家庭での生活習慣・育成環境の改善に向けて、関係機関との連携を図りながら、世帯全体を視野に入れた支援を進める必要があります。

(3) ひとり親家庭の状況

現 状

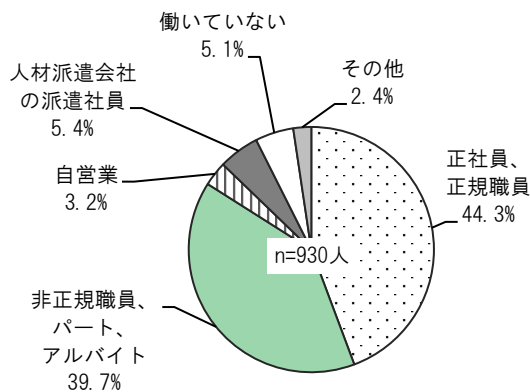
- 本市の調査では、ひとり親家庭の現在の悩みは「経済的に苦しい」が74.5%となっています（図表3-2-1）。
- ひとり親家庭の就業形態は、「正社員、正規職員」が44.3%となっており、「働いていない」が5.1%となっています。また、働いていない主な理由は、「自分が働ける健康状態ではなかった」が53.2%となっています（図表3-2-2(1)、3-2-2(2)）。

▼図表 3-3-1 ひとり親家庭の現在の悩み（複数回答）



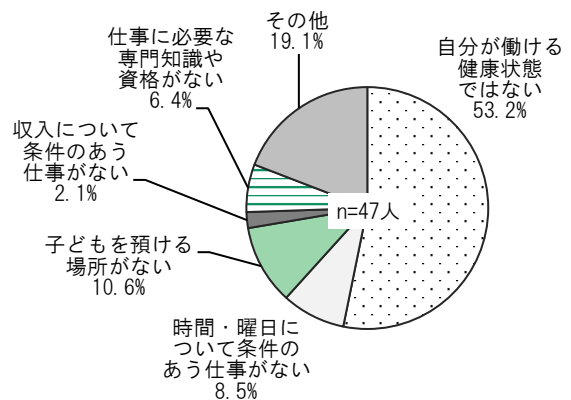
資料：千葉市令和5年度ひとり親アンケート

▼図表 3-3-2(1) ひとり親家庭の就業形態



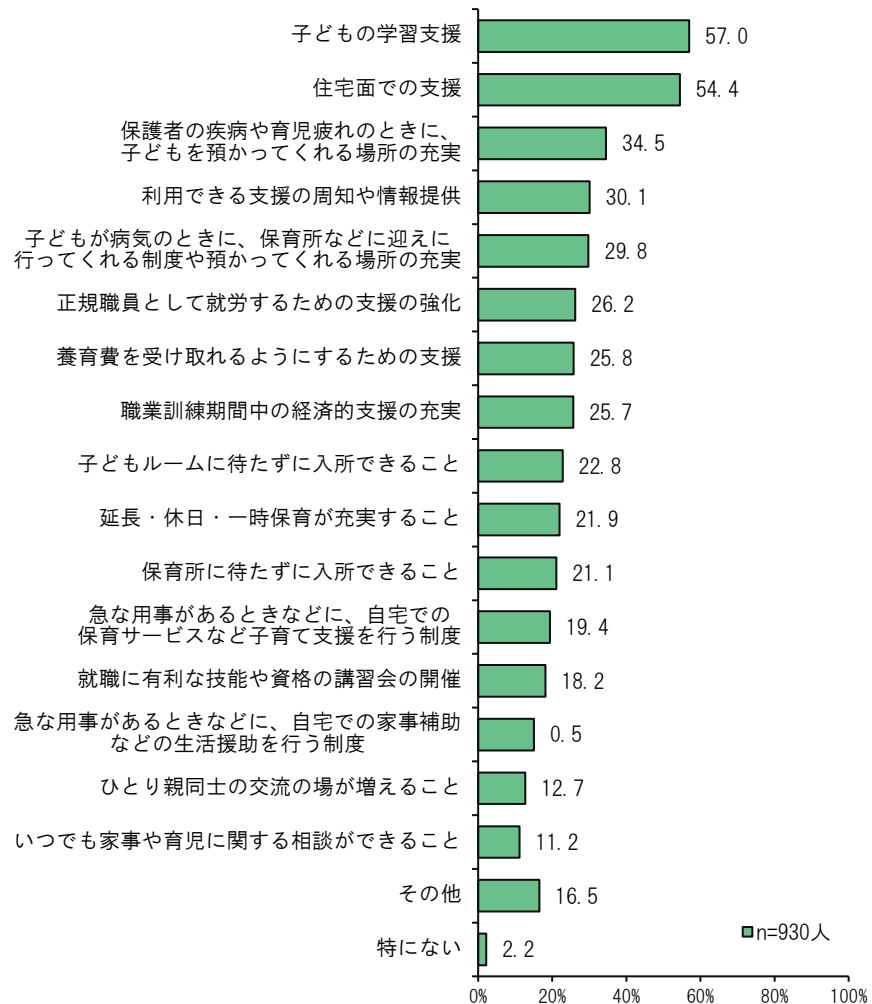
資料：千葉市令和5年度ひとり親アンケート

▼図表 3-3-2(2) 未就業の理由



- 本市に求められているひとり親家庭への支援策は「子どもの学習支援」「住宅面での支援」が5割を超えています（図表3-2-3）。

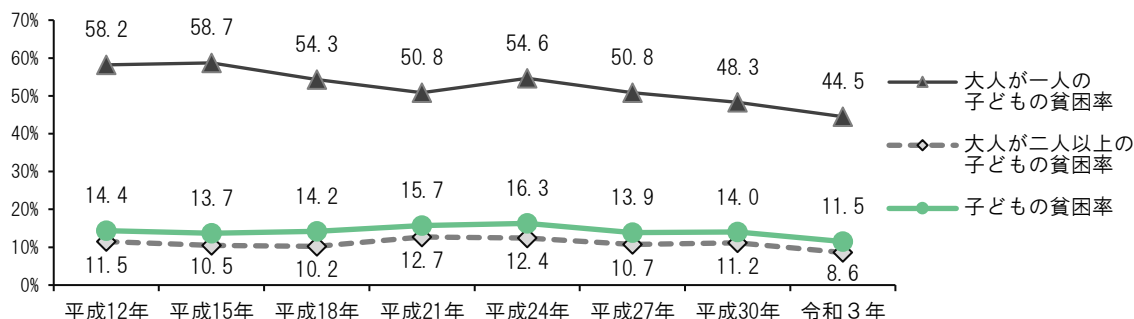
▼図表 3-3-3 ひとり親家庭への支援策として市が優先的に取り組むべきこと（複数回答）



資料：千葉市令和5年度ひとり親アンケート

- 全国の「子どもの貧困率^{※1}」（17歳以下）について、令和3年には11.5%と低下傾向がみられます。しかし、「大人が二人以上の子どもの貧困率」と比べて「大人が一人の子どもの貧困率」は非常に高い水準となっています（図表3-2-4）。

▼図表 3-3-4 子どもの貧困率（全国）



資料：厚生労働省「令和4年 国民生活基礎調査」

注) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。平成27年にOECDの所得定義が改定され、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものが「新基準」となった。平成30年、令和3年は「新基準」の数値。

- 令和3年の児童のいる世帯（母子・父子世帯を含む）の平均所得金額が785.0万円であるのに対し、母子世帯は328.2万円と大きく下回っています（図表3-2-5）。
- また、ひとり親家庭のこどもの大学等への進学率は、母子世帯・父子世帯のいずれも全世帯に比べて低く、父子世帯は母子世帯を約10ポイント下回っています（図表3-2-6）。

▼図表 3-3-5 児童のいる世帯及び母子世帯の1世帯あたりの平均所得金額（全国）

	令和3年
児童のいる世帯	785.0万円
母子世帯	328.2万円

資料：厚生労働省「令和4年 国民生活基礎調査」

▼図表 3-3-6 ひとり親家庭の子どもの進学率（全国）

	母子家庭 〔令和3年〕	父子家庭 〔令和3年〕	全世帯 〔令和5年度〕
高校等への進学率	94.5%	96.2%	98.7%
大学等への進学率	66.5%	57.9%	84.0%

資料：【ひとり親家庭】「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査」【全世帯】「学校基本調査」（令和5年度）

課題

- ◎ ひとり親家庭では、経済面だけでなく多くの面で不安を抱えながら子育てをしている場合が多く、こどもだけでなく保護者への支援も重要となります。ひとり親家庭が十分な子育てができるような支援を行うとともに、子育てをしながら自立できるような支援を進める必要があります。

※1 子どもの貧困率：相対的貧困率（一定基準を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合）の基準となる貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）以下の所得で暮らす17歳以下の子どもの割合をいう。令和4年厚生労働省国民生活基礎調査における貧困線は127万円となっている。

2 目指すべき姿

- こどもの心身の発達は、一番身近な養育者（父母等）の状況や生活環境と密接に関係があるため、養育者を支えることにより、親子が安心して育ち合えること。
- 子育てに関する情報が充実し、相談対応や経済的負担の軽減など、子育てに必要な支援が十分受けられること。

3 主な取組内容

下記の取組みについては、第4章「子ども・子育て支援事業計画」に後掲します。

【第4章 子ども・子育て支援事業計画】

- 基本施策1 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）
- 基本施策2 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）
- 基本施策3 認定こども園の普及促進
- 基本施策4 教育・保育等の「質」の確保・向上
- 基本施策5 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供
- 基本施策6 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

また、第2章 基本施策1「こどもの誕生前から幼児期まで」及び第2章 基本施策2「学童期・思春期」の取組みに加えて、各施策に取り組みます。

【第2章 基本施策1 こどもの誕生前から幼児期まで】

- 2-1-1 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化
- 2-1-2 安心して妊娠・出産できる体制の強化
- 2-1-3 こどもが安心して健やかに育つための体制の充実

【第2章 基本施策2 学童期・思春期】

- 2-2-1 こども・若者の居場所づくり
- 2-2-2 こども・若者の健全育成
- 2-2-3 社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に関する支援

そのため、上記以外の取組みについて掲載します。

基本施策1 子育てに関する情報提供

3-1-1 子育てに関する情報提供

① 妊婦等包括相談支援事業 【健康支援課】

妊娠届出時に全妊婦へ保健師又は助産師による面接を実施するほか、妊娠・出産・子育ての相談に応じるとともに、保健福祉サービス等の情報提供を行い、関係機関と連携を図りながら安心して子育てができるよう包括的な支援を行います。(P47再掲)

② 子育てナビ 【こども企画課】

ウェブサイトと子育て情報誌を連動させた、利用者視点での子育て支援情報の発信を行います。

③ 赤ちゃんの駅 【こども企画課】

乳幼児連れの親子が、安心して外出できる環境づくりを進めるため、授乳やおむつ替えができる、公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、ウェブサイトにおいて、施設の情報提供を図ります。

④ 子育て支援総合コーディネーター事業 【幼保支援課】

「子育て支援館」に子育てコーディネーターを配置し、各種子育てサービスの情報収集、インターネット等を活用した情報提供を行います。また、子育てに関する相談を受け、サービスの提供に必要な援助や関係機関との連絡調整を行います。(P125再掲)

⑤ 子育て支援コンシェルジュ 【幼保支援課】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。(P46再掲)

基本施策2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

3-2-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

1-3-3 こども・若者への医療等の提供（P47再掲）（⑤～⑦及び⑩を除く）

1-5-1 障害のあるこども・若者が安心して共に暮らすことができる体制づくり（P52再掲）（⑥、⑦、⑭～⑯及び⑲～㉓を除く）

① 多子世帯の保育料軽減（第2子以降の保育料負担軽減） 【幼保運営課】

第2子以降の保育料について、所得制限や年齢制限等の不公平を解消するとともに、子育て世帯を経済的に支援し、子育てしやすい環境を整えることを目的として、軽減対象の拡充を検討します。



事業名	多子世帯の保育料軽減（第2子以降の保育料負担軽減）				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
検討	検討	検討	検討	検討	検討

② 児童手当の適正な支給 【こども企画課】

児童手当制度の支給業務を適正に行います。

③ 学校外教育バウチャー 【こども家庭支援課】

経済的に特に困窮しているひとり親家庭等の児童に対して、クーポン券を提供し、学習塾や習い事等に必要な費用の一部を助成します。

④ 千葉県育英資金支給制度 【教育改革推進課】

千葉県に住所を有する千葉市立高等学校（千葉・稲毛）又は千葉市立中等教育学校の後期課程に在学する生徒で、経済的理由により修学が困難である場合に、育英資金を支給します。

⑤ 第3子以降の学校給食費無償化 【保健体育課】

多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の義務教育期間における千葉市立学校の学校給食費を無償化します。

基本施策3 ひとり親家庭への支援

3-3-1 相談支援体制の整備

- ① 相談体制の充実 【こども家庭支援課】
国・民間団体等関係機関の実施事業を有効活用した適切な相談対応を実施します。
- ② 母子・父子自立支援員 【こども家庭支援課】
保健福祉センターに母子・父子自立支援員を配置し、生活・育児・福祉資金の貸付等についての相談に応じます。(P124再掲)
- ③ 土日・夜間電話相談 【こども家庭支援課】
専門の相談員が、土日・夜間に、生活全般、児童のしつけ、育児に関することなどの相談に応じます。(P124再掲)
- ④ 遺児等に対するグリーフケアの実施 【こども家庭支援課】
親と死別（事故などによる重度の障害を含む。）した児童やその保護者等の深い悲しみや喪失感を軽減するグリーフケアとして、専門機関によるカウンセリングを実施します。(P85再掲)
- ⑤ 制度対象者への情報提供等 【こども家庭支援課】
プッシュ型情報提供の仕組みを利用することなどにより、各事業の対象者に必要な情報が的確に届くようにするとともに、提供する情報の充実を図ります。

3-3-2 子育て支援、生活の場の整備

- ① ひとり親家庭に対する認定こども園、保育所等、子どもルームへの優先入所
【健全育成課、こども家庭支援課、幼保運営課】
ひとり親家庭に対し、認定こども園、保育所等、子どもルームへの入所を優先的に実施します。
- ② 子育て支援事業の利用者負担軽減 【健全育成課、こども家庭支援課、幼保支援課】
ファミリー・サポート・センター事業や子育て短期支援事業等の子育て支援事業に係る利用者負担を軽減します。
- ③ 日常生活支援 【こども家庭支援課】
一時的に援助が必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、家事・育児の援助等を行います。
- ④ 情報交換事業 【こども家庭支援課】
お互いの悩みを打ち明け、相談し合う場づくりとして、情報交換事業を実施します。
- ⑤ 民間賃貸住宅入居支援制度の推進 【住宅政策課】
希望に応じた民間住宅や市の住宅施策に関する情報提供・助言を行うほか、入居する際の初回分の家賃債務保証料等の費用を助成します。

- ⑥ 市営住宅入居時の優遇措置の推進 【住宅整備課】
市営住宅に応募した際の抽選及び入居可能な収入の上限について優遇措置を設けています。

3-3-3 就業支援

- ① 母子家庭等就業・自立支援センター 【こども家庭支援課】
就業と自立を支援するため、保健福祉センターに就業相談員を配置し、就業相談に応じるほか、労働局やハローワークと連携した就業支援を行います。(P124再掲)
- ② 就業支援講習会 【こども家庭支援課】
就労に結びつく可能性が高い技能や資格を習得するための講習会を開催します。
- ③ 高等職業訓練促進給付金 【こども家庭支援課】
看護師等経済的自立に効果的な資格を取得する間の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。
- ④ 自立支援教育訓練給付金 【こども家庭支援課】
就職につなげる能力開発及び中長期的なキャリア形成のための教育訓練講座を受講するときの費用の一部を助成します。
- ⑤ 高等学校卒業程度認定試験合格支援 【こども家庭支援課】
ひとり親家庭の親又は子が、高卒認定試験の合格を目指すために、民間事業者などが実施する対策講座を受講するときの費用の一部を助成します。
- ⑥ 高等職業訓練促進資金貸付 【こども家庭支援課】
高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格の所得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学時と就職時に資金を貸し付けます。

3-3-4 養育費の確保及び親子交流に関する取決めの促進

- ① 弁護士による養育費相談 【こども家庭支援課】
こどものための養育費及び別居親との親子交流等について、弁護士による無料相談を実施します。(P124再掲)
- ② 養育費の取決めに係る調停等の費用助成 【こども家庭支援課】
養育費の取決めに係る調停や、弁護士会やADR事業者が実施する裁判外紛争解決手続(ADR)を利用する際の費用の一部を助成します。
- ③ 養育費に関する公正証書作成費補助 【こども家庭支援課】
養育費に関する公正証書等を作成する際の費用の一部を助成します。

④ 養育費確保促進事業 【こども家庭支援課】

こどもが自立するまでに必要な養育費を確保するため、養育費保証契約（養育費の不払いがあった際に、保証会社が建て替えや督促を行う契約）の保証料の一部を助成します。

3-3-5 経済的支援

① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付 【こども家庭支援課】

母子・父子・寡婦家庭に対し、こどもの修学資金等の貸付を行います。

② 児童扶養手当の適正な給付 【こども家庭支援課】

児童扶養手当制度の給付業務を適正に行います。

③ ひとり親家庭等医療費助成 【こども家庭支援課】

母子及び父子家庭等に対し、医療費のうち保険診療の自己負担分を助成することで、経済的な負担の軽減を図ります。（P48再掲）

④ 学校外教育バウチャー 【こども家庭支援課】

経済的に特に困窮しているひとり親家庭等の児童に対して、クーポン券を提供し、学習塾や習い事等に必要な費用の一部を助成します。（P136再掲）

基本施策4 相談体制の充実

1 目指すべき姿

- 様々な悩み事を気軽に相談でき、不安を解消できること。

2 主な取組内容

3-4-1 相談体制の充実

- ① 重層的・包括的支援体制の構築 【地域福祉課】
年齢や属性を問わず、複雑化・複合化した課題をまるごと受けとめ、支援を行う「福祉まるごとサポートセンター」を運営します。(P90再掲)
- ② 新生児・妊産婦訪問指導 【健康支援課】
妊産婦及び新生児(生後28日未満の乳児)のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や子育てに関する相談等を行います。(P47再掲)
- ③ 乳児家庭全戸訪問事業 【健康支援課】
生後4か月未満の乳児のいる全家庭に対し、保健師や助産師等が訪問し、健康状態の確認、健康や子育てに関する相談、子育て支援に関する情報提供を行います。(P47再掲)
- ④ 養育支援訪問事業 【健康支援課】
育児不安・育児ストレスや孤立感を抱える家庭や乳幼児健康診査未受診家庭に対し、養育支援員が家庭訪問し、乳幼児健康診査の受診勧奨等を行うとともに、必要な支援を行い、虐待予防に努めます。(P47再掲)
- ⑤ 妊婦等包括相談支援事業 【健康支援課】
妊娠届出時に全妊婦へ保健師又は助産師による面接を実施するほか、妊娠・出産・子育ての相談に応じるとともに、保健福祉サービス等の情報提供を行い、関係機関と連携を図りながら安心して子育てができるよう包括的な支援を行います。(P47再掲)
- ⑥ 育児ストレス相談 【健康支援課】
育児不安等で悩んでいる保護者を対象に臨床心理士が個別相談を実施します。(P70再掲)
- ⑦ 育児相談 【健康支援課】
乳幼児が心身ともに健やかに発育し、保護者の育児不安や悩みを軽減することを目的に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を実施します。(P47再掲)
- ⑧ 親子のためのSNS相談@ちば 【こども家庭支援課】
こどもや家庭からの相談をSNSで受け付けることで、こども本人や保護者自身がより相談しやすい体制を整備します。(P70再掲)

- ⑨ こども家庭センター 【健康支援課、こども家庭支援課】
母子保健機能と児童福祉機能が一体的運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、切れ目ない支援を行います。(P67再掲)
- ⑩ 子どもナビゲーター事業 【こども家庭支援課】
複合的な課題を抱える生活困窮家庭等のこどもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。(P39再掲)
- ⑪ 家庭児童相談 【こども家庭支援課】
保健福祉センターに家庭相談員を配置し、こどもと家庭に関する様々な相談に応じます。(P70再掲)
- ⑫ 子育て世帯訪問支援事業 【こども家庭支援課】
家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。(P70再掲)
- ⑬ 遺児等に対するグリーフケアの実施 【こども家庭支援課】
親と死別（事故などによる重度の障害を含む。）した児童やその保護者等の深い悲しみや喪失感を軽減するグリーフケアとして、専門機関によるカウンセリングを実施します。(P85再掲)
- ⑭ 母子・父子自立支援員 【こども家庭支援課】
保健福祉センターに母子・父子自立支援員を配置し、生活・育児・福祉資金の貸付等についての相談に応じます。(P124再掲)
- ⑮ 土日・夜間電話相談 【こども家庭支援課】
専門の相談員が、土日・夜間に、生活全般、児童のしつけ、育児に関することなどの相談に応じます。(P124再掲)
- ⑯ 母子家庭等就業・自立支援センター 【こども家庭支援課】
就業と自立を支援するため、保健福祉センターに就業相談員を配置し、就業相談に応じるほか、労働局やハローワークと連携した就業支援を行います。(P124再掲)
- ⑰ 弁護士による養育費相談 【こども家庭支援課】
こどものための養育費及び別居親との親子交流等について、弁護士による無料相談を実施します。(P124再掲)
- ⑱ 子ども電話相談 【東部児童相談所】
児童相談所に専用回線を設け、子どもや家庭に関わる様々な相談に応じます。(P70再掲)
- ⑲ 子育て支援コンシェルジュ 【幼保支援課】
子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。(P46再掲)

⑳ 地域子育て支援拠点事業 【幼保支援課】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。(P70再掲)

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 「子ども・子育て支援事業計画」の趣旨

- 子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を背景として、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）がスタートしました。
- 「子ども・子育て関連3法」の趣旨は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するというものです。
- 新制度のスタートに合わせ、市町村は「子ども・子育て支援法」に基づき、5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、子ども・子育て支援施策を計画的に提供する役割を担うこととなりました。
- この章を本市の「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」と位置付け、子ども・子育て支援法及び基本指針[※]に即し、新制度に基づく子ども・子育て支援施策の提供体制の確保を図るために必要な事項を定めます。

[※] 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の略称で、子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めた国の告示。

2 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 給付・事業

- 就学前の子どもに教育・保育を行う際、「子どものための教育・保育給付」として、認定こども園、幼稚園（新制度移行）、保育園の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付」が、小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付」が市町村により支給されます。
- 幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、幼稚園や認可外保育施設等を、支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を市町村が支給する「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。
- 市町村は地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、在宅で子育てを行っている家庭などの支援も対象とする「地域子ども・子育て支援事業」を実施しています。

子ども・子育て支援給付	児童手当等交付金	児童手当等に基づく児童手当等の給付	市町村主体
	子どものための教育・保育給付	教育・保育給付認定子どもが、認定こども園、幼稚園（新制度移行）、保育園等において特定教育・保育等を受けた場合の給付 ■施設型給付対象施設…認定こども園、幼稚園（新制度移行）、保育園 ■地域型保育給付対象施設…小規模保育事業（定員6～19人）、家庭的保育事業（定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	
	子育てのための施設等利用給付【幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月新設】	施設等利用給付認定子どもが、幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付 ■施設等利用給付対象施設…幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業	
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	①放課後児童クラブ ②時間外保育事業 ③一時預かり事業 ④ファミリー・サポート・センター事業 ⑤病児保育事業 ⑥地域子育て支援拠点事業 ⑦利用者支援事業 ⑧子育て短期支援事業 ⑨妊婦健康診査 ⑩乳児家庭全戸訪問事業 ⑪養育支援訪問事業 ⑫子育て世帯訪問支援事業 ⑬親子関係形成支援事業 ⑭妊婦等包括相談支援事業 ⑮産後ケア事業 ⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ⑰子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業	国主体
	仕事・子育て両立支援事業	■企業主導型保育事業…事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成） ■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業…繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援	

(2) 「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」

【教育・保育】

小学校就学前の子どもが日常的に通う施設であり、「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に区分されます。

区分	施設・事業	概要	対象年齢
教育・保育施設	認定こども園※1	幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設	0～5歳 (3～5歳※2)
	幼稚園※3	小学校以降の教育の基礎をつくるための教育を行う学校	3～5歳
	保育園	就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設	0～5歳
地域型保育事業	小規模保育事業	少人数の単位で、就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う事業	0～2歳
	家庭的保育事業		
	事業所内保育事業	企業等の保育施設等において、従業員の子どもに加え、地域の子どもを受入れて保育を行う事業	
	居宅訪問型保育事業	障害・疾病等により集団保育が著しく困難な子ども等に対し、その居宅において保育を行う事業	

【地域子ども・子育て支援事業】

子育て家庭の多様なニーズに対応し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業であり、次の19事業が位置付けられています。

①放課後児童クラブ	⑪養育支援訪問事業
②時間外保育事業	⑫子育て世帯訪問支援事業
③一時預かり事業	⑬親子関係形成支援事業
④ファミリー・サポート・センター事業	⑭妊婦等包括相談支援事業
⑤病児保育事業	⑮産後ケア事業
⑥地域子育て支援拠点事業	⑯乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
⑦利用者支援事業	⑰子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
⑧子育て短期支援事業	⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑨妊婦健康診査	⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑩乳児家庭全戸訪問事業	

※1 認定こども園には、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つの類型がある。3歳未満児の定員については、各園の判断とされている。

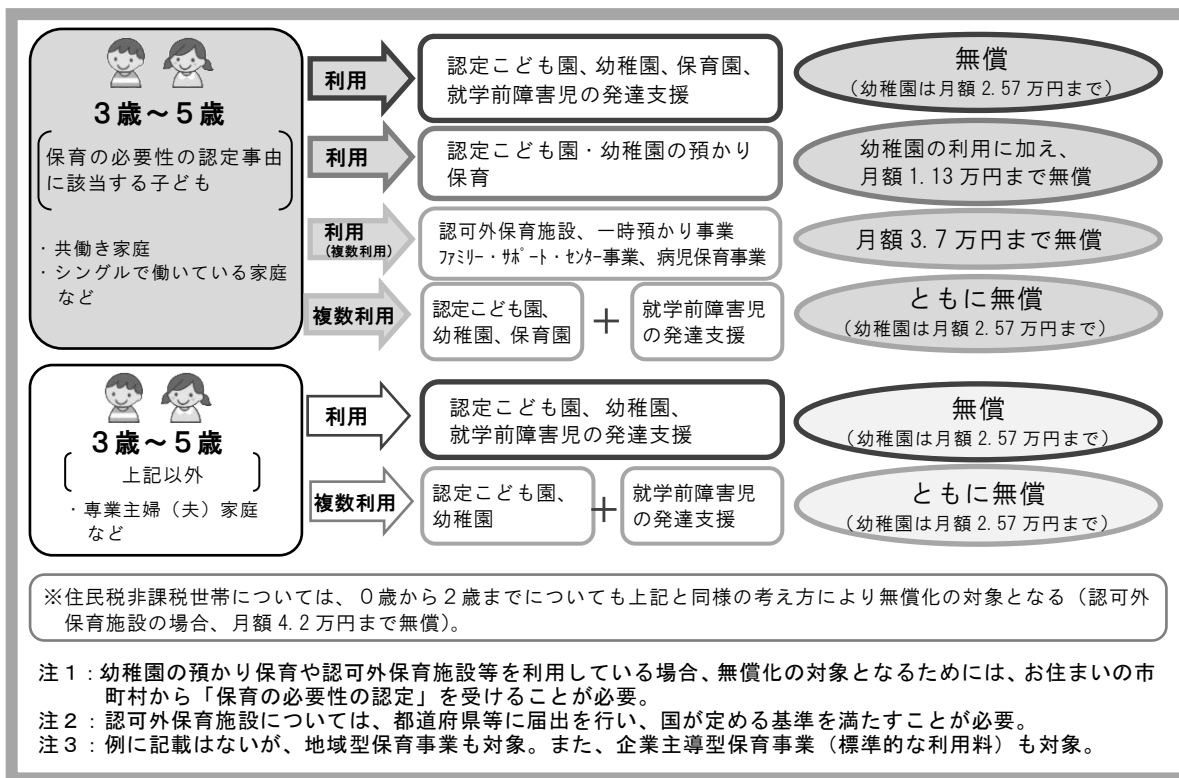
※2 3～5歳は、保育を必要とする事由がない場合でも利用することができる。

※3 私立幼稚園は、新制度に移行するか否かを、自ら選択することができる。新制度に移行することも、新制度に移行せず、従来どおりの運営を継続することも可能となっている。

(3) 幼児教育・保育の無償化について

- 令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されました。
- 認定こども園、幼稚園、保育園等を利用する3歳から5歳児クラスの全ての子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの利用料が無償化の対象となります。

【幼児教育・保育の無償化の主な例】



内閣府資料より作成

(4) 子どもの認定区分

- 子ども・子育て支援給付のうち、「子どものための教育・保育給付認定」において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。
- これに対し、幼児教育・保育の無償化に伴い新設された、「子育てのための施設等利用給付認定」においては、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、「新3号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども、「新2号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされており、保育必要量の認定はありません。また、「新3号認定」には保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件とされています。

① 子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量（内容）	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のもの （法第19条第1号）	教育標準時間	認定こども園 幼稚園（新制度移行）
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （法第19条第2号）	保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （法第19条第3号）	保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育園 地域型保育事業

※表中の法とは、子ども・子育て支援法をいう。
内閣府資料より作成

② 子育てのための施設等利用給付の認定区分（保育必要量の認定は不要）

認定区分	対象者（支給要件）	支給に係る施設・事業
新1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの （法第30条の4第1号）	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （法第30条の4第2号）	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの （法第30条の4第3号）	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

※表中の法とは、子ども・子育て支援法をいう。
内閣府資料より作成

保育の必要性の認定にあたっては、以下の点を考慮して行われます。
区分は、月単位の保育の必要量に関する区分で、子どものための教育・保育給付のみ認定されます。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的に全ての就労（本市では、月64時間以上の就労をしていること） ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区分	①保育標準時間 月120時間以上勤務している場合（1日11時間まで） ②保育短時間 月64時間以上勤務している場合（1日8時間まで）

3 現状と課題

現 状

(1) 少子化の進行

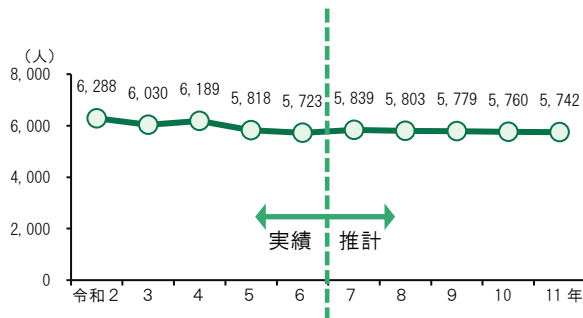
ア 小学校就学前児童（0～5歳）

- 本市では、小学校就学前児童数は減少傾向が続いており、令和2年から令和6年にかけて、0歳は565人、1・2歳は1,195人、3～5歳は2,254人減少しており、特に3～5歳の減少が顕著です（図表4-1-1、4-1-2、4-1-3、4-1-4）。
- この減少傾向は令和7年度以降も続くと見込まれ、令和7年度から令和11年度にかけて、0歳は97人、1・2歳は58人、3～5歳は1,180人の減少が見込まれます（図表4-1-1、4-1-2、4-1-3、4-1-4）。

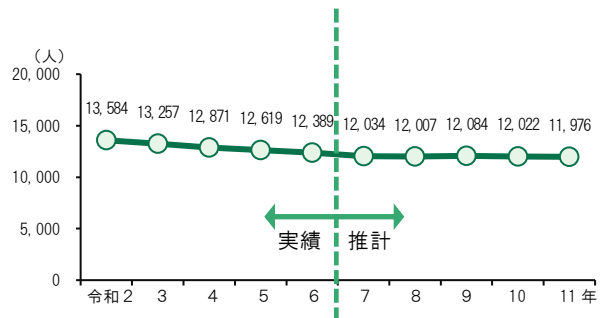
イ 小学生（6～11歳）

- 6～11歳の児童数も減少局面に入っており、令和2年から令和6年にかけて2,606人減少しており、今後も、令和7年から令和11年にかけて4,147人の減少が見込まれます（図表1-1-4）。

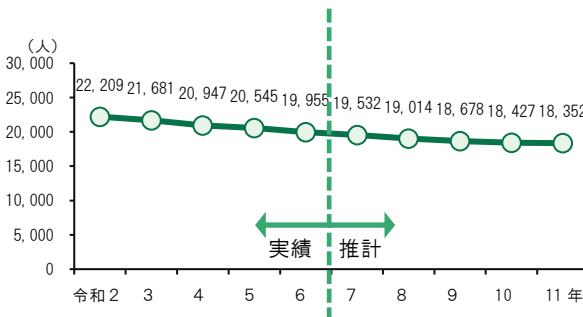
▼図表 4-1-1 児童数の推移（0歳）



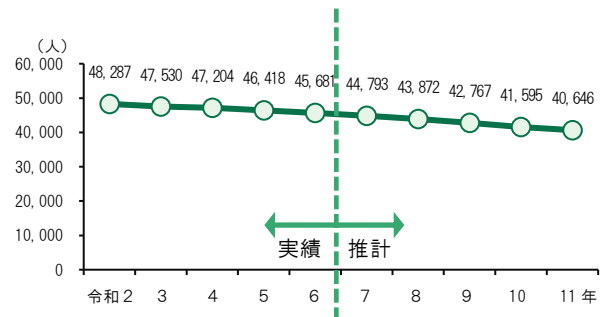
▼図表 4-1-2 児童数の推移（1・2歳）



▼図表 4-1-3 児童数の推移（3～5歳）



▼図表 4-1-4 児童数の推移（6～11歳）



資料：令和2年～6年は住民基本台帳人口
 令和7年～11年は市推計人口（千葉市作成）に基づく試算値（各年3月31日時点）

(2) 子育て家庭の状況

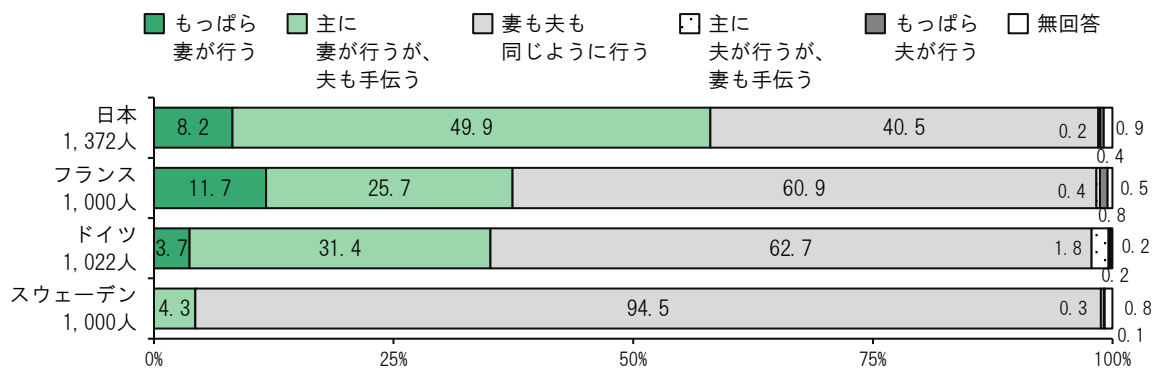
ア 家族類型の変化

- 全国の家族類型の推移をみると、平成17年から令和2年にかけて、単独世帯が10.5ポイント増加しています（P14「図表O-6 世帯の家族類型」を参照）。
- 子どもがいる世帯では、親と子ども以外の親族が同居する世帯は2.7ポイント減少しています（P14「図表O-6 世帯の家族類型」を参照）。

イ 家庭における育児や家事の役割分担に関する意識

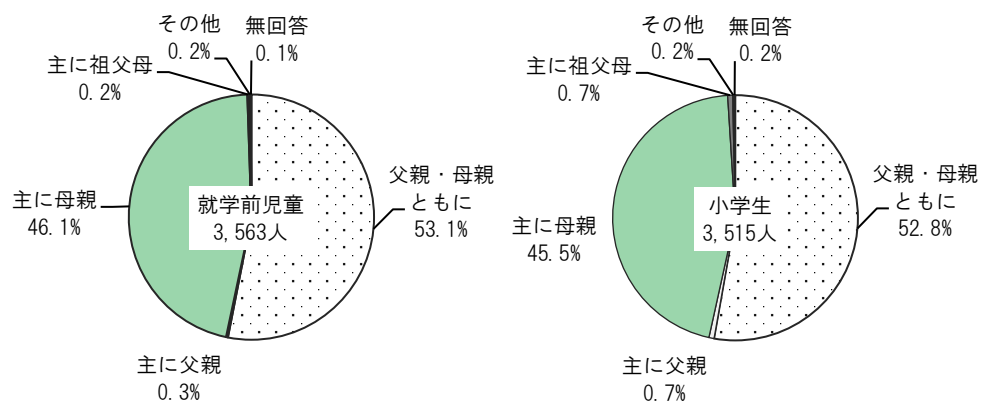
- 日本、フランス、ドイツ、スウェーデンの4か国の20～49歳の男女に対して行った調査において、小学校入学前の子どもの育児における夫・妻の役割について、日本では「主に妻が行うが、夫も手伝う」が49.9%で最も高く、フランス、ドイツ、スウェーデンでは「妻も夫も同じように行う」が最も高くなっています（図表4-2）。
- 本市の調査において、主に子育てを行っているのが「父親・母親ともに」の割合は、小学校就学前児童保護者が53.1%、小学生保護者が52.8%となっており、どちらも「主に母親」をわずかに上回っています（図表4-3）。

▼図表 4-2 小学校入学前の子どもの育児における夫・妻の役割（4か国比較）



資料：内閣府 「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査報告書」

▼図表 4-3 主に子育てを行っている人

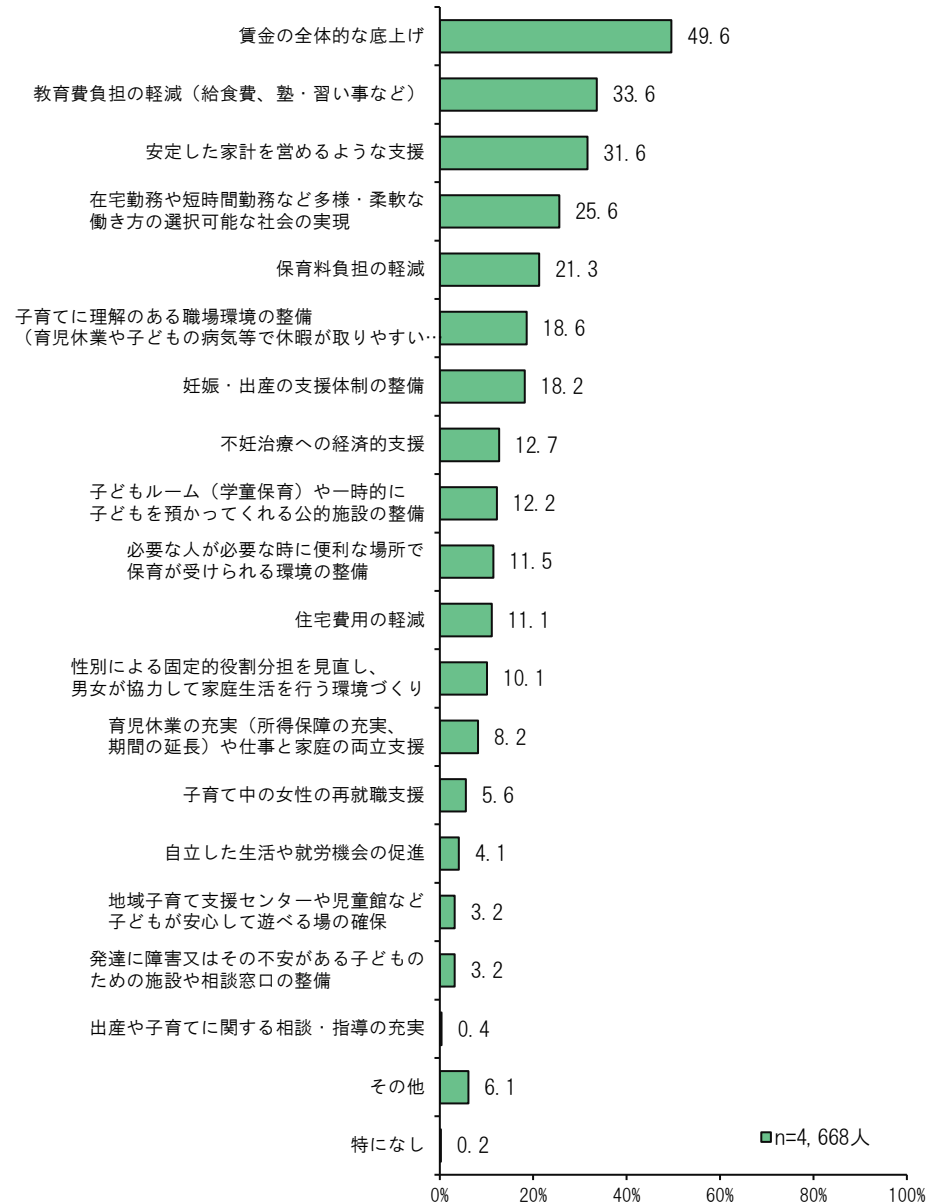


資料：千葉市令和4年度ニーズ調査

ウ 安心して希望通り子どもが持てるようになるために必要なこと

- 市の調査では、少子化対策として有効だと思う支援策は、「賃金の全体的な底上げ」が49.6%で最も高く、次いで「教育費負担の軽減（給食費、塾・習い事など）」（33.6%）、「安定した家計を営めるような支援」（31.6%）の順となっています（図表4-4）。

▼図表 4-4 少子化対策として有効だと思う支援策（複数回答）



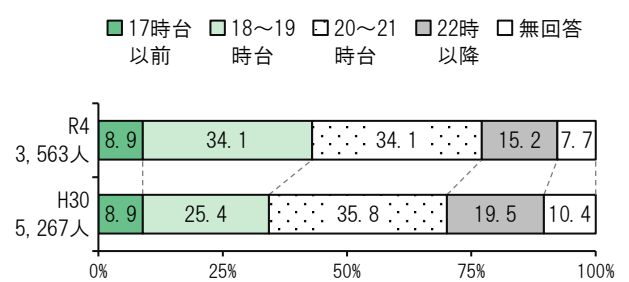
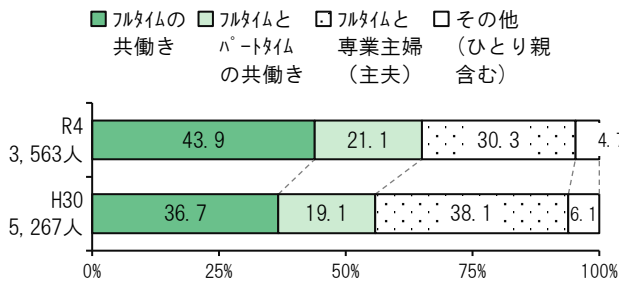
資料：千葉市令和5年度子どもプランアンケート

(3) 保護者の就労状況と育児休業の取得状況

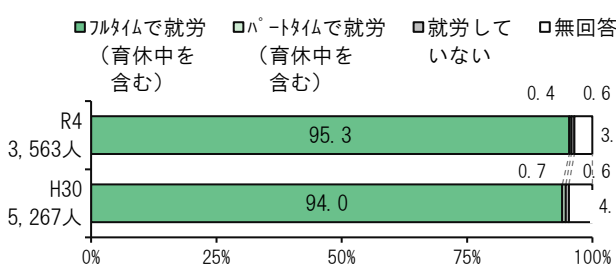
ア 保護者の就労状況

- 小学校就学前児童保護者の65.0%が共働きであり、平成30年度調査より9.2ポイント増加しています。また、43.9%はフルタイムの共働きとなっています(図表4-5-1)。
- 父親が仕事から帰宅する時間は、18～19時台、20～21時台がともに34.1%となっています(図表4-5-2)。
- 父親の就労状況は平成30年度調査と大きな変化はありませんが、母親のフルタイム就労割合は6.4ポイント増加しています(図表4-5-3、4-5-4)。
- パートタイムで働く母親のうち、58.1%がパートタイムの継続を、30.2%がフルタイムへの転換を希望しています(図表4-5-5)。
- 就労していない母親のうち、77.1%が将来の就労を希望しており、20.9%が1年以内、56.2%が1年より先の就労を希望しています(図表4-5-6)。

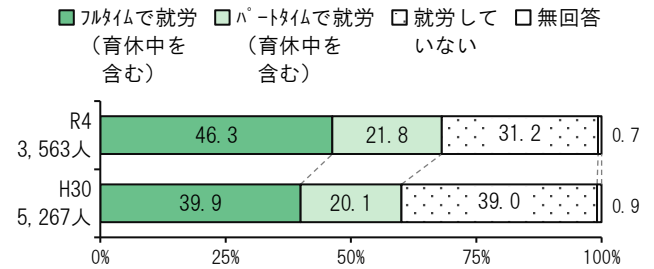
▼図表 4-5-1 小学校就学前児童の保護者の就労状況 ▼図表 4-5-2 父親の帰宅時間



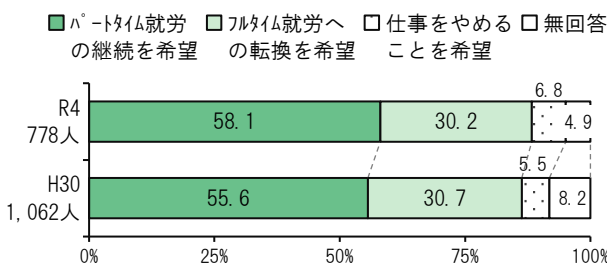
▼図表 4-5-3 父親の就労状況



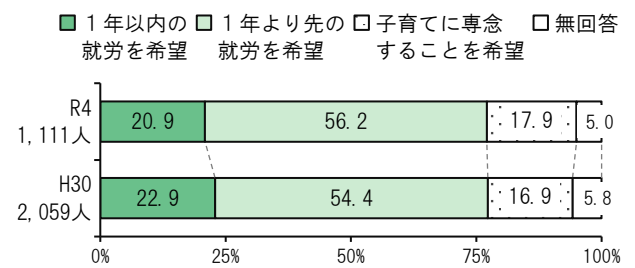
▼図表 4-5-4 母親の就労状況



▼図表 4-5-5 母親の就労希望(パートタイムから)



▼図表 4-5-6 母親の就労希望(就労なしから)

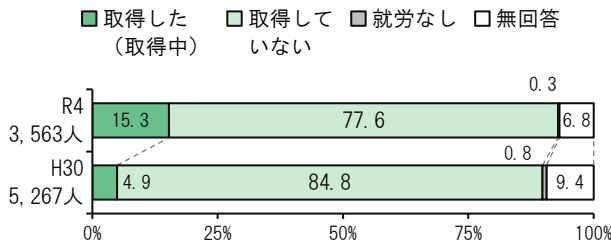


資料：千葉市平成30年度・令和4年度ニーズ調査

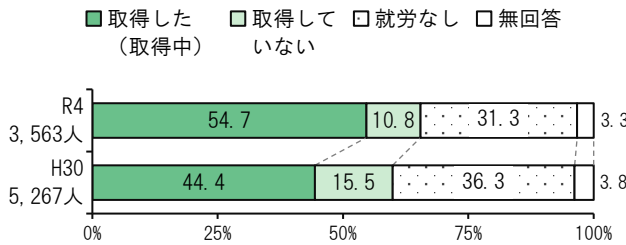
イ 育児休業の取得状況

- 育児休業を取得した（取得中を含む）父親の割合は、平成30年度調査より10.4ポイント増加し、15.3%となっています（図表4-6-1）。
- 育児休業を取得した（取得中を含む）母親の割合は、平成30年度調査より10.3ポイント増加し、54.7%となっています（図表4-6-2）。
- 母親の育児休業の取得期間は10～12か月が24.3%と最も多く、1年以下が約4割、1年以上が47.2%となっています（図表4-6-3）。
- 育児休業を取得した母親のうち、年度初めの認定こども園、保育園等への入所時期に合わせて職場復帰した人は69.8%で、84.2%は、子どもが1歳になった時に必ず預けられる認定こども園、保育園等があったら、1歳になるまで取得したと回答しています（図表4-6-4、4-6-5）。

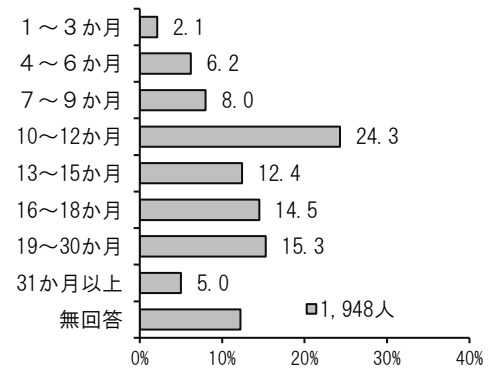
▼図表 4-6-1 父親の育児休業取得状況



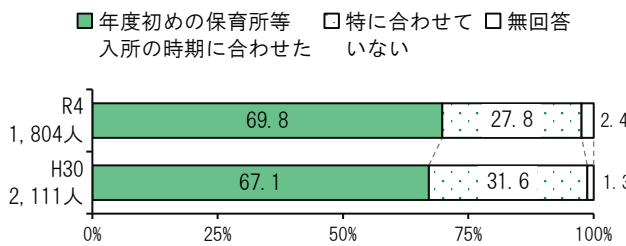
▼図表 4-6-2 母親の育児休業取得状況



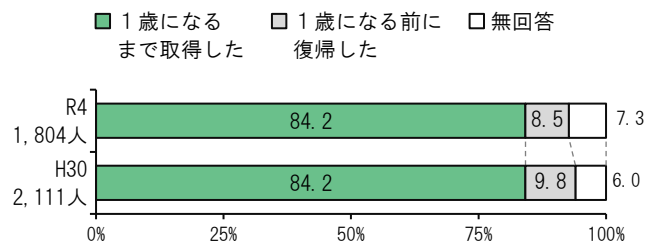
▼図表 4-6-3 母親の育児休業取得期間



▼図表 4-6-4 母親の育児休業からの職場復帰時期



▼図表 4-6-5 1歳になった時に必ず預けられる認定こども園、保育園等があった場合の育児休業取得期間



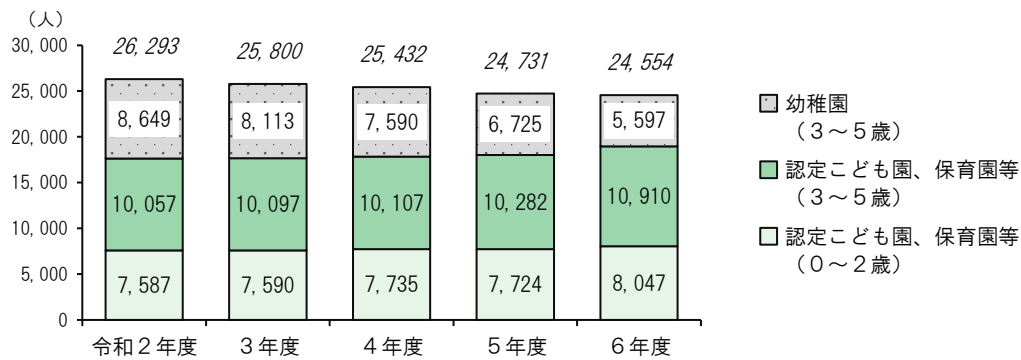
資料：千葉市平成30年度・令和4年度ニーズ調査

(4) 認定こども園、幼稚園、保育園等の状況

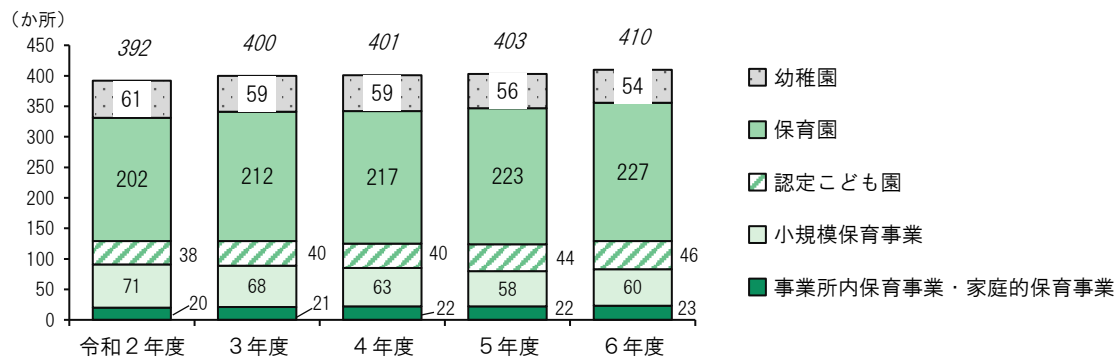
ア 認定こども園、幼稚園、保育園等の利用者数及び園数

- 認定こども園、保育園等の利用者数は増加傾向にあり、令和2年度から令和6年度にかけて、0～2歳児は460人増、3～5歳児は853人増、合わせて1,313人増となっています（図表4-7-1）。
- 一方、認定こども園への移行などにより、幼稚園の利用者数は、令和2年度から令和6年度にかけて3,052人減となっています（図表4-7-1）。
- 認定こども園と保育園の園数は令和2年度から令和6年度にかけて増加傾向にあり、認定こども園は8か所増、保育園は25か所増となっています（図表4-7-2）。
- 一方、幼稚園の園数は、令和2年度から令和6年度にかけて7か所減、小規模保育事業は11か所減となっています（図表4-7-2）。

▼図表 4-7-1 認定こども園、幼稚園、保育園等利用者数の推移



▼図表 4-7-2 認定こども園、幼稚園、保育園等園数の推移



資料：千葉市幼保支援課・幼保運営課調べ（認定こども園、保育園等：各年度4月1日現在、幼稚園：各年度5月1日現在）

イ 認定こども園、保育園等入所待機児童数及び入所待ち児童数

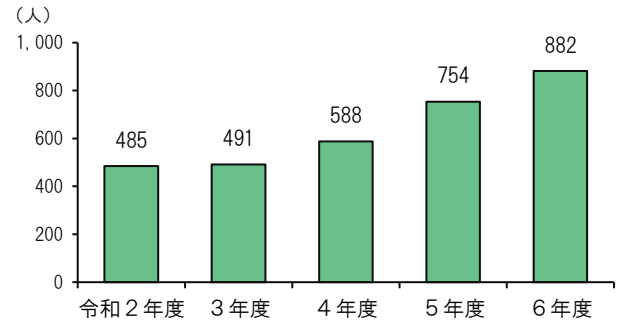
- 認定こども園、保育園等入所待機児童数^{※1}は平成31年4月1日時点で4人でしたが、令和2年度以降0人となっています（図表4-8-1）。
- 認定こども園、保育園等入所待ち児童数^{※2}は増加しており、令和6年度は882人となっています（図表4-8-2）。

▼図表 4-8-1 認定こども園、保育園等入所待機児童数の推移

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
入所待機児童数（人）	0	0	0	0	0

資料：千葉市幼保運営課調べ（各年4月1日現在）

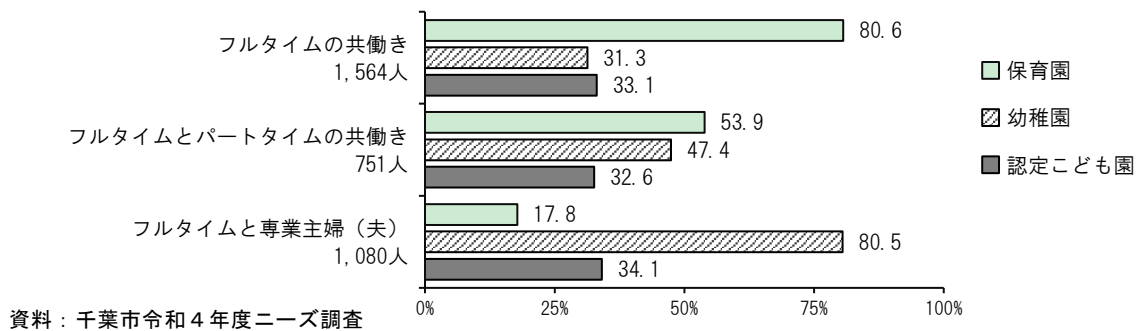
▼図表 4-8-2 認定こども園、保育園等入所待ち児童数の推移



ウ 保護者の就労状況と認定こども園、幼稚園、保育園の利用希望

- フルタイムの共働き家庭では、80.6%が保育園の利用を希望する一方、幼稚園（31.3%）、認定こども園（33.1%）についても一定の利用希望がみられます（図表4-9）。
- フルタイムとパートタイムの共働き家庭では、保育園（53.9%）が最も多く、次いで幼稚園（47.4%）が多く、認定こども園（32.6%）についても一定の利用希望がみられます（図表4-9）。
- フルタイムと専業主婦（夫）家庭では、80.5%が幼稚園の利用を希望する一方、認定こども園（34.1%）についても一定の利用希望がみられます（図表4-9）。

▼図表 4-9 保護者の就労状況ごとの認定こども園、幼稚園、保育園等利用希望（複数回答）



資料：千葉市令和4年度ニーズ調査

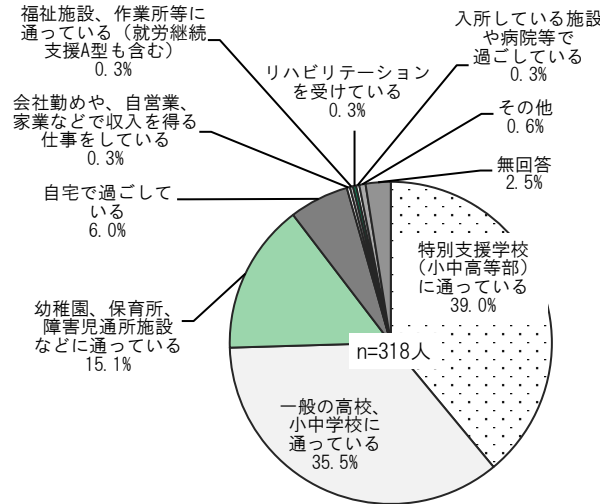
※1 認定こども園、保育園等入所待機児童数：認定こども園、保育園等入所待ち児童数から、本市独自の認定を受けた認可外保育施設（保育ルーム）等を利用している児童数、他に入所可能な認定こども園、保育園等があるにもかかわらず特定の認定こども園、保育園等への入所を希望し、保護者の私的な理由により入所していない児童数等を除いた数であり、国の基準に則って算出している。

※2 認定こども園、保育園等入所待ち児童数：認定こども園、保育園等を第一希望としており、当該認定こども園、保育園等の入所待ちとなっている児童数をいう。

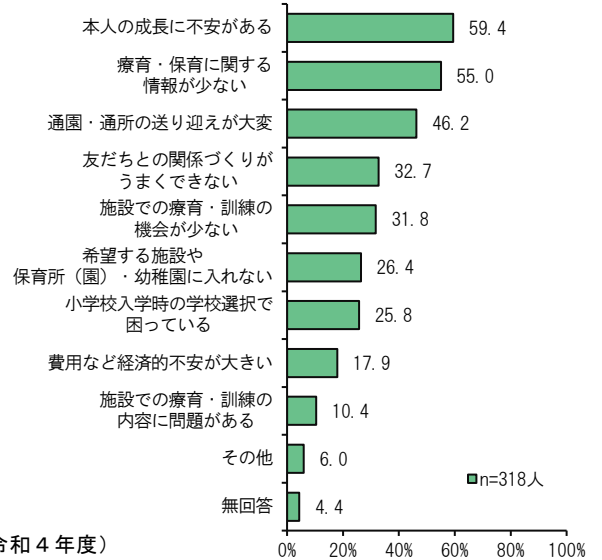
エ 障害児の認定こども園、幼稚園、保育園等の利用状況

- 調査対象の18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳を所持している障害児の15.1%が、幼稚園、保育所、障害児通所施設などに通っています（図表4-10-1）。
- 調査対象の身体障害・知的障害のある障害児の保護者等の26.4%が「希望する施設や保育所（園）・幼稚園に入れたい」と回答しています（図表4-10-2）。

▼図表 4-10-1 障害児が平日の日中に主に過ごす場所



▼図表 4-10-2 療育・保育について困っていること(困ったこと)(複数回答)

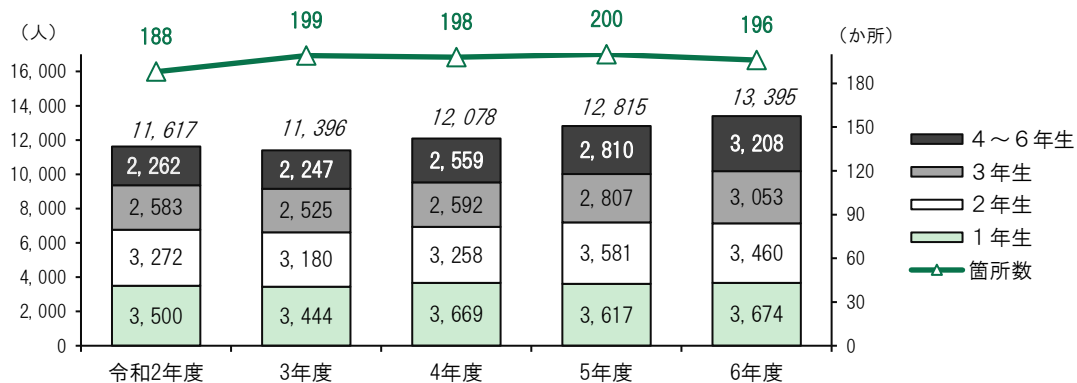


資料：第6次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査（令和4年度）

(5) 放課後児童クラブの状況

- 放課後児童クラブの利用対象は平成26年度までは原則として小学3年生までの受入れでしたが、児童福祉法の改正により、平成27年度から4年生、平成28年度から5年生、平成29年度から全学年が対象となりました。
- 利用者数は増加しており、令和2年度から令和6年度にかけて1,778人増となっています（図表4-11）。

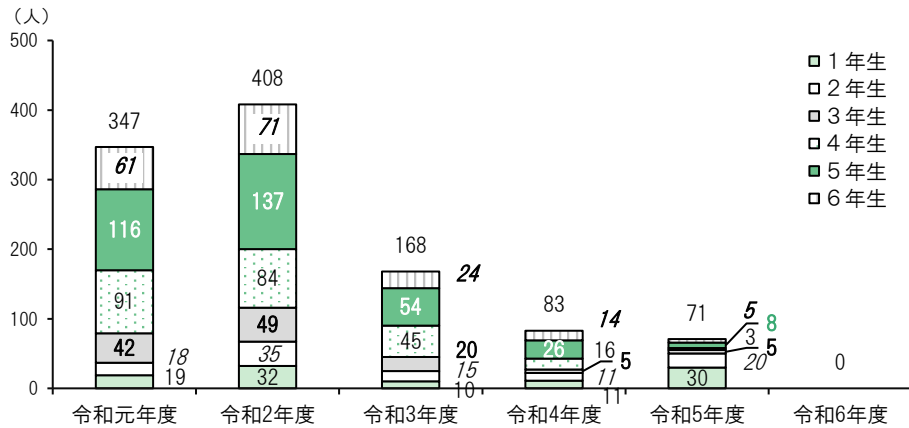
▼図表 4-11 放課後児童クラブ利用者数・施設数の推移



資料：千葉市健全育成課調べ（各年度4月1日現在）

- 女性の就労の増加や働き方の多様化、対象年齢の拡大などにより放課後児童クラブの需要は年々高まり、待機児童数は、令和2年度には408人まで増加しましたが、令和3年度以降は待機児童の解消が進み、令和6年度には待機児童ゼロを達成しています（図表4-12）。

▼図表 4-12 放課後児童クラブ待機児童数の推移

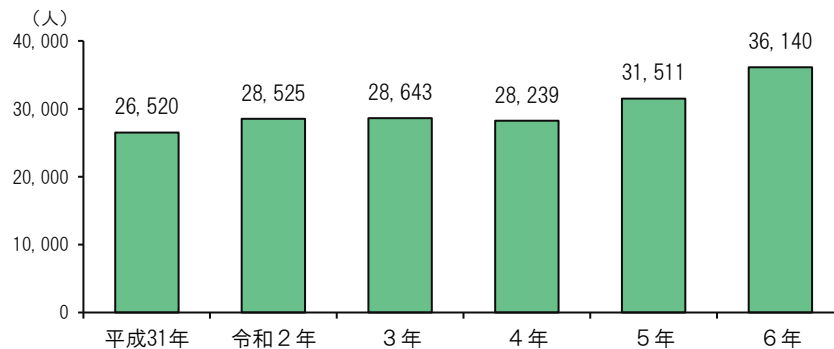


資料：千葉市健全育成課調べ（各年度4月1日現在）

（6）外国人住民数の状況

- 外国人住民数は増加が続いており、平成31年から令和6年にかけて9,620人の増加となっています（図表4-13）。

▼図表 4-13 外国人住民数の推移



資料：千葉市国際交流課調べ「住民基本台帳法に基づく届出による数字（各年3月末現在）」

課題

(1) 教育・保育の「量」の確保

- ◎ 本市においても子どもの数は減少傾向が続いており、特に3～5歳の減少が顕著となっています。しかしながら、母親の就労率は上昇しており、今後も教育・保育の需要は高い水準で推移すると考えられ、引き続き、需要に応じた受け皿の確保に向けた整備が必要です。
- ◎ 「量」の確保にあたっては、本市における保育需要が減少局面に向けた過渡期にあることを念頭に、地域ごとの需要の動向を見極めながら受け皿を整備していく必要があります。
- ◎ 幼稚園の利用を希望する保護者にも、預かり保育へのニーズが一定数あることから、引き続き、幼稚園における預かり保育の提供や、幼稚園から認定こども園への移行により、ニーズにこたえていく必要があります。

(2) 教育・保育の「質」の向上

- ◎ 量の確保とともに、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要であり、子どもの育ちを支援する保育士、幼稚園教諭、保育教諭、子どもルーム指導員等の専門性や経験といった資質の向上を図ることが必要です。
- ◎ 平成30年4月に施行された幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針や、令和5年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」等を踏まえ、引き続き、質の高い教育・保育を提供していくことが求められています。
- ◎ また、令和5年2月に中央教育審議会初等中等教育分科会が取りまとめた「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」を踏まえ、小学校への円滑な接続を意識した「架け橋期」における教育・保育の充実を図ることが求められています。
- ◎ 全国的に、保育人材の確保がより概ね困難になっている中、処遇改善や労働環境の改善、資格取得の促進等により、保育人材の確保と離職防止を図る必要があります。

(3) 地域における子ども・子育て支援の充実

- ◎ 核家族化が進み、共働き家庭が増加する中、全ての子育て家庭が、個々の状況に応じた必要な支援を受け、子育ての負担や不安を和らげることができるよう、地域における子ども・子育て支援の更なる充実が求められます。
- ◎ 核家族化や共働き世帯の増加、働き方の変化により、子育て家庭のニーズは多様化していることから、政府は「子ども・子育て支援新制度」や「少子化対策大綱」等を通じて子育て支援の強化を進めており、個々の家庭の状況に応じた柔軟なサポート体制の構築が不可欠となっています。
- ◎ 放課後児童クラブについては、女性の就労の増加や働き方の多様化、対象年齢の拡大などにより、利用者数が大幅に増加しており、地域ごとの需要の動向を見極めつつ、更なる受入枠の拡大を図る必要があります。
- ◎ 放課後児童クラブにおいても、指導員等の確保とともに質の向上を図ることが重要です。

(4) 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供

- ◎ 受入施設と市関係部門、専門機関等との連携を強化し、受入施設を支援する体制を構築するとともに、小学校教育への円滑な接続を図る必要があります。
- ◎ さらに、特定教育・保育施設における医療的ケアが必要な障害のある子どもについて、総合的な支援体制を構築することが求められます。
- ◎ また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国人を親に持つ子どもの増加が見込まれるため、教育・保育施設等の利用が円滑にできるよう、支援をする必要があります。

(5) 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ◎ 父親の子育てへの参加に関する意識は高まっており、家事育児は分担して当然と考える父親が多くを占めています。しかし、平日の父親の育児時間は1～2時間未満が最も多いなど、母親に子育ての負担がかかっている状況が改善されていないことがうかがえるため、父親の子育てへの関わりを更に促進していく必要があります。
- ◎ これまで国は、育児・介護休業法を改正し、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を進めています。千葉市令和4年度ニーズ調査では、父親の育児休業の取得率が上昇している一方、こどもが病気やケガで教育・保育施設等を利用できなかったときに病児・病後児保育を利用した割合は、前回調査より低下しており、こどもの看護のために父親又は母親が仕事を休まざるを得ない状況は、改善が進んでいません。
子育てと仕事のバランスがとれた多様な働き方ができるよう、育児休業や子どもの看護休暇の取得、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮など、企業における子育て支援の取組みの促進も求められています。

4 目指すべき姿

- 保護者の就労等の家庭状況にかかわらず、全ての子どもが、質の高い幼児教育・保育を受けることができること。
- 全ての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った子ども・子育て支援施策を、円滑に利用することができること。
- 出産・子育て期にある父親・母親が、ともに子育てに関わり、子育てと仕事を両立できること。

5 主な取組内容

4-1 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）

今後も高い水準で推移すると見込まれる保育需要に応え、質の高い教育・保育を安定的に提供していくため、子ども・子育て支援法の規定に基づき、計画期間における教育・保育の「量の見込み」（需要量の見込み）及び「確保方策」（需要量の見込みに対する供給量）を定め、教育・保育の計画的な提供体制の確保を図ります。

<「量の見込み」及び「確保方策」の設定にあたって>

■「提供区域」の設定

- 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」は、一定の提供区域を定め、当該区域ごとに設定することとされています。
- 本市は、次の考え方に基づき、「行政区」を教育・保育の提供区域とします。
 - i 行政区は、政令指定都市における最も基本的な地域区分として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を勘案して設定されており、市民にとって最も馴染み深く、分かりやすい。
 - ii 市政の基本指針である「基本計画」のほか、他部門の計画と整合を図ることができる。
 - iii 支給認定などの教育・保育の利用手続きは行政区単位で行う。
 - iv 広域的な利用を含めた需要や今後の需要変動に柔軟に対応することができる。
- なお、本市の保育需要の動向を踏まえると、今後は、行政区内でも保育需要は一律でないことを考慮したきめ細やかな対応の必要性が高まると考えられます。

■「量の見込み」設定に係る基本的な考え方

- 教育・保育の「量の見込み」は、国が定めた統一的な方法を踏まえつつ、「千葉市令和4年度ニーズ調査」の結果や過去の保育利用率等を用いて算出したものです。
- 「量の見込み」には、小学校就学前児童の保護者の教育・保育に対する利用希望が反映されており、例えば、現在は就労していない保護者が今後希望通りに就労した場合に生じる保育需要などの「潜在的な需要」も含まれています。
- この「潜在的な需要」の全てが、直ちに実際の需要として顕在化するとは限りませんが、本計画では、令和7年度から全ての「潜在的な需要」を「量の見込み」にカウントし、目標値を設定しています。
- また、1年間の中で需要は変動しますが、「量の見込み」は、各年度における需要のピークを表しています。
- 第1期からの計画期間を通じて、本市の保育に係る「量の見込み」は、保育利用率の上昇に伴い、一貫して増加を続けてきました。
- 今回設定した「量の見込み」は、過去の保育比率の上昇傾向が当面は継続するという想定の下に算出したものであり、「千葉市令和4年度ニーズ調査」の結果からは、本市の保育需要が減少局面に向けた過渡期にあることが読み取れます。
- したがって、令和9年度に予定している本計画の中間見直しにおいて、直近の保育需要の動向を再点検し、その結果に応じて、令和10年度以降の「量の見込み」を適切に補正することとします。

■「確保方策」設定に係る基本的な考え方

- 計画最終年度の令和11年4月までに、「量の見込み」に対応した教育・保育が提供されるよう、引き続き、必要な受け皿の確保を図っていきます。
- 受け皿の拡充にあたっては、少子化の進行を見据え、主に次の手法により、既存資源を最大限に活用することを基本とし、施設の新設は真に必要な場合に限って行うこととします。
 - i 私立幼稚園の認定こども園への移行
私立幼稚園が有する幼児教育のノウハウや優れた施設環境を活かし、0～2歳児を含めた保育を必要とする子どもの受入れを図ります。
 - ii 既存保育園の定員変更・分園設置
保育需要の高い地域に立地する保育園の定員増や分園設置により、保育を必要とする子どもの受入れを図ります。
 - iii 事業所内保育事業における「地域枠」の設定
保育需要の高い地域において、事業所内保育施設を保有する企業等の協力を得て、従業員の子ども以外の地域の保育を必要とする子どもの受入れを図ります。
- 上記の既存資源の活用では保育需要の増加に対応できない地域においては、施設等の新設により、保育を必要とする子どもの受入れを図ります。
- 施設の新設の必要性については、保育需要の特に大きな増加が見込まれる地域における需要分析を行い、過剰な整備とならないよう留意しつつ判断します。
- また、「量の見込み」が既に充足しており、本計画における受け皿の拡充が予定されていない行政区においても、マンションや宅地の開発等により局所的な需要増が見込まれる場合は、必要に応じて最小限の新設を行うこととします。
- 令和9年度に予定している本計画の中間見直しにおいて、「量の見込み」の補正と合わせて、「確保方策」も適切に見直すこととします。

■「需給調整」に係る基本的な考え方

- 新制度においては、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可が申請された場合、その内容が客観的な基準[※]を満たしていれば、原則として、市は、これを認可することとされています。
- ただし、認可することで、供給が需要を上回ることとなる場合は、「需給調整」により、認可しないことができるとされています。
- この「需給調整」は、提供区域（本市においては行政区）単位で判断することとされていますが、同一行政区内でも保育需要の高低には地域差があり、上記のように、保育需要が減少局面に向けた過渡期にあることを踏まえると、受け皿拡充の必要性は、よりきめ細かい視点から検証する必要があります。

[※] 政令市は、幼保連携型認定こども園、保育園及び地域型保育事業の認可・指導監督権限を有し、これらの施設・事業の認可基準を条例で定めている。

<幼稚園及び保育園からの認定こども園への移行について>

- ・幼稚園及び保育園からの認定こども園移行については、認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、下記の考え方に基づく合理的な定員設定を前提として、供給が需要を上回ることとなる場合も、原則として認可・認定することとします。

【幼稚園から認定こども園へ移行する場合の定員設定】

(1号認定子ども)

- 幼稚園としての認可定員を超えない範囲で、現に在籍している児童数を基本として、市との協議により設定

(2号認定子ども)

- 現に在籍する児童のうち新2号認定[※]子どもに相当する児童数及び移行後新たに2号認定3歳児として入園が見込まれる児童数の範囲内で設定

(3号認定子ども)

- 当該地域の保育需要の動向を踏まえ、必要と認められる範囲に限り設定

【保育園から認定こども園へ移行する場合の定員設定】

(1号認定子ども)

- 3～5歳までで合計6人を限度として設定

(2・3号認定子ども)

- 原則として、移行前の定員を下回ることはないよう設定
- ただし、移行時点で現に在籍する児童数が定員を下回る場合は、市との協議により適切な定員を設定

- ・「認可外保育施設の認可化」を推進するため、本市独自の認定を受けた認可外保育施設が認可保育園等に移行する場合には、供給が需要を上回る場合も、原則として認可することとします。
- ・こうした考え方に則り、透明性を確保しつつ、適切な「需給調整」を行います。

[※] 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

■教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」【全市】

(⇒ 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」はP191～に掲載)

【単位】人

年度	認定区分		量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策				量の見込み との差 ②-①	
					教育・ 保育施設	私学助成 幼稚園	地域型 保育事業	計②		保育利用 計
令和6年度 (実績)	1号		6,466		4,509	3,568		8,077		0
	2号	教育利用 ^{※1}	1,611							
		保育利用	10,904		11,523			11,523		619
	3号	2歳	8,112	20,520	3,016		474	3,490	19,841	▲ 1,680
		1歳			2,526		416	2,942		
		0歳			1,632		254	1,886		
計		28,597		23,206	3,568	1,144	27,918		▲ 679	
令和7年度	1号		6,408		4,188	2,220		6,408		0
	2号	教育利用 ^{※1}	1,549		1,037	512		1,549		0
		保育利用	11,168		12,139			12,139		971
	3号	2歳	3,921	20,253	3,158		466	3,624	20,763	▲ 297
		1歳	3,750		2,653		412	3,065		▲ 685
		0歳	1,414		1,686		249	1,935		521
計		28,210		24,861	2,732	1,127	28,720		510	
令和8年度	1号		5,813		3,619	2,194		5,813		0
	2号	教育利用 ^{※1}	1,511		973	538		1,511		0
		保育利用	11,297		12,371			12,371		1,074
	3号	2歳	4,001	20,734	3,228		473	3,701	21,196	▲ 300
		1歳	3,983		2,723		419	3,142		▲ 841
		0歳	1,453		1,728		254	1,982		529
計		28,058		24,642	2,732	1,146	28,520		462	
令和9年度	1号		5,292		3,127	2,165		5,292		0
	2号	教育利用 ^{※1}	1,482		915	567		1,482		0
		保育利用	11,515		12,554			12,554		1,039
	3号	2歳	4,247	21,376	3,283		490	3,773	21,565	▲ 474
		1歳	4,119		2,778		436	3,214		▲ 905
		0歳	1,495		1,761		263	2,024		529
計		28,150		24,418	2,732	1,189	28,339		189	
令和10年度	1号		4,796		2,664	2,132		4,796		0
	2号	教育利用 ^{※1}	1,460		860	600		1,460		0
		保育利用	11,783		12,835			12,835		1,052
	3号	2歳	4,393	21,971	3,368		511	3,879	22,124	▲ 514
		1歳	4,260		2,863		457	3,320		▲ 940
		0歳	1,535		1,812		278	2,090		555
計		28,227		24,402	2,732	1,246	28,380		153	
令和11年度	1号		4,770		2,639	2,131		4,770		0
	2号	教育利用 ^{※1}	1,459		858	601		1,459		0
		保育利用	11,745		12,868			12,868		1,123
	3号	2歳	4,373	21,896	3,378		523	3,901	22,214	▲ 472 ^{※2}
		1歳	4,244		2,873		469	3,342		▲ 902 ^{※2}
		0歳	1,534		1,818		285	2,103		569
計		28,125		24,434	2,732	1,277	28,443		318	
保育利用率の目標値								2歳	72.5%	
								1歳	71.4%	
								0歳	26.7%	

※1 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）」を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子どもをいう。

※2 「2歳」「1歳」の令和11年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

- ① 保育需要に対応した保育の受け皿の拡充 【幼保支援課】
確保方策に基づき、認定こども園及び保育園並びに地域型保育事業による保育の受け皿の拡充を図ります。
- ② 民間保育園整備に係る開園前後賃借料補助 【幼保支援課】
保育園等の整備にあたり、利便性が高いが、賃借料が高く整備が進まない地域において整備を促進するため、開園前及び開園後の賃料に対し助成します。
- ③ 事業所内保育事業整備促進事業費補助 【幼保支援課】
認可の事業所内保育事業を開設するにあたり必要となる小規模な改修などの経費に対し助成します。
- ④ 私立幼稚園及び民間保育園に対する認定こども園移行支援 【幼保支援課】
認定こども園への移行を希望する私立幼稚園及び民間保育園からの相談を常時受け付け、情報提供や助言を行うなど、認定こども園への円滑な移行を支援します。
- ⑤ 認定こども園移行のための施設整備・改修等補助 【幼保支援課】
私立幼稚園が認定こども園に移行する際に必要となる施設整備費用や改修費用等に対する補助金を交付します。
- ⑥ 保育ルーム助成事業 【幼保運営課】
認可外保育施設のうち助成基準を満たし保育ルームと認定した施設に、保育を必要とする児童が入所した場合に、その保育料の軽減と保育の質の向上のため、入所児童数に応じて助成します。

4-2 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）

共働き家庭だけでなく、全ての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援法の規定に基づき、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（需要量の見込み）及び「確保方策」（需要量の見込みに対する供給量）を定め、各事業の計画的な提供体制の確保を図ります。

< 「量の見込み」及び「確保方策」の設定にあたって >

■ 「提供区域」の設定

- ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」は、一定の提供区域を定め、当該区域ごとに設定することとされています。
- ・本市は、教育・保育と同様、最も基本的な地域区分である「行政区」を提供区域とします。ただし、事業の性質上、区域設定に馴染まない事業に限り、「全市」を提供区域としています。

■ 「量の見込み」及び「確保方策」設定に係る基本的な考え方

- ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」は、「千葉市令和4年度ニーズ調査」の結果や各事業の利用実態を踏まえて設定したものであり、一部を除き、国が定めた統一的方法に準拠して算出しています。
- ・「量の見込み」が現状を上回る事業については、「量の見込み」と現状の供給量の乖離が特に大きい一部の事業を除き、遅くとも計画最終年度の令和11年4月までに、「量の見込み」に対応した事業量が供給されるよう、確保方策を講じていきます。
- ・社会・経済情勢の変化や実際の児童数の推移を的確に反映するため、計画中間年度を目途に、その時点における「量の見込み」及び「確保方策」の妥当性を検証し、必要に応じて、見直しを行うこととします。

■地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」【全市】

(⇒ 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」はP198～に掲載)

① 放課後児童クラブ（子どもルーム・アフタースクール）

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。		
市事業名	子どもルーム・アフタースクール	提供区域	行政区
対象年齢	小学校に就学している児童		
基本的な考え方	・利用見込み児童数の増加分について適宜受入枠の拡大を行う。		

【単位】利用者数：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 3 小学校 年生	量の見込み①	10,108	10,227	10,323	10,498	10,493
	確保方策②	10,108	10,227	10,323	10,498	10,493
	②-①	0	0	0	0	0
4 6 小学校 年生	量の見込み①	3,335	3,371	3,492	3,583	3,774
	確保方策②	3,335	3,371	3,492	3,583	3,774
	②-①	0	0	0	0	0

② 時間外保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。		
市事業名	延長保育事業	提供区域	行政区
対象児童	2号認定子ども（保育利用）、3号認定子ども		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の供給は、ほぼ全園で事業を実施しているため、基本的には、現状で充足していると考えられる。 ・今後開園する認定こども園、保育所、地域型保育事業等においても、原則として事業を実施し、量の見込みに対応した事業量を供給していく。 		

【単位】利用者数：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		7,040	6,933	6,882	6,821	6,797
確保方策②		7,040	6,933	6,882	6,821	6,797
②-①		0	0	0	0	0

③-1 幼稚園預かり保育（1号認定子どもによる不規則の利用）

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。		
市事業名	-	提供区域	行政区
対象者	1号認定子ども		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には現状で充足していると考えられ、引き続き、量の見込みに対応した事業量を供給していく。 		

【単位】延べ利用人数：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	81,024	78,879	77,438	76,351	75,941
確保方策②	81,024	78,879	77,438	76,351	75,941
②-①	0	0	0	0	0

③-2 幼稚園預かり保育（2号認定子どもによる定期的な利用）

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。		
市事業名	-	提供区域	行政区
対象者	2号認定子ども		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には現状で充足していると考えられ、引き続き、量の見込みに対応した事業量を供給していく。 		

【単位】延べ利用人数：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	287,820	280,471	275,354	271,468	271,071
確保方策②	287,820	280,471	275,354	271,468	271,071
②-①	0	0	0	0	0

③-3 一時預かり（不定期利用分）

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。		
市事業名	一時預かり	提供区域	行政区
対象者	小学校就学前までの子どもで、通常保育の対象でない者		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 量の見込みと供給量の乖離が大きいことから、令和11年度での解消が困難であるため、長期的に事業量の確保を図る。 実績に応じた実施園の拡大や受入人数の増などに資する取組みにより、量の見込みに対応した事業量をを目指す。 		

【単位】延べ利用人数／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	34,235	33,732	33,488	33,239	33,087
確保方策②	12,597	13,217	14,275	14,575	16,373
②-①	▲ 21,638	▲ 20,515	▲ 19,213	▲ 18,664	▲ 16,714

③-4 一時預かり（定期利用分）

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う（就労に対応し、定期的に利用するもの）。		
市事業名	一時預かり（定期利用）	提供区域	行政区
対象者	32時間以上64時間未満／月の就労等により保育が必要な子ども		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・量の見込みと供給量の乖離が大きいことから、令和11年度での解消が困難であるため、長期的に事業量の確保を図る。 ・実績に応じた実施園の拡大や受入人数の増などに資する取組みにより、量の見込みに対応した事業量を目指す。 		

【単位】延べ利用人数：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	29,085	28,677	28,304	28,028	27,893
確保方策②	15,721	16,713	17,861	18,367	19,239
②-①	▲ 13,364	▲ 11,964	▲ 10,443	▲ 9,661	▲ 8,654

④ ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。		
市事業名	ファミリー・サポート・センター	提供区域	全市
対象者	小学生までの子ども		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・量の見込みと供給量の乖離が大きいことから、令和11年度での解消が困難であるため、長期的に事業量の確保を図る。 ・提供会員が不足している地域において、重点的に会員獲得活動を実施するとともに既存の提供会員の稼働率を上昇させることで、マッチングの成立率の向上を図る。 		

【単位】延べ利用人数：人日／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未就学児	量の見込み①	7,641	7,733	7,884	7,909	7,850
	確保方策②	2,967	3,371	3,916	4,347	4,825
	②-①	▲ 4,674	▲ 4,362	▲ 3,968	▲ 3,562	▲ 3,025
就学児	量の見込み①	10,430	10,220	9,940	9,730	9,450
	確保方策②	4,097	4,469	4,787	5,313	5,898
	②-①	▲ 6,333	▲ 5,751	▲ 5,153	▲ 4,417	▲ 3,552
合計	量の見込み①	18,071	17,953	17,824	17,639	17,300
	確保方策②	7,064	7,840	8,703	9,660	10,723
	②-①	▲ 11,007	▲ 10,113	▲ 9,121	▲ 7,979	▲ 6,577

⑤ 病児保育事業

事業概要	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う。		
市事業名	病児・病後児保育事業	提供区域	行政区
対象者	幼稚園、保育所等に通っている子ども及び低学年までの小学生		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> • 量の見込みと供給量の乖離が大きいことから、令和11年度での解消が困難であるため、長期的に事業量の確保を図る。 • 令和11年度にかけて5施設を新設し計14施設体制を目指すとともに、各施設の利用率の上げを図る。 		

【単位】延べ利用人数：人日／年、利用定員：人、箇所数：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	17,325	17,416	17,640	17,836	17,773
確保方策②	7,560	8,861	10,248	12,218	14,400
②-①	▲ 9,765	▲ 8,555	▲ 7,392	▲ 5,618	▲ 3,373
利用定員（箇所数）	70（10）	78（11）	84（12）	92（13）	100（14）

⑥ 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。		
市事業名	子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館	提供区域	行政区
対象者	小学校就学前の子ども		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> • 現状で概ね充足していると考えられ、引き続き、量の見込みに対応した事業量を供給していく。 		

【単位】延べ利用人数：人日／年、箇所数：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	208,808	208,086	208,774	207,707	206,882
確保方策②	215,636	214,766	215,418	214,331	213,679
②-①	6,828	6,680	6,644	6,624	6,797
箇所数	20	20	20	20	20

⑦-1 利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。		
市事業名	子育て支援コンシェルジュ	提供区域	行政区

【単位】配置数：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	8	8	8	8	8
確保方策②	7	8	8	8	8
②-①	▲ 1	0	0	0	0

⑦-2 利用者支援事業（こども家庭センター）

事業概要	母子保健機能と児童福祉機能が一体的運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、切れ目ない支援を行う。		
市事業名	こども家庭センター	提供区域	行政区
対象者	全ての妊産婦、子育て世帯、こども		
基本的な考え方	・旧子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と旧母子健康包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で各区1か所を設置し、運営を行う。		

【単位】設置数：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	6	6	6	6	6
確保方策②	6	6	6	6	6
②-①	0	0	0	0	0

⑧-1 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要	家庭等において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。		
市事業名	ショートステイ	提供区域	全市
対象者	18歳未満の児童		
基本的な考え方	・実施施設における専従職員の配置などに資する取組みにより、受入枠を拡充する。		

【単位】延べ利用人数：人日／年、箇所数：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,351	1,351	1,351	1,351	1,351
確保方策②	1,351	1,351	1,351	1,351	1,351
②-①	0	0	0	0	0
箇所数	5	5	5	5	5

※本事業の対象は18歳までであるが、国の基準により、本計画では、11歳までの量の見込みと確保方策を記載。

⑧-2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

事業概要	保護者の夜間・休日就労等の理由により家庭において養育を受けることが困難な児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。		
市事業名	トワイライトステイ	提供区域	全市
対象者	2歳以上 18歳未満の児童		
基本的な考え方	・実施施設における専任職員の配置などに資する取組みにより、受入枠を拡充する。		

【単位】延べ利用人数：人日／年、箇所数：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	759	745	732	717	707
確保方策②	759	745	732	717	707
②-①	0	0	0	0	0
箇所数	4	4	4	4	4

※本事業の対象は 18 歳までであるが、国の基準により、本計画では、11 歳までの量の見込みと確保方策を記載。

⑨ 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。		
市事業名	妊婦健康診査	提供区域	全市
基本的な考え方	・市ホームページによる広報、母子健康手帳交付時の妊婦健診の説明等の取組みにより、今後も同程度の受診率を維持し、令和7年度からの量の見込みに対応した事業量を確保する。		

【単位】対象者数、受診回数、延べ実施回数：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数	量の見込み①	5,760	5,706	5,652	5,598	5,545
	確保方策②	5,760	5,706	5,652	5,598	5,545
	②-①	0	0	0	0	0
受診回数	量の見込み①	69,120	68,472	67,824	67,176	66,540
	確保方策②	69,120	68,472	67,824	67,176	66,540
	②-①	0	0	0	0	0

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。		
市事業名	乳児家庭全戸訪問事業	提供区域	行政区
対象者	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭		
基本的な考え方	・必要な専門職員を確保して訪問率向上を図るとともに、市ホームページによる広報や母子健康手帳交付時等に周知を行い、令和7年度からの量の見込みに対応した事業量を確保する。		

【単位】訪問件数：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	4,980	4,949	4,928	4,913	4,899
確保方策②	4,980	4,949	4,928	4,913	4,899
②-①	0	0	0	0	0

⑪ 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。		
市事業名	養育支援訪問事業	提供区域	行政区
対象者	養育支援が特に必要な家庭（妊産婦を含む）		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を継続していくため、専門職員の確保及び資質の向上を図り、令和7年度からの量の見込みに対応した事業量を確保する。 		

【単位】訪問件数：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,561	1,537	1,514	1,495	1,478
確保方策②	1,561	1,537	1,514	1,495	1,478
②-①	0	0	0	0	0

⑫ 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	要支援児の保護者等に対して、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う。		
市事業名	子育て世帯訪問支援事業	提供区域	全市
対象者	要支援児童とその保護者、特定妊婦等、ヤングケアラー世帯		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 多くの対象世帯について事業の利用勧奨が必要になることが見込まれるため、当該利用勧奨を順次進めていき、利用の意思が確認できる見込みの対象世帯数に応じて実施枠を確保する。 		

【単位】年間延べ利用人数：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	7,720	7,720	7,720	7,720	7,720
確保方策②	1,544	3,088	4,632	6,176	7,720
②-①	▲ 6,176	▲ 4,632	▲ 3,088	▲ 1,544	0

⑬ 親子関係形成支援事業

事業概要	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対して、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う。		
市事業名	親子関係形成支援事業	提供区域	全市
対象者	親子間の関係性や児童との関わり方に不安を抱える要支援児童等の保護者		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 多くの対象世帯について事業の利用勧奨が必要になることが見込まれるため、当該利用勧奨を順次進めていき、利用の意思が確認できる見込みの対象世帯数に応じて実施枠を確保する。 		

【単位】実人数：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	117	117	117	117	117
確保方策②	24	48	72	96	117
②-①	▲ 93	▲ 69	▲ 45	▲ 21	0

⑭ 妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊婦等に対して面談等を実施し、心身の状況、生活状況等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供等の支援を行う。		
市事業名	妊婦等包括相談支援事業	提供区域	全市
対象者	妊婦及びその配偶者		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時全数面接及び乳児家庭全戸訪問事業による産後の面接を引き続き実施し、加えて妊娠後期の面接に今後も積極的に取り組むことで、1組あたりの面談回数の増加を図る。 		

【単位】延べ利用件数：回／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊娠届出数	量の見込み①	5,760	5,706	5,652	5,598	5,545
	確保方策②	5,760	5,706	5,652	5,598	5,545
	②-①	0	0	0	0	0
1組当たり面談回数	量の見込み①	2.51	2.53	2.54	2.55	2.56
	確保方策②	2.51	2.53	2.54	2.55	2.56
	②-①	0	0	0	0	0
合計面談回数	量の見込み①	14,478	14,408	14,337	14,265	14,195
	確保方策②	14,478	14,408	14,337	14,265	14,195
	②-①	0	0	0	0	0

⑮ 産後ケア事業

事業概要	出産後5か月未満（訪問型のみ1年未満）の母と乳児を対象に、助産師が育児や授乳の相談、指導を行う。家庭訪問による「訪問型」と、産科医療機関や助産院における宿泊を通じてサービスを受ける「施設型」がある。		
市事業名	産後ケア事業	提供区域	全市
対象者	出産後5か月未満（訪問型のみ1年未満）の母と乳児		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・母子に関する相談、指導、助言その他必要な支援を継続していくため、委託施設の確保及び資質の向上を図り、令和7年度からの量の見込みに対応した事業量を確保する。 		

【単位】延べ利用人数：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	11,082	13,548	13,684	13,773	13,883
確保方策②	11,082	13,548	13,684	13,773	13,883
②-①	0	0	0	0	0

⑩ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要	保護者の就労要件を問わず、月ごとの一定の利用枠内で、時間単位で柔軟に通園できるように支援する。		
市事業名	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	提供区域	全市
対象者	保育園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度からの本格実施（給付制度への移行）に向け、令和6年度に実施している試行的事業の成果や課題を検証し、令和7年度に量の見込み及び確保方策を設定する。 		

【単位】必要定員数：人／1時間

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み①	令和7年度中に設定				
	確保方策②					
	②-①					
1歳児	量の見込み①					
	確保方策②					
	②-①					
2歳児	量の見込み①					
	確保方策②					
	②-①					

⑪ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	児童虐待・DVを防止するため、専門職員を配置し、支援内容・関係機関等との連携を強化する。
市事業名	要保護児童対策及びDV防止地域協議会、こども家庭センター
対象者	—
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 区への専門職員配置により、支援内容及び連携の強化を図る。

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等を助成する。
市事業名	実費徴収に係る補足給付事業
対象者	①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する生活保護受給世帯 ②特定子ども・子育て支援（預かり保育を除く）を提供する幼稚園を利用する市民税所得割額が77,100円以下世帯又は第3子以降世帯
基本的な考え方	①日用品、文房具等の物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の実費徴収額の一部を補助 ②食事の提供（副食の提供に限る）に係る実費徴収額の一部を助成

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

⑪多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要	認定こども園、保育園等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した認定こども園、保育園等の設置又は運営を促進する。
市事業名	要配慮保育費補助、巡回指導
対象者	【特別支援】認定こども園に在籍する小学校就学前の障害のある子ども（私学助成及び障害児保育の対象とならない者に限る。） 【巡回支援】教育・保育施設、地域型保育事業等に新規参入する事業者
基本的な考え方	【特別支援】私学助成及び障害児保育の対象とならない障害のある子どもが在籍する認定こども園に対し、職員の加配に必要な補助を実施。 【巡回支援】地域型保育事業等に新規参入する事業所に対する巡回支援等を実施。

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

4-3 認定こども園の普及促進

保護者の就労状況等やその変化によらず、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、既存資源を最大限に活用した保育需要への対応を図る観点から、引き続き、認定こども園の普及を促進します。

また、認定こども園は、園児以外の子どもとその家庭を対象として、育児相談や親子の集いの場などの子育て支援を提供することとされており、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすことが期待されています。

4-3-1 私立幼稚園及び民間保育園に対する移行支援

- ① 私立幼稚園及び民間保育園に対する認定こども園移行支援 【幼保支援課】
認定こども園への移行を希望する私立幼稚園及び民間保育園からの相談を常時受け付け、情報提供や助言を行うなど、認定こども園への円滑な移行を支援します。(P164再掲)
- ② 認定こども園移行のための施設整備・改修等補助 【幼保支援課】
私立幼稚園が認定こども園に移行する際に必要となる施設整備費用や改修費用等に対する補助金を交付します。(P164再掲)

4-3-2 保護者に対する普及啓発

- ① 認定こども園に関する保護者に対する普及啓発 【幼保支援課】
認定こども園の役割や仕組み、入園方法等について保護者等に対する周知・広報を行い、認定こども園の浸透を図ります。



事業名	認定こども園に関する保護者に対する普及啓発				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未実施	内容検討	実施	継続	継続	継続

4-4 教育・保育等の「質」の確保・向上

幼児期における教育・保育が、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、「量」の拡充と並行して、教育・保育の「質」の確保・向上を図ります。

また、女性の就労の増加や働き方の多様化、対象年齢の拡大などにより需要が高まっている放課後児童クラブについても、「量」の拡充と並行して、保育の「質」の確保・向上を図ります。

4-4-1 教育・保育人材の資質の向上

① 公立保育所職員等研修事業 【幼保指導課】

公立保育所職員（認定こども園を含む）及び民間施設職員を対象とした職種別研修等を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。

② 保育所等におけるこどもの権利等に関する研修事業 【幼保指導課】

こども基本法や千葉市こども・若者基本条例を踏まえ、こどもの権利擁護やこどもの意見表明等に関する研修を実施します。

新規

事業名	保育所等におけるこどもの権利等に関する研修事業				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未実施	実施	継続	継続	継続	継続

③ 千葉市保育協議会研修委託事業 【幼保指導課】

千葉市保育協議会に職種別研修を委託し、認可保育施設のほか、認可外保育施設等も対象として必要な知識や技能の習得を促進します。

④ 千葉市民間保育園協議会研修補助事業 【幼保運営課】

千葉市民間保育園協議会が会員を対象として開催する研修等の実施を支援するための補助金を交付し、必要な知識や技能の習得を促進します。

⑤ 千葉市幼稚園協会研修等補助事業 【幼保支援課】

千葉市幼稚園協会が会員を対象として開催する研修等の実施を支援するための補助金を交付し、必要な知識や技能の習得を促進します。

⑥ 保育園・幼稚園等合同研修事業 【幼保指導課】

施設の種別を越えた合同研修を実施し、教育・保育の質の向上を図るとともに、職員間の交流や知識・ノウハウの共有を促進します。

⑦ 教育・保育人材の自己評価の実施 【幼保指導課】

教育・保育人材の自己評価を通じて、資質の向上を図ります。

⑧ 嘱託医・園医との共同学習会の開催 【幼保指導課】

児童の健康や保健に関する知識・技能の習得のため、嘱託医・園医と教育・保育施設による共同学習会を開催します。

⑨ ちばし幼児教育・保育人材支援センターの運営 【幼保指導課】

幼児教育・保育人材の一層の資質向上、離職防止、人材確保を図るため、相談窓口機能と研修拠点機能を担う「ちばし幼児教育・保育人材支援センター」の運営を継続します。
(P126再掲)

⑩ 施設間における保育士等の交流に関する検討 【幼保指導課】

保育士等の視野を広げ、スキルアップを図ることを目的とした施設間における職員の交流について検討・実施します。

新規

事業名	施設間における保育士等の交流に関する検討・実施				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未実施	実施内容検討	実施内容検討	実施	継続	継続

⑪ 市内短期大学との連携による教育・保育人材の質向上策の検討

【幼保支援課、幼保指導課】

上記のほか、市内短期大学と連携し、教育・保育人材の資質向上策を検討・実施します。

4-4-2 教育・保育人材の確保

① 保育教諭確保のための保育士資格取得補助事業 【幼保支援課、幼保運営課】

幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭^{*1}」を確保するため、職員の保育士資格取得を推進する幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園への移行を予定している民間保育園及び私立幼稚園に対し、単位取得のための受講料及び代替職員の雇用費用を補助します。

② 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得補助事業 【幼保支援課、幼保運営課】

幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭」を確保するため、職員の幼稚園教諭免許状取得を推進する幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園への移行を予定している民間保育園及び私立幼稚園に対し、単位取得のための受講料及び代替職員の雇用費用を補助します。

③ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 【幼保運営課】

認可外保育施設が認可保育園に移行すること等によって必要となる保育士を確保するため、職員の保育士資格取得を推進する施設に対し、単位取得のための受講料及び代替職員の雇用費用を補助します。

^{*1} 幼保連携型認定こども園において教育・保育に従事する職員で、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する必要がある。改正認定こども園法施行後15年間に限り、幼稚園教諭免許状が保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭となることができる経過措置が設けられている（副園長・教頭・主幹保育教諭・指導保育教諭は、経過措置期間が12年間）。

- ④ 「潜在保育士」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援 【幼保指導課】
「潜在保育士^{※1}」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援策を検討・実施します。
- ⑤ 幼稚園教諭・保育士養成施設に対する採用PR 【幼保運営課、幼保指導課】
県内外の幼稚園教諭・保育士養成施設の在校生・卒業生に対するPR活動を強化し、市内の認定こども園、保育園等への就職を促進します。
- ⑥ 市内認定こども園、保育園等に勤務する保育士資格保有者の保育園等の優先利用 【幼保運営課】
市内の認定こども園、保育園等に就労予定の保育士資格保有者について、認定こども園、保育園等利用選考における優先度を高め、保育現場への就労を促進します。
- ⑦ 子育て支援員による人材確保 【幼保指導課】
「子育て支援員^{※2}」制度の活用により、子育て経験豊かな世代等を活用して、認定こども園、保育園等に従事する人材の確保を図ります。
- ⑧ 産休代替職員補助事業 【幼保運営課】
認定こども園、保育園等に勤務する職員の出産や疾病等による離職を抑制するとともに、当該職員が休暇を取得している間の施設の負担を軽減するため、代替職員の雇用に係る費用に対する補助金を交付します。
- ⑨ 保育士等宿舍借り上げ支援事業 【幼保運営課】
保育士等の宿舍の借上げを行う認定こども園、保育園等に対し、費用の一部を助成します。
- ⑩ 保育士等給与改善事業 【幼保運営課】
保育士等の給与改善を行う認定こども園、保育園等事業者に対し、上限の範囲内で費用を助成します。

拡充

事業名	保育士等給与改善事業				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
補助上限額 月額3万円	補助上限額を 月額4万円に 増額	継続	継続	継続	継続

- ⑪ 修学資金貸付 【幼保運営課】
千葉市社会福祉協議会を通じ、指定保育士養成施設に進学予定・在学の方に修学資金を貸し付けます。
- ⑫ 保育補助者雇上げ費貸付 【幼保運営課】
千葉市社会福祉協議会を通じ、保育士の労働環境改善等に積極的に取り組んでいる認定こども園（幼保連携型）、保育園等に対し、保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付を行います。

※1 保育士として働いていない保育士資格保有者をいい、保育士としての勤務経験のない者も含む。

※2 子育て経験豊かな主婦等を小規模保育事業、家庭的保育事業、放課後児童クラブ等に従事する人材として活用するため、必要な研修を修了した者を認定する制度。

- ⑬ 保育料一部貸付 【幼保運営課】
千葉市社会福祉協議会を通じ、未就学児を持つ保育士が、千葉市内の認定こども園、幼稚園、保育園等に勤務する際に、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部を貸し付けます。
- ⑭ 就職準備金貸付 【幼保運営課】
千葉市社会福祉協議会を通じ、保育士資格を持つ方が千葉市内の認定こども園、幼稚園、保育園等に勤務することが決定した場合に、就職準備金を貸し付けます。
- ⑮ 協定に基づく相互協力 【幼保運営課】
千葉労働局・ハローワークと「千葉市雇用対策協定」を締結し、教育・保育人材の確保を図ります。
- ⑯ 中高生の保育体験を通じた魅力の発信 【幼保指導課】
中高生に保育の仕事の魅力を伝え、将来的な教育・保育人材の確保を図るため、中高生向け保育体験の場を検討・実施します。
- ⑰ ちばし幼児教育・保育人材支援センターの運営 【幼保指導課】
幼児教育・保育人材の一層の資質向上、離職防止、人材確保を図るため、相談窓口機能と研修拠点機能を担う「ちばし幼児教育・保育人材支援センター」の運営を継続します。
(P125再掲)
- ⑱ 市内短期大学との連携による教育・保育人材の確保策の検討 【幼保指導課】
上記のほか、市内短期大学と連携し、教育・保育人材の確保策を検討します。

4-4-3 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保こ小連携）

- ① 千葉市幼・保・こ・小関連教育推進協議会の実施 【教育指導課】
推進指定校を中心としたモデル事業の実施により、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校におけるこども同士の交流や、職員同士の交流を促進します。
- ② 検討会議の設置 【幼保支援課】
幼稚園協会、民間保育園協議会、有識者、市教育委員会、こども未来局で構成する検討会議において、幼保こ小連携・接続に係る取組みの方向性や具体的な内容を協議します。
- ③ 子どもを中心とした交流活動の推進 【幼保支援課】
小学校推進指定校との連携により交流活動を実施するほか、各園等が取り組んでいる交流活動の事例について、市ホームページで公開するとともに、事例発表会等の開催により、各園の取組みの実施を推進します。
- ④ 教職員同士の連携活動の推進 【幼保支援課】
幼児教育・保育と小学校教育に関する相互理解や、双方の教職員の「学び合い」を促進するため、幼稚園・保育園・認定こども園の教職員と小学校の教職員との連携強化を推進します。

⑤ 接続期のカリキュラムの普及・促進 【幼保支援課】

千葉大学教育学部との連携の下、文部科学省が推進する「架け橋プログラム」の内容も踏まえ、接続期のカリキュラムの意義や重要性に関する周知・啓発を進めるとともに、各園におけるカリキュラム作成を支援・促進します。

⑥ 家庭や保護者への啓発 【幼保支援課】

年長児の家庭が小学校進学を楽しみにしながら安心して過ごすことができるよう、幼児期の学びと小学校での学びのつながりや、入学に向けて家庭で心掛けたいこと等を記載したリーフレットを配布するなど、家庭や保護者への周知・啓発を進めます。

⑦ 幼保こ小連携・接続に係る研修等の実施 【幼保支援課】

幼稚園・保育園・認定こども園及び小学校の教職員にとっての「学び合いの場」の充実を図るため、国の動向など時勢を捉えたテーマで研修等を実施します。

4-4-4 市による認可・指導監査等を通じた教育・保育の質の確保・向上

① 認可に当たっての外部の専門家・有識者による審査 【こども企画課、幼保支援課】

認定こども園、保育園等の認可等にあたり、外部の専門家・有識者による附属機関（社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会）による審査を行い、適切な施設運営の確保を図ります。

② 専門家への相談体制整備 【幼保支援課】

保育施設の認可や指導監督にあたり、財務・労務の専門家から助言を受けるための体制を整備します。

新規

事業名	専門家への相談体制整備				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未実施	実施	継続	継続	継続	継続

③ 施設に対する指導監査 【保健福祉総務課、幼保運営課、幼保指導課】

認定こども園、保育園等に対する定期的な指導監査を実施し、適切な運営の確保を図ります。

④ 施設に対する巡回指導 【幼保指導課】

認定こども園、保育園等に対する市職員による巡回指導を実施し、適切な運営の確保を図ります。

4-4-5 運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上

① 運営に関する自己評価の実施 【幼保支援課、幼保運営課、幼保指導課】

認定こども園、幼稚園、保育園等における運営に関する自己評価を実施し、適切な運営の確保を図ります。

- ② 運営に関する関係者評価・第三者評価の実施促進 【幼保支援課、幼保運営課、幼保指導課】
認定こども園、幼稚園、保育園等における運営に係る関係者評価・第三者評価の実施を促進し、適切な運営の確保を図ります。
- ③ 監査結果の公表 【幼保支援課、幼保運営課、幼保指導課】
監査結果を公表し、適切な運営の確保を図ります。

4-4-6 保育環境の改善等による質の向上

- ① 保育士等配置基準改善事業 【幼保運営課】
国の配置基準を超えて職員配置を行った保育施設の事業者に対し、上限の範囲内で費用を助成します。
- ② 認定こども園・保育園等におけるICT化推進事業 【幼保運営課】
民間認定こども園・保育園等においてICT化を推進するなど、保育士等が保育に一層注力できる環境を整えます。
- ③ 公立保育所への保育業務支援システムの継続運用 【幼保指導課】
保育現場の事務負担を軽減することにより、保育の質の向上を図るとともに、保護者の利便向上を図るため、引き続き保育業務支援システムを運用します。
- ④ 事故防止推進事業 【幼保運営課】
午睡時等の重大事故防止のための備品の購入に必要な費用を助成します。
- ⑤ 労働環境改善に関する検討 【幼保運営課】
関係団体等と連携・協議し、認定こども園、保育園等における労働環境改善策について検討します。

新規

事業名	労働環境改善に関する検討				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
検討	検討	検討	実施	継続	継続

- ⑥ 業務負担軽減に関する検討・実施 【幼保運営課】
国における保育のDX化、経営情報の見える化等の取組みを踏まえ、認定こども園、保育園等における業務負担軽減策を検討・実施します。

新規

事業名	業務負担軽減に関する検討・実施				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査・検討	調査・検討	実施	継続	継続	継続

⑦ 外国人児童・保護者対応のための通訳兼保育補助者の配置 【幼保指導課】

外国人児童・保護者に対応するための通訳兼保育補助者を認定こども園・保育所に配置し、要請に応じて市内認定こども園、保育園等へ派遣します。

拡充

事業名	外国人児童・保護者対応のための通訳兼保育補助者の配置				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
5人	6人	継続	継続	継続	継続

⑧ 認定こども園、保育園の老朽化対策 【幼保支援課、幼保指導課】

良好な保育環境を確保するため、毎年度作成する改修計画に基づき、老朽化した認定こども園、保育園の改修等について検討・実施します。

⑨ 公立保育所の建替え・改修等 【幼保支援課、幼保指導課】

良好な保育環境を確保するため、「公立保育所の施設管理に関する基本方針」に基づき、公立保育所の建て替えや、駐車場整備、空調整備、トイレ改修等の環境改善を実施します。

⑩ 保育所等における性被害防止対策に係る設備支援事業 【幼保支援課、幼保運営課、幼保指導課】

認定こども園、保育園等における園児の性被害を防止するため、プライバシー保護等に資する改修や備品購入等に必要な費用を助成します。

⑪ キッズ・ゾーンの整備、キッズ・ガードの配置助成 【幼保運営課】

園外活動における園児の安全を確保するため、キッズ・ゾーンの整備や、キッズ・ガードの配置に必要な費用を助成します。

拡充

事業名	キッズ・ゾーンの整備、キッズ・ガードの配置助成				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
キッズ・ゾーン整備<拡充> 路面標示施工数 90か所 キッズ・ガード配置助成 交付申請園数 53園<継続>	キッズ・ゾーン : 158か所 キッズ・ガード : 77園	継続	継続	継続	継続

⑫ 公立保育施設での3歳以上児への主食提供 【幼保指導課】

保育の質の向上と保護者負担の軽減のため、公立保育施設において、3歳以上児への主食提供を実施します。

拡充

事業名	公立保育施設での3歳以上児への主食提供				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
27か所	48か所	49か所	継続	継続	継続

⑬ 私立幼稚園教材費補助 【幼保支援課】

私立幼稚園における教育環境の充実と保護者負担の軽減を図るため、教材の購入、設置等に係る経費を助成します。

4-4-7 放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上

① 放課後児童支援員・補助支援員等研修 【健全育成課、生涯学習振興課】

子どもルーム・アフタースクールの支援員及び補助支援員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。

② 子どもルーム・アフタースクールにおけるこどもの権利等に関する研修事業

【健全育成課、生涯学習振興課】

こども基本法や千葉市こども・若者基本条例を踏まえ、こどもの権利擁護やこどもの意見表明等に関する研修を実施します。

新規

事業名	子どもルーム・アフタースクールにおけるこどもの権利等に関する研修事業				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未実施	実施	継続	継続	継続	継続

③ 子どもルーム・アフタースクールに対する定期巡回指導等

【健全育成課、生涯学習振興課】

子どもルーム・アフタースクールに対する定期的な巡回指導を行うとともに、民間クラブに対して必要に応じて立ち入り調査を行うなど、適切な運営の確保を図ります。

④ 保育士、子どもルーム支援員等を父母に持つ児童の子どもルームへの入所優遇

【健全育成課】

保育士・子どもルーム支援員等を父母に持つ児童に対し、入所審査の際に加点することで優遇し、保育士、支援員等の不足への対策を図ります。

⑤ 子どもルーム支援員の処遇改善 【健全育成課】

子どもルーム支援員の処遇改善を行い、支援員の確保を図ります。

⑥ 民間事業者への委託拡大の検討 【健全育成課】

「子どもルーム支援員の処遇改善」の方策に併せて、更なる支援員の確保を図るため、民間事業者への委託の拡大を検討・実施します。

拡充

事業名	民間事業者への委託拡大の検討				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
41 箇所	46 箇所	継続	継続	継続	継続

- ⑦ 民間事業者への運営費等の補助 【健全育成課】
民間事業者による子どもルームの運営に対して補助金を交付し、各事業者による特色ある保育により多様な利用者ニーズへ対応していきます。
- ⑧ 子どもルームの環境改善 【健全育成課】
全学年を対象とした子どもルームの整備による高学年ルームの解消や市内8か所の空調整備などにより、保育環境の向上を図ります。
- ⑨ 子どもルーム・アフタースクール利用児童への学習機会の提供
【健全育成課、生涯学習振興課】
子どもルーム・アフタースクールを利用する児童に対して、ギガタブを活用した学習機会を提供します。
- ⑩ 放課後子ども教室と子どもルームの連携 【健全育成課、生涯学習振興課】
全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、子どもルームの児童が参加する共通プログラムの実施にあたっては、放課後子ども教室と子どもルームで連携を図ります。(P110再掲)

4-5 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供

障害のある子どもに集団生活の場を提供し、心身の発達や社会生活に必要な基礎的能力を養うため、認定こども園、幼稚園、保育園等、放課後児童クラブを円滑に利用できる体制の確保を図ります。

また、更なる増加が見込まれる外国につながる子どもが、認定こども園、幼稚園、保育園等、放課後児童クラブを円滑に利用できる体制の確保を図ります。

4-5-1 障害のある子どもの受入れ

- ① 障害児保育の実施 【幼保運営課、幼保指導課】
原則として全ての認定こども園、保育園等において、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。(P56再掲)
- ② 障害児保育・特別支援教育補助 【幼保運営課】
障害のある子どもを受け入れる認定こども園・保育所等に対し、障害児保育・特別支援教育の実施に必要な職員加配に係る経費に対する補助金を交付します。(P56再掲)
- ③ 私立幼稚園特別支援教育事業補助 【幼保支援課】
障害のある子どもの就園機会の拡大と保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園が実施する特別支援教育事業に対し、補助金を交付します。(P56再掲)
- ④ 子どもルーム・アフタースクールにおける障害のある子どもの受入れ
【健全育成課、生涯学習振興課】
原則として、全ての子どもルーム・アフタースクールにおいて、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。(P56再掲)
- ⑤ 巡回アドバイザーによる支援員等への支援 【健全育成課、生涯学習振興課】
子どもルーム・アフタースクールを巡回アドバイザーが訪問し、個別の支援を行うことにより、支援員等の負担軽減を図ります。(P56再掲)
- ⑥ 療育機関との連携の強化 【障害福祉サービス課、幼保支援課、幼保指導課】
子どもの健やかな成長発達を図るため、認定こども園、保育園等と療育機関等との連携を強化する方法を検討します。(P55再掲)

4-5-2 医療的ケアが必要な子どもの受入れ

- ① 認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な子どもへの対応 【幼保指導課】
「千葉県保育園・認定こども園における医療的ケア実施ガイドライン」を活用し、認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な子どもの受入体制を整備し、受入れを促進します。

拡充

事業名	認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な子どもへの対応				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施	体制強化の検討・実施	継続	継続	継続	継続

- ② 子どもルーム・アフタースクールにおける医療的ケアが必要な子どもへの対応 【健全育成課、生涯学習振興課】
原則として、全ての子どもルーム・アフタースクールにおいて、医療的ケアが必要な子どもの受入れが可能な体制を整えます。
- ③ 医療的ケアに係る合同会議の実施 【幼保指導課】
児童の状態や医療的ケアの内容、園での生活の状況などの情報を共有するとともに、主治医との確実な連携を図れる体制を整えるため、主治医、園の嘱託医、受入園、市の4者で、定期的に合同会議を実施します。

4-5-3 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上

- ① 障害児保育・特別支援教育に関する研修 【幼保支援課、幼保指導課】
認定こども園、幼稚園、保育園等が参加可能な研修を実施し、専門知識の習得や技能の向上を図ります。(P56再掲)

4-5-4 障害児保育・特別支援教育実施施設等に対する支援

- ① 障害児保育等に係る巡回相談 【幼保指導課】
障害児保育・特別支援教育を実施する認定こども園、保育園等を市職員が巡回し、障害のある児童の経過観察、職員への助言・指導等を行います。(P56再掲)
- ② 巡回アドバイザーによる支援員等への支援 【健全育成課、生涯学習振興課】
子どもルーム・アフタースクールを巡回アドバイザーが訪問し、個別の支援を行うことにより、支援員等の負担軽減を図ります。(P56再掲)
- ③ 発達障害等に関する巡回相談員事業 【障害者自立支援課】
専門知識を有する相談員が認定こども園、幼稚園、保育園等を巡回し、施設職員や保護者等に対し、発達障害の疑いのある児童の早期発見・早期対応のための助言等を行います。(P55再掲)

4-5-5 外国につながる子どもへの支援

- ① 外国人児童・保護者対応のための通訳兼保育補助者の配置 【幼保指導課】
外国人児童・保護者に対応するための通訳兼保育補助者を公立保育施設に配置し、要請に応じて市内認定こども園、保育園等へ派遣します。(P183再掲)
- ② 子どもルーム・アフタースクールにおける外国人児童・保護者への対応
【健全育成課、生涯学習振興課】
子どもルーム・アフタースクールにおいて外国人児童・保護者との円滑なコミュニケーションを図るため、必要に応じて印刷物の翻訳や通訳等の対応を検討します。

4-6 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

父親・母親がともに子育てに関わり、「子育てと仕事の両立」を実現することができる環境を整え、出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。

4-6-1 ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及啓発

- ① ワーク・ライフ・バランスに係る普及啓発 【男女共同参画課】
男女共同参画センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催します。

4-6-2 男性の子育てへの関わりの促進

- ① 男性の育児休業取得促進奨励金 【幼保支援課】
男性の育児休業を促進するため、育児休業を取得した市内の中小企業に勤務する男性と雇用主に奨励金を支給します。
- ② 男性の子育て支援事業 【幼保支援課】
男性の子育て支援を促進するため、他の団体等とも連携し、男性の家事、育児に関する講座、男性の子育てを応援するイベントを開催します。また、インターネットを活用し、育児にかかわる父親同士のネットワークづくりを促進します。
- ③ 男性の子育て支援に関するハンドブック 【幼保支援課】
男性が早くから父親としての意識を持ち、出産後育児に積極的にかかわることができるよう啓発冊子を作成します。
- ④ 土日開催の両親学級 【健康支援課】
これから母親・父親になる方を対象に助産師が、お産や母乳についての講義や行政サービスの紹介のほか、妊娠中から産後の母親の心と体の変化に合わせた父親のサポート等、子育てを協力して行うことについて講義を行い、父親の育児への積極的な関わりを支援します。

拡充

事業名	土日開催の両親学級				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第1回12回、 第2回6回の 計18回実施	第2回を3回 増加し、 第1回12回、 第2回9回の 計21回実施	継続	継続	継続	継続

- ⑤ 子育て支援拠点施設における父親の子育て支援 【幼保支援課】
子育てリラックス館等において、父親の子育て支援を促進する講座やイベントなどを実施します。

⑥ 男性の子育て支援に関する講座の開催 【男女共同参画課】

男女共同参画センターにおいて、男性の子育て支援に関する講座を開催します。

4-6-3 子育てと仕事の両立のための基盤整備

① 病児・病後児保育事業 【幼保支援課】

病児・病後児について、病院、保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

拡充

事業名	病児・病後児保育事業				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
9施設	10施設 (美浜区に増設)	11施設 (花見川区に増設)	12施設 (若葉区に増設)	13施設 (稲毛区に増設)	14施設 (美浜区に増設)

② 放課後児童クラブ（子どもルーム） 【健全育成課】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。

③ 保育需要に対応した保育の受け皿の拡充 【幼保支援課】

確保方策に基づき、認定こども園及び保育園並びに地域型保育事業による保育の受け皿の拡充を図ります。(P164再掲)

④ 一時預かり事業 【幼保支援課、幼保運営課】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。(P71再掲)

⑤ 休日保育事業 【幼保運営課】

就労形態の多様化に伴う日曜・祝日、年末の保育需要に対応するため、認定こども園、保育園等で休日の保育を実施します。

⑥ 夜間保育事業 【幼保運営課】

就労形態の多様化に伴う夜間の保育需要に対応するため、認定こども園、保育園等で夜間の保育を実施します。

⑦ 産休明け保育事業 【幼保指導課】

保育の開始を生後57日目に前倒して子どもを預かる「産休明け保育」を実施し、産休明けに早期に職場復帰する必要がある母親の子育てと仕事の両立を支援します。

⑧ 放課後児童クラブ（アフタースクール） 【生涯学習振興課】

放課後子ども教室と子どもルームの運営を一体的に行い、希望する全ての児童を対象に放課後の「安全・安心な居場所」と「多様な体験・活動の機会」を提供するアフタースクール事業を運営します。

6 「量の見込み」及び「確保方策」（提供区域ごと）

（1）教育・保育

【中央区】

【単位】人

年度	認定区分	量の見込み ①	保育利用 計	確保方策					量の見込み との差 ②-①		
				教育・ 保育施設	私学助成 幼稚園	地域型 保育事業	計②	保育利用 計			
令和6年度（実績）	1号	1,196									
	2号	教育利用 ^{※1}	434		1,278	352		1,630		0	
		保育利用	2,210	4,344	2,440			2,440	4,372	230	
	3号	2歳	1,779		657		141	798		▲295	
		1歳			556		130	686			
		0歳			355		85	448			
計	5,974		5,294	352	356	6,002		28			
令和7年度	1号	1,339		1,196	143		1,339		0		
	2号	教育利用 ^{※1}	508		454	54		508		0	
		保育利用	2,344	4,379	2,624			2,624	4,669	280	
	3号	2歳	840		709		142	851		11	
		1歳			600		131	731			▲124
		0歳			340		82	463			
計	6,226		5,964	197	355	6,516		290			
令和8年度	1号	1,223		1,083	140		1,223		0		
	2号	教育利用 ^{※1}	496		439	57		496		0	
		保育利用	2,367	4,526	2,624			2,624	4,669	257	
	3号	2歳	898		709		142	851		▲47	
		1歳			600		131	731			▲184
		0歳			346		82	463			
計	6,245		5,836	197	355	6,388		143			
令和9年度	1号	1,124		987	137		1,124		0		
	2号	教育利用 ^{※1}	489		429	60		489		0	
		保育利用	2,418	4,683	2,624			2,624	4,688	206	
	3号	2歳	961		709		149	858		▲103	
		1歳			600		138	738			▲213
		0歳			353		87	468			
計	6,296		5,730	197	374	6,301		5			
令和10年度	1号	1,032		898	134		1,032		0		
	2号	教育利用 ^{※1}	484		421	63		484		0	
		保育利用	2,475	4,827	2,707			2,707	4,836	232	
	3号	2歳	1,000		734		149	883		▲117	
		1歳			625		138	763			▲229
		0歳			360		87	483			
計	6,343		5,781	197	374	6,352		9			
令和11年度	1号	1,060		926	134		1,060		0		
	2号	教育利用 ^{※1}	494		431	63		494		0	
		保育利用	2,529	4,900	2,740			2,740	4,907	211	
	3号	2歳	1,008		744		154	898		▲110 ^{※2}	
		1歳			635		143	778			▲222 ^{※2}
		0歳			363		89	491			
計	6,454		5,878	197	386	6,461		7			
保育利用率の目標値								2歳	69.5%		
								1歳	66.7%		
								0歳	24.0%		

※1 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

※2 「2歳」「1歳」の令和11年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

【花見川区】

【単位】人

年度	認定区分	量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策					量の見込み との差 ②-①	
				教育・ 保育施設	私学助成 幼稚園	地域型 保育事業	計②	保育利用 計		
令和6年度 (実績)	1号	984								
	2号	教育利用 ^{※1}	185		590	579		1,169		0
		保育利用	1,915		1,797			1,797		▲118
	3号	2歳	1,383	3,625	462		122	584	3,182	▲328
		1歳			370		101	471		
		0歳			266		64	330		
計	4,794		3,485	579	287	4,351		▲443		
令和7年度	1号	1,394		991	403		1,394		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	193		137	56		193		0
		保育利用	1,642		1,895			1,895		253
	3号	2歳	647	3,166	475		117	592	3,298	▲55
		1歳	631		383		96	479		▲152
		0歳	246		270		62	332		86
計	4,753		4,151	459	275	4,885		132		
令和8年度	1号	1,291		890	401		1,291		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	188		130	58		188		0
		保育利用	1,659		1,895			1,895		236
	3号	2歳	646	3,228	475		117	592	3,298	▲54
		1歳	668		383		96	479		▲189
		0歳	255		270		62	332		77
計	4,707		4,043	459	275	4,777		70		
令和9年度	1号	1,204		806	398		1,204		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	185		124	61		185		0
		保育利用	1,692		1,912			1,912		220
	3号	2歳	684	3,332	480		122	602	3,340	▲82
		1歳	692		388		101	489		▲203
		0歳	264		273		64	337		73
計	4,721		3,983	459	287	4,729		8		
令和10年度	1号	1,118		723	395		1,118		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	180		116	64		180		0
		保育利用	1,721		1,945			1,945		224
	3号	2歳	709	3,418	490		129	619	3,418	▲90
		1歳	715		398		108	506		▲209
		0歳	273		279		69	348		75
計	4,716		3,951	459	306	4,716		0		
令和11年度	1号	1,104		709	395		1,104		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	178		114	64		178		0
		保育利用	1,698		1,945			1,945		247
	3号	2歳	704	3,384	490		129	619	3,418	▲85 ^{※2}
		1歳	710		398		108	506		▲204 ^{※2}
		0歳	272		279		69	348		76
計	4,666		3,935	459	306	4,700		34		
保育利用率の目標値								2歳	69.9%	
								1歳	71.5%	
								0歳	28.1%	

※1 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

※2 2歳」「1歳」の令和11年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

【稲毛区】

【単位】人

年度	認定区分	量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策					量の見込み との差 ②-①	
				教育・ 保育施設	私学助成 幼稚園	地域型 保育事業	計②	保育利用 計		
令和6年度 (実績)	1号	959								
	2号	教育利用 ^{※1}	176							
		保育利用	1,810							
	3号	2歳	1,285	3,276						
		1歳								
		0歳								
計	4,411									
令和7年度	1号	805								
	2号	教育利用 ^{※1}	193							
		保育利用	1,912							
	3号	2歳	549	3,283						
		1歳								
		0歳								
計	4,281									
令和8年度	1号	658								
	2号	教育利用 ^{※1}	182							
		保育利用	1,895							
	3号	2歳	577	3,360						
		1歳								
		0歳								
計	4,200									
令和9年度	1号	532								
	2号	教育利用 ^{※1}	173							
		保育利用	1,895							
	3号	2歳	635	3,447						
		1歳								
		0歳								
計	4,152									
令和10年度	1号	432								
	2号	教育利用 ^{※1}	171							
		保育利用	1,967							
	3号	2歳	655	3,567						
		1歳								
		0歳								
計	4,170									
令和11年度	1号	440								
	2号	教育利用 ^{※1}	174							
		保育利用	2,001							
	3号	2歳	649	3,587						
		1歳								
		0歳								
計	4,201									
保育利用率の目標値								2歳	73.7%	
								1歳	76.6%	
								0歳	31.4%	

※1 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

※2 「2歳」「1歳」の令和11年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

【若葉区】

【単位】人

年度	認定区分	量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策					量の見込み との差 ②-①	
				教育・ 保育施設	私学助成 幼稚園	地域型 保育事業	計②	保育利用 計		
令和6年度 (実績)	1号	971								
	2号	教育利用 ^{*1}	328		301	998		1,299		0
		保育利用	1,294		1,489			1,489		195
	3号	2歳	1,003	2,546	371		57	428	2,499	▲219
		1歳			314		42	356		
		0歳			199		27	226		
計	3,845		2,674	998	126	3,798		▲47		
令和7年度	1号	925		242	683		925		0	
	2号	教育利用 ^{*1}	291		76	215		291		0
		保育利用	1,311		1,519			1,519		208
	3号	2歳	500	2,362	396		57	453	2,579	▲47
		1歳	411		336		42	378		▲33
		0歳	140		202		27	229		89
計	3,578		2,771	898	126	3,795		217		
令和8年度	1号	881		203	678		881		0	
	2号	教育利用 ^{*1}	286		66	220		286		0
		保育利用	1,330		1,519			1,519		189
	3号	2歳	473	2,379	396		57	453	2,579	▲20
		1歳	437		336		42	378		▲59
		0歳	139		202		27	229		90
計	3,546		2,722	898	126	3,746		200		
令和9年度	1号	828		157	671		828		0	
	2号	教育利用 ^{*1}	280		53	227		280		0
		保育利用	1,331		1,519			1,519		188
	3号	2歳	502	2,420	396		57	453	2,579	▲49
		1歳	447		336		42	378		▲69
		0歳	140		202		27	229		89
計	3,528		2,663	898	126	3,687		159		
令和10年度	1号	774		110	664		774		0	
	2号	教育利用 ^{*1}	273		39	234		273		0
		保育利用	1,329		1,519			1,519		190
	3号	2歳	514	2,441	396		57	453	2,579	▲61
		1歳	459		336		42	378		▲81
		0歳	139		202		27	229		90
計	3,488		2,602	898	126	3,626		138		
令和11年度	1号	747		83	664		747		0	
	2号	教育利用 ^{*1}	264		30	234		264		0
		保育利用	1,287		1,519			1,519		232
	3号	2歳	509	2,387	396		57	453	2,579	▲56 ^{*2}
		1歳	453		336		42	378		▲75 ^{*2}
		0歳	138		202		27	229		91
計	3,398		2,566	898	126	3,590		192		
保育利用率の目標値								2歳	65.3%	
								1歳	59.7%	
								0歳	18.6%	

*1 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

*2 「2歳」「1歳」の令和11年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

【緑区】

【単位】人

年度	認定区分	量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策					量の見込み との差 ②-①	
				教育・ 保育施設	私学助成 幼稚園	地域型 保育事業	計②	保育利用 計		
令和6年度 (実績)	1号	1,068								
	2号	教育利用 ^{※1}	210							
		保育利用	1,822		931	347		1,278		
	3号	2歳	1,296	3,259	481		40	521	3,030	▲46
		1歳			404		39	443		▲332
		0歳			269		21	290		149
計	4,537		3,861	347	100	4,308		▲229		
令和7年度	1号	938								
	2号	教育利用 ^{※1}	193							
		保育利用	1,845		612	326		938		
	3号	2歳	626	3,257	482		42	524	3,061	▲53
		1歳			410		41	451		▲102
		0歳			271		23	294		92
計	4,388		3,693	393	106	4,192		▲196		
令和8年度	1号	798								
	2号	教育利用 ^{※1}	186							
		保育利用	1,869		479	319		798		
	3号	2歳	649	3,346	527		49	576	3,346	72
		1歳			455		48	503		▲73
		0歳			298		28	326		▲117
計	4,330		3,812	393	125	4,330		118		
令和9年度	1号	683								
	2号	教育利用 ^{※1}	181							
		保育利用	1,928		372	311		683		
	3号	2歳	689	3,471	547		54	601	3,476	0
		1歳			475		53	528		79
		0歳			310		30	340		▲88
計	4,335		3,810	393	137	4,340		▲113		
令和10年度	1号	581								
	2号	教育利用 ^{※1}	181							
		保育利用	2,018		281	300		581		
	3号	2歳	713	3,611	567		61	628	3,613	55
		1歳			495		60	555		▲85
		0歳			322		35	357		▲106
計	4,373		3,826	393	156	4,375		138		
令和11年度	1号	578								
	2号	教育利用 ^{※1}	180							
		保育利用	2,003		278	300		578		
	3号	2歳	702	3,577	567		61	628	3,613	70
		1歳			495		60	555		▲74 ^{※2}
		0歳			322		35	357		▲100 ^{※2}
計	4,335		3,822	393	156	4,371		140		
保育利用率の目標値								2歳	76.6%	
								1歳	73.6%	
								0歳	25.9%	

※1 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

※2 「2歳」「1歳」の令和11年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

【美浜区】

【単位】人

年度	認定区分	量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策					量の見込み との差 ②-①	
				教育・ 保育施設	私学助成 幼稚園	地域型 保育事業	計②	保育利用 計		
令和6年度 (実績)	1号	1,288								
	2号	教育利用 ^{※1}	278		770	796		1,566		0
		保育利用	1,853	3,470	2,231			2,231	3,693	378
	3号	2歳	1,366		567		62	629		▲209
		1歳	251		472		56	528		
		0歳	251		281		24	305		54
計	5,036		4,321	796	142	5,259		223		
令和7年度	1号	1,007		452	555		962		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	171		77	94		173		0
		保育利用	2,114	3,806	2,388			2,388	3,942	211
	3号	2歳	759		613		52	665		▲93
		1歳	690		512		50	562		▲145
		0歳	243		306		21	327		74
計	4,984		4,348	649	123	5,077		47		
令和8年度	1号	962		412	550		1,007		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	173		74	99		171		0
		保育利用	2,177	3,895	2,388			2,388	3,942	274
	3号	2歳	758		613		52	665		▲94
		1歳	707		512		50	562		▲128
		0歳	253		306		21	327		84
計	5,030		4,305	649	123	5,120		136		
令和9年度	1号	921		375	546		921		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	174		71	103		174		0
		保育利用	2,251	4,023	2,438			2,438	4,031	187
	3号	2歳	776		628		52	680		▲96
		1歳	732		527		50	577		▲155
		0歳	264		315		21	336		72
計	5,118		4,354	649	123	5,126		8		
令和10年度	1号	859		318	541		859		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	171		63	108		171		0
		保育利用	2,273	4,107	2,471			2,471	4,109	198
	3号	2歳	802		638		59	697		▲105
		1歳	758		537		57	594		▲164
		0歳	274		321		26	347		73
計	5,137		4,348	649	142	5,139		2		
令和11年度	1号	841		301	540		841		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	169		60	109		169		0
		保育利用	2,227	4,061	2,471			2,471	4,109	244
	3号	2歳	801		638		59	697		▲104 ^{※2}
		1歳	757		537		57	594		▲163 ^{※2}
		0歳	276		321		26	347		71
計	5,071		4,328	649	142	5,119		48		
保育利用率の目標値								2歳	80.1%	
								1歳	81.7%	
								0歳	33.2%	

※1 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

※2 「2歳」「1歳」の令和11年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

【全市】（再掲）

【単位】人

年度	認定区分	量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策					量の見込み との差 ②-①	
				教育・ 保育施設	私学助成 幼稚園	地域型 保育事業	計②	保育利用 計		
令和6年度（実績）	1号	6,466							0	
	2号	教育利用 ^{※1}	1,611		4,509	3,568		8,077		
		保育利用	10,904							619
	3号	2歳	8,112	20,520	3,016		474	3,490	19,841	▲1,680
		1歳			2,526		416	2,942		
		0歳			1,632		254	1,886		
計	28,597		23,206	3,568	1,144	27,918		▲679		
令和7年度	1号	6,408		4,188	2,220		6,408		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	1,549		1,037	512		1,549		0
		保育利用	11,168							971
	3号	2歳	3,921	20,253	3,158		466	3,624	20,763	▲297
		1歳			2,653		412	3,065		▲685
		0歳			1,686		249	1,935		521
計	28,210		24,861	2,732	1,127	28,720		510		
令和8年度	1号	5,813		3,619	2,194		5,813		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	1,511		973	538		1,511		0
		保育利用	11,297							1,074
	3号	2歳	4,001	20,734	3,228		473	3,701	21,196	▲300
		1歳			2,723		419	3,142		▲841
		0歳			1,728		254	1,982		529
計	28,058		24,642	2,732	1,146	28,520		462		
令和9年度	1号	5,292		3,127	2,165		5,292		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	1,482		915	567		1,482		0
		保育利用	11,515							1,039
	3号	2歳	4,247	21,376	3,283		490	3,773	21,565	▲474
		1歳			2,778		436	3,214		▲905
		0歳			1,761		263	2,024		529
計	28,150		24,418	2,732	1,189	28,339		189		
令和10年度	1号	4,796		2,664	2,132		4,796		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	1,460		860	600		1,460		0
		保育利用	11,783							1,052
	3号	2歳	4,393	21,971	3,368		511	3,879	22,124	▲514
		1歳			2,863		457	3,320		▲940
		0歳			1,812		278	2,090		555
計	28,227		24,402	2,732	1,246	28,380		153		
令和11年度	1号	4,770		2,639	2,131		4,770		0	
	2号	教育利用 ^{※1}	1,459		858	601		1,459		0
		保育利用	11,745							1,123
	3号	2歳	4,373	21,896	3,378		523	3,901	22,214	▲472 ^{※2}
		1歳			2,873		469	3,342		▲902 ^{※2}
		0歳			1,818		285	2,103		569
計	28,125		24,434	2,732	1,277	28,443		318		
保育利用率の目標値								2歳	72.5%	
								1歳	71.4%	
								0歳	26.7%	

※1 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

※2 「2歳」「1歳」の令和11年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 放課後児童クラブ（子どもルーム・アフタースクール）

(⇒事業概要、設定の考え方等はP167に掲載)

【単位】利用者数：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央区	1 ～ 3 小学校 年生	量の見込み①	2,030	2,069	2,159	2,212	2,312
		確保方策②	2,030	2,069	2,159	2,212	2,312
		②-①	0	0	0	0	0
	4 ～ 6 小学校 年生	量の見込み①	616	621	670	698	789
		確保方策②	616	621	670	698	789
		②-①	0	0	0	0	0
花見川区	1 ～ 3 小学校 年生	量の見込み①	1,769	1,825	1,908	2,018	2,142
		確保方策②	1,769	1,825	1,908	2,018	2,142
		②-①	0	0	0	0	0
	4 ～ 6 小学校 年生	量の見込み①	624	657	712	751	843
		確保方策②	624	657	712	751	843
		②-①	0	0	0	0	0
稲毛区	1 ～ 3 小学校 年生	量の見込み①	1,733	1,722	1,702	1,804	1,795
		確保方策②	1,733	1,722	1,702	1,804	1,795
		②-①	0	0	0	0	0
	4 ～ 6 小学校 年生	量の見込み①	568	559	576	580	577
		確保方策②	568	559	576	580	577
		②-①	0	0	0	0	0
若葉区	1 ～ 3 小学校 年生	量の見込み①	1,198	1,167	1,120	1,060	936
		確保方策②	1,198	1,167	1,120	1,060	936
		②-①	0	0	0	0	0
	4 ～ 6 小学校 年生	量の見込み①	459	447	430	423	405
		確保方策②	459	447	430	423	405
		②-①	0	0	0	0	0
緑区	1 ～ 3 小学校 年生	量の見込み①	1,502	1,587	1,586	1,603	1,580
		確保方策②	1,502	1,587	1,586	1,603	1,580
		②-①	0	0	0	0	0
	4 ～ 6 小学校 年生	量の見込み①	461	485	480	505	516
		確保方策②	461	485	480	505	516
		②-①	0	0	0	0	0
美浜区	1 ～ 3 小学校 年生	量の見込み①	1,876	1,857	1,848	1,801	1,728
		確保方策②	1,876	1,857	1,848	1,801	1,728
		②-①	0	0	0	0	0
	4 ～ 6 小学校 年生	量の見込み①	607	602	624	626	644
		確保方策②	607	602	624	626	644
		②-①	0	0	0	0	0
全市	1 ～ 3 小学校 年生	量の見込み①	10,108	10,227	10,323	10,498	10,493
		確保方策②	10,108	10,227	10,323	10,498	10,493
		②-①	0	0	0	0	0
	4 ～ 6 小学校 年生	量の見込み①	3,335	3,371	3,492	3,583	3,774
		確保方策②	3,335	3,371	3,492	3,583	3,774
		②-①	0	0	0	0	0

② 時間外保育事業

(⇒事業概要、設定の考え方等はP167に掲載)

【単位】利用者数：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央区	量の見込み①	1,643	1,640	1,642	1,640	1,664
	確保方策②	1,643	1,640	1,642	1,640	1,664
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	1,368	1,339	1,326	1,309	1,295
	確保方策②	1,368	1,339	1,326	1,309	1,295
	②-①	0	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み①	1,078	1,053	1,033	1,023	1,026
	確保方策②	1,078	1,053	1,033	1,023	1,026
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	685	670	661	648	634
	確保方策②	685	670	661	648	634
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	1,079	1,051	1,037	1,028	1,018
	確保方策②	1,079	1,051	1,037	1,028	1,018
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	1,187	1,180	1,183	1,173	1,160
	確保方策②	1,187	1,180	1,183	1,173	1,160
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	7,040	6,933	6,882	6,821	6,797
	確保方策②	7,040	6,933	6,882	6,821	6,797
	②-①	0	0	0	0	0

③-1 幼稚園預かり保育（1号認定子どもによる不規則の利用）

（⇒事業概要、設定の考え方等はP168に掲載）

【単位】延べ利用人数：人日／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央区	量の見込み①	15,326	14,937	14,739	14,592	14,912
	確保方策②	15,326	14,937	14,739	14,592	14,912
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	15,340	14,897	14,631	14,352	14,156
	確保方策②	15,340	14,897	14,631	14,352	14,156
	②-①	0	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み①	12,599	11,836	11,249	11,124	11,318
	確保方策②	12,599	11,836	11,249	11,124	11,318
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	12,623	12,482	12,187	11,872	11,495
	確保方策②	12,623	12,482	12,187	11,872	11,495
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	11,703	11,218	10,979	10,934	10,854
	確保方策②	11,703	11,218	10,979	10,934	10,854
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	13,433	13,509	13,653	13,477	13,206
	確保方策②	13,433	13,509	13,653	13,477	13,206
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	81,024	78,879	77,438	76,351	75,941
	確保方策②	81,024	78,879	77,438	76,351	75,941
	②-①	0	0	0	0	0

③-2 幼稚園預かり保育（2号認定子どもによる定期的な利用）

（⇒事業概要、設定の考え方等はP168に掲載）

【単位】延べ利用人数：人日／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央区	量の見込み①	71,311	69,497	68,518	67,798	69,120
	確保方策②	71,311	69,497	68,518	67,798	69,120
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	31,765	30,783	30,171	29,623	29,304
	確保方策②	31,765	30,783	30,171	29,623	29,304
	②-①	0	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み①	38,357	36,350	34,857	34,461	35,013
	確保方策②	38,357	36,350	34,857	34,461	35,013
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	59,161	58,371	57,026	55,656	54,222
	確保方策②	59,161	58,371	57,026	55,656	54,222
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	34,772	33,448	32,781	32,596	32,505
	確保方策②	34,772	33,448	32,781	32,596	32,505
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	52,454	52,022	52,001	51,334	50,907
	確保方策②	52,454	52,022	52,001	51,334	50,907
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	287,820	280,471	275,354	271,468	271,071
	確保方策②	287,820	280,471	275,354	271,468	271,071
	②-①	0	0	0	0	0

③-3 一時預かり事業（不定期利用分）

(⇒事業概要、設定の考え方等はP168に掲載)

【単位】延べ利用人数：人日／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央区	量の見込み①	10,674	10,674	10,674	10,674	10,797
	確保方策②	2,871	2,871	2,871	2,871	2,871
	②-①	▲7,803	▲7,803	▲7,803	▲7,803	▲7,926
花見川区	量の見込み①	5,779	5,628	5,590	5,514	5,439
	確保方策②	545	1,165	1,165	1,165	1,165
	②-①	▲5,234	▲4,463	▲4,425	▲4,349	▲4,274
稲毛区	量の見込み①	4,251	4,134	4,056	4,017	4,037
	確保方策②	2,804	2,804	3,862	3,862	3,862
	②-①	▲1,447	▲1,330	▲194	▲155	▲175
若葉区	量の見込み①	6,020	5,886	5,796	5,706	5,571
	確保方策②	1,753	1,753	1,753	2,053	2,053
	②-①	▲4,267	▲4,133	▲4,043	▲3,653	▲3,518
緑区	量の見込み①	3,197	3,119	3,081	3,061	3,023
	確保方策②	2,299	2,299	2,299	2,299	3,135
	②-①	▲898	▲820	▲782	▲762	112
美浜区	量の見込み①	4,314	4,291	4,291	4,267	4,220
	確保方策②	2,325	2,325	2,325	2,325	3,287
	②-①	▲1,989	▲1,966	▲1,966	▲1,942	▲933
全市	量の見込み①	34,235	33,732	33,488	33,239	33,087
	確保方策②	12,597	13,217	14,275	14,575	16,373
	②-①	▲21,638	▲20,515	▲19,213	▲18,664	▲16,714

③-4 一時預かり事業（定期利用分）

（⇒事業概要、設定の考え方等はP169に掲載）

【単位】延べ利用人数：人日／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央区	量の見込み①	4,851	4,851	4,851	4,851	4,877
	確保方策②	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284
	②-①	▲1,567	▲1,567	▲1,567	▲1,567	▲1,593
花見川区	量の見込み①	4,494	4,370	4,361	4,237	4,228
	確保方策②	991	1,983	1,983	1,983	1,983
	②-①	▲3,503	▲2,387	▲2,378	▲2,254	▲2,245
稲毛区	量の見込み①	3,916	3,898	3,774	3,765	3,765
	確保方策②	3,440	3,440	4,588	4,588	4,588
	②-①	▲476	▲458	814	823	823
若葉区	量の見込み①	6,061	5,937	5,812	5,687	5,562
	確保方策②	1,012	1,012	1,012	1,518	1,518
	②-①	▲5,049	▲4,925	▲4,800	▲4,169	▲4,044
緑区	量の見込み①	5,117	4,984	4,869	4,860	4,851
	確保方策②	2,615	2,615	2,615	2,615	3,487
	②-①	▲2,502	▲2,369	▲2,254	▲2,245	▲1,364
美浜区	量の見込み①	4,646	4,637	4,637	4,628	4,610
	確保方策②	4,379	4,379	4,379	4,379	4,379
	②-①	▲267	▲258	▲258	▲249	▲231
全市	量の見込み①	29,085	28,677	28,304	28,028	27,893
	確保方策②	15,721	16,713	17,861	18,367	19,239
	②-①	▲13,364	▲11,964	▲10,443	▲9,661	▲8,654

④ ファミリー・サポート・センター事業

（⇒事業概要、設定の考え方等はP169に掲載）

【単位】延べ利用人数：人日／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未就学児	量の見込み①	7,641	7,733	7,884	7,909	7,850
	確保方策②	2,967	3,371	3,916	4,347	4,825
	②-①	▲4,674	▲4,362	▲3,968	▲3,562	▲3,025
就学児	量の見込み①	10,430	10,220	9,940	9,730	9,450
	確保方策②	4,097	4,469	4,787	5,313	5,898
	②-①	▲6,333	▲5,751	▲5,153	▲4,417	▲3,552
合計	量の見込み①	18,071	17,953	17,824	17,639	17,300
	確保方策②	7,064	7,840	8,703	9,660	10,723
	②-①	▲11,007	▲10,113	▲9,121	▲7,979	▲6,577

⑤ 病児保育事業

(⇒事業概要、設定の考え方等はP170に掲載)

【単位】延べ利用人数：人日/年、利用定員：人、箇所数：か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央区	量の見込み①	4,331	4,354	4,410	4,459	4,443
	確保方策②	2,376	2,499	2,684	2,922	3,168
	②-①	▲1,955	▲1,855	▲1,726	▲1,537	▲1,275
	利用定員（箇所数）	22（3）	22（3）	22（3）	22（3）	22（3）
花見川区	量の見込み①	2,945	2,960	2,998	3,032	3,021
	確保方策②	1,080	2,045	2,196	2,390	2,592
	②-①	▲1,865	▲915	▲802	▲642	▲429
	利用定員（箇所数）	10（2）	18（3）	18（3）	18（3）	18（3）
稲毛区	量の見込み①	2,425	2,438	2,469	2,497	2,488
	確保方策②	864	909	976	2,125	2,304
	②-①	▲1,561	▲1,529	▲1,493	▲372	▲184
	利用定員（箇所数）	8（1）	8（1）	8（1）	16（2）	16（2）
若葉区	量の見込み①	2,079	2,089	2,116	2,140	2,132
	確保方策②	432	454	1,220	1,328	1,440
	②-①	▲1,647	▲1,635	▲896	▲812	▲692
	利用定員（箇所数）	4（1）	4（1）	8（2）	8（2）	8（2）
緑区	量の見込み①	2,945	2,960	2,998	3,032	3,021
	確保方策②	1,944	2,045	2,196	2,390	2,592
	②-①	▲1,001	▲915	▲802	▲642	▲429
	利用定員（箇所数）	18（2）	18（2）	18（2）	18（2）	18（2）
美浜区	量の見込み①	2,600	2,615	2,649	2,676	2,668
	確保方策②	864	909	976	1,062	2,304
	②-①	▲1,736	▲1,706	▲1,673	▲1,614	▲364
	利用定員（箇所数）	8（1）	8（1）	8（1）	8（1）	16（2）
全市	量の見込み①	17,325	17,416	17,640	17,836	17,773
	確保方策②	7,560	8,861	10,248	12,218	14,400
	②-①	▲9,765	▲8,555	▲7,392	▲5,618	▲3,373
	利用定員（箇所数）	70（10）	78（11）	84（12）	92（13）	100（14）

⑥ 地域子育て支援拠点事業

(⇒事業概要、設定の考え方等はP170に掲載)

【単位】延べ利用人数：人日／年、箇所数：か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央区	量の見込み①	59,719	59,513	59,709	59,404	59,168
	確保方策②	66,530	66,261	66,462	66,127	65,926
	②-①	6,811	6,748	6,753	6,723	6,758
	箇所数	4	4	4	4	4
花見川区	量の見込み①	30,068	29,964	30,064	29,910	29,791
	確保方策②	24,447	24,349	24,423	24,299	24,225
	②-①	▲5,621	▲5,615	▲5,641	▲5,611	▲5,566
	箇所数	3	3	3	3	3
稲毛区	量の見込み①	29,024	28,924	29,020	28,871	28,757
	確保方策②	30,650	30,526	30,619	30,465	30,372
	②-①	1,626	1,602	1,599	1,594	1,615
	箇所数	3	3	3	3	3
若葉区	量の見込み①	23,804	23,722	23,800	23,679	23,584
	確保方策②	29,124	29,006	29,094	28,947	28,859
	②-①	5,320	5,284	5,294	5,268	5,275
	箇所数	3	3	3	3	3
緑区	量の見込み①	39,674	39,536	39,667	39,464	39,308
	確保方策②	34,599	34,460	34,564	34,390	34,285
	②-①	▲5,075	▲5,076	▲5,103	▲5,074	▲5,023
	箇所数	4	4	4	4	4
美浜区	量の見込み①	26,519	26,427	26,514	26,379	26,274
	確保方策②	30,286	30,164	30,256	30,103	30,012
	②-①	3,767	3,737	3,742	3,724	3,738
	箇所数	3	3	3	3	3
全市	量の見込み①	208,808	208,086	208,774	207,707	206,882
	確保方策②	215,636	214,766	215,418	214,331	213,679
	②-①	6,828	6,680	6,644	6,624	6,797
	箇所数	20	20	20	20	20

⑦-1 利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）

（⇒事業概要、設定の考え方等はP171に掲載）

【単位】配置数：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	2	2	2	2
	②-①	▲1	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	8	8	8	8	8
	確保方策②	7	8	8	8	8
	②-①	▲1	0	0	0	0

⑦-2 利用者支援事業（こども家庭センター）

（⇒事業概要、設定の考え方等はP171に掲載）

【単位】設置数：か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央区	量の見込み①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	6	6	6	6	6
	確保方策②	6	6	6	6	6
	②-①	0	0	0	0	0

⑧-1 子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・ショートステイ）

（⇒事業概要、設定の考え方等はP171に掲載）

【単位】延べ利用人数：人日／年、箇所数：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,351	1,351	1,351	1,351	1,351
確保方策②	1,351	1,351	1,351	1,351	1,351
②-①	0	0	0	0	0
箇所数	5	5	5	5	5

※本事業の対象は18歳までであるが、本計画では、11歳までの量の見込みと確保方策を記載。

⑧-2 子育て短期支援事業（夜間養護等事業・トワイライトステイ）

（⇒事業概要、設定の考え方等はP172に掲載）

【単位】延べ利用人数：人日／年、箇所数：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	759	745	732	717	707
確保方策②	759	745	732	717	707
②-①	0	0	0	0	0
箇所数	4	4	4	4	4

※本事業の対象は18歳までであるが、本計画では、11歳までの量の見込みと確保方策を記載。

⑨ 妊婦健康診査

（⇒事業概要、設定の考え方等はP172に掲載）

【単位】対象者数：人、受診回数：延べ実施回数：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数	量の見込み①	5,760	5,706	5,652	5,598	5,545
	確保方策②	5,760	5,706	5,652	5,598	5,545
	②-①	0	0	0	0	0
受診回数	量の見込み①	69,120	68,472	67,824	67,176	66,540
	確保方策②	69,120	68,472	67,824	67,176	66,540
	②-①	0	0	0	0	0

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

(⇒事業概要、設定の考え方等はP172に掲載)

【単位】訪問件数：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央区	量の見込み①	1,254	1,259	1,269	1,280	1,288
	確保方策②	1,254	1,259	1,269	1,280	1,288
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	847	841	835	831	826
	確保方策②	847	841	835	831	826
	②-①	0	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み①	753	747	740	734	728
	確保方策②	753	747	740	734	728
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	665	654	648	640	634
	確保方策②	665	654	648	640	634
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	751	741	730	723	714
	確保方策②	751	741	730	723	714
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	710	707	706	705	709
	確保方策②	710	707	706	705	709
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	4,980	4,949	4,928	4,913	4,899
	確保方策②	4,980	4,949	4,928	4,913	4,899
	②-①	0	0	0	0	0

⑪ 養育支援訪問事業

(⇒事業概要、設定の考え方等はP173に掲載)

【単位】訪問件数：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央区	量の見込み①	348	345	341	338	337
	確保方策②	348	345	341	338	337
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	264	261	257	255	251
	確保方策②	264	261	257	255	251
	②-①	0	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み①	248	242	237	232	228
	確保方策②	248	242	237	232	228
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	212	207	203	199	196
	確保方策②	212	207	203	199	196
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	237	232	229	225	222
	確保方策②	237	232	229	225	222
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	252	250	247	246	244
	確保方策②	252	250	247	246	244
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	1,561	1,537	1,514	1,495	1,478
	確保方策②	1,561	1,537	1,514	1,495	1,478
	②-①	0	0	0	0	0

⑫ 子育て世帯訪問支援事業

(⇒事業概要、設定の考え方等はP173に掲載)

【単位】年間延べ利用人数：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	7,720	7,720	7,720	7,720	7,720
確保方策②	1,544	3,088	4,632	6,176	7,720
②-①	▲6,176	▲4,632	▲3,088	▲1,544	0

⑬ 親子関係形成支援事業

(⇒事業概要、設定の考え方等はP173に掲載)

【単位】実人数：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	117	117	117	117	117
確保方策②	24	48	72	96	117
②-①	▲93	▲69	▲45	▲21	0

⑭ 妊婦等包括相談支援事業

(⇒事業概要、設定の考え方等はP174に掲載)

【単位】延べ利用件数：回／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊娠届出数	量の見込み①	5,760	5,706	5,652	5,598	5,545
	確保方策②	5,760	5,706	5,652	5,598	5,545
	②-①	0	0	0	0	0
1組当たり 面談回数	量の見込み①	2.51	2.53	2.54	2.55	2.56
	確保方策②	2.51	2.53	2.54	2.55	2.56
	②-①	0	0	0	0	0
合計回数 面談実施回数	量の見込み①	14,478	14,408	14,337	14,265	14,195
	確保方策②	14,478	14,408	14,337	14,265	14,195
	②-①	0	0	0	0	0

⑮ 産後ケア事業

(⇒事業概要、設定の考え方等はP174に掲載)

【単位】延べ利用人数：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	11,082	13,548	13,684	13,773	13,883
確保方策②	11,082	13,548	13,684	13,773	13,883
②-①	0	0	0	0	0

⑯ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(⇒事業概要、設定の考え方等はP175に掲載)

【単位】必要定員数：人／1時間

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み①	令和7年度中に設定				
	確保方策②					
	②-①					
1歳児	量の見込み①					
	確保方策②					
	②-①					
2歳児	量の見込み①					
	確保方策②					
	②-①					

第5章 こども・若者施策の共通の基盤となる取組み

1 主な取組内容

基本施策1 こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

5-1-1 教育・保育人材の資質の向上（P178再掲）

5-1-2 教育・保育人材の確保（P179再掲）

5-1-3 市による認可・指導監査等を通じた教育・保育の質の確保・向上
（P182再掲）

5-1-4 運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上（P183再掲）

5-1-5 放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上（P185再掲）

5-1-6 児童相談所の人員体制強化・専門性の向上

- ① 弁護士・警察官OBの配置 【東部児童相談所、西部児童相談所】
児童相談所に、弁護士、警察OBを引き続き配置し、困難なケースに的確に対応していきます。（P68再掲）
- ② 児童福祉司の適切な配置 【東部児童相談所、西部児童相談所】
児童福祉法施行令による児童福祉司の配置標準に基づき、児童相談所に配置します。（P68再掲）
- ③ 児童心理司の適切な配置 【東部児童相談所、西部児童相談所】
児童福祉法施行令による児童心理司の配置基準に基づき、児童相談所に配置します。（P68再掲）

5-1-7 児童養護施設等の質の確保

① こども家庭ソーシャルワーカー資格取得促進 【こども家庭支援課】

児童養護施設等に入所しているこども及びその家庭への支援の質を確保するため、児童養護施設等の職員が「こども家庭ソーシャルワーカー」資格を取得する際に必要な経費を助成します。



事業名	こども家庭ソーシャルワーカー資格取得促進				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未実施	実施	継続	継続	継続	継続

② 施設職員等研修の充実 【こども家庭支援課】

施設に入所しているこども及びその家庭への支援の質を確保するため、「基幹的職員研修」を実施するほか、施設等が行う外部研修に必要な経費について助成を実施します。

5-1-8 困難を抱える児童等に対応する職員の質の確保

① 関係機関との連携 【青少年サポートセンター】

学校、警察、千葉市青少年補導員連絡協議会等、関係機関、団体、近隣他市との協力を強化して、子ども・若者を支援します。(P112再掲)

5-1-9 障害児（者）に関わる職員の質の確保

① 特別支援教育エリアコーディネーター 【教育支援課】

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級の担任等、特別支援に係る相談を学校から受け、訪問相談や授業参観等を通して、指導や助言を行い、学級支援を行います。(P126再掲)

② 教職員研修事業 【養護教育センター】

キャリアステージやニーズに応じた研修の実施を行い、専門性の向上を図ります。

③ 特別支援教育の調査研究 【養護教育センター】

特別支援教育における課題を明らかにするため、基礎的専門的な調査研究を行います。

④ 特別支援教育コーディネーター 【教育支援課、養護教育センター】

通常学級在籍の特別な教育的ニーズのある児童生徒に係る校内支援体制の構築や個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成等の推進を図ります。

5-1-10 こども・若者や家庭への支援に関わる人材の育成・支援

- ① こども・若者の居場所で活躍する人材の育成 【こども企画課】
こども・若者の居場所の拡充を図るため、公開講座を開催し、こども・若者の居場所で活躍できる人材を育成します。(P110再掲)
- ② 児童相談所職員への研修等の実施 【東部児童相談所、西部児童相談所】
支援者である児童相談所職員が自身のストレスとトラウマに関する認識を深め、必要かつ適切なケアに繋げるため、研修の実施及び受講勧奨、ストレス緩和に繋がる労働環境の整備、業務フローの効率化による業務負担の軽減、上司、同僚によるサポート体制の構築などを図り、全員が安心安全に長く定着して働ける組織づくりを目指します。
- ③ ちばし幼児教育・保育人材支援センターの運営 【幼保指導課】
幼児教育・保育人材の一層の資質向上、離職防止、人材確保を図るため、相談窓口機能と研修拠点機能を担う「ちばし幼児教育・保育人材支援センター」の運営を継続します。
(P125再掲)
- ④ 教職員ヘルシーシステム（メンタルサポート委員会、メンタルヘルス研修、ストレスチェックの活用等） 【教育給与課】
教職員メンタルサポート委員会を開催し、メンタルヘルス対策の状況や効果的なサポート方法について協議・検討します。精神科医やスクールカウンセラーによるメンタルヘルスの研修を、初任者・5年経験者等の経年時研修において実施します。ストレスチェックの集団分析結果を活用し、各学校で職場環境改善に取り組むほか、職場改善の方法を習得するための管理監督者向けの研修を実施します。

基本施策2 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM(証拠に基づく政策立案)

5-2-1 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM(証拠に基づく政策立案)

① こども・若者施策に関する外部有識者の活用 【こども企画課】

外部有識者から意見を聴取するなど、専門的な知見を活用し、こども・若者施策の推進を図ります。



事業名	こども・若者施策に関する外部有識者の活用				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
検討	実施	継続	継続	継続	継続

② (仮称) こども・若者会議 【こども企画課】

こども・若者から市政に関する意見を収集し、施策等に反映するための仕組みとして、「(仮称) こども・若者会議」を設置します。(P33再掲)

③ アンケート調査の実施 【こども企画課】

こども・若者、子育て当事者のニーズを把握するため、計画の見直し・策定時など、必要に応じて各種アンケート調査を行います。

④ 審議会での意見聴取 【こども企画課】

子育て当事者、外部専門家(大学・こども関係団体)等で構成する審議会において、意見聴取を行います。

基本施策3 施策の推進体制等

5-3-1 こども・若者に関する施策推進のための体制整備

① 成果指標と数値目標の設定 【こども企画課】

計画全体の成果指標を設定するとともに、重要・新規・拡充事業については具体的な実施内容・目標値を設定して、計画的に推進します。



事業名	成果指標と数値目標の設定				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画全体： 指標なし 新規・拡充 事業：目標あり	計画全体： 指標を設定 新規・拡充 事業：目標あり	進捗管理	進捗管理	進捗管理	進捗管理

② (仮称) こども・若者施策推進本部 【こども企画課】

庁内横断的な会議等を設置し、情報共有や連携強化を図り、必要な方針決定や調整を行うなど、こども・若者に関する施策の推進を図るための体制を整備します。



事業名	(仮称) こども・若者施策推進本部				
現状 (令和6年度現在)	実施内容・目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
準備	設置	継続	継続	継続	継続

③ こども・若者施策に関する外部有識者の活用 【こども企画課】

外部有識者から意見を聴取するなど、専門的な知見を活用し、こども・若者施策の推進を図ります。(P215再掲)

④ 審議会での意見聴取 【こども企画課】

子育て当事者、外部専門家(大学・こども関係団体)等で構成する審議会において、意見聴取を行います。(P215再掲)

⑤ こども・若者施策庁内連絡会議 【こども企画課】

庁内関係課が定期的に情報共有及び協議等を行うことにより、こども・若者施策の総合的な推進を図ります。

⑥ 計画の見直し 【こども企画課】

社会経済情勢の変化や制度改正等に適切に対応するため、計画中間年度を目途に、必要に応じて計画の見直しを図ります。

索引

索引（事業一覧）

五十音順 ◎：重要事業 ★：新規事業 ☆：拡充事業

見出し	新規 拡充 重要	事業名	位置付けている箇所	所管課
あ		青色防犯パトロール	1-7-2	地域安全課 地域づくり支援課
		赤ちゃんの駅	3-1-1	こども企画課
		明るい学校づくり推進週間の実施	1-7-1	教育支援課
		朝ごはんをとることの普及啓発	1-2-2	健康推進課
	☆	アフタースクールの拡充	2-2-1	生涯学習振興課
		アンケート調査の実施	5-2-1	こども企画課
い		ESDを踏まえた環境教育の推進	1-2-5	脱炭素推進課
		育児支援事業	1-3-2	健康支援課
		育児ストレス相談	1-6-3、1-8-1、2-4-1、3-4-1	健康支援課
		育児相談	1-3-2、1-6-3、1-8-1、2-1-2 2-1-3、2-4-1、3-4-1	健康支援課
		育成医療費の助成	1-3-3、1-5-1、3-2-1	健康支援課
	★	意見表明等支援事業	1-6-1	こども家庭支援課
		遺児等に対するグリーフケアの実施	1-7-1、1-8-1、2-4-1、3-3-1 3-4-1	こども家庭支援課
		いじめアンケートの実施	1-7-1	教育支援課
		いじめ等の対策及び調査委員会	1-7-1	教育支援課
		いじめ問題対策連絡会	1-7-1	教育支援課
		一時預かり事業	1-6-3、4-2、4-6-3	幼保支援課 幼保運営課
	◎	一時保護環境の改善・体制強化	1-6-2	東部児童相談所
	★	一時保護時の司法審査	1-6-2	東部児童相談所 西部児童相談所
	☆	一時保護所拡充整備	1-6-2	東部児童相談所
		一時保護所の環境改善	1-6-2	東部児童相談所
		生命（いのち）の安全教育の推進	1-1-1、1-7-3	教育職員課
		医療的ケアに係る合同会議の実施	4-5-4	幼保指導課
	インターンシップ推進委員会事業	2-3-1	雇用推進課	
う		うつ病、自殺予防に対する普及啓発	1-7-1	精神保健福祉課 こころの健康センター
		運営に関する関係者評価・第三者評価の実施促進	4-4-5、5-1-4	幼保支援課 幼保運営課 幼保指導課
		運営に関する自己評価の実施	4-4-5、5-1-4	幼保支援課 幼保運営課 幼保指導課
え		SNSを活用した相談	1-8-1、2-4-1	教育支援課
		LGBT交流・居場所づくり事業	1-2-7	男女共同参画課
		LGBT（性的少数者）専門相談	1-2-7、1-8-1、2-4-1	男女共同参画課
		LD等通級指導教室における巡回指導	1-5-2	教育支援課
		エンゼルヘルパー派遣事業	1-6-3、2-1-2	幼保支援課
		延長保育事業	4-2	幼保運営課
お		大草谷津田いきものの里自然観察会	1-2-1	環境保全課
		大宮学園運営事業	1-5-2	障害福祉サービス課

見出し	新規 拡充 重要	事業名	位置付けている箇所	所管課	
お	★	親子関係形成支援事業	1-6-1、4-2	こども家庭支援課	
	★	親子再統合支援事業	1-6-6	東部児童相談所 西部児童相談所	
		親子のための SNS 相談@ちば	1-6-3、1-8-1、2-4-1、3-4-1	こども家庭支援課	
		オレンジリボンキャンペーン	1-6-1	こども家庭支援課	
か		街区公園等整備事業	1-2-3	公園建設課	
	☆	外国人児童・保護者対応のための通訳兼保育補助者の配置	4-4-6、4-5-5	幼保指導課	
		かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	1-5-2	障害者自立支援課	
	☆	夏季休業時拡大枠（サマールーム）	2-2-1	健全育成課	
		各種統計資料等の利活用	1-7-1	精神保健福祉課	
		各種使用料等の減免	1-5-1、3-2-1	各施設所管課	
	★	（仮称）子育てひろばの整備	2-1-3	幼保支援課	
	◎	（仮称）こども・若者会議	1-1-3、5-2-1	こども企画課	
	★	（仮称）こども・若者施策推進本部	5-3-1	こども企画課	
	★	（仮称）こども・若者センター	1-1-3、2-2-1	こども企画課	
		（仮称）就活スクール事業	2-3-2	雇用推進課	
		学校外教育パウチャー	3-2-1、3-3-5	こども家庭支援課	
		学校警察連絡委員会	1-7-2	青少年サポートセンター	
		学校支援地域本部事業	2-2-2	学事課	
		学校セーフティウォッチ事業	1-2-3、1-7-2、1-7-4	学事課	
		学校総合防災マニュアルの改訂	1-7-4	学事課	
		学校における人権教育の実施	1-1-1	教育職員課	
		学校における保健学習・指導の充実	1-3-1	保健体育課	
		家庭教育資料作成事業	1-2-2、1-7-2、1-7-3、2-2-2	健全育成課	
		家庭児童相談	1-6-3、1-8-1、2-4-1、3-4-1	こども家庭支援課	
		家庭訪問相談員	1-8-1、2-2-3、2-4-1	教育センター	
		家庭や保護者への啓発	4-4-3	幼保支援課	
	◎	家庭養育の推進	1-6-5	こども家庭支援課 東部児童相談所	
		環境学習重点実施校	1-2-1	脱炭素推進課	
		環境教育教材	1-2-1	脱炭素推進課	
		環境浄化活動	1-7-2	青少年サポートセンター	
		関係機関との連携	2-2-2、5-1-8	青少年サポートセンター	
		監査結果の公表	4-4-5、5-1-4	幼保支援課 幼保運営課 幼保指導課	
		管理栄養士による相談	1-2-2	健康推進課	
		管理職等への人権に関する研修の実施	1-1-1	教育職員課	
	き		企業立地促進事業	2-3-2	企業立地課
		☆	キッズ・ゾーンの整備、キッズ・ガードの配置助成	4-4-6	幼保運営課
			休日救急診療所	1-3-3	医療政策課
			休日保育事業	4-6-3	幼保運営課
		九都県市自殺対策強化月間に関連した事業の実施	1-7-1	精神保健福祉課	
☆		教育支援センター「ライトポート」	2-2-3	教育センター	
		教育・保育人材の自己評価の実施	4-4-1、5-1-1	幼保指導課	

見出し	新規 拡充 重要	事業名	位置付けている箇所	所管課
き		教員奨学金返金サポート事業	2-3-1	教育職員課
		教職員研修事業	5-1-9	養護教育センター
		教職員同士の連携活動の推進	4-4-3	幼保支援課
		教職員ヘルシーシステム(メンタルサポート委員会、メンタルヘルス研修、ストレスチェックの活用等)	5-1-10	教育給与課
		協定に基づく相互協力	4-4-2、5-1-2	幼保運営課
	★	業務負担軽減に関する検討・実施	4-4-6	幼保運営課
け		計画の見直し	5-3-1	こども企画課
		軽度・中等度難聴児補聴器助成	1-5-1、3-2-1	障害者自立支援課
		健康教育推進事業	1-7-3	保健体育課
		検討会議の設置	4-4-3	幼保支援課
こ		交通安全教育の実施	1-7-4	地域安全課
		高等職業訓練促進給付金	3-3-3	こども家庭支援課
		高等職業訓練促進資金貸付	3-3-3	こども家庭支援課
		高等学校卒業程度認定試験合格支援	3-3-3	こども家庭支援課
		広報・啓発活動	1-7-2、2-2-2	青少年サポートセンター
		公民館における子どもの居場所の確保	2-2-1	生涯学習振興課
	☆	公立保育施設での3歳以上児への主食提供	4-4-6	幼保指導課
		公立保育所職員等研修事業	4-4-1、5-1-1	幼保指導課
		公立保育所の建替え・改修等	4-4-6	幼保支援課 幼保指導課
		公立保育所への保育業務支援システムの継続運用	4-4-6	幼保指導課
		公立夜間中学の運営	2-2-3	学事課 教育指導課
		「交流及び共同学習」の実施	1-5-2	教育支援課
		国際交流プラザでの生活相談	2-2-3	国際交流課
		国際理解教育研究推進協議会の実施	1-2-4	教育指導課
		こころと命の相談室	1-8-1、2-4-1	精神保健福祉課
		こころの劇場	1-2-1、1-2-4	教育指導課
		こころの電話	1-8-1、2-4-1	こころの健康センター
		子育て支援員による人材確保	4-4-2、5-1-2	幼保指導課
		子育て支援拠点施設における父親の子育て支援	4-6-2	幼保支援課
	☆	子育て支援コンシェルジュ	1-3-2、1-8-1、2-1-2、2-4-1 3-1-1、3-4-1、4-2	幼保支援課
		子育て支援事業の利用者負担軽減	3-3-2	健全育成課 こども家庭支援課 幼保支援課
		子育て支援総合コーディネート事業	2-4-1、3-1-1	幼保支援課
		子育て世帯訪問支援事業	1-6-3、1-6-7、1-8-1、2-2-3 2-4-1、3-4-1、4-2	こども家庭支援課
		子育てナビ	3-1-1	こども企画課
		子ども医療費助成	1-3-3、1-5-1、3-2-1	こども企画課
	★	こども家庭センター	1-6-2、1-6-7、1-8-1、2-1-1 2-2-3、2-4-1、3-4-1、4-2	健康支援課 こども家庭支援課
	★	こども家庭ソーシャルワーカー資格取得促進	5-1-7	こども家庭支援課
		子ども議会	1-1-3	教育指導課
		子ども交流館の運営	1-2-1、2-2-1	こども企画課
	★	こども週間	1-1-1	こども企画課
		子どもたちの森公園プレーパークの運営	1-2-1、2-2-1	こども企画課
		子ども電話相談	1-6-3、1-8-1、2-4-1、3-4-1	東部児童相談所

見出し	新規 拡充 重要	事業名	位置付けている箇所	所管課
こ		子どもナビゲーター事業	1-2-2、1-8-1、2-2-3、2-4-1 3-4-1	こども家庭支援課
		子どもの意見聴取等措置	1-6-1	東部児童相談所 西部児童相談所
	◎	こどもの居場所の提供	2-2-1	こども企画課
	◎ ★	こどもの権利救済委員制度	1-1-2	こども企画課
		子どもの情報モラル啓発	1-7-3	青少年サポート センター
		こどものまちCBT	1-1-3	こども企画課
		こども発達相談室の運営	1-5-1、1-8-1、2-4-1	障害者自立支援課
		こども110番のいえ	1-7-2	健全育成課
		こどもミュージックプロムナード	1-2-1	文化振興課
		子どもルーム・アフタースクールにおける 医療的ケアが必要な子どもへの対応	4-5-2	健全育成課 生涯学習振興課
		子どもルーム・アフタースクールにおける 外国人児童（保護者）への対応	4-5-5	健全育成課 生涯学習振興課
	★	子どもルーム・アフタースクールにおける こどもの権利等に関する研修事業	1-1-1、4-4-7、5-1-5	健全育成課 生涯学習振興課
		子どもルーム・アフタースクールにおける 障害のあるこどもの受入れ	1-5-2、4-5-1	健全育成課 生涯学習振興課
		子どもルーム・アフタースクールに対する 定期巡回指導等	4-4-7、5-1-5	健全育成課 生涯学習振興課
		子どもルーム支援員の処遇改善	4-4-7、5-1-5	健全育成課
	☆	子どもルームの拡充	2-2-1	健全育成課
		子どもルームの環境改善	4-4-7、5-1-5	健全育成課
		子どもルーム・アフタースクール利用児童への学 習機会の提供	4-4-7	健全育成課 生涯学習振興課
		子ども・若者支援協議会	2-2-3	健全育成課 青少年サポート センター
		こども・若者施策庁内連絡会議	5-3-1	こども企画課
	★	こども・若者施策に関する外部有識者の活用	5-2-1、5-3-1	こども企画課
		こども・若者市役所	1-1-3	こども企画課
	☆	こども・若者総合相談センター運営事業	1-6-7、1-8-1、2-2-3、2-4-1	健全育成課
		こども・若者の居場所で活躍する人材の育成	2-2-1、5-1-10	こども企画課
		こども・若者の居場所を運営する団体の連携強化	2-2-1	こども企画課
		こども・若者の社会参画の支援	1-1-3	こども企画課
		こども・若者のワークショップ	1-1-3	こども企画課
		こども・若者フォーラム	1-1-3	こども企画課
		子どもを中心とした交流活動の推進	4-4-3	幼保支援課
		子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	4-2	こども家庭支援課
		ごみ分別スクール	1-2-1	廃棄物対策課
	お		桜木園運営事業	1-5-2
		里親等研修の充実	1-6-6	こども家庭支援課 東部児童相談所
		サマーチャレンジ	1-2-1、2-2-2	南部青少年センター
		産休代替職員補助事業	4-4-2、5-1-2	幼保運営課
		産休明け保育事業	4-6-3	幼保指導課
☆		産後ケア事業	1-3-2、2-1-2、4-2	健康支援課
		産婦健康診査	2-1-2	健康支援課
し		Cフェス	1-2-1	文化振興課

見出し	新規 拡充 重要	事業名	位置付けている箇所	所管課
		市営住宅入居時の優遇措置の推進	3-3-2	住宅整備課
	☆	資格取得の支援	2-3-2	雇用推進課
		事業所等における研修の支援	2-3-2	男女共同参画課
		事業所内保育事業整備促進事業費補助	4-1	幼保支援課
		事故防止推進事業	4-4-6	幼保運営課
		自殺の防止等に関する資料の収集・分析・情報提供	1-7-1	精神保健福祉課 こころの健康 センター
		自殺未遂者やその家族等に対する相談等の実施	1-7-1、1-8-1、2-4-1	精神保健福祉課 こころの健康 センター
		自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及	1-7-1	精神保健福祉課 こころの健康 センター
		自殺予防キャンペーンの実施	1-7-1	精神保健福祉課
		自殺予防週間と自殺対策強化月間における普及啓発	1-7-1	精神保健福祉課
		自死遺族支援事業の助成	1-7-1	精神保健福祉課
		自死遺族への相談・支援の実施	1-7-1、1-8-1、2-4-1	精神保健福祉課 こころの健康 センター
		思春期保健対策事業	1-3-1、1-8-1、2-4-1	健康支援課
		次世代農育講座	1-2-1	農業経営支援課
	★	施設間における保育士等の交流に関する検討・実施	4-4-1、5-1-1	幼保指導課
		施設職員等研修の充実	5-1-7	こども家庭支援課
し		施設に対する指導監査	4-4-4、5-1-3	保健福祉総務課 幼保運営課 幼保指導課
		施設に対する巡回指導	4-4-4、5-1-3	幼保指導課
		実費徴収に係る補足給付を行う事業	4-2	幼保支援課 幼保運営課
		自転車走行環境の整備	1-7-4	自転車政策課
		児童家庭支援センター	1-6-3、1-8-1、2-4-1	こども家庭支援課
		児童虐待通告受理・対応（24時間365日体制）	1-6-2	東部児童相談所 西部児童相談所
		児童虐待防止研修	1-6-4	こども家庭支援課 東部児童相談所 西部児童相談所
		自動車運転免許取得助成事業	1-5-1、3-2-1	障害者自立支援課
		自動車改造費助成事業	1-5-1、3-2-1	障害者自立支援課
		自動車燃料費等助成事業	1-5-1、3-2-1	障害者自立支援課
		児童心理司の適切な配置	1-6-2、5-1-6	東部児童相談所 西部児童相談所
		児童相談所職員への研修等の実施	5-1-10	東部児童相談所 西部児童相談所
		◎ 児童相談所の2所2施設化	1-6-2	こども家庭支援課
		児童手当の適正な給付	3-2-1	こども企画課
		児童福祉司の適切な配置	1-6-2、5-1-6	東部児童相談所 西部児童相談所
		児童扶養手当の適正な給付	3-3-5	こども家庭支援課
		児童養護施設等の多機能化・地域分散化・環境改善	1-6-5	こども家庭支援課
		市内短期大学との連携による教育・保育人材の質向上策の検討	4-4-1、5-1-1	幼保支援課 幼保指導課

見出し	新規 拡充 重要	事業名	位置付けている箇所	所管課
し		市内短期大学との連携による教育・保育人材の確保策の検討	4-4-2、5-1-2	幼保指導課
		市内認定こども園、保育園等に勤務する保育士資格保有者の保育園等の優先利用	4-4-2、5-1-2	幼保運営課
		修学資金貸付	4-4-2、5-1-2	幼保運営課
		就業支援講習会	3-3-3	こども家庭支援課
		就職準備金貸付	4-4-2、5-1-2	幼保運営課
		重層的・包括的支援体制の構築	1-8-1、2-4-1、3-4-1	地域福祉課
		宿泊を伴う体験学習の実施	1-2-1	教育指導課
		巡回アドバイザーによる支援員等への支援	1-5-2、4-5-1、4-5-4	健全育成課 生涯学習振興課
		省エネ教育プログラム	1-2-1	脱炭素推進課
		障害児通所支援事業	1-5-1	障害福祉サービス課
		障害児等療育支援事業	1-5-2、1-8-1、2-4-1	障害福祉サービス課
		障害児保育・特別支援教育に関する研修	1-5-2、4-5-3	幼保支援課 幼保指導課
		障害児保育等に係る巡回相談	1-5-2、4-5-4	幼保指導課
		障害児保育の実施	1-5-2、4-5-1	幼保運営課 幼保指導課
		障害児保育・特別支援教育補助	1-5-2、4-5-1	幼保運営課
		障害者基幹相談支援センター	1-5-1、1-8-1、2-4-1	障害福祉サービス課
		障害者差別解消の推進	1-5-1、1-8-1、2-4-1	障害者自立支援課
		小学校外国語活動・外国語教育の推進	1-2-4	教育指導課
		小規模グループケアでの養育	1-6-5	こども家庭支援課
		ショートステイ	1-6-3、4-2	こども家庭支援課
		小・中学校等における社会参画活動の支援	1-1-3	こども企画課
		小・中学校内における「交流及び共同学習」の実施	1-5-2	教育支援課
		小・中学校におけるブラインド型避難訓練の実施	1-7-4	学事課
		小・中・高校生の社会参画意識の育成	1-1-3	選挙管理委員会 事務局
		小児慢性特定疾病医療費の助成	1-3-3、1-5-1、3-2-1	健康支援課
		少年自然の家運営事業	1-2-1、2-2-2	健全育成課
		消費者被害防止に係る教育・啓発	1-7-4	消費生活センター
		消費生活用製品安全法に基づく立入検査	1-7-4	消費生活センター
		情報交換事業	3-3-2	こども家庭支援課
		情報モラル教育の推進	1-7-3	教育センター
		嘱託医・園医との共同学習会の開催	4-4-1、5-1-1	幼保指導課
		女性活躍推進アドバイザー派遣	2-3-2	男女共同参画課
		女性の健康支援事業	1-3-1、1-8-1、2-4-1	健康支援課
		女性リーダーの育成	1-2-6	男女共同参画課
		初任者研修、専門研修	1-2-6、1-2-7	教育センター
		自立援助ホーム	1-6-6	こども家庭支援課
		自立支援教育訓練給付金	3-3-3	こども家庭支援課
		私立幼稚園及び民間保育園に対する認定こども園移行支援	4-1、4-3-1	幼保支援課
		私立幼稚園教材費補助	4-4-6	幼保支援課
		私立幼稚園特別支援教育事業補助	1-5-2、4-5-1	幼保支援課
		審議会での意見聴取	5-2-1、5-3-1	こども企画課
	新規学校卒業者就職面接会の共催	2-3-2	雇用推進課	

見出し	新規 拡充 重要	事業名	位置付けている箇所	所管課
し		人権教育研究協議会	1-2-6、1-2-7	教育指導課 教育センター
		心身障害者（児）医療費助成	1-3-3、1-5-1、3-2-1	障害者自立支援課
		心身障害者（児）福祉手当支給事業	1-5-1、3-2-1	障害者自立支援課
		新生児・妊産婦訪問指導	1-3-2、1-8-1、2-1-2、2-4-1 3-4-1	健康支援課
		新生児聴覚検査費用助成事業	1-3-3、2-1-3	健康支援課
		新生児マスキング検査	1-3-3、2-1-3	健康支援課
		身体障害者スポーツ大会	1-5-3	障害者自立支援課
す		睡眠リズムを整える学習	1-2-2	保健体育課
		スーパーサイエンスハイスクール事業	1-2-5	教育改革推進課
	☆	スクールカウンセラー活用	1-6-3、1-8-1、2-2-3、2-4-1	教育支援課
	☆	スクールソーシャルワーカー活用	1-6-3、1-8-1、2-2-3、2-4-1	教育支援課
		スクールメディカルサポート事業	1-5-1	養護教育センター
	☆	ステップルームティーチャー活用	2-2-3	教育支援課
せ		生活自立・仕事相談センター	2-2-3、2-4-1	保護課
	★	成果指標と数値目標の設定	5-3-1	こども企画課
	☆	生活保護世帯等学習・生活支援事業	1-8-1、2-2-3、2-4-1	保護課
		青少年育成委員会活動事業	1-7-2、1-7-3、2-2-2、2-2-3	健全育成課
		青少年育成団体等の支援事業	2-2-2	健全育成課
		青少年交流の実施	1-2-4	国際交流課
		青少年サポート事業	2-2-3	青少年サポート センター
		青少年相談員活動事業	1-7-2、1-7-3、1-8-1、2-2-2 2-2-3、2-4-1	健全育成課
		「青少年の日」「家庭・地域の日」関連事業	2-2-2	健全育成課
		青少年問題協議会	1-2-2、2-2-2	健全育成課
		精神保健福祉相談事業	1-8-1、2-4-1	精神保健福祉課
		制度対象者への情報提供等	3-3-1	こども家庭支援課
		性暴力被害者の支援	1-7-3	男女共同参画課
		性や健康に関する情報提供や講座の開催	1-3-1	男女共同参画課
		接続期のカリキュラムの普及・促進	4-4-3	幼保支援課
		「潜在保育士」等の市内の認定こども園、 保育園等への再就職支援	4-4-2、5-1-2	幼保指導課
★	専門家への相談体制整備	4-4-4、5-1-3	幼保支援課	
そ		総合的な放課後対策の推進	2-2-1	生涯学習振興課
		相談活動事業	1-8-1、2-2-2、2-4-1	青少年サポート センター
		相談情報の収集・分析	1-7-1	精神保健福祉課
		相談体制の充実	3-3-1	こども家庭支援課
		相談窓口（子どもにここサポート）の設置	1-7-3、1-8-1、2-4-1	教育職員課
た		第3子以降の学校給食費無償化	3-2-1	保健体育課
	★	多子世帯の保育料軽減（第2子以降の保育料負担 軽減）	3-2-1	幼保運営課
		立入調査事業	1-7-2	青少年サポート センター
		脱炭素への意識向上を図る多様な主体との連携 事業	1-2-5	脱炭素推進課
		多様な事業者の参入促進・能力活用事業	4-2	幼保支援課 幼保運営課 幼保指導課

見出し	新規 拡充 重要	事業名	位置付けている箇所	所管課
た		多様な性への理解促進	1-2-7	男女共同参画課
		だれもが遊べる広場づくり事業	1-2-3	公園管理課
		男女共同参画に関する講座の開催	1-2-6	男女共同参画課
		男女雇用機会均等法などの法律や制度の周知	2-3-2	男女共同参画課
		男性の育児休業取得促進奨励金	4-6-2	幼保支援課
		男性の子育て支援に関するハンドブック	4-6-2	幼保支援課
		男性の子育て支援事業	4-6-2	幼保支援課
		男性の子育て支援に関する講座の開催	4-6-2	男女共同参画課
		団地住替え支援事業	1-2-3、2-3-3	住宅政策課
ち		地域子育て支援拠点事業	1-6-3、1-8-1、2-1-3、2-4-1 3-4-1、4-2	幼保支援課
		地域精神保健福祉講演会の実施	1-7-1	精神保健福祉課 こころの健康センター
		地域との交流体験活動の推進	1-2-1	教育指導課
		地区別バリアフリー基本構想の策定	1-2-3	交通政策課
		ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム Seedlings of Chiba	1-2-5	雇用推進課
	☆	千葉県警との情報共有	1-6-4	こども家庭支援課 東部児童相談所 西部児童相談所
		ちばし安全・安心メール	1-7-2	地域安全課
		千葉市育英資金支給制度	3-2-1	教育改革推進課
		千葉市夏休みおしごと感動体験	1-2-1	雇用推進課
	★	千葉市こども・若者基本条例リーフレット等による周知啓発	1-1-1	こども企画課
		ちばしパラスポーツコンシェルジュ	1-5-3	スポーツ振興課
		千葉市保育協議会研修委託事業	4-4-1、5-1-1	幼保指導課
		千葉市民間保育園協議会研修補助事業	4-4-1、5-1-1	幼保運営課
		千葉市幼・保・こ・小連携教育推進協議会の実施	4-4-3	教育指導課
		ちばし幼児教育・保育人材支援センターの運営	2-4-1、4-4-1、4-4-2、5-1-1 5-1-2、5-1-10	幼保指導課
		千葉市幼稚園協会研修等補助事業	4-4-1、5-1-1	幼保支援課
		ちば地域若者サポートステーションとの連携	2-3-2	雇用推進課
		中高生の保育体験を通じた魅力の発信	4-4-2、5-1-2	幼保指導課
		庁内におけるこども・若者の参画事業の推進	1-1-3	こども企画課
		調理実習を通じた望ましい食生活の啓発	1-2-2	健康推進課
つ		通学路の合同点検	1-2-3、1-7-4	学事課
て		DV 被害者・児童への心理教育プログラム事業	1-6-1	こども家庭支援課
		デートDV 予防の啓発	1-1-1	こども家庭支援課
		転入外国人向け案内冊子の発行	2-2-3	国際交流課
と		ときめきサタディ	1-2-1、2-2-2	南部青少年センター
		特定医療費（指定難病）の助成	1-3-3、1-5-1、3-2-1	健康支援課
		特別支援教育就学奨励費	1-5-1、3-2-1	学事課 保健体育課
		特別支援教育介助員事業	1-5-1	養護教育センター
		特別支援教育指導員事業	1-5-1	養護教育センター
		特別支援教育の調査研究	5-1-9	養護教育センター
		特別支援教育エリアコーディネーター	2-4-1、5-1-9	教育支援課

見出し	新規 拡充 重要	事業名	位置付けている箇所	所管課
と		特別支援教育コーディネーター	5-1-9	教育支援課 養護教育センター
		どこでもこどもカフェの開催支援	2-2-1	こども企画課
		土日・夜間電話相談	2-4-1、3-3-1、3-4-1	こども家庭支援課
	☆	土日開催の両親学級	1-3-2、2-1-1、4-6-2	健康支援課
		トワイライトステイ	1-6-3、4-2	こども家庭支援課
に		2歳児むし歯予防教室	1-3-2、2-1-3	健康推進課
		24時間電話相談事業	1-8-1、2-4-1	教育支援課
		日常生活支援	3-3-2	こども家庭支援課
		日本語学習支援	2-2-3	国際交流課 教育指導課
		日本語指導通級教室	2-2-3	教育指導課
		ニューファーマー育成研修	2-3-2	農業経営支援課
	☆	乳児一般健康診査	1-3-2、2-1-3	健康支援課
		乳児家庭全戸訪問事業	1-3-2、1-6-3、1-8-1、2-1-2 2-4-1、3-4-1、4-2	健康支援課
	★	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度事業）	4-2	幼保支援課
		乳幼児健康診査	1-3-2、1-5-2、1-6-3、2-1-2 2-1-3	健康支援課
		乳幼児健康診査（屈折検査）	2-1-3	健康支援課
		乳幼児健康診査（健康教育）	1-2-2	健康支援課
		認可外保育施設保育士資格取得支援事業	4-4-2、5-1-2	幼保運営課
		認可に当たっての外部の専門家・有識者による審査	4-4-4、5-1-3	こども企画課 幼保支援課
		妊産婦歯科健診	2-1-1	健康支援課
		認定こども園移行のための施設整備・改修等補助	4-1、4-3-1	幼保支援課
	☆	認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な子どもへの対応	4-5-2	幼保指導課
		認定こども園、保育園等におけるICT化推進事業	4-4-6	幼保運営課
		認定こども園、保育園の老朽化対策	4-4-6	幼保支援課 幼保指導課
	★	認定こども園に関する保護者に対する普及啓発	4-3-2	幼保支援課
	妊婦健康診査	2-1-1、4-2	健康支援課	
	妊婦のための支援給付	2-1-2	健康支援課	
	妊婦等包括相談支援事業	1-3-2、1-6-1、1-8-1、2-1-2 2-4-1、3-1-1、3-4-1、4-2	健康支援課	
ね		ネットパトロール事業	2-2-2	青少年サポート センター
の		農業インターンシップ	2-3-1	農政課
は		配偶者暴力（DV）関連職員研修等の実施	1-1-1	こども家庭支援課
		二十歳のつどい	2-2-2	健全育成課
		発達障害者支援センター運営	1-5-1、1-5-2、1-8-1、2-4-1	障害者自立支援課
		発達障害等に関する巡回相談員整備事業	1-5-2、4-5-4	障害者自立支援課
		歯と口の健康づくりの推進	1-2-2	保健体育課
		母親＆父親学級	1-3-2、2-1-1	健康支援課
ひ		ひきこもり地域支援センターの設置・運営	1-8-1、2-2-3、2-4-1	精神保健福祉課
		ひきこもり家族セミナー	2-2-3	精神保健福祉課
		1人1台端末活用によるSOSの早期把握	1-8-1、2-4-1	教育支援課
		ひとり親家庭等医療費助成	1-3-3、3-2-1、3-3-5	こども家庭支援課

見出し	新規 拡充 重要	事業名	位置付けている箇所	所管課
ひ		ひとり親家庭に対する認定こども園、保育所等、子どもルームへの優先入所	3-3-2	健全育成課 こども家庭支援課 幼保運営課
		一人ひとりにとって望ましい食生活の推進	1-2-2	健康推進課
	☆	病児・病後児保育事業	4-2、4-6-3	幼保支援課
ふ		ファミリー・サポート・センター事業	1-6-3、4-2	幼保支援課
		福祉タクシー事業	1-5-1、3-2-1	障害者自立支援課
		不妊専門相談センター事業	2-1-1	健康支援課
		ふるさとハローワーク	2-3-2	雇用推進課
		ふれあい自然観察会	1-2-1	環境保全課
		プレーパーク開催団体への支援	1-2-1、2-2-1	こども企画課
	☆	プレコンセプションケアの推進	1-3-1、2-1-1	健康支援課
へ		へらそうくんルーム	1-2-1	廃棄物対策課
		弁護士による養育費相談	2-4-1、3-3-4、3-4-1	こども家庭支援課
		弁護士・警察官 OB の配置	1-6-2、5-1-6	東部児童相談所 西部児童相談所
ほ		保育園・幼稚園等合同研修事業	4-4-1、5-1-1	幼保指導課
		保育教諭確保のための保育士資格取得補助事業	4-4-2、5-1-2	幼保支援課 幼保運営課
		保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得補助事業	4-4-2、5-1-2	幼保支援課 幼保運営課
		保育士、子どもルーム支援員等を父母に持つ児童の子どもルームへの入所優遇	4-4-7、5-1-5	健全育成課
	☆	保育士等給与改善事業	4-4-2、5-1-2	幼保運営課
		保育需要に対応した保育の受け皿の拡充	4-1、4-6-3	幼保支援課
		保育所等宿舍借り上げ支援事業	4-4-2、5-1-2	幼保運営課
		保育士等配置基準改善事業	4-4-6	幼保運営課
		「保育所（園）防災マニュアル」の更新	1-7-4	幼保運営課 幼保指導課
	★	保育所等におけるこどもの権利等に関する研修事業	1-1-1、4-4-1、5-1-1	幼保指導課
		保育所等における性被害防止対策に係る設備支援事業	4-4-6	幼保支援課 幼保運営課 幼保指導課
		保育補助者雇上げ費貸付	4-4-2、5-1-2	幼保運営課
		保育料一部貸付	4-4-2、5-1-2	幼保運営課
		保育ルーム助成事業	4-1	幼保運営課
		放課後子ども教室の実施	2-2-1	生涯学習振興課
		放課後子ども教室と子どもルームの連携	2-2-1、4-4-7、5-1-5	健全育成課 生涯学習振興課
		放課後児童クラブ（子どもルーム）	4-2、4-6-3	健全育成課
		放課後児童クラブ（アフタースクール）	4-2、4-6-3	生涯学習振興課
		放課後児童支援員・補助支援員等研修	4-4-7、5-1-5	健全育成課 生涯学習振興課
		放課後の校庭の開放	2-2-1	生涯学習振興課
	防災行政無線機器の設置	1-7-4	防災対策課 健全育成課 幼保支援課 幼保運営課 幼保指導課	
	防災備蓄品の整備	1-7-4	健全育成課	
	防犯ウォーキング	1-7-2	地域づくり支援課	
	暴力によらない子育ての市民向け講座実施	1-1-1、1-6-1	こども家庭支援課	

見出し	新規 拡充 重要	事業名	位置付けている箇所	所管課
ほ		暴力によらない子育ての周知・啓発	1-6-1	こども家庭支援課
		保健福祉センター児童虐待通告受理・対応	1-6-2	こども家庭支援課
		母子・父子自立支援員	2-4-1、3-3-1、3-4-1	こども家庭支援課
		母子・父子・寡婦福祉資金貸付	3-3-5	こども家庭支援課
		母子家庭等就業・自立支援センター	2-4-1、3-3-3、3-4-1	こども家庭支援課
		母子健康手帳の交付・面接	1-6-3、2-1-1、2-1-2	健康支援課
		母子健康手帳に関する啓発	2-1-1	健康支援課
		母子生活支援施設での支援	1-6-5	こども家庭支援課
		補導活動事業	1-7-2、2-2-2	青少年サポートセンター
み		未熟児養育医療費の助成	1-3-3、1-5-1、3-2-1	健康支援課
		身近な公園における新たな滞在環境の創出事業	1-2-3	公園管理課
		未来の科学者育成プログラムの充実	1-2-5	生涯学習振興課
		未来への夢を育む音楽芸術体験教室	1-2-1、1-2-4	教育指導課
	☆	民間事業者への委託拡大の検討	4-4-7、5-1-5	健全育成課
		民間事業者への運営費等の補助	4-4-7、5-1-5	健全育成課
		民間賃貸住宅入居支援制度の推進	3-3-2	住宅政策課
		民間保育園等の防災マニュアルの策定支援	1-7-4	幼保運営課 幼保指導課
		民間保育園整備に係る開園前後賃借料補助	4-1	幼保支援課
む	★	むし歯予防フッ化物洗口導入支援事業	2-1-3	健康推進課
		無電柱化推進事業	1-7-4	土木保全課
め		メディア芸術振興事業	1-2-1	文化振興課
も		木育の推進	1-2-1	脱炭素推進課
や		夜間応急診療（夜急診）	1-3-3	市立海浜病院事務局
		夜間・休日の心のケア相談	1-8-1、2-4-1	精神保健福祉課
		夜間保育事業	4-6-3	幼保運営課
		薬物乱用防止対策	1-7-3	医療政策課
		野菜をとることの普及啓発	1-2-2	健康推進課
		ヤングケアラーへの理解促進	1-6-7、2-2-3	こども家庭支援課
		ヤングケアラー連携支援体制の構築	1-6-7、2-2-3	こども家庭支援課
ゆ		ゆうあいピック	1-5-3	障害者自立支援課
よ		養育支援訪問事業	1-3-2、1-5-2、1-6-3、1-8-1 2-1-2、2-1-3、2-4-1、3-4-1 4-2	健康支援課
		養育費確保促進事業	3-3-4	こども家庭支援課
		養育費に関する公正証書作成費補助	3-3-4	こども家庭支援課
		養育費の取決めに係る調停等の費用助成	3-3-4	こども家庭支援課
		養護教育センターの設備拡充	1-5-1	養護教育センター
		幼稚園預かり保育	4-2	幼保支援課
		幼稚園教諭・保育士養成施設に対する採用 PR	4-4-2、5-1-2	幼保指導課 幼保運営課
		要保護児童対策及び DV 防止地域協議会	1-6-4	こども家庭支援課
		幼保こ小連携・接続に係る研修等の実施	4-4-3	幼保支援課
り		理数サポーター、理科サポーターの配置	1-2-5	教育指導課
		リサイクル体験教室	1-2-1	廃棄物対策課
		リスキングの支援	2-3-2	雇用推進課
		離乳食教室	1-3-2、2-1-3	健康推進課

見出し	新規 拡充 重要	事業名	位置付けている箇所	所管課
り		療育機関との連携の強化	1-5-2、4-5-1	障害福祉サービス課 幼保支援課 幼保指導課
		療育センター運営事業	1-5-2	障害福祉サービス課
ろ	★	労働環境改善に関する検討	4-4-6	幼保運営課
わ		ワーク・ライフ・バランスに係る普及啓発	4-6-1	男女共同参画課
		わくわくカレッジ	1-2-1、2-2-2	南部青少年センター
	★	わんぱくの森整備	1-2-1、2-2-1	廃棄物施設整備課

資料編

1 計画の策定経過

実施年月日	会議名等	主な内容
令和4年 1月24日～2月7日	ヤングケアラーに関する実態調査の実施	
6月27日～8月1日	子ども・子育て支援ニーズ調査の実施	
令和5年 7月24日～9月18日	「(次期) こどもプラン」策定に係るアンケート調査の実施	
9月1日～11月8日	(仮称) こども基本条例の制定に向けたアンケート調査の実施	
10月16日～12月8日	「(次期) ひとり親家庭自立促進計画」策定に係るアンケート調査の実施	
令和6年 3月6日	令和5年度 第3回こども施策庁内 連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「(次期) 千葉県こどもプラン」の策定について ・「(次期) 千葉県こどもプラン」の策定に係るアンケート調査結果について ・「(次期) ひとり親家庭自立促進計画」の策定に係るアンケート結果について
3月22日	令和5年度 第2回子ども・子育て会議	・「(次期) 子ども・子育て支援事業計画」の策定について
3月22日	令和5年度 第2回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・「(次期) 千葉県こどもプラン」の策定について ・「(次期) 千葉県こどもプラン」の策定に係るアンケート調査結果について ・「(次期) ひとり親家庭自立促進計画」の策定に係るアンケート結果について
9月27日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の「量の見込み」について ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について
10月17日	令和6年度 第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の「確保方策」について ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」について
10月23日	令和6年度 第2回こども施策庁内 連絡会議	・(次期) 千葉県こどもプランの骨子案について
11月21日	令和6年度 第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」(追加事業分)について ・子ども・子育て支援事業計画の施策体系及び取組事業について
11月22日	令和6年度 第1回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	・(次期) 千葉県こどもプランの策定について
12月18日	令和6年度 第4回子ども・子育て会議	・「次期子ども・子育て支援事業計画(素案)」について
12月24日	令和6年度 第2回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	・「千葉県こども・若者プラン」の素案について
令和7年 1月8日、21日	調整会議・政策会議	・千葉県こども・若者プランについて
1月28日～2月28日	パブリックコメント手続の実施	
3月下旬	令和6年度 第3回こども施策庁内 連絡会議	・千葉県こども・若者プラン(案)について
3月下旬	令和6年度 第5回子ども・子育て会議	・千葉県こども・若者プラン(案)について
3月下旬	令和6年度 第3回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	・千葉県こども・若者プラン(案)について

2 千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

任期：令和4年6月8日～令和7年6月7日（3年）

氏名	区分	職名等	備考
三井美和香	市議	千葉市議会議員（教育未来委員会委員長）	分科会長 職務代理者
大森 康雄	社会福祉 事業従事者	千葉市民間保育園協議会会長	
栗田 節子		千葉市民生委員児童委員協議会副会長	
坂原彩日香		千葉市ひまわり会（里親会）会長	
矢澤 正浩		千葉市社会福祉協議会常務理事	
伊藤 愛	学識経験者	千葉市小中学校長会理事 （こてはし台中学校長）	
岸 憲秀		千葉市幼稚園協会会長	
今田 進		千葉市医師会（小児科）	
佐藤 慎二		植草学園短期大学教授	
千葉美江子		千葉明德短期大学非常勤講師	
中澤 潤		植草学園大学・植草学園短期大学学長	分科会長
中間 陽子		千葉県弁護士会	
平川 紀子		千葉市小中学校長会調査研究委員 （轟町小学校長）	
藤田 啓子		千葉市青少年育成委員会会長会会計監査	
堀田 昭久		千葉労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官	
牧田 洋一		千葉家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官	
松木 悟志		千葉市医師会（精神科）	
三浦 康宏		日本公認会計士協会千葉会	
渡邊加代子		千葉市PTA連絡協議会会計	

※敬称略

3 千葉市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年8月1日～令和7年7月31日（2年）

氏名	職名等	備考
石橋 竜也	連合千葉・中央地域協議会幹事	
猪原 早紀	子どもの保護者	
江藤 悦子	イオン株式会社ダイバーシティ推進室室長	
榎沢 良彦	東京家政大学児童学部児童学科教授	
大森 康雄	千葉市民間保育園協議会会長	
風間 一郎	全千葉県私立幼稚園連合会会長	
上村 麻郁	千葉経済大学短期大学部こども学科教授	
岸 憲秀	千葉市幼稚園協会会長	
久保 桂子	和洋女子大学家政学部服飾造形学科特任教授	会長
久留島太郎	NPO法人ファザーリング・ジャパン元理事	
高島 翔也	子どもの保護者	
萩原絵里子	子どもの保護者	
原木 真名	全国病児保育協議会理事	
廣瀬 万穂	千葉市子育て支援館館長	
増田 和人	千葉県認定こども園会議理事	
松浦 伸治	千葉市保育協議会会長	
横尾 有沙	子どもの保護者	
矢澤 正浩	千葉市社会福祉協議会常務理事	副会長

※敬称略

4 千葉市青少年問題協議会委員名簿

任期：令和6年9月1日～令和8年8月31日（2年）

氏名	職名等	備考
東野 広志	千葉市青少年相談員連絡協議会 会長	
今井 君江	千葉市子ども会育成連絡会 総務部長	
榎原 雅代	千葉市医師会 医師	
勝田 友子	千葉家庭裁判所 主任家庭裁判所調査官	
金木 茂之	千葉県警察（千葉市警察部総務課） 理事官	
小山こずえ	千葉市青少年育成委員会会長会 会長	副会長
佐々木 圭	千葉保護観察所 統括保護観察官	
佐々木 貴弘	千葉少年鑑別所 地域非行防止調整官	
佐藤 和男	千葉人権擁護委員協議会 千葉支部会事務局長	
佐藤 秀作	千葉市中学校長会 理事	
杉本 景子	千葉市PTA連絡協議会 副会長	
馬場 真里子	千葉市青少年補導員連絡協議会 副会長	
日野 敬子	千葉市民生委員児童委員協議会 副会長	
宮本 みち子	千葉大学、放送大学 名誉教授	会長
山下 裕志	千葉市保護司会連絡協議会 副会長	

※敬称略

5 子ども・子育て支援ニーズ調査結果（概要）

（1）調査の目的

幼稚園、保育所、その他の子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び今後の利用意向、また放課後児童クラブその他の放課後の過ごし方に係る現状及び今後の希望を把握するために実施しました。

（2）小学校就学前児童向け調査の概要

調査対象	市内在住の小学校就学前児童（0～5歳・平成28年4月2日～令和4年4月1日生まれ）から無作為抽出した児童の保護者 ※地域及び年齢ごとの特性を把握できるよう、行政区及び年齢により区分した児童を無作為抽出。		
調査方法	郵送による配布・回収		
実施期間	令和4年6月27日～8月1日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	8,530件	3,563件	41.77%
主な調査項目	①保護者の就労状況・就労希望 ②幼稚園、保育園等の利用状況・利用希望 ③地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用希望 ④保護者の育児休業取得状況・取得希望		

（3）小学生向け調査の概要

調査対象	市内在住の小学生（6～11歳・平成22年4月2日～平成28年4月1日生まれ）から無作為抽出した児童の保護者 ※地域及び年齢ごとの特性を把握できるよう、行政区及び年齢により区分した児童を無作為抽出。		
調査方法	郵送による配布・回収		
実施期間	令和4年6月27日～8月1日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	8,670件	3,515件	40.54%
主な調査項目	①保護者の就労状況・就労希望 ②放課後等の居場所に関する現状・希望 ③放課後児童クラブの利用状況・利用希望		

(4) 小学校就学前児童向け調査結果の概要

①保護者の就労状況

【母親のフルタイム就労割合が上昇】

母親の就労状況は、育児休業中を含めて68.0%が就労しており、特にフルタイム就労の割合が平成30年度調査より5ポイント増加しています。そのため、フルタイムの共働きの割合も平成30年度調査より7.2ポイント増加しています。

パート・アルバイト等で就労している母親の88.3%が就労の継続を希望し、そのうち30.2%がフルタイムへの転換を希望しています。

②幼稚園、保育園等の利用状況・利用希望

【0～2歳児の教育・保育施設等の利用割合が上昇】

日常的に教育・保育施設等を利用している0～2歳児の割合は51.9%で、平成30年度調査より6.5ポイント増加しています。

また、3～5歳児では98.6%が日常的に教育・保育施設等を利用しています。

保護者の就労状況別に利用希望をみると、フルタイムの共働き家庭では80.6%が保育園を希望し、フルタイムと専業主婦(夫)の家庭では80.5%が幼稚園を希望しています。しかし、就労状況にかかわらず、認定こども園や幼稚園の預かり保育の利用意向がみられます。

③子どもの病気やケガの際の対応

【子どもが病気等で教育・保育施設等を利用できない場合、親が仕事を休むケースが増加】

現在、教育・保育施設等を日常的に利用している者のうち、子どもが病気やケガで教育・保育施設等を利用できなかったことが「あった」者の割合は63.8%となっています。

その場合に「病児・病後児保育を利用した」割合は4.9%で平成30年度調査より4.3ポイント減少し、「母親が仕事を休んだ」が71.3%、「父親が仕事を休んだ」が36.1%と、いずれも平成30年度調査より高くなっています。また、そのうち36.0%が「できれば病児・病後児保育等に預けたかった」と回答しています。

④地域における子育て支援

【0～2歳児の地域子育て支援拠点事業の利用割合は2割だが利用意向は高い】

地域子育て支援拠点事業の利用割合は、0～2歳児が22.6%、3～5歳児が6.4%となっています。利用者の今後の利用意向は高く、利用者の約9割が現在と同じくらいか、現在よりも多く利用したいと回答しています。

⑤小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

【フルタイムの共働き家庭の放課後児童クラブの利用希望が高い】

子どもが小学校に就学した後の放課後(平日の授業終了後)の過ごし方に関する希望は、フルタイムの共働き家庭では、低学年の期間は「放課後児童クラブ」の希望が74.9%となっており、高学年の期間でも37.9%となっています。

⑥保護者の育児休業の取得状況

【育児休業取得割合が父親・母親ともに大幅に上昇、母親は子どもが1歳になるまでの育児休業取得希望が高い】

育児休業を取得した（取得中を含む）父親の割合は15.3%、母親の割合は54.7%で、いずれも平成30年度調査より取得割合が約10ポイント増加しています。

育児休業取得後に職場復帰した母親の69.8%が「年度初めの（保育所等の）入所時期に合わせた」と回答しており、84.2%は子どもが1歳になった時に必ず預けられる教育・保育施設等があれば「1歳になるまで育児休業を取得した」と回答しています。

（5）小学生向け調査結果の概要

①保護者の就労状況

【共働き家庭の割合が上昇】

保護者の就労状況は、共働き家庭が67.1%となっており、平成30年度調査より5ポイント増加しています。就労していない母親の30.6%は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と希望しています。

②放課後の過ごし方の現状と希望

【放課後児童クラブの利用割合は低学年の期間、また共働き家庭で高い】

平日の放課後の過ごし方は、約7割が「習い事」となっています。

「放課後児童クラブ」の割合は、低学年の期間は43.4%と平成30年度調査より6ポイント増加しています。

また、保護者の就労状況でみると、共働き家庭では36.3%となっています。

今後の希望においても、低学年の期間は「放課後児童クラブ」が37.6%となっています。

6 「(次期)ひとり親家庭自立促進計画」策定に係るアンケート調査結果(概要)

(1) 調査の目的

ひとり親家庭等の生活の実情や子育てと仕事の両立の状況などについて把握し、ひとり親家庭等への支援策を検討するために実施しました。

調査対象	市内に住む児童扶養手当の受給資格を持つ全世帯		
調査方法	インターネット (児童扶養手当の現況調査における決定通知を郵送する際に、二次元バーコードを記載した調査依頼を同封し、回答を得た)		
実施期間	令和5年10月16日～12月8日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	5,207件	930件	17.86%
主な調査項目	①家庭の状況 ②生活の状況 ③養育費と面会交流 ④保護者の就労等 ⑤必要とされる支援		

(2) 調査結果の概要

①世帯状況等

母子家庭が95.3%を占め、保護者の年齢は「40代」が45.4%、「30代」が30.1%となっています。

子どもの数は「1人」が49.9%、「2人」が36.8%となっており、就学状況は「小学生」が33.9%、「中学生」が23.3%、「高校生」が18.5%となっています。

②生活の悩み

【経済的な悩みが7割超、子どもの教育や仕事と子育ての両立が約5割】

現在の生活の悩みは、「経済的に苦しい」が74.5%となっており、次いで「子どもの教育のこと」(51.2%)、「仕事と子育ての両立が難しい」(45.4%)となっています。

また、両親や親族等から受けている援助は、「子どもが病気の時の世話」が36.1%で最も多く、次いで「日常の家事援助」(35.4%)、「日常の子どもの世話」(32.5%)となっています。一方で「援助を受けていない」が51.7%となっています。

③養育費と面会交流について

【養育費の取り決めをしているのは6割超】

離別している場合、養育費について「取り決めをしている」のは63.6%で、平成30年度調査より16.2ポイント増加しています。そのうち「取り決め通りに支払われている」「ほぼ、取り決め通りに支払われている」割合は62.2%となっています。

【面会交流の取り決めをしているのは約4割】

夫又は妻と子どもとの面会交流について「取り決めをしている」のは42.3%で、そのうち「取り決め通りに実施されている」「ほぼ取り決め通りに実施されている」割合は58.8%となっています。

④保護者の就業状況

【正社員、正規職員が44.3%、非正規職員が39.7%】

保護者の就業形態は、「正社員、正規職員」が44.3%である一方、「非正規職員、パート、アルバイト」が39.7%、「働いていない」が5.1%となっています。また、仕事に就いていない主な理由は、「自分が働ける健康状態ではない」が53.2%、「子どもを預ける場所がない」が10.6%となっています。

⑤資格や免許等の取得について

【資格や免許等の取得者が7割超】

資格や免許等を取得しているのは7割超であり、その内容は「普通または大型自動車第二種免許」(33.7%；普通自動車は第一種免許と誤認の可能性あり)のほか、「簿記」(12.3%)、「介護職員初任者研修(ホームヘルパー等)」(10.4%)、「パソコン関係」(8.3%)などとなっています。

⑥ひとり親家庭への支援について

【ひとり親家庭への支援制度の認知度は低い】

ひとり親家庭への支援制度について知っているものは、「母子・父子自立支援員による就業・資金・家庭等の相談」が49.5%、「弁護士による養育費相談」が31.9%「自立支援教育訓練給付金」が30.1%となっています。「グリーンケア」「高卒認定試験合格支援」「電話相談」「家庭生活支援員の派遣」を知っている人は1割に満たない状況です。

【子どもの学習支援や住宅面の支援を望む声が多い】

市が優先的に取り組むべき支援策は、「お子さんの学習支援」が57.0%で最も多く、次いで、「住宅面での支援」(54.4%)、「保護者の疾病や育児疲れのときに、子どもを預かってくれる場所の充実」(34.5%)となっています。

7 ヤングケアラーに関する実態調査結果（概要）

（1）調査の目的

学校や家庭での生活の中で抱える悩みや困りごとなどに対する設問を通じ、支援が必要と思われる児童生徒（ヤングケアラー）の状況を調査するとともに、今後それらを解決するために必要な支援策を検討するために実施しました。

調査対象	千葉市立学校の小学5年、中学2年、高校1・2年の児童生徒		
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット（端末（ギガタブ）、パソコン、スマートフォン等で、回答を得た） ・郵送による配布・回収 		
実施期間	令和4年1月24日～2月7日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	16,991件	2,977件	17.52%

（2）調査結果の概要

①世帯状況

小学生では、性別は「女性」が53.4%、「男性」が44.6%、同居者は「お母さん」が98.3%、「お父さん」が89.5%、「兄・姉」が45.8%、「弟・妹」が35.7%となっています。また、世帯構成は「二世帯世帯」が83.3%、「三世帯世帯」が8.3%、「ひとり親家庭」が7.3%となっています。

中学生・高校生では、性別は「女性」が56.1%、「男性」が40.9%、同居者は「母親」が97.4%、「父親」が86.4%、「弟・妹」が42.2%、「兄・姉」が41.2%となっています。また、世帯構成は「二世帯世帯」が78.2%、「三世帯世帯」が9.9%、「ひとり親家庭」が10.5%となっています。

②家族の世話の状況

【世話をしているのは、小学生7.3%、中学生6.8%、高校生2.0%】

世話をしている家族がいるのは、小学生では7.3%、中学生では6.8%、高校生では2.0%となっています。

世話を必要としている家族は、小学生・中学生・高校生のいずれも「兄弟姉妹」が最も多く、次いで「母親」「父親」となっています。

小学生の世話を必要としている家族の状況は、兄弟姉妹が「幼い」が59.7%、「介護（食事や身の回りのお世話）が必要」が6.5%、「病気」「身体障害」が3.2%、父母が「『こころの病気』や『依存症』以外の病気」が9.3%、「介護（食事や身の回りのお世話）が必要」が7.0%、「日本語が苦手」が4.7%となっています。中学生・高校生の世話を必要としている家族の状況は、家族が「幼い」が34.9%、「知的障害」が11.6%、「高齢（65歳以上）」が8.1%となっています。

また、世話を始めた平均年齢は、小学生では7.3歳、中学生では10.1歳、高校生では8.8歳、平日1日あたりに世話に費やす時間は、小学生では平均3.4時間、中学生では2.8時間、高校生では2.3時間となっています。

③家族の世話による子どもへの影響について

【自分の時間や勉強の時間、眠る時間などに影響あり】

世話をしているために、やりたいけれどできていないことは、小学生・中学生・高校生のいずれも「自分の時間が取れない」「宿題など勉強する時間がない」「眠る時間がたりない」「友人と遊ぶことができない」が多くなっています。

④周りの人の支援について

【家族の世話について相談した経験がある子どもは2割以下】

家族の世話について相談した経験があるのは、小学生では19.3%、中学生では19.0%、高校生では0.0%となっています。

また、相談した経験がない回答者のうち、世話について話を聞いてくれる人がいるのは、小学生では60.9%、中学生では45.5%、高校生では66.7%となっています。

【自由に使える時間や、勉強のサポート、進路相談が望まれている】

学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援について、小学生では「自由に使える時間がほしい」「勉強を教えてほしい」「自分のことについて話を聞いてほしい」が多くなっています。中学生・高校生では「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」「自由に使える時間がほしい」「進路や就職など将来の相談にのってほしい」が多くなっています。

⑤ヤングケアラーの認知について

【ヤングケアラーという言葉を知ったことがないのは約5割】

自分がヤングケアラーにあてはまると思うのは、中学生では1.2%、高校生では0.7%となっています。

ヤングケアラーの認知度について、「聞いたことがあり、内容も知っている」が33.2%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が16.7%となっている一方、「聞いたことはない」が48.6%となっています。

【ヤングケアラーに必要なサポートは、困ったときの相談先や自由時間の確保など】

ヤングケアラーに対して必要なサポートについて、中学生・高校生では「家族の病状が悪化するなど困ったときに相談できる人や場所があること」が50.3%、「ヤングケアラーの自由になる時間が増えるようなサポートがあること」が44.8%、「信頼して見守ってくれる大人や友人がいること」が43.6%、「ヤングケアラーの代わりに家事やケアをしてくれる人がいること」が43.1%となっています。

⑥自分の意見の表明について

【つらく困ったことを言えているのは、小学生・中学生で6割超、高校生で7割超】

つらく困った時には、家族や先生、友人などに、我慢せずに意見を言えているかどうかについて、「言えている」「まあまあ言えている」を合わせた割合は、小学生では66.4%、中学生では65.1%、高校生では74.2%となっています。

8 「(次期) 千葉市こどもプラン」策定に係るアンケート調査結果(概要)

(1) 調査の目的

子育て環境などの実態やニーズを把握し、本市の子育て施策をより良いものとするために実施しました。

調査対象	①千葉市在住でこどもを養育していない16歳～25歳(平成9年8月2日～平成19年8月1日生まれ)から無作為抽出した若者 ②千葉市在住の子育て世帯の保護者(父、母、祖父、祖母など)		
調査方法	インターネット (①は二次元バーコードを記載した依頼文を郵送、②は子ども医療費助成受給券の送付封筒に二次元バーコードを記載したほか、各種健診(4か月健診など)の案内への同封や地域子育て支援拠点等に配架をしたチラシに二次元バーコードを記載し、回答を得た)		
実施期間	①令和5年7月24日～8月31日 ②令和5年7月24日～9月18日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	① 4,968件	1,031件	20.75%
	② 70,649件*	4,668件	6.61%*

※より多くの回答を確保するため、様々な方法によりアンケートの周知を行っていますが、配布数及び有効回収率は、子ども医療費助成受給券の発送数を基にしています。

(2) 若者対象の調査結果の概要

①回答者の属性

性別は「女性」が58.7%、「男性」が40.3%、年齢は「23歳」が14.5%、「24歳」が14.5%、「22歳」が12.9%となっています。

配偶者がいるのは5.6%で、そのうち「女性」は74.1%、「男性」は25.9%となっています。

②結婚に関する希望と支援策

【結婚の希望は約8割、支援策は賃金の底上げや経済的負担の軽減などが望まれる】

配偶者のいない方では、約8割の方が今後結婚を「したい」と考えており、結婚(事実婚を含む)を促進するために有効だと思う支援策は、「賃金の全体的な底上げ」(60.6%)が最も多く、次いで、「結婚後の生活に係る経済的負担の軽減」(49.7%)、「安定した家計を営めるような支援」(42.5%)となっています。また、男性では「出会いの機会の創出」が32.0%、女性では「共働きを続けられるような職場環境の充実」が38.2%となっています。

③子どもを持つことへの希望と現状

【現実的に持つであろう子どもの人数は、理想より少ない傾向】

理想の子どもの人数は、「2人」が52.5%、「3人」が13.3%、「1人」が8.1%となっている一方、「持ちたいと思わない」が21.8%となっています。

現実的に持つであろう子どもの人数は、「2人」が36.4%、「1人」が26.1%、「3人」が3.7%となっており、「持たないと思う」が30.3%となっています。

現実的に持つであろう子どもの人数が理想より少ない理由は、「経済的に余裕がないから」(72.4%)が最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいと思うから」(43.6%)、「子育ての身体的・精神的な負担が大きいと思うから」(33.3%)となっています。

④子育て支援策について

【仕事と子育ての両立のために、希望通りの産休や育休の取得、保育園の入園などが望まれる】

仕事と子育てを両立するためであればよいと思うことは、「希望通り産休や育休が取得できる」(40.4%)が最も多く、次いで「保育園などへの入園の見通しが立つこと」(37.4%)、「勤務時間に関する制度の充実」(33.3%)となっています。

【少子化対策には、経済対策や妊娠・出産の支援体制の整備を望む声が多い】

少子化対策として有効だと思う支援策は、「賃金の全体的な底上げ」(58.6%)が最も多く、次いで「安定した家計を営めるような支援」(37.2%)、「妊娠・出産の支援体制の整備」(32.6%)となっています。

⑤市の子育て環境について

【千葉市は子育てしやすいまちだと思うのは6割超】

千葉市は子育てしやすいまちかどうかについては、「どちらかというと思う」(56.5%)が最も多く、「そう思う」(8.3%)と合わせて64.8%の方が子育てしやすいまちだと思っています。その主な理由は「海、緑、公園が多い」(57.5%)、「動物公園などの子ども向けレジャー施設が多い」(29.3%)、「子どもたちが安心して遊べる場所が身近にある」(21.1%)となっています。

また、「どちらかというと思わない」「そう思わない」は合わせて35.2%で、その主な理由は「高校や大学などへの進学に係る費用の経済的支援が充実した環境がない」(54.5%)、「医療費助成などの経済的支援が充実した環境がない」(40.8%)となっています。

(3) 保護者対象の調査結果の概要

①回答者の属性

同居する25歳以下の子ども的人数は「2人」が45.5%、「1人」が38.1%、「3人」が13.2%となっており、そのうち「未就学児（3歳以上）」は49.2%、「未就学児（3歳未満）」は44.9%、「小学生（1～3年生）」は24.6%となっています。

就労状況は、「父」と答えた方は「フルタイム（育休などでない）」が92.9%、「母」と答えた方は「フルタイム（育休などでない）」が37.6%、「パートなど（育休などでない）」が28.0%となっており、両親が共にフルタイムで働いているのは49.2%、フルタイムとパートタイムで働いているのは29.4%、フルタイムと就労をしていないのは20.9%となっています。

②子どもを持つことへの希望と現状について

【現実的に持つであろう子ども的人数は、理想より少ない傾向】

理想の子ども的人数は、「2人」が49.6%、「3人」が37.8%、「1人」が6.0%となっています。

現在の子ども的人数が理想より少ない理由は、「経済的に余裕がないから」（52.3%）が最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいから」（40.7%）、「子育ての身体的・精神的な負担が大きいから」（34.6%）となっています。

③子育て支援策について

【仕事と子育ての両立に、子どもを預けられる体制、保育園の入園などが望まれる】

仕事と子育てを両立するためであればよいと思うことは、「いざというときに理由を問わず子どもを預けられるサポート体制」（59.6%）が最も多く、次いで「送迎のしやすい保育園などへ入園できる環境」（38.9%）、「勤務時間に関する制度の充実」（35.1%）となっています。

【少子化対策には、教育費や家計の負担軽減を望む声が多い】

少子化対策として有効だと思う支援策は、「賃金の全体的な底上げ」（49.6%）が最も多く、次いで「教育費負担の軽減（給食費、塾・習い事など）」（33.6%）、「安定した家計を営めるような支援」（31.6%）の順となっています。

【子育て環境としては、子どもを預けられる施設の確保や病児保育の広域連携などが望まれる】

子育てをする上であれば利用したいと思うものは、「休日に、理由を問わず子どもを預けられる施設など（未就学児）」（57.3%）が最も多く、次いで「休日に、理由を問わず子どもを預けられる施設など（小学生）」（43.0%）、「病児保育の広域連携（他市の病児保育施設を利用できるようになる）」（36.9%）となっています。

④市の子育て環境について

【千葉市は子育てしやすいまちだと思うのは5割超で、若者を下回る】

千葉市は子育てしやすいまちかどうかについては、「どちらかというと思う」(47.6%)が最も多く、「そう思う」(6.7%)と合わせて54.3%の方が子育てしやすいまちだと思っています。その主な理由は「海、緑、公園などが多い」(47.9%)、「医療費助成などの経済的支援が充実した環境がある」(35.9%)、「保育園などの利用希望者が利用できる環境がある」(27.0%)となっています。

また、「どちらかというと思わない」「そう思わない」は合わせて45.7%で、その主な理由は「医療費助成などの経済的支援が充実した環境がない」(55.9%)、「高校や大学などへの進学に係る費用の経済的支援が充実した環境がない」(51.9%)、「困った時や緊急時に、安心して子どもを預けられる環境がない」(33.0%)となっています。

9 (仮称) 千葉市子ども基本条例アンケート調査結果 (概要)

(1) 調査の目的

社会全体で子どもや子育て家庭を支援する機運の醸成に資する条例とするため、当事者である子どもや若者をはじめ、広く市民の意見等を聴き、可能な限り反映できるよう、実施しました。

調査対象	千葉市在住・在勤・在学の小学生以上の方
調査方法	入力フォーム（千葉市子ども企画課ホームページ内、学校用タブレット端末）、PDF、紙媒体 （市立小・中学校等については、区ごとに抽出校を選定し、各学校において専用端末により調査を実施するとともに、その保護者に対して連絡システムを活用して回答を依頼した。抽出校以外と市立高校については、各学校を通じて児童生徒と保護者へWebアンケートの周知を行った。市立養護学校、第二養護学校、高等特別支援学校については、アンケート用紙により調査を実施した。その他については、本市のホームページやSNSでの広報のほか、関係団体等を通じ周知を行い回答を得た）
実施期間	令和5年10月16日～12月8日
回収状況	回収数
	(1)小学1～3年生 2,505件 (2)小学4～6年生 2,607件 (3)中学生～18歳程度 3,246件 (4)18歳程度までの子どもを養育していない19歳から29歳 70件 (5)18歳程度までの子どもを養育していない30歳以上 156件 (6)18歳程度までの子どもを養育している方 13,009件 (7)子ども・若者に関する施設職員 2,017件

※より多くの回答を確保するため、様々な方法によりアンケートの周知を行ったことから、回収数のみ記載しています。

(2) 調査結果の概要

① 子どもの家や学校での困りごとについて

【塾や習い事での多忙、勉強や宿題、障害への助けで困っていることが多い】

小学1～3年生及び小学4～6年生、中学生～18歳程度では、家での生活で困っていることがあるのは約3割で、「塾や習い事で忙しい」「必要な物・欲しい物があっても我慢している」「家族からよく叱られる」「暴力や暴言等を受けている」が多くなっています。学校生活で困っていることがあるのは約3割で、「勉強が難しくてわからない」「宿題が多く大変」「困ったときに、誰に相談したらいいかわからない」が多くなっています。

市立養護学校及び市立高等特別支援学校通学者では、家での生活で困っていることがあるのは約3割で、「障害等があり助けが必要なときに助けてもらえない」「おこづかいや生活費が不十分」「必要な物・欲しい物があっても我慢している」が多くなっています。学校生活で困っていることがあるのは約2割で、「困ったときに、誰に相談したらいいかわからない」が多くなっています。

②子どもの困りごとの相談について

【自分の気持ちを伝えるときに困っている子どもは、年代が高いほど多い傾向】

自分の気持ちを伝えるときに困っているのは、小学1～3年生及び小学4～6年生では3割超、中学生～18歳程度では約4割、市立養護学校通学者では2割弱、市立高等特別支援学校通学者では5割以上となっています。

困っていても誰にも相談しない理由として、小学1～3年生及び小学4～6年生では「自分で解決したい」「自分の気持ちを話すことが恥ずかしい」「相手に悪い」「相談しても無駄だと思う」、中学生～18歳程度では「信頼できる相談相手がない」、市立養護学校通学者では「障害等によって自分で話をすることができない」など、市立高等特別支援学校通学者では「相談できる場所を知らない」「前に相談して解決しなかった」などが多くなっています。

③学校のルールづくりやまちづくり等への子ども・若者の参画について

【中学生～18歳程度では、子ども自身に関わることに意見を伝える必要があると考えているのは8割以上】

学校のルールづくりやまちづくり等に関して子どもが意見を伝えることについて、小学4～6年生では、子ども自身に関わることについては5割以上、子ども自身に関わることでなくても3割以上が意見を伝える必要があると回答しています。中学生～18歳程度では、子ども自身に関わることについては8割以上、子ども自身に関わることでなくても積極的に関わるべきという回答が約5割となっています。

また、市立高等特別支援学校通学者では、子ども・若者に関することでも積極的に関わるべきという回答が約4割、関わっても変わりはないから積極的に関わる必要はないという回答が約2割となっています。

【子どもを養育していない若者及び大人では、子ども自身に関わることに意見を伝える必要があると考えているのは約5割】

学校のルールづくりやまちづくり等に関して子どもが意見を伝えることについて、子どもを養育していない若者（19～29歳）及び大人（30歳以上）では、子ども自身に関わることについては約5割、子ども自身に関わることでなくても積極的に関わるべきという回答が4割超となっています。

④施設における権利擁護について

【子ども・若者の権利が十分守られていないと思う施設職員は約3割】

施設職員に所属する施設における権利擁護の状況について尋ねたところ、生きる権利・育つ権利が「とても守られている」のは5割以上だったのに対し、参加する権利が「とても守られている」のは約4割で、守られていないという回答もみられています。

また、子ども・若者の権利が「十分守られており、現状のままで問題ない」のは4割超、「十分守られていないと思う」のは約3割、「権利意識が高くなりすぎて、むしろ子ども・若者の成長によくない」が約1割となっています。

10 パブリックコメント手続の実施結果（概要）

広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して「千葉市こども・若者プラン」を策定するためにパブリックコメント手続を実施しました。

（１）募集期間

（２）資料の閲覧及び配布

（３）募集方法

（４）募集結果

①提出者数：●人 ②意見総数：●件

③提出方法：電子メール●件、郵送●件、FAX●件、持参●件

（５）項目別の意見数・計画への反映数

	件数	計画への 反映数
1 総論	-	-
2 各論	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
その他	-	-
合計	-	-

（６）市の対応状況

①計画に意見を反映する：●件

②意見・要望として今後の参考にする：●件

千葉県子ども・若者プラン

発行 2025（令和7）年3月

編集千葉県子ども未来局子ども未来部子ども企画課

住所〒260-8722 千葉県中央区千葉港1-1

電話 043-245-5178（直通）FAX043-245-5547
